
市 政 概 要

令和 8 年版

松 本 市 議 会

松本市民憲章

(昭和 52 年 10 月 24 日議決)

松本市は、北アルプスの山なみと城の風姿に
象徴される美しいまちです。

私たちは、このふるさとに誇りをもち、幸せで
豊かなまちづくりをめざして、つぎの三つの願い
を貫きます。

- 1 松本市民は、おたがいの連帯感をつよめ、
自由と自治を尊重しましょう。
- 1 松本市民は、人間性をつちかう教育を重んじ、
文化をたいせつにしましょう。
- 1 松本市民は、自然を愛し、まちの緑とすんだ
川を守りましょう。

目

次

松本市民憲章

1 市 勢

1	沿革	1
2	位置・面積	1
3	市制施行	1
4	人口	2
5	合併等の状況	5
6	都市宣言	5
7	姉妹都市・友好都市等	7

2 議 会

1	議員定数	11
2	党派・会派別議員	11
3	本会議	11
4	委員会構成及び所管事項	12
5	委員会開催状況	12
6	その他の会議開催状況	12
7	請願・陳情審査件数	13
8	議員報酬等	13
9	行政視察旅費	13
10	政務活動費	13
11	議員研修会	14
12	姉妹都市交流	14
13	政策提言	14
14	議会報告会	14
15	議会発行の刊行物	15
16	会議等の放送	15
17	行政視察受入状況	16
18	議会図書室	16
19	本会議・委員会会議録	16
20	議会事務局の組織	16
21	歴代正副議長	17

3 総合戦略

1	歴代三役・名誉市民	19
2	松本の「シンカ」をめざして	22
3	庁議の運営	24

4	地元県議会議員への要望	24
5	過疎及び辺地対策	25
6	民間との共創の推進	25
7	広域行政	25
8	広域連合	26
9	広報	26
10	D X ・デジタル化の推進	27
11	えきしろ空間活性事業	29
12	松本城三の丸エリア整備事業	29
13	公共空間利活用	30
14	歴史的風致維持向上計画	31
15	世界に冠たる山岳リゾートの実現	31
16	観光地利用者数	32
17	観光関係団体補助	33
18	いがやレクリエーションランド	33
19	乗鞍高原湯けむり館	34
20	上高地アルペンホテル	34
21	上高地食堂	35
22	徳沢ロッジ	35
23	焼岳小屋	35
24	アクティブプラザ・アルプスの郷	36
25	白骨温泉公共野天風呂	36
26	長野県乗鞍自然保護センター	37
27	野麦峠スキー場	37
28	奈川高ソメキャンプ場	38
29	奈川ウッディ・もっく	39
30	野麦峠オートキャンプ場	40
31	乗鞍観光センター	40
32	岳都・松本「山岳フォーラム」	41
33	「山の日」四方山祭り i n 上高地	42
34	乗鞍ゼロカーボンパーク推進事業	42
35	中部山岳国立公園南部地域 広域観光推進事業	42
36	上高地対策事業	43
37	上高地保存活用推進事業	44
38	上高地焼岳火山対策事業	45
39	ふるさと起業家応援事業	45
40	まつもと暮らし誘致プロジェクト	46
41	ふるさとまつもと寄附金推進事業	47

4 住民自治

目

1	地域づくりの推進	49
2	町会	51
3	地区福祉ひろば事業	51
4	防犯灯設置等及び管理補助事業	52
5	市民協働の推進	53
6	市民生活総合相談窓口	54
7	消費生活政策	55
8	広聴事業	56
9	オンライン窓口の利用推進	57
10	戸籍・住民票関係事務処理件数	57
11	社会保障・税番号制度関係事業	57
12	年金の概要	58
13	人権啓発推進事業	58
14	男女共同参画推進事業	59
15	多文化共生推進事業	60
16	平和推進事業	61

5 総 務

1	松本市組織表	63
2	行政改革	66
3	包括外部監査	69
4	行政不服審査制度	69
5	情報公開制度	69
6	松本市文書館	70
7	職員定数と配置数	71
8	特別職の職員等の給料・報酬	72
9	職員給与	75
10	職員旅費	76
11	職員研修	76
12	市役所新庁舎建設計画の推進	77
13	公共施設等マネジメントの推進	78
14	選挙	79

6 財 政

1	令和 8 年度会計別歳入歳出予算額	81
2	令和 8 年度一般会計歳入歳出予算額	82
3	令和 6 年度決算状況	85
4	松本市の財務諸表(令和 6 年度決算)	88
5	財産	90
6	市役所庁舎	90

次

7	工事請負契約及び物品購入契約	90
8	市税	91
9	納税意識の高揚と期限内納税の促進	94

7 危機管理

1	防災	96
2	国民保護	100
3	防犯	100

8 健康福祉

1	介護保険事業計画・高齢者福祉計画	101
2	介護保険事業	104
3	高齢者福祉事業	106
4	老人福祉施設等	110
5	市で設置している介護老人保健施設及び通所介護施設	111
6	総合社会福祉センター	112
7	生活保護	112
8	生活困窮者自立支援事業	113
9	エアコン設置促進事業	114
10	障がい者福祉事業 (健康福祉部関係予算分)	115
11	障がい者(児)の状況	117
12	障害福祉サービス	118
13	障がい者施設	119
14	医療費助成制度(福祉医療)	120
15	見舞金支給事業	120
16	手当等の概要	121
17	国民健康保険事業	121
18	後期高齢者医療制度	124
19	松本市小児科・内科 夜間急病センター	125
20	診療所管理運営	126
21	救急医療	127
22	災害医療	128
23	中信地域出産・子育て 安心ネットワーク	129
24	予防接種	129

目

25	保健衛生	131
26	医療の安全確保	136
27	保健予防	137
28	食品・生活衛生	138
29	地域福祉事業	141
30	民生委員・児童委員	144
31	社会福祉協議会	144
32	社会福祉法人及び 社会福祉施設等の指導監査	145

9 こども若者

1	心身障がい児福祉事業 (こども若者部関係予算分)	147
2	障がい児の状況 (令和8年3月31日現在)	148
3	心身障害児施設	148
4	保育園・幼稚園・認定こども園 ・地域型保育施設	148
5	児童館・児童センター	151
6	放課後児童対策	152
7	児童遊園	154
8	地域子育て支援センター	154
9	病児・病後児保育事業	157
10	ながの子育て家庭優待パスポート事業、 多子世帯応援プレミアムパスポート事業	158
11	ファミリー・サポート・センター事業	158
12	子育てサポーター訪問事業	159
13	子育て支援クーポン事業	159
14	産後ママ家事支援サービス事業	160
15	安心子育て応援事業	160
16	こんにちは赤ちゃん事業	160
17	松本市インクルーシブセンター事業	161
18	教育相談	162
19	児童手当等給付事業	163
20	母子・父子・低所得世帯福祉事業	164
21	母子生活支援施設	164
22	医療費助成制度(福祉医療)	165
23	こども家庭センター	166
24	ヤングケアラー支援事業	167
25	青少年の健全育成	167

次

26	子どもの権利推進事業	168
27	青少年育成センター	170
28	子どもの支援・相談スペース はぐルッポ設置・運営事業	170
29	若者の地域・社会参画の推進	171
30	ハタチの記念式典開催事業	171
31	結婚支援事業	172
32	結婚新生活支援事業補助金	172
33	奨学金返還支援事業補助金	173
34	青少年ホーム事業	173

10 環境エネルギー

1	環境基本計画	174
2	ゼロカーボン推進事業	174
3	食品ロス削減事業	176
4	環境教育事業	177
5	e c o オフィスマつもと認定事業	178
6	環境保全対策	178
7	葬祭事業	181
8	霊園	181
9	広域葬祭センター	182
10	ポイ捨て防止及び不法投棄防止対策	182
11	環境衛生事業	183
12	清掃事業	185
13	廃棄物処理施設	188
14	産業廃棄物処理業等の許認可	193
15	一般廃棄物処理業等の許認可	193
16	使用済自動車の再資源化等に 関する法律による許可及び登録	193
17	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の 処分に関する指導	193
18	監視指導	194
19	鳥獣被害対策事業	194
20	森林造成事業	195
21	森林再生活用事業	195
22	市民の森整備事業	196
23	木材利用推進事業	196
24	森林環境譲与税と森林経営管理制度	197
25	林道整備事業	198
26	林業関係施設一覧	198
27	森林組合	199

目

次

28	行政事務組合	199
----	--------	-----

11 産業振興

1	商工業の状況	200
2	商工業振興助成事業	203
3	商店街の活性化	204
4	創業支援事業	204
5	空き店舗活用事業	206
6	商店街空き店舗改装支援事業	207
7	まちなかトライアル事業	208
8	まちなか賑わい創出事業	209
9	大型店対策	209
10	中小企業金融対策	210
11	計量	212
12	市営松本城大手門駐車場	213
13	市営中央西駐車場	214
14	市営中央駐車場	215
15	工業ビジョンの推進・（一財）松本 ものづくり産業支援センター	216
16	製造業等活性化支援事業	217
17	製造業等販路拡大支援事業	217
18	製造業等人材育成事業	217
19	地場産業振興事業	218
20	ものづくり伝承事業	218
21	産学官連携事業	218
22	スタートアップ推進事業	219
23	松本商工会議所	219
24	健康産業の推進・ （一財）松本ヘルス・ラボ	219
25	工業団地	220
26	労働者の現況	221
27	技能功労者褒賞	222
28	職業・労働相談	223
29	勤労者心の健康相談	223
30	若者職業なんでも相談	223
31	労働相談支援事業	223
32	勤労者資金融資	224
33	若者と女性に選ばれる 職場環境づくり推進事業	224
34	ものづくり人材育成事業	225
35	（一財）松本市勤労者共済会	225

36	松本市勤労者福祉センター	226
37	土地利用計画	227
38	農家戸数	227
39	経営耕地面積（農業経営体）	228
40	経営所得安定対策	228
41	農業生産振興事業	228
42	中山間地域等直接支払事業	229
43	利用権設定等促進事業	229
44	土地利用型経営規模拡大 奨励金交付事業	230
45	新規就農者育成対策事業	230
46	新規就農者育成総合対策 （旧農業次世代人材投資事業）	231
47	新規就農者住宅支援事業	232
48	梓川果樹産地新規就農者支援事業	232
49	集落営農活性化プロジェクト促進事業	232
50	松本市未来を担う 農業経営者支援事業	233
51	経営継承・発展支援事業	234
52	スマート農業推進事業	234
53	環境負荷低減・土づくり推進事業	235
54	中部縦貫自動車道（松本波田道路） 関係地区農業生産振興事業	235
55	JA 松本ハイランド ライスセンター再編事業	236
56	鳥獣被害対策事業	236
57	農畜産物販売促進事業	237
58	松本市遊休荒廃農地対策事業	238
59	健康生きがい市民農園事業	238
60	農業課題等の解決に向けたプラットフォーム 「活かす農まつもと」の設置・運営	238
61	クライנגルテン事業	239
62	農業協同組合	240
63	公設地方卸売市場の概要	240
64	土地改良事業（県営・団体営）	241
65	多面的機能支払交付金事業	241
66	農業関係施設一覧	242
67	行政事務組合	244
68	農業委員会	245

目

次

12 文化観光

1	観光戦略の取組み	246
2	観光関係団体補助	252
3	(一社) 松本観光 コンベンション協会	252
4	日本アルプス観光連盟	253
5	城下町松本フェスタ事業	253
6	観光地利用者数	254
7	松本駅客数	255
8	三城いこいの広場	255
9	美ヶ原温泉駐車場	255
10	美ヶ原温泉テニスコート	256
11	浅間温泉会館(ホットプラザ浅間)	256
12	ふれあい山辺館	257
13	長野県美ヶ原自然保護センター	257
14	梓川地域休養施設(松香寮)	258
15	梓水苑	259
16	竜島温泉せせらぎの湯	259
17	波田特産品直売所	260
18	まつもと市民芸術館	260
19	音楽文化ホール	261
20	鈴木鎮一記念館	262
21	波田文化センター	262
22	世界遺産登録推進事業	263
23	東アジア文化都市事業	264
24	国際音楽祭事業	265
25	美術館	268
26	博物館	272
27	松本城の管理・活用	279
28	松本城の整備	281
29	松本市内の指定・登録等文化財状況	286

13 スポーツ

1	社会体育	287
2	社会体育施設	291

14 交通

1	信州まつもと空港	297
2	自転車の利用促進	298
3	交通安全対策	299

4	自転車の安全利用対策	301
5	交通安全施設の整備	303
6	都市計画道路の見直し	303
7	松本市総合交通戦略の推進	304
8	公共交通	305
9	渋滞対策事業	306
10	松本駅周辺交通ターミナル 機能強化事業	307

15 建設

1	市道の状況	308
2	市道認定等取扱路線数	308
3	私道舗装整備状況	308
4	市営住宅の概要	309
5	国道 19 号松本拡幅の整備促進	309
6	中部縦貫自動車道 及び国道 158 号の整備促進	310
7	地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路の整備促進	312
8	歩行空間あんしん事業	312
9	幹線道路の整備推進	313
10	奈良井川流域河川整備	314
11	土地利用	314
12	緑の基本計画	316
13	グリーンインフラ推進事業	317
14	空き家対策	317
15	住まいのゼロカーボン推進事業	318
16	都市公園	319
17	市街地整備事業	319
18	景観形成事業	320
19	建築確認	322
20	都市計画法に基づく開発許可件数	322
21	道路構造物定期点検事業	323
22	道路構造物長寿命化修繕事業	323
23	村井駅周辺整備事業	324
24	波田駅周辺整備事業	324
25	林道整備事業	325

目

次

16 上下水道

水道

1	水道事業の沿革	326
2	事業の概要	327
3	取水状況	327
4	有収水量及び原価等	327
5	水道事業比較損益計算書	328
6	水道料金及び分担金	328
7	松本地区水道施設耐震化事業	329
8	マイクロ水力発電事業	329

下水道

9	下水道事業の沿革	330
10	事業の概要	331
11	下水道事業比較損益計算書	331
12	水洗化状況	331
13	下水道受益者負担金 及び受益者分担金	332
14	水洗便所等築造資金 融資あっせん事業	332
15	下水道使用料	333
16	浄化センター	335
17	農業集落排水事業・ 小規模集合排水処理事業の概要	335
18	農業集落排水事業比較損益計算書	336
19	施設使用料	336

17 病 院

1	病院管理運営	337
---	--------	-----

18 教 育

「学都松本」	340
--------	-----

学校教育

1	市立学校	340
2	市立以外の学校	340
3	児童・生徒数等の推移	341
4	特色ある学校づくり	341
5	学都松本寺子屋事業	342
6	中学校部活動地域展開推進事業	343

7	学校施設整備事業	343
8	松本市美ヶ原少年自然の家	344
9	特別支援学級	345
10	私立学校補助	345
11	不登校児童生徒支援事業	346
12	「自立支援教員・学力向上推進教員」 配置事業	346
13	特別支援教育支援員配置事業	347
14	A L T（英語指導助手）配置事業	347
15	トライやるエコスクール事業	347
16	学校教育情報化推進事業	348
17	市立特別支援学校設置事業	349
18	学校給食	350

社会教育

19	社会教育関連施設	353
20	教育文化センター	354
21	生涯学習推進事業	356
22	あがたの森文化会館	357
23	池上百竹亭	358
24	ふれあいパーク乗鞍	359
25	公民館	359
26	町内公民館支援	360
27	中央図書館	363

19 広域消防

1	消防の概要	365
2	火災の概要	366
3	救急活動状況	366
4	ドクターカー運用状況	366
5	危険物施設数	367
6	防火対象物数・消防同意数	367
7	消防水利の状況	367
8	中高層建築物状況	368

1 市 勢

1 沿 革

日本の中央に位置する本市は、古代には信濃の国の国府が設けられ、深志と呼ばれた時代から当地方の政治、経済、文化の中心地として栄えました。松本の名称は、天正 10 年に小笠原貞慶が深志城へ入城し、松本城と名を改めた時から始まったといわれています。

松本城天守閣は、文禄から慶長の初め（約 430 年前）に石川数正・康長父子によって築城され、以来小笠原、戸田、松平、堀田、水野及び戸田（再）の城主を経て、明治維新に及びました。

また、産業の町としても古く、繊維、木工業が盛んで、当地方の産業の中心でした。戦前は、生糸がその主力を占めていましたが、戦後は、機械製造業、食品加工業及び木工業が主力となり、昭和 39 年 3 月に内陸唯一の松本諏訪地区新産業都市の指定を受けて以来、特に電機関連産業が急成長しました。

行政面では、明治 4 年 7 月の廃藩置県後、同年 11 月に筑摩県の県庁が置かれ、南深志町、北深志町に分かれていました。その後明治 9 年 8 月に長野県に合併されました。明治 22 年 4 月に松本町となり、明治 40 年 5 月に市制を施行し、その後周辺の村々との合併を経て、平成 17 年 4 月 1 日に四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の 4 村と、平成 22 年 3 月 31 日に波田町と合併を行い、平成 29 年 5 月には、市制施行 110 周年を迎えました。

そして、令和 3 年 4 月 1 日に中核市へ移行し、県から多くの権限を受ける中、新たなスタートを切りました。

2 位置・面積（平成 26 年 10 月 1 日現在）

- (1) 位 置 東経 137° 58' 19" 北緯 36° 14' 17"
- (2) 面 積 978.47 km²
- (3) 広 さ 東西 52.2 km 南北 41.3 km
- (4) 標 高 592.21m（基準：松本市役所）

3 市制施行

明治 40 年 5 月 1 日

4 人口

(1) 人口・世帯の推移

各年10月 1日現在

年次	面積	世帯数	人口				一人当たり 世帯人口	人口密度 〔1 km ² あたり〕	現市域から見た		備考
			総数	男	女	男女比 (女=100)			人口	人口増加率	
	km ²	世帯	人	人	人	人	人	人	人	%	
大正 9	12.17	10,256	49,999	24,456	25,543	95.7	4.88	4,108.4	134,337	-	第1回国勢調査
14	18.80	12,973	63,427	31,379	32,048	97.9	4.89	3,373.8	145,423	8.3	第2回国勢調査
昭和 5	18.80	14,485	72,141	35,129	37,012	94.9	4.98	3,837.3	155,152	6.7	第3回国勢調査
10	18.80	14,851	73,353	36,030	37,323	96.5	4.94	3,901.8	156,752	1.0	第4回国勢調査
15	18.80	15,174	72,795	34,490	38,305	90.0	4.80	3,872.1	155,477	△ 0.8	第5回国勢調査
22	19.87	18,655	84,258	39,879	44,379	89.9	4.52	4,240.5	184,334	18.6	第6回国勢調査
25	19.87	19,336	86,005	41,329	44,676	92.5	4.45	4,328.4	185,664	0.7	第7回国勢調査
30	214.85	30,925	145,228	71,047	74,181	95.8	4.70	676.0	189,783	2.2	第8回国勢調査
35	226.14	34,800	148,710	71,631	77,079	92.9	4.27	657.6	190,179	0.2	第9回国勢調査
40	226.20	39,789	154,131	73,840	80,291	92.0	3.87	681.4	196,940	3.6	第10回国勢調査
45	226.20	45,421	162,931	78,710	84,221	93.5	3.59	720.3	203,684	3.4	第11回国勢調査
50	264.30	55,007	185,595	89,886	95,709	93.9	3.37	702.2	214,735	5.4	第12回国勢調査
55	264.30	60,594	192,085	93,731	98,354	95.3	3.17	726.8	223,637	4.1	第13回国勢調査
56	264.30	61,159	192,769	94,075	98,694	95.3	3.15	729.4	224,381	0.3	
57	264.60	61,854	193,139	94,405	98,734	95.6	3.12	729.9	224,989	0.3	
58	264.60	62,529	193,829	94,850	98,979	95.8	3.10	732.5	225,959	0.4	
59	264.60	63,896	194,807	95,329	99,478	95.8	3.05	736.2	227,045	0.5	
60	264.60	64,192	197,340	96,803	100,537	96.3	3.07	745.8	229,917	1.3	第14回国勢調査
61	264.60	64,926	198,496	97,499	100,997	96.5	3.06	750.2	231,159	0.5	
62	264.60	65,765	199,211	97,875	101,336	96.6	3.03	752.9	232,011	0.4	
63	264.60	67,063	199,950	98,122	101,828	96.4	2.98	755.7	232,868	0.4	
平成 元	264.60	68,007	200,698	98,572	102,126	96.5	2.95	758.5	233,840	0.4	
2	265.86	69,060	200,715	98,851	101,864	97.0	2.91	755.0	233,756	△ 0.0	第15回国勢調査
3	265.86	70,457	202,011	99,642	102,369	97.3	2.87	759.8	235,244	0.6	
4	265.86	71,460	202,998	100,141	102,857	97.4	2.84	763.6	236,473	0.5	
5	265.86	72,510	203,707	100,498	103,209	97.4	2.81	766.2	237,397	0.4	
6	265.86	73,962	204,879	101,352	103,527	97.9	2.77	770.6	238,803	0.6	
7	265.87	75,899	205,523	101,764	103,759	98.1	2.71	773.0	239,539	0.3	第16回国勢調査
8	265.87	77,003	206,335	102,285	104,050	98.3	2.68	776.1	240,508	0.4	
9	265.87	78,086	206,801	102,508	104,293	98.3	2.65	777.8	241,117	0.3	
10	265.87	79,246	207,741	102,947	104,794	98.2	2.62	781.4	242,281	0.5	
11	265.87	80,379	208,377	103,212	105,165	98.1	2.59	783.8	243,010	0.3	
12	265.87	81,196	208,970	103,534	105,436	98.2	2.57	786.0	243,465	0.2	第17回国勢調査
13	265.87	82,384	209,816	104,058	105,758	98.4	2.55	789.2	244,560	0.4	
14	265.87	82,690	209,649	103,838	105,811	98.1	2.54	788.5	244,603	0.0	
15	265.87	83,223	209,147	103,417	105,730	97.8	2.51	786.7	244,194	△ 0.2	
16	265.87	83,603	208,599	103,151	105,448	97.8	2.50	784.6	243,743	△ 0.2	
17	919.35	89,266	227,627	112,083	115,544	97.0	2.55	247.6	242,541	△ 0.5	第18回国勢調査
18	919.35	90,017	227,580	112,056	115,524	97.0	2.53	247.5	242,548	0.0	
19	919.35	90,590	227,394	111,891	115,503	96.9	2.51	247.3	242,365	△ 0.1	
20	919.35	91,183	227,188	111,839	115,349	97.0	2.49	247.1	242,078	△ 0.1	
21	919.35	91,541	226,546	111,457	115,089	96.8	2.47	246.4	241,478	△ 0.2	
22	978.77	97,303	243,037	119,271	123,766	96.4	2.50	248.3	243,037	0.6	第19回国勢調査
23	978.77	98,346	243,439	119,473	123,966	96.4	2.48	248.7	243,439	0.2	
24	978.77	99,695	243,310	119,481	123,829	96.5	2.44	248.6	243,310	△ 0.1	
25	978.77	99,842	242,870	119,144	123,726	96.3	2.43	248.1	242,870	△ 0.2	
26	978.47	100,121	242,086	118,640	123,446	96.1	2.42	247.4	242,086	△ 0.3	
27	978.47	100,173	243,293	119,479	123,814	96.5	2.43	248.6	243,293	0.5	第20回国勢調査
28	978.47	100,867	242,848	119,306	123,542	96.6	2.41	248.2	242,848	△ 0.2	
29	978.47	101,619	242,065	118,903	123,162	96.5	2.38	247.4	242,065	△ 0.3	
30	978.47	102,404	241,132	118,463	122,669	96.6	2.35	246.4	241,132	△ 0.4	
令和 元	978.47	103,007	240,276	117,999	122,277	96.5	2.33	245.6	240,276	△ 0.4	
2	978.47	104,934	241,145	118,271	122,874	96.3	2.30	246.5	241,145	0.4	第21回国勢調査
3	978.47	105,619	240,226	117,874	122,352	96.3	2.27	245.5	240,226	△ 0.4	
4	978.47	106,608	239,460	117,537	121,923	96.4	2.25	244.7	239,460	△ 0.3	
5	978.47	107,412	238,559	117,168	121,391	96.5	2.22	243.8	238,559	△ 0.4	
6	978.47	108,185	237,304	116,474	120,830	96.4	2.19	242.5	237,304	△ 0.5	
7	978.47	108,803	235,639	115,626	120,013	96.3	2.17	240.8	235,639	△ 0.7	

⇒ DX推進本部 「国勢調査報告」「毎月人口異動調査結果報告」

- 注 (1) 昭和55年以降の人口は国勢調査年を除き、自然増減及び社会増減から割り出される推計人口です。
(2) 「現市域からみた人口」とは現在の市域に組み替えたときの数値です。

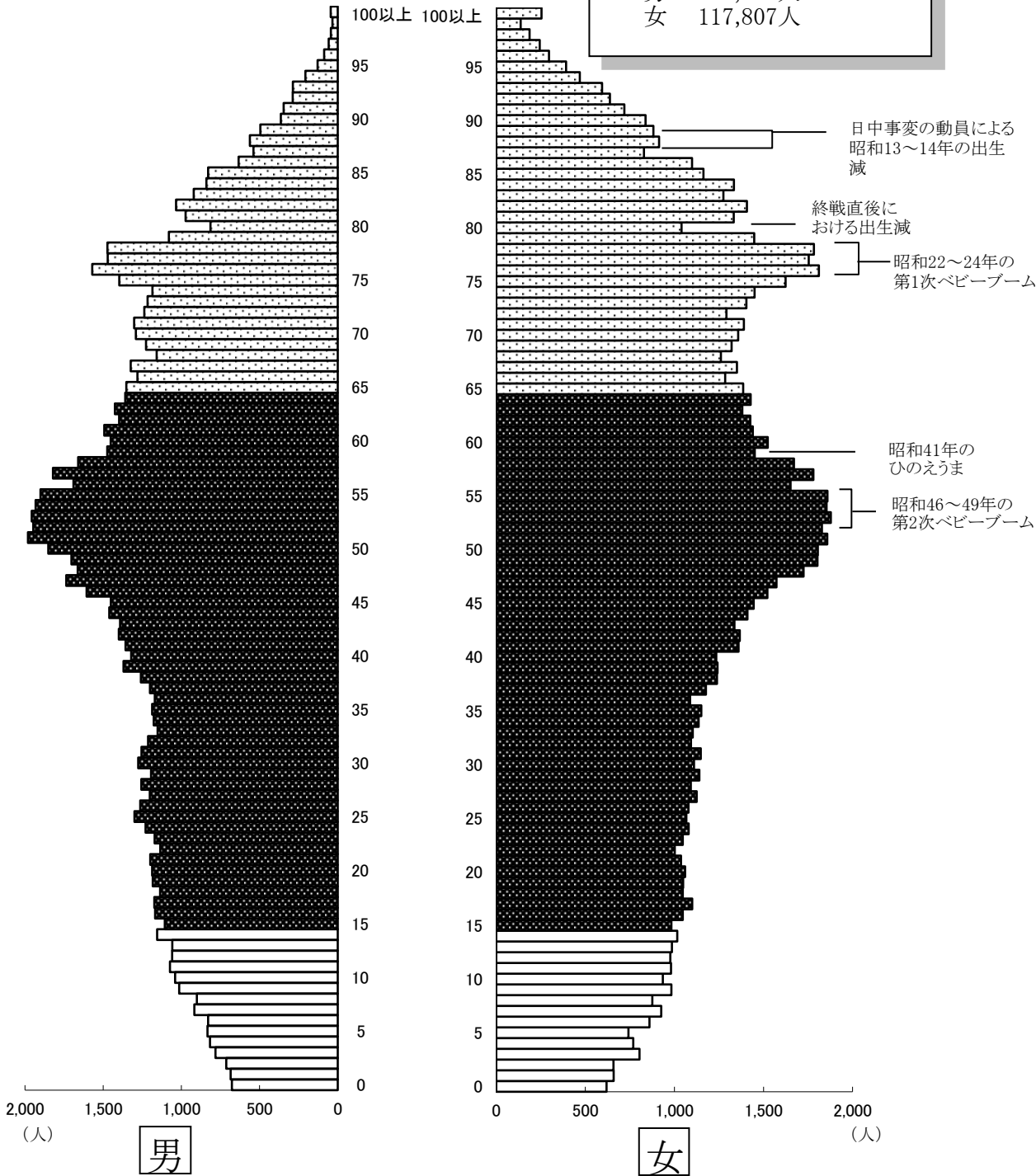
(2) 年齢別人口

老年人口 (65歳以上の人口)
生産年齢人口 (15～64歳の人口)
年少人口 (15歳未満の人口)

(歳)

松本市の年齢別人口
(令和8年4月1日現在 登録人口)

総数 231,046人
男 113,239人
女 117,807人



(3) 人口動態

年次 月次	月間増加数 (年間) (a)+(b)+(c)	自 然 動 態			社 会 動 態			そ の 他 (c)	推計人口 12月31日 現 在	
		出 生	死 亡	増 減 (a)	転 入	転 出	増 減 (b)			
		人	人	人	人	人	人	人	人	
2		△ 767	1,619	2,616	△ 997	9,547	9,188	359	△ 129	240,864
3		△ 1,002	1,588	2,692	△ 1,104	9,175	9,004	171	△ 69	239,862
4		△ 520	1,651	2,913	△ 1,262	10,075	9,246	829	△ 87	239,342
5		△ 973	1,447	2,921	△ 1,474	9,742	9,161	581	△ 80	238,369
6		△ 1,364	1,457	2,931	△ 1,474	9,389	9,208	181	△ 71	237,005
7		△ 1,741	1,322	3,039	△ 1,717	9,489	9,460	29	△ 53	235,264
R7	1月	△ 243	121	326	△ 205	501	534	△ 33	△ 5	
	2	△ 277	104	277	△ 173	545	645	△ 100	△ 4	
	3	△ 571	94	286	△ 192	2,139	2,514	△ 375	△ 4	
	4	80	114	254	△ 140	1,429	1,205	224	△ 4	
	5	△ 22	118	243	△ 125	694	582	112	△ 9	
	6	△ 108	102	246	△ 144	632	592	40	△ 4	
	7	△ 47	109	223	△ 114	715	643	72	△ 5	
	8	△ 178	118	204	△ 86	542	629	△ 87	△ 5	
	9	0	104	226	△ 122	668	542	126	△ 4	
	10	11	116	224	△ 108	668	546	122	△ 3	
	11	△ 201	112	243	△ 131	444	510	△ 66	△ 4	
	12	△ 185	110	287	△ 177	512	518	△ 6	△ 2	

→ DX推進本部「松本市人口統計」、長野県総合政策課「毎月人口異動調査結果報告」

(4) 産業別就業者人口

			平成22年国勢調査		平成27年国勢調査		令和2年国勢調査	
			人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
第一次産業	農 業	業	7,042		6,630		5,901	
	林 業	業	141		152		152	
	漁 業	業	8		12		8	
	小 計		7,191	5.9	6,794	5.6	6,061	5.1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業		23		20		30	
	建設業	業	8,893		8,509		7,919	
	製造業	業	19,261		19,859		18,974	
	小 計		28,177	23.1	28,388	23.4	26,923	22.6
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業		621		625		551	
	情報通信業		2,031		2,018		2,282	
	運輸業	業	—		—		—	
	運輸業、郵便業		5,868		5,454		5,456	
	卸売業、小売業		22,226		19,656		19,495	
	金融業、保険業		3,042		2,820		2,638	
	不動産業	業	—		—		—	
	不動産業、物品賃貸業		1,979		2,115		2,346	
	学術研究、専門・技術サービス業		3,258		3,214		3,188	
	飲食店、宿泊業		—		—		—	
	宿泊業、飲食サービス業		9,241		8,730		7,861	
	生活関連サービス業、娯楽業		4,474		4,159		4,080	
	医療、福祉		14,155		16,106		17,201	
	教育、学習支援業		5,688		5,819		6,074	
	複合サービス事業		1,035		1,296		1,231	
	サービス業（他に分類されないもの）		6,394		6,325		6,177	
	公務（他に分類されるものを除く）		3,751		3,699		3,748	
	小 計		83,763	68.6	82,036	67.5	82,328	69.2
分類 不 能			2,920	2.4	4,334	3.6	3,577	3.0
合 計			122,051	100.0	121,552	100.0	118,889	100.0

→ DX推進本部「国勢調査結果報告」

5 合併等の状況

合併前面積	合 併 状 況				合併後面積
	合併年月日	編入町村名	面 積	人 口	
12.17 km ²	大正 14 年 2 月 1 日	松 本 村	6.63 km ²	3,839 人	18.80 km ²
18.80	昭和 18 年 4 月 1 日	中 山 村 神 田	1.07	-	19.87
19.87	昭和 29 年 4 月 1 日	島内村・中山村・島立村	41.84	13,564	61.71
61.71	昭和 29 年 8 月 1 日	新 村 他 9 か 村	153.14	39,037	214.85
214.85	昭和 35 年 4 月 1 日	塩 尻 市 片 丘 区 北 内 田	11.29	1,531	226.14
226.14	昭和 36 年 4 月 1 日	塩 尻 市 片 丘 区 崖 の 湯	0.06	36	226.20
226.20	昭和 49 年 5 月 1 日	本 郷 村	38.10	12,801	264.30
264.30	昭和 57 年 4 月 1 日	塩 尻 市 と の 境 界 変 更	0.30	160	264.60
264.60	平成元年 11 月 10 日	国 土 地 理 院 の 公 告	1.26	-	265.86
265.86	平成 5 年 10 月 1 日	地形図修正による変更	0.01	-	265.87
265.87	平成 17 年 4 月 1 日	四賀村・安曇村・奈川村・梓川村	653.48	20,520	919.35
919.35	平成 22 年 3 月 31 日	波 田 町	59.42	15,355	978.77
978.77	平成 26 年 10 月 1 日	国 土 地 理 院 の 公 告	△0.3	-	978.47

注 新村他 9 か村とは和田村、神林村、笹賀村、芳川村、寿村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村です。
また、人口は必ずしも合併月日当日のものではありません。

6 都市宣言

○ 安全都市宣言

[昭和 37 年 3 月 29 日 宣言]

最近の我国産業経済活動は、経済の高度成長にともない、いちじるしい伸長を示しているが、これにともなって、交通災害、家庭災害、水、火災等各種災害は非常な勢いで増加しつつあり、大きな社会問題として真に憂慮すべきものがある。

特に、本市は、中部経済圏の有力な産業都市として発展期を迎えつつあるが、一方各種災害も年ごとに増加の一途をたどり、市民生活をおびやかしつつある現状で、今後益々激増するものと思われ、人命の尊重、経済的損失等市民経済の健全な発展の見地から看過できない現状である。

かかる事態に適切な対処をなし、交通、産業等各種災害の脅威から市民を守り安全を確保するため、市民における、安全組織の連けいのもとに、市民の総力を結集し、安全意識を高め、各種災害に対する安全施策を講じ、明るく住みよい都市建設を目標としてここに、松本市「安全都市」とすることを宣言する。

○ 公明選挙都市宣言

[昭和 38 年 3 月 7 日 宣言]

民主政治の基盤は選挙である。

従ってこの健全な発展を期するためには選挙が公明適正に行われなければならない。

しかるに、近時における選挙の在り方は、その理想に反し真に寒心に堪えないものがある。

このときにあたり、市民の代表である本市議会は、ここに決意を新たにするとともに、市民すべての熱意と希望を結集して、これが実現を期するために、松本市を公明選挙都市とすることを宣言する。

○ 心身障害者福祉都市宣言

[昭和 49 年 6 月 28 日 宣言]

松本市は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉を増進することを目標として住みよい環境づくりを行い、ここに「心身障害者福祉都市」とすることを宣言する。

- 1 すべての公共団体及びその機関は、心身に障害のある人々が安心して明るい生活が送れるよう積極的な施策を講じ、各種制度の新設や、施設、設備等の改善に努めるものとする。
- 2 すべての市民は、心身に障害のある人々に対する理解と認識を深めるとともに、親切心をもって福祉の増進に協力するよう努めるものとする。
- 3 すべての企業は、心身に障害のある人々の生活を容易にするため、施設、設備等の改善、雇用機会の増進等に努めるものとする。
- 4 すべての心身障害者は、その有する機能を積極的に活用することにより、障害をのりこえ、自ら進んで社会経済活動に参加するよう努めるものとする。

○ 部落解放都市宣言

[昭和 51 年 9 月 28 日 宣言]

人はだれでも自由と平等を願い健康で豊かな生活を求めている。そうであるのに、この当然の願いが因習や偏見のためにゆがめられ、いまなお差別されている人々や差別されている地域が存在している。部落差別があるかぎり松本に正しい意味の幸福は無い。未解放地区があるかぎり松本に正しい意味の文化は無い。われわれひとりひとりの正しい認識と理解と実践によって、部落の完全解放を実現しよう。部落問題の解決こそ人間のまことのはじまりであり、全市民のつとめである。

ここに、同和対策事業特別措置法の趣旨を守り、差別をなくして明るい住みよい松本市を築くために「部落解放都市」の宣言をする。

○ 音楽とスポーツ都市宣言

[昭和 60 年 9 月 26 日 宣言]

松本市民は、教育を重んじ、文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土をもっている。

いま、健康でやすらぎとうるおいのある市民生活が強く求められているとき、私たち市民は、この伝統と風土のもとに、音楽を愛し、スポーツに親しみ、真に活力と魅力ある郷土づくりを進めるため、ここに松本市を「音楽とスポーツ都市」とすることを宣言する。

○ 平和都市宣言

[昭和 61 年 9 月 25 日 宣言]

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

われわれは、平和を愛するすべての人々とともに、核兵器の廃絶と戦争のない明るい住みよいあすの郷土を願い、ここに「平和都市」の宣言をする。

○ 暴力追放都市宣言

[昭和 63 年 2 月 24 日 宣言]

松本市民は、教育と文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土にはぐくまれ、幸せで豊かなくらしとまちづくりをめざしている。

特に、暴力団の不法行為により、善良な市民生活が脅かされ、ふるさとの平和と安全がそこなわれることは断じて許されることではない。

私たち市民は、暴力団の反社会的行為をはじめとするすべての暴力の根絶をはかるため、全市民の総意により、ここに松本市を「暴力追放都市」とすることを宣言する。

○ <献血・献眼・献腎>三献運動推進都市宣言

[平成 9 年 3 月 13 日 宣言]

健康は、私たちすべての願いである。

病気やけがで、輸血を必要としている人がたくさんいる。また、視覚障害で視力を失った人や人工透析を続けている人がいる。これらの人々の根本的治療法は、角膜移植であり、腎臓移植である。

そのため、多くの人があたたかい善意の申出を待ち続けている。こうした願いをかなえるためには、献血・献眼・献腎の運動、三献運動の輪を大きく広げることが必要である。

私たち市民は、健康と生命を守る三献運動を推進し、共に支え合うあたたかいまち、健康で明るいまちを目指し、ここに松本市を「<献血・献眼・献腎>三献運動推進都市」とすることを宣言する。

○ 健康寿命延伸都市宣言

[平成 25 年 3 月 14 日 宣言]

健やかでいきいきと暮らすことは、私たちの共通の願いです。

そのためには、自らの心と体、そして、私たちが暮らす松本のまちが健康であることが大切です。

私たち松本市民は、一人ひとりの「いのち」と「暮らし」を尊重し、「健康寿命」の延伸につながる人と社会の「健康づくり」をめざし、ここに松本市を「健康寿命延伸都市」とすることを宣言します。

7 姉妹都市・友好都市等

□ ソルトレークシティ（昭和 33 年 11 月 29 日姉妹都市提携）

アメリカ合衆国ユタ州の州都で、人口約 20 万人、西部高原地帯の政治・経済・文化の中心都市です。気候、風景など自然環境が松本市と似ています。

(1) 提携への経過

戦前よりソルトレークシティと関係が深かった故村山有氏（ジャパン・タイムス渉外部長：旧制松本中学卒）が両市を仲介し、戦後、姉妹提携運動が盛んになるにしたがって、両市の姉妹提携の機運

も次第に醸成され、提携に至りました。国内では 13 番目（長野県内の市町村では初）の海外姉妹都市提携となりました。

(2) 交流主体

松本市ソルトレークシティ姉妹提携委員会（事務局：松本商工会議所内）

□ カトマンズ市（平成元年 11 月 17 日姉妹都市提携）

ネパール連邦民主共和国の首都で、人口約 170 万人、ヒマラヤ山脈の中部にある都市です。産業は観光産業、商業及び家内工業に代表されます。

(1) 提携への経過

昭和 51 年 8 月、B. P. シュレスタ氏（当時の駐日大使）が来松した際、北アルプスを背景とした松本平の風景がカトマンズ盆地に似ており、岳都同志の縁を感じたことから、姉妹都市提携の打診がされました。その後、S. P. バタライ・カトマンズ市長と市議会代表等が来松し、姉妹提携実現について要望されました。こうした中で、松本市民の中にもアジア圏との海外姉妹都市提携を望む声が強くなり、また、アジアの都市との提携が全国的な傾向であったことから提携に至りました。

(2) 武道館の建設

松本市カトマンズ市姉妹都市提携 10 周年の記念事業として、外務省など関係機関の支援、町会など全市的な取組みにより平成 14 年 1 月カトマンズ市に武道館が建設され、現在、両市のスポーツ・文化交流の核として活用されています。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 カトマンズ部会（事務局：松本市移住交流推進室内）

□ 廊坊市（平成 7 年 3 月 21 日友好都市提携）

中国北部河北省の都市で、人口約 550 万人、北は首都北京市、南を天津市に接しており、どちらの都市へも約 60km の距離にあります。産業は情報産業、ビッグデータ産業に代表されます。

(1) 提携への経過

中国との友好都市提携の機運は、地道に進められていた民間交流を基礎に、昭和 58 年以来 12 都市から友好都市提携の申込みを受けたこと、市民団体の積極的な取組みがみられたことなどの経過を踏まえ、市としても善隣友好を考える時期にきているとの判断に立ち、市と市議会合同の調査団を派遣し、友好都市提携の可能性を調査しました。

調査団は、12 都市の中から河北省廊坊市、遼寧省葫蘆島市、山東省平度市の 3 都市を実際に訪問し調査を行い、長野県と友好県・省の関係にある河北省の廊坊市を選定、この結果を受けて、市は友好都市提携を実施しました。

(2) 研修生の受入れ

友好都市交流促進のため、平成 9 年度に締結した松本市と廊坊市との研修生受入事業に関する協定書に基づき、平成 10 年度から研修生受入事業を行っています。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 廊坊部会（事務局：松本市移住交流推進室内）

□ グリンデルワルト村（平成 17 年 5 月 16 日姉妹都市交流継続合意）

スイス連邦ベルン州にある小さな村で、有名なアイガーとヴェッターホルンの麓に広がる人口約 4000 人の村です。スイスを代表するアルペンリゾートの中でも人気の高い地域です。姉妹都市に関する合

併調整方針（相手都市の意向を確認し、新市の姉妹都市とする）に基づき、先方の意向を確認した結果、旧安曇村の姉妹村であるグリンデルワルト村と姉妹都市交流事業を継続していくことになりました。

(1) 旧安曇村との提携年月日

昭和 47 年 4 月 20 日

(2) 提携への経過

冬季札幌オリンピックの際、スイスのノルディック種目の監督として来日したローランド・ルーディン氏（グリンデルワルト村のリフト会社社長）の意向を受けた当時の日本交通公社副社長 兼松学氏の仲介が縁で、ともに雄大なアルプスを抱え、スキー技術の交流や観光政策等で相互に協力することに合意し提携となりました。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 グリンデルワルト部会（事務局：松本市移住交流推進室内）

□ 高雄市（平成 27 年 7 月 14 日覚書締結）

台湾高雄市は、人口約 273 万人の台湾第二の都市で、台湾随一の工業都市であり、また、台湾最大の国際港を有する都市として知られています。

本市では、台湾高雄市にトップセールスを行い、高雄市長と懇談する中で、両市の交流を進めることで合意し、「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」を締結しました。覚書締結以来、両市の健康福祉施策の情報交換、青少年の音楽交流など様々な交流を進めています。

□ ラ・ロマーナ市（令和 8 年 1 月 24 日覚書締結）

ドミニカ共和国ラ・ロマーナ市は、人口約 15 万人、古くから製糖産業で発展してきた都市で、カリブ海有数のリゾート地として知られています。

ドミニカ共和国に市内中学生を派遣するスポーツ（野球）交流事業の際にラ・ロマーナ市を訪問し、将来的な交流に向けた覚書を締結しました。

□ 藤沢市（昭和 36 年 7 月 29 日姉妹都市提携）

神奈川県、人口 444,301 人（R8.4.1 現在）、湘南・江の島が有名な海のまちで、東洋のマイアミビーチと呼ばれています。海と山を代表する観光都市という共通点から姉妹都市になりました。毎年「海と山との市民交歓会」を開催するなどの交流を行っています。

□ 姫路市（昭和 41 年 11 月 17 日姉妹都市提携）

兵庫県、人口 518,853 人（R8.4.1 現在）、播磨工業地帯の中核都市です。世界文化遺産に登録された国宝姫路城（白鷺城）をシンボルとしており、春の観桜会・お花見太鼓は有名です。国宝に指定されているお城が縁で姉妹都市になりました。

□ 高山市（昭和 46 年 11 月 1 日姉妹都市提携）

岐阜県、人口 80,885 人（R8.4.1 現在）、飛騨地方の中央部に位置する静かな都市です。かつて松本市とともに筑摩県に属していた縁で姉妹都市になりました。

平成 17 年 4 月 1 日には、高山市と境を接する安曇村、奈川村が松本市に編入合併したため、北アルプ

スの槍ヶ岳～穂高岳～焼岳～安房峠～乗鞍岳～野麦峠～鎌ヶ峰の稜線で姉妹都市が隣接することとなりました。

□ 金沢市（平成 20 年 7 月 16 日文化・観光交流都市協定）

石川県、人口 439,836 人（R8.4.1 現在）、加賀百万石で知られる前田家の城下町として発展し、今も往時の風情が残り、近年は 21 世紀美術館に代表されるアートも盛んで、古き良き日本の情緒と新しい感性がミックスされた魅力ある都市です。城下町としての歴史と伝統に育まれた両市の誇る薫り高い文化を通じた交流を促進し、さらに東海北陸自動車道の全線開通を機に、両市の特色を活かしながら国内外からの一層の誘客を図ることを目的に交流都市協定を締結しました。

□ 札幌市（平成 22 年 9 月 6 日観光・文化交流都市協定）

北海道、人口 1,952,700 人（R8.4.1 現在）、北海道の政治・経済の中心都市で、さっぽろ雪まつりや時計台、大通公園、日本ではじめて冬季オリンピックが開催された都市として有名です。空路の札幌・松本線のさらなる充実を契機とした市民等の交流を一層促進することにより、両市の交流人口の増大を図り、さらに産業・経済が発展していくことを目的に交流都市協定を締結しました。

□ 鹿児島市（平成 24 年 9 月 16 日文化・観光交流協定）

鹿児島県、人口 585,329 人（R8.4.1 現在）、世界有数の活火山の「桜島」や世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成遺産である「旧集成館」「寺山炭窯跡」「関吉の疎水溝」など、自然・文化あふれる都市です。九州新幹線鹿児島ルート of 全線開通を契機に、城下町としての歴史と恵まれた自然環境を有する両市が、新幹線と空路の福岡・松本線を活用し、交流人口の増加を図るとともに、両市の文化振興と地域経済の活性化に寄与することを目的に交流協定を締結しました。

2 議 会

1 議員定数

- (1) 定 数 31人 (定数条例の一部を改正する条例 H22.7.20可決 34人→31人)
 (2) 現員数 30人 (平均年齢 60.6歳 (R8.5.1現在)、男性18人、女性12人)

2 党派・会派別議員

党 派 別	会 派 別
公明党 4人	誠の会 7人
日本共産党 3人	政友会 7人
立憲民主党 1人	開明党 5人
日本維新の会 1人	松本市議会公明党 4人
無所属 21人	まつも都 4人
	日本共産党松本市議団 3人

(令和8年5月1日現在)

3 本会議

(1) 議会開会状況 (令和7年1月～令和7年12月)

回	会 別	会 期	会期日数	本会議日数	傍聴人数
1	2月定例会	R 7.2.18～R 7.3.17	28	5	100
2	第1回臨時会	R 7.5.14	1	1	2
3	6月定例会	R 7.6.9～R 7.6.26	18	5	69
4	第2回臨時会	R 7.7.29	1	1	2
5	9月定例会	R 7.9.1～R 7.9.19	19	5	64
6	第3回臨時会	R 7.11.4	1	1	5
7	12月定例会	R 7.12.1～R 7.12.18	18	5	146
合 計			86	23	388

(2) 議案審議状況 (令和7年1月～令和7年12月)

○は臨時会

回	市長提出議案				議会案			議案合計	審議結果				継続審査
	予算	条例	その他	計	条例	その他	計		可決等	可決 継続中で	否決等	審議未了	
1	31	38	26	95	3	2	5	100	100				
②			9	9				9	9				
3	3	9	5	17		2	2	19	19				
④	1		6	7				7	7				
5	8	9	12	29		1	1	30	27				3
⑥			5	5				5	5	3			
7	9	14	27	50		3	3	53	53				
計	52	70	90	212	3	8	11	223	220	3			3

4 委員会構成及び所管事項

区分	委員会名	定数	所 管 事 項
常任委員会	総 務 委 員 会	8人	総合戦略局、総務部、財政部、危機管理部、会計課、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、他の委員会に属さない事項
	厚 生 委 員 会	8人	健康福祉部、こども若者部、福祉事務所、病院局の所管に属する事項
	経済文教委員会	8人	住民自治局、産業振興部、文化観光部、スポーツ部、教育委員会農業委員会の所管に属する事項
	建設環境委員会	7人	環境エネルギー部、交通部、建設部、上下水道局の所管に属する事項
議会運営委員会		10人	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項
特別委員会	市役所新庁舎建設特別委員会	15人	市役所新庁舎の建設に関する事項
	市立病院建設特別委員会	16人	市立病院の移転改築及び管理運営に関する事項

(令和8年5月15日現在)

5 委員会開催状況(令和7年1月～令和7年12月)

区分 委員会名	常 任 委 員 会					特 別 委 員 会				議会運営委員会	計
	総 務	厚 生	経 済 文 教	建 設 環 境	計	新 市 役 所 庁 舎 建 設	市 立 病 院 建 設	決 算	予 算		
委員会	14	11	10	13	48	8	6	5	8※	27	102
協議会	16	11	15	15	57	－	－	－	－	－	57
計	30	22	25	28	105	8	6	5	8	27	159

※分科会を含む。

6 その他の会議開催状況(令和7年1月～令和7年12月)

議員協議会	議会だより 編集班会議	こどもだより 編集班会議	議会基本条例施策推進組織		
			政策部会	広報部会	交流部会
8	8	4	16	12	10

7 請願・陳情審査件数(令和7年1月～令和7年12月)

区 分	2月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	計
請 願		1	1	2	4
陳 情	2	6	1	1	10

8 議員報酬等

(1) 報酬（適用年月日：平成27年4月1日）

議 長	617,000 円
副 議 長	554,000 円
議 員	497,000 円

(2) 期末手当（適用年月日：令和7年12月1日）

支給月	支 給 額
6月	報酬月額×145／100（期末手当基礎額）×175／100
12月	報酬月額×145／100（期末手当基礎額）×175／100
合 計	報酬月額×145／100（期末手当基礎額）×350／100

(3) 会議出席費用弁償

片道2km以上の場合、公共交通機関利用者には運賃(バス代、電車賃)の実費を、自家用車、バイク利用者には自宅から市役所までの往復経路1kmにつき37円の車賃を支給

9 行政視察旅費

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| (1) 常任委員会 | 1人当たり年額 | 90,000円 |
| (2) 特別委員会 | 1人当たり年額 | 60,000円（隔年） |
| (3) 議会運営委員会 | 1人当たり年額 | 90,000円 |

10 政務活動費

会派(所属議員1人の場合を含む。)に対し、所属議員1人当たり年額250,000円を4月に交付

- (1) 収支報告
政務活動費収支報告書に活動報告書、領収書の写しを添付し議長に提出
- (2) 透明性の確保
ホームページに政務活動費収支報告と活動報告、領収書の写しを公開
議会情報閲覧制度により公表（議会事務局又は議会図書室で閲覧）

11 議員研修会

(1) 議員研修会

令和 7年 8月25日「政策評価・検証について」

講師：関西学院大学法学部 教授 小川 大和 氏

令和 7年11月27日「令和 2年度の条例提案に至る取組みについて」

講師：副議長 吉村 幸代 氏

「スマート農業に係る国・県の施策状況等について」

講師：長野県農政部農業技術課

農業革新支援専門員 伊藤 勝人 氏

「スマート林業に係る国・県の施策状況等について」

講師：長野県林務部信州の木活用課

林業経営支援係課長補佐兼係長 市原 満 氏

主査 東 度 考太 氏

(2) 経済懇談会（年1回、地元に関わりの深い経済動向等についての有識者による講演・懇談会）

令和 8年 1月30日「最近の金融経済情勢」

講師：日本銀行松本支店 支店長 真川 伸樹 氏

(3) 中信四市議会議員研修会（年1回、松本・塩尻・大町・安曇野の各市で持回り開催）

令和 7年12月24日「発達障害をめぐる諸課題と自治体の役割」

講師：信州大学医学部子どものこころの発達医学教室

教授 本田 秀夫 氏

12 姉妹都市交流

(1) 姫路市議会

毎年交互に議員の半数が訪問（令和7年10月28、29日 姫路市が来松）

(2) 藤沢市議会

任期の2、3年目に交互に全議員が訪問（令和7年8月7日、8日 藤沢市を訪問）

(3) 高山市議会

任期の2、3年目に交互に半数の議員が訪問（令和7年10月2日、3日 高山市が来松）

13 政策提言

常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究した結果を、全議員参加の議会政策討論会で議論し、議会として政策提案・提言を行う。（平成22年度から実施）

○ 令和7年度政策提言

移住・定住の促進に関する提言書（総務委員会）

若者の未来設計への支援に関する提言書（厚生委員会）

松本市公設地方卸売市場の展望（経済文教委員会）

民間事業者・地域コミュニティと連携した空家等の対策に関する提言書（建設環境委員会）

14 議会報告会

(1) 目 的 議会の活動を広く市民に広報し、参加者から意見をいただくために実施

- (2) 実施方法 交流部会で企画
平成30年度までは、市内の各会場に議員が分かれて分散開催
令和3年度以降は、各種団体を対象に不定期で開催
- (3) 相手方 公設地方卸売市場内事業者との意見交換会（令和7年11月17日）
青少年ホーム利用者等（令和7年11月20日）
メンズカフェ参加者（令和8年3月17日）

15 議会発行の刊行物

名 称	発行時期	発行部数	配布先等
まつもと市議会だより	年4回	88,000部×4回	町会加入世帯
// 点字版	年4回	58部	視覚障害者
// 音声版	年4回	CD41枚 テープ1本	視覚障害者
// アプリ	年4回	—	—
まつもと市議会こどもだより	年2回	5月 3,200部 12月 13,200部	市内小学校5年生 ～中学校3年生
// アプリ	年2回	—	—
本会議会議録	年4回	19部×4回	理事者等
委員会会議録	年5回	2部×5回	配布していない
市政概要 (PDFデータ配布)	年1回	—	議員
市議会のあらまし	随時	80部	傍聴者、部会交流事業等
松本市の概要 (PDFデータ配布)	随時	—	議員、視察者等
松本市議会提要 (PDFデータ配布)	4年に1回	—	議員

16 会議等の放送

- (1) 本会議
ホームページで録画配信
市民課ロビーのテレビで放送
松本市行政チャンネル（テレビ松本ケーブルビジョン）でライブ中継
インターネット動画共有サービス（YouTube）でライブ中継
- (2) 当初予算説明会・予算特別委員会・決算特別委員会
ホームページで録画配信
- (3) 委員会レポート
各定例会後に委員長等が、委員会の審査状況や議会活動等を伝える60分番組を
テレビ松本ケーブルビジョンで放送（放送後ホームページで録画配信）

17 行政視察受入状況

年度	件数 (人数)	視察形態別				地方公共団体種類別						
		委員会	会派	個人	その他	国・県	広域 議長会	市	区	町	村	その他
5	30 (199)	16 (139)	9 (43)	3 (3)	2 (14)	2 (23)	-	26 (161)	-	-	1 (5)	1 (10)
6	42 (318)	27 (266)	11 (34)	3 (7)	1 (11)	2 (22)	1 (11)	35 (249)	-	3 (27)	1 (9)	-
7	26 (162)	10 (93)	9 (36)	4 (4)	3 (29)	-	2 (23)	23 (128)	-	1 (11)	-	-

18 議会図書室

(1) 蔵書数 1,316冊 (令和8年4月1日現在)

地方自治	法律・政治	財政・経済	社会・労働・ 産業・工学	統計・年鑑	辞典	教育	歴史	文学	その他
442	287	30	66	40	13	81	219	4	134

(2) 購読新聞等

新聞 信濃毎日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、
日本経済新聞、中日新聞、市民タイムス、自治日報
その他 官報、地方議会人、地方行政、全国市議会旬報 等

19 本会議・委員会会議録

(1) 発行部数----- 本会議会議録 84部 (21部×4回)
委員会会議録 10部 (2部×5回)

(2) 閲覧場所

議会事務局、行政情報コーナー、市の各図書館等

(3) ホームページ公開

ア 平成14年4月1日から定例会・臨時会会議録（平成元年2月定例会以降）を公開

イ 平成16年11月から常任及び特別委員会会議録（平成10年2月定例会以降）を公開

ウ 平成20年2月から議会運営委員会、議員協議会及び委員協議会会議録（平成19年12月以降）を公開

エ 平成30年4月から定例会・臨時会会議録（明治40年から昭和63年まで）の議案件名と明治40年から昭和63年までの会議録を公開

20 議会事務局の組織

定数 11人 事務局長 ——— 事務局次長 ——— 議会担当（11人）
現員数 13人
(会計年度任用職員含む。)

21 歴代正副議長

(1) 議長

順位	氏 名	就任年月	退任年月
初代	森 山 儀文治	明40. 7	明40. 8
2	折 井 隆 一	// 40. 9	// 43. 6
3	蒔 田 直 吉	// 43. 7	大 2. 6
4	堅 石 由 十	大 2. 7	// 4.10
5	森 山 儀文治	// 4.10	// 10. 7
6	百 瀬 興 政	// 10. 7	// 14. 7
7	唐 沢 長 十	// 14. 7	昭 4. 6
8	岩 附 修一郎	昭 4. 7	// 12.12
9	吉 沢 正 雄	// 13. 1	// 14. 5
10	小 池 弥 平	// 14. 5	// 15. 3
11	石 田 覚 義	// 15. 5	// 20.12
12	太 田 政 徳	// 21. 5	// 22. 3
13	松 岡 文七郎	// 22. 5	// 26. 3
14	木 下 喜一郎	// 26. 5	// 28. 5
15	山 岸 留 男	// 28. 5	// 30. 5
16	中 村 戊 子	// 30. 5	// 32. 5
17	赤 羽 栄 司	// 32. 5	// 32. 9
18	永 井 瑞 穂	// 32.10	// 34. 4
19	山 口 久四郎	// 34. 5	// 36. 5
20	山 岡 守 二	// 36. 5	// 38. 4
21	芦 田 嘉 貴	// 38. 5	// 42. 4
22	上 條 大 輔	// 42. 5	// 44. 5
23	下 条 寛 一	// 44. 5	// 46. 4
24	大久保 泰 一	// 46. 5	// 48. 5
25	津 田 和太郎	// 48. 5	// 49. 2
26	倉 沢 進	昭 49. 2	昭 52. 5

順位	氏 名	就任年月	退任年月
27	赤 羽 駿 郎	// 52. 5	// 54. 4
28	百 瀬 常 雄	// 54. 5	// 56. 5
29	大 槻 政 彦	// 56. 5	// 58. 4
30	矢 崎 徳 納	// 58. 5	// 62. 4
31	窪 田 稔	// 62. 5	平 元. 5
32	大 槻 政 彦	平 元. 5	// 3. 4
33	小笠原 栄 一	// 3. 5	// 5. 5
34	百 瀬 常 雄	// 5. 5	// 7. 4
35	窪 田 稔	// 7. 5	// 9. 5
36	百 瀬 常 雄	// 9. 5	// 11. 4
37	高 山 政 彦	// 11. 5	// 12. 4
38	田 口 敏 子	// 12. 4	// 13. 5
39	酒 井 正 志	// 13. 5	// 15. 4
40	上 條 洋 幹	// 15. 5	// 16. 2
41	小 原 仁	// 16. 2	// 17. 5
42	渡 辺 聰	// 17. 5	// 19. 4
43	大久保 真 一	// 19. 5	// 21. 5
44	赤 羽 正 弘	// 21. 5	// 23. 4
45	柿 澤 潔	// 23. 5	// 25. 5
46	太 田 更 三	// 25. 5	// 27. 4
47	犬 飼 信 雄	// 27. 5	// 29. 5
48	上 條 俊 道	// 29. 5	// 31. 4
49	村 上 幸 雄	令 元. 5	令 3. 5
50	芝 山 稔	// 3. 5	// 5. 4
51	上 條 温	// 5. 5	// 7. 4
52	阿 部 功 祐	// 7. 5	在 任 中

(2) 副議長

順位	氏 名	就任年月	退任年月
初代	折 井 隆 一	明40. 7	明40. 8
2	住 山 伊右エ門	〃 40. 9	大 7. 3
3	池 上 慎 人	大 7. 3	〃 10. 6
4	唐 沢 長 十	〃 10. 7	〃 11. 8
5	松 原 広	〃 11. 8	〃 14. 7
6	松 崎 尚 忠	〃 14. 7	昭 4. 6
7	小 池 弥 平	昭 4. 7	〃 8. 6
8	増 田 要次郎	〃 8. 7	〃 12. 6
9	吉 沢 正 雄	〃 12. 7	〃 13. 1
10	相 沢 曾兵衛	〃 13. 4	〃 14. 7
11	太 田 政 徳	〃 14. 7	〃 17. 5
12	清 水 豊 一	〃 17. 6	〃 22. 4
13	木 下 喜一郎	〃 22. 5	〃 26. 4
14	山 岸 留 男	〃 26. 5	〃 28. 5
15	中 村 篤 衛	〃 28. 5	〃 30. 4
16	赤 羽 栄 司	〃 30. 5	〃 32. 5
17	永 井 瑞 穂	〃 32. 5	〃 32.10
18	赤 羽 長 治	〃 32.12	〃 34. 4
19	塩 原 国 男	〃 34. 5	〃 36. 5
20	下 条 寛 一	〃 36. 5	〃 38. 4
21	降 幡 源 信	〃 38. 5	〃 40. 5
22	倉 沢 進	〃 40. 5	〃 42. 4
23	上 條 密 門	〃 42. 5	〃 44. 5
24	小 野 重 幸	〃 44. 5	〃 45. 8
25	山 田 正	〃 45.10	〃 46. 4
26	津 田 和太郎	昭 46. 5	昭 48. 5
27	赤 羽 駿 郎	〃 48. 5	〃 50. 4

順位	氏 名	就任年月	退任年月
28	大 槻 政 彦	〃 50. 5	〃 52. 5
29	上 條 加寿馬	〃 52. 5	〃 54. 4
30	田 中 次 郎	〃 54. 5	〃 56. 5
31	矢 崎 徳 納	〃 56. 5	〃 58. 4
32	滝 沢 祐 一	〃 58. 5	〃 60. 5
33	小 原 仁	〃 60. 5	〃 62. 4
34	亀 井 正	〃 62. 5	平 元. 5
35	船 津 由 嗣	平 元. 5	〃 3. 4
36	中 沼 浜 司	〃 3. 5	〃 5. 5
37	小 林 恒 雄	〃 5. 5	〃 7. 4
38	高 山 政 彦	〃 7. 5	〃 9. 5
39	松 田 弘	〃 9. 5	〃 11. 4
40	田 口 敏 子	〃 11. 5	〃 12. 4
41	酒 井 正 志	〃 12. 4	〃 13. 5
42	武 井 福 夫	〃 13. 5	〃 15. 4
43	赤 羽 正 弘	〃 15. 5	〃 17. 5
44	平 林 軍 次	〃 17. 5	〃 19. 4
45	芦 田 勝 弘	〃 19. 5	〃 21. 5
46	小 林 繁 男	〃 21. 5	〃 23. 4
47	白 川 延 子	〃 23. 5	〃 25. 5
48	宮 坂 郁 生	〃 25. 5	〃 27. 4
49	近 藤 晴 彦	〃 27. 5	〃 29. 5
50	小 林 弘 明	〃 29. 5	〃 31. 4
51	阿 部 功 祐	令 元. 5	令 3. 5
52	上 條 美 智 子	〃 3. 5	〃 5. 4
53	中 島 昌 子	〃 5. 5	〃 7. 4
54	吉 村 幸 代	〃 7. 5	在 任 中

3 総合戦略

1 歴代三役・名誉市民

(1) 歴代市長

令和8年4月現在

代	氏名	就任年月	退任年月
初代	小里頼永	明40. 7	昭12. 8
2	百瀬興政	昭12. 8	// 14. 4
3	百瀬渡	// 15. 4	// 19. 4
4	平林盛人	// 19. 5	// 20. 3
5	平山泰	// 20. 7	// 21. 3
6	赤羽幾一	// 21. 6	// 21.12
7	筒井直久	// 22. 4	// 26. 4
8	松岡文七郎	// 26. 4	// 32. 1
9	降旗徳弥	// 32. 3	// 44. 3
10	深沢松美	// 44. 3	// 51. 3
11	和合正治	// 51. 3	平 4. 3
12	有賀正	平 4. 3	// 16. 3
13	菅谷昭	// 16. 3	令 2. 3
14	臥雲義尚	令 2. 3	在職中

(2) 歴代副市長

令和8年4月現在

代	氏名	就任年月	退任年月
初代	坪田明男	平 19. 4	令 2. 3
2	嵯峨宏一	令 2. 4	令 6. 4
3	宮之本伸	// 2.10	令 7. 3
4	中野嘉勝	// 6. 4	在職中
5	伊佐治裕子	// 7. 4	在職中

(3) 歴代助役※

代	氏名	就任年月	退任年月
初代	深澤栄三	明 40. 8	大 2. 8
2	藤原光蔵	大 2. 8	// 6. 5
3	一志金平	// 6. 9	// 10. 9
4	石川矩担	// 10. 9	昭 4. 9
5	赤羽九市	昭 4.11	// 20.11
6	赤羽幾一	// 20.12	// 21. 6
7	筒井直久	// 21. 8	// 22. 3

8	須	山	文	吾	// 22. 6	// 24.12
9	赤	尾	武	芳	// 24.12	// 29. 3
10	下	条	寛	一	// 29. 3	// 33. 3
11	北	沢	安	生	// 34. 1	// 42. 1
12	早	崎	茂	春	// 37.12	// 44. 3
13	杉	山	治	人	// 42. 2	// 44. 3
14	和	合	正	治	// 44. 5	// 51. 3
15	高	木	杲	吉	// 51. 5	// 53. 4
16	上	村		長	// 53. 5	// 55. 5
17	小	林	清	完	// 55. 5	// 59. 5
18	大	友	博	幸	// 59. 7	平 4. 3
19	松	村	好	雄	平 4. 7	// 12. 6
20	萩	原	寿	郎	// 12. 7	// 16. 6
21	坪	田	明	男	// 16. 7	// 19. 3

(4) 歴代収入役※

代	氏	名	就任年月	退任年月
初代	服部	築膳	明40. 8	大 9.10
2	川合	康午臘	大 9.11	昭 3. 9
3	都築	真菊	昭 3. 9	// 19. 9
4	真島	善三郎	// 19.10	// 21. 8
5	深沢	権重郎	// 22.10	// 26. 3
6	真島	長一郎	// 26. 6	// 34. 5
7	杉山	治人	// 34. 7	// 42. 2
8	岩崎	鉄男	// 42. 2	// 44. 3
9	上村	長	// 44. 6	// 53. 5
10	小林	清完	// 53. 5	// 55. 5
11	赤羽	誠	// 55. 5	// 59. 5
12	窪田	登	// 59. 7	// 62. 8
13	小平	靖彦	// 62.10	平 4. 3
14	新井	計夫	平 4. 7	// 12. 6
15	坪田	明男	// 12. 7	// 16. 6
16	市川	博美	// 16.10	// 19. 3

※地方自治法の改正により、平成 19 年 4 月から、助役制度は副市長制度に改正され、収入役制度は廃止されました。

(5) 名誉市民

(令和8年4月1日現在)

No	氏 名	生年月日	推戴年月日	主要経歴等	備 考
1	J・ブラッケン・リー	1891年 1月 7日	昭和40年10月3日	米国コ州知事 米国ソルトレーク市長	1996年10月20日逝去
2	アルバート・レイ・オルビン	1898年 6月 1日	//	米国コ大学名誉総長	1983年 3月 7日逝去
3	アール・J・グレード	1885年12月 2日	//	米国ソルトレーク市長	1966年 9月13日逝去
4	笠 井 喜 彦	1890年 9月25日	//	米国ソルトレーク市民 保険会社支社長	1966年 1月29日逝去
5	寺 澤 国 子	1896年 7月 8日	//	米国ソルトレーク市民 コ日報社長	1991年 8月 2日逝去
6	金 子 小一郎	明治28年 2月19日	//	藤沢市長	昭和58年10月16日逝去
7	戸 田 康 英	明治44年 4月30日	昭和43年11月 3日	東宮侍従長	昭和52年 4月 2日逝去
8	吉 田 豊 信	明治44年 4月30日	//	姫路市長	昭和59年 7月21日逝去
9	鈴 木 雅 次	明治22年 3月 6日	昭和44年11月 3日	日本大学名誉教授	昭和62年 5月28日逝去
10	降 旗 徳 弥	明治31年 9月18日	昭和49年11月 1日	松本市長 通信大臣	平成7年 9月 5日逝去
11	元 仲 辰 郎	明治44年 4月17日	//	高山市長	昭和50年 2月11日逝去
12	葉 山 峻	昭和 8年 5月 1日	//	藤沢市長	平成22年 3月13日逝去
13	エドウィン・ジャコブ・ガーン	1932年10月12日	//	米国ソルトレーク市長 上院議員	
14	鈴 木 鎮 一	明治31年10月18日	昭和54年11月 1日	才能教育研究会会長	平成10年 1月26日逝去
15	テッド・L・ウィルソン	1939年 5月18日	昭和63年11月 2日	米国ソルトレーク市長	2024年 4月11日逝去
16	パルマー・A・デポーリス	1945年 1月17日	//	米国ソルトレーク市長	
17	戸 谷 松 司	大正10年 6月30日	//	姫路市長	平成11年 6月26日逝去
18	平 田 吉 郎	大正 9年 2月 1日	//	高山市長	平成29年 4月20日逝去
19	和 合 正 治	大正 6年 2月27日	平成 5年 7月16日	松本市長	平成16年 3月 7日逝去
20	ディーディー・コラディニ	1944年 4月11日	//	米国ソルトレーク市長	2015年 3月 1日逝去
21	プレム・ラル・シン	1942年 3月23日	//	ネパール王国カトマンズ市長	2024年12月16日逝去
22	日下部 尚	昭和 4年 8月26日	平成 6年 7月19日	高山市長	平成 6年 7月19日逝去
23	堀 川 和 洋	昭和17年 7月 8日	平成 8年 7月27日	姫路市長	平成16年 8月 4日逝去
24	上 條 周 一(信山)	明治40年 9月20日	平成 8年 8月22日	書 家	平成 9年 2月12日逝去
25	小 澤 征 爾	昭和10年 9月 1日	平成 8年 9月 8日	指揮者	令和 6年 2月 6日逝去
26	田 村 一 男	明治37年12月 4日	平成 9年 3月 8日	洋画家	平成 9年 7月10日逝去
27	山 本 捷 雄	昭和19年 7月 9日	平成 9年11月 1日	藤沢市長	
28	ロス・C・アンダーソン	1951年 9月 9日	平成14年 2月 8日	米国ソルトレーク市長	
29	石 見 利 勝	昭和16年 8月14日	平成18年11月 2日	姫路市長	
30	有 賀 正	昭和 6年 4月29日	平成20年11月 1日	松本市長	平成29年4月22日逝去
31	草 間 彌 生	昭和 4年 3月22日	//	前衛芸術家	
32	海老根 靖 典	昭和30年 8月17日	平成21年11月 1日	藤沢市長	
33	十八代目 中 村 勘三郎	昭和30年 5月30日	平成24年12月 5日	歌舞伎俳優	平成24年12月 5日逝去
34	ラルフ・ベッカー	1952年 5月30日	平成25年 7月22日	米国ソルトレーク市長	
35	鈴 木 恒 夫	昭和25年 1月 3日	平成25年11月 1日	藤沢市長	
36	清 元 秀 泰	昭和39年 1月 1日	令和 2年11月 1日	姫路市長	

2 松本の「シンカ」をめざして

人口減少社会においても持続可能な、松本の地域特性を最大限にいかした、松本らしい循環型社会を実現するためのまちづくりの方針を定める総合計画を令和3年8月に策定しました。

(1) 基本構想 2030（令和3年2月定例会 議決）

ア 概要

基本構想は、松本市民が目指す基本理念と、実現に向けた行動目標を示し、市民と行政が共に取り組む、まちづくりの方針を示すものです。

50年先、100年先の将来を見据え、これまでの慣例や固定観念にとらわれることなく、「何のために、何をする」を意識し、社会情勢の変化に柔軟に対応していくとともに、改めて「人」を中心としたまちづくりのあり方を考え、人と自然や都市との関係をつなぎ直し、松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会を実現することを目指します。

イ 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

ウ 基本理念

岳 自然豊かな環境に感謝し

楽 文化・芸術を楽しむ

学 共に生涯学び続ける

ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる。

エ 行動目標

基本理念の実現に向けて、市民と行政が共に取り組む、5つの行動目標

- ・ みとめる
自分らしく生き、支え合う
- ・ まなぶ
共にはぐくみ、学ぶ
- ・ いかす
自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ、磨く
- ・ つなぐ
人・街・自然をつなぎ直し、未来に贈る
- ・ いどむ
新たな価値を創造し、常に進化する

オ キャッチフレーズ

豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

(2) 第12次基本計画

ア 概要

基本構想で定めた基本理念の下、この5年で「何のために何をする」のかを明らかにし、具体的な政策の方向性や基本施策を体系的に示す、基本構想2030の実現を目指す後期計画として策定しました。

イ 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

ウ 計画策定の視点と構成

(7) 「何のために」・・・第 12 次基本計画の目的

- ・ 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちをつくる。
- ・ 松本の地域特性を活かした循環型社会を実現する。
- ・ 三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」させる。
- ・ 市民の具体的な行動（アクション）を支える。

(イ) 「何をする」・・・政策の方向性、重点戦略、重視する視点、基本施策

【政策の方向性】

「人」を中心としたまちづくりのあり方を 3 つの階層に分けて整理し、これを「政策の方向性」として、松本のまちのシンカに挑む。

- ・ まちの土台になる「安全・安心」のシンカ
安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。
- ・ まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ
ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。
- ・ まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ
新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちをつくる。

【重点戦略】

「ゼロカーボン」と「D X・デジタル化」を重点戦略として位置付け、政策を推進する。

- ・ ゼロカーボン
地球規模の最重要課題であり、まちづくりの大原則となるゼロカーボンを推進
- ・ D X・デジタル化
まちのシンカを加速するための D X・デジタル化

【重視する視点】

後期 5 年では、取組みを強化すべき分野横断的な政策を 4 つの重視する視点として位置付け、施策を推進する。

- ・ 若者と女性の挑戦と定着を支える社会基盤の構築
- ・ 学都松本にふさわしい学び環境の充実
- ・ 暮らしの質を高める都市機能の強化
- ・ 新たな価値を創出する多様な産業の振興

【基本施策】

5 年間で注力すべき主要な取組み（47 施策）

- ・ 政策の方向性を全ての施策に共通する横串として位置付け
- ・ 組織としてより実行力を持って取り組むため、7 つの政策分野に整理

(3) 地方創生の取組み

ア 松本版地方創生総合戦略

第3期松本版地方創生総合戦略は、まちづくりをより総合的かつ効果的に行うために、第12次基本計画に包含する計画としています。第12次基本計画を推進することで、松本市の地方創生の実現を図ります。

イ 地方創生事業の推進

「地域未来交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）」や「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の活用を一層図り、地方創生の取組みを推進します。

【令和7年度の取組状況】

- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金活用事業

（第2世代交付金）

アートでまちなか「進化」プロジェクト（R3～7）

体験・体感まつもと インバウンドを含む観光客の周遊及び長期滞在促進事業（R5～7）

「人」「仕事」「投資」が集まる、魅力あふれる“デジタルシティ松本”プロジェクト（R5～7）
（デジタル実装タイプ）

松本市スマート図書館事業

特別支援教育支援ソフト導入事業

- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

7社

ウ 進行管理

成果指標による適切な進行管理を行います。

3 庁議の運営

(1) 機能

市政の円滑な運営を図るための庁内の最高協議機関としています。

(2) 定例庁議

原則毎月第1・3火曜日に開催。令和7年度開催回数22回

(3) 臨時庁議

必要に応じて開催。令和7年度開催回数3回

4 地元県議会議員への要望

(1) 目的

地元選出の県議会議員に対し、市政の重点事業に係る喫緊の課題等について要望を行い、県政における進捗及び要望事項の実現を目指すものです。

※特に進捗を目指す事項について、より効果的に県政の場において施策の推進が図られるよう、令和4年度まで実施していた地元県議会議員との懇談会を見直し、実施しているものです。

(2) 実施状況

ア 実施日（要望書の郵送日）

令和 7 年 8 月 22 日（金）

イ 要望事項 10 件

ウ その他

要望書提出後、必要に応じて各県議に対し、個別に要望内容の説明を行いました。

5 過疎及び辺地対策

(1) 目 的

過疎及び辺地の自立支援を目的に、計画策定及び進行管理等を実施しました。

(2) 主な実施内容

ア 松本市過疎地域持続的発展計画（令和 3～令和 8 年度）の進行管理

イ 松本市辺地対策総合整備計画（令和 7～令和 9 年度）の進行管理

6 民間との共創の推進

(1) 趣 旨

民間の持つ活力やアイデアを生かし、市政課題の解決や市民サービスの向上につながる事業の創出を図ります。

(2) 主な実施内容

民間企業と連携協定を締結し、事業の創出に向けた協議を実施

7 広域行政

(1) 広域市町村圏

ア 圏域の名称 松本地域広域市町村圏

イ 指定年月日 昭和 46 年 7 月 15 日

ウ 構成市町村 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3 市 5 村 計 8 市村)

エ 面 積 1,869.14 ㎡ (東西 52 km、南北 73 km)

オ 人 口 423,668 人 (令和 2 年国勢調査数値)

(2) 圏域内の広域行政組織（松本市加入分）

ア 松本広域連合（後記 9 に記載のとおり）

イ 松本市・山形村・朝日村中学校組合（中学校の設置等に関する事務。1 市 2 村）

ウ 松塩筑木曽老人福祉施設組合（老人福祉施設の設置等に関する事務。3 市 3 町 8 村）

エ 安曇野市・松本市山林組合（山林の管理経営に関する事務。2 市）

オ 松塩地区広域施設組合（ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置等に関する事務。2 市 2 村）

- カ 安曇野松筑広域環境施設組合（火葬場の設置等に関する事務。2市4村）
- キ 松塩安筑老人福祉施設組合（老人福祉施設の設置等に関する事務。3市5村）
- ク 安曇野・松本行政事務組合（広域排水路の維持管理等に関する事務。2市）

8 広域連合

- (1) 名 称 松本広域連合
- (2) 設置年月日 平成11年2月1日
- (3) 構成団体 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3市5村 計8市村)
- (4) 共同処理する事務
 - ア 松本地域の広域行政の推進に関する事務
 - イ 松本地域ふるさと基金を活用する事業の実施に関する事務
 - ウ 広域的な観光振興に関する事務
 - エ 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務
 - オ 消防に関する事務
 - カ 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
 - キ 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務
 - ク 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
 - ケ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
 - コ 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務
 - サ 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - (ア) 地方分権に関すること。
 - (イ) 広域的な地域情報化に関すること。
 - (ウ) 広域的な保健福祉に関すること。 等

9 広報

区分	回数・部数	規格	内容	令和8年度 予算(千円)
広報まつもと	毎月1回(1日)、 90,200部	A4版平均24頁	市政の概要、課題、できごと、お知らせを掲載するもの	40,860
〃(点字版)	毎月1回	〃 平均30頁	点字の読める視覚障がい者への広報ダイジェスト版	821
声の広報	毎月1回	カセットテープ、CD	点字の読めない視覚障がい者への広報ダイジェスト版	489
ラジオ放送	週2回	15分番組	市政の概要、課題、できごと、お知らせを放送するもの	3,476
	年28本	5分番組		
	週5日、1日2回	1分番組		

松本市行政チャンネル	毎日	24 時間	市政ニュース、市長記者会見、議会中継など	12,130
プレスリリース配信サービス	年 12 本		最大 400 の全国メディアに情報配信ができるサービスを利用するもの	690

10 DX・デジタル化の推進

(1) 「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針」に基づくデジタル化推進

デジタル革新を構造変革の原動力として、市民の幸福度の最大化を目指し、人口の定常化につなげる“「デジタルシティ・松本」のシンカ”を使命に掲げ、デジタル化を推進しています。

(2) 次期 ICT 環境の整備

新庁舎建設に合わせ「次期 ICT 環境整備計画」の策定に取り組んでいます。新庁舎建設を既存の ICT 環境等に係る課題を解決し全体最適化を図る機会と捉え、業務効率化とセキュリティ強化を両立する次期 ICT 環境の整備を進めます。

(3) オンライン窓口の整備

「市民に身近な市役所づくり」の一環として、オンライン窓口の実証実験に取り組んでいます。令和 8 年度は、芳川地区地域づくりセンターと梓川地区地域づくりセンターの 2 か所に市民側の拠点を増設するとともに、取り扱いサービスを拡充し、利便性の向上を図る中、本格運用に向けた検討を進めます。

(4) 電子申請の推進

手続の電子化を推進することで「来庁不要」、「待ち時間ゼロ」、「24 時間対応可能」な市役所を目指しています。また、電子申請の推進に加え、オンライン窓口、コンビニ交付、書かない窓口などによる多様化・充実化についても検討を進めます。

(5) 電子クーポンシステムの導入

令和 5 年度に導入した電子クーポンシステムの庁内での活用を拡大し、各種紙クーポンや紙チケットの電子化を推進します。

(6) 庁内システム等の運用

市民の個人情報を取扱う基幹系業務システム、職員が利用する内部事務システムを始め、本庁と支所・出張所や市内の公共施設を結ぶ松本市自治体ネットワーク等、各種システムやネットワークを管理し、安定運用に努めています。

(7) 業務システムの標準化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、全国の自治体で基幹系システム（20 業務）の標準化を進める中、松本市は、令和 8 年 2 月 24 日に 7 業務の移行が完了しました。残り 13 業務について、事業者と調整を行う中、引き続き、市民サービスに影響を与えないことを最優先に、移行に向けた取組みを進めます。

(8) 情報セキュリティ対策の強化

ア 松本市情報セキュリティポリシー

地方自治法の一部を改正する法律（サイバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定）に基づき、必要な措置を講じるための見直しを行いました。引き続き、情報セキュリティ

ポリシーを遵守し、適切な情報セキュリティ対策を実施します。

イ 仮想化技術を利用した情報セキュリティ対策

端末に情報を残さない技術を活用し情報漏えいのリスクを軽減しています。

ウ 自治体システム強靱化

県と県内市町村の共同利用による自治体セキュリティクラウドの運用等、セキュリティ対策を実施しています。

エ ICTガバナンスの維持向上

情報政策幹（CIO補佐官）を中心に、マネジメント体制を再構築し、ICTガバナンスの維持向上に取り組んでいます。

(9) AI／RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用推進

AI議事録、RPA、AI－OCRなどのAI技術を活用し、作業時間の削減や業務の効率化に取り組んでいます。また、生成AIの活用が業務改革等の鍵を握るという認識の下、全職員が日常的に利用できるよう、環境の整備や職員のリテラシー向上に取り組めます。

(10) テレワークの普及推進

新しい働き方のスタイルを定着させ、ワークライフバランスの向上につなげるため、引き続き、テレワークデイズなどの取組みを通じて、更なるテレワークの普及促進を図ります。

(11) テレビ会議の充実

本庁舎、大手事務所及び情報創造館にテレビ会議室5か所を設置するとともに、出先機関所属の部課長に対してタブレットを配備するなど、庁内会議のテレビ会議化による円滑なコミュニケーションを促進しています。

(12) 行政情報のオープンデータ化の取組み

行政情報をオープンデータ化し、市民や事業者等が活用できる環境を構築することで、市民の利便性向上や経済の活性化、行政の透明性向上等につなげることを目的としています。

令和6年度は、新たに2件のデータを掲載しました。

(13) 公共Wi-Fi環境の整備

ICTを利活用した市民の安全安心の確保に向け、平成30年度から公共施設への公共Wi-Fi（公衆無線LAN環境）を整備し、運用を行っています。

ア これまでの整備状況

地区公民館35館及び勤労者福祉センター（平成30・令和7年度）、総合体育館ほか3体育館（中央、西部、南部）、駅前会館、浅間温泉文化センター（令和元年度）、梓川支所、梓川保健センター、中央保健センター、西部保健センター（令和3年度）

イ アクセスポイントの更新と増設

令和8年度は、令和元年度に設置した総合体育館ほか3体育館（中央、西部、南部）、駅前会館、浅間温泉文化センターのアクセスポイントの更新と施設利用の快適化を目的としたアクセスポイントの増設を行います。

(14) 公共施設の鍵のデジタル化

公共施設にスマートロックシステム（スマートフォン等で施錠・解錠できる電子式鍵の総称）を導入し、令和8年5月以降、順次、本格運用を開始します。これにより、窓口に行くことなく、施設利用に必要な手続きをスマホで完結できるようになります。

(15) デジタルシティ松本推進事業

令和５年４月に「デジタルシティ松本」を推進する産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進機構」（通称：D i g i M A T）」を設立。本市をフィールドに事業意欲と実行力を持つメンバーが連携し、市民が恩恵を実感できるデジタルサービスの創出や地域デジタル人材の育成に取り組んでいます。

令和８年度からは、組織体制を見直し「ＩＣＴ拠点施設『サザンガク』」との連携を強化することで相乗効果を高めるとともに、デジタルシティ松本推進企業認定制度やデジタルシティ松本フォーラムなどを通じて、広く取組みを広報・周知します。

11 えきしろ空間活性事業

(1) 目 的

松本市中心市街地再設計検討会議からの提言を受け、松本駅周辺から松本城までの「えきしろ空間」の活性化に向けた取組みを行うものです。

(2) 主な経過

令和６年７月 松本市中心市街地再設計検討会議を設置し、第１回検討会議を開催（以降、令和７年３月まで３回開催）

令和７年３月 市長が松本市中心市街地再設計検討会議から提言書を受領

令和７年４月 市長が市議会から中心市街地のまちづくりに関する提言書を受領

令和７年５月 総務・建設環境合同委員協議会へ、中心市街地の再設計・再活性に向けた取組みについて報告

令和７年９月 建設環境委員協議会へ、中央西公園（花時計公園）を魅力的なパブリックスペースとして利活用・再設計することを見据えた取組みについて協議
人工芝や木製ベンチを配置するなどの取組みを開始

令和８年２月 えきしろ空間活性協議会を設置し、第１回協議会を開催（以降、令和９年１月まで５回開催予定）

(3) 今後の取組み

ア 令和８年度末までに、えきまえエリアビジョンを作成し、民間開発等やパブリックスペースを再設計するための市の方針を明確化します。

イ オープンハウス（出張型の展示・意見聴取）等により、引き続き、市民、事業者等から広く意見を聴取するとともに、えきしろ空間活性協議会においてビジョンの方向性等を協議します。

ウ パブリックスペースの利活用と再設計を見据え、花時計公園等における社会実験を実施します。

12 松本城三の丸エリア整備事業

(1) 目 的

市民や各分野の専門家を交えて策定した「松本城三の丸エリアビジョン」を具現化するため、二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺において、公民が連携して、「誰かに語りたくな

る暮らし」をつくり、ビジョンの実現を目指します。

(2) 主な経過

令和 3年度 松本城三の丸エリアビジョンを策定

令和 4年度 公民連携の推進組織「三の丸エリアプラットフォーム」を設立

令和 5年度 6界限で6団体が社会実験等のプロジェクトを実施し、その成果等を報告

令和 6年度 7界限で7団体が社会実験等のプロジェクトを実施し、その成果等を報告
プロジェクトの定常化を目指すための行動指針「松本城三の丸エリアビジョンアクションプラン（以下、アクションプラン）」を策定

令和 7年度 ビジョン実現に向けた取組みをサポートする市民ボランティア(三の丸サポーター)が活動を開始

大名町通りの高質化工事に着手

長野県奈良井川改良事務所が、プロジェクトを進める市民との協働により、女鳥羽川河川敷の維持管理活動の円滑化のため、中の橋付近に飛石を設置

(3) 今後の取組み

ア 取組みを定常化するため、行政と民間・地域との中間に立ち、エリア価値向上に資する事業や支援を行う組織（一般社団法人まつぐ）を設立し、「誰かに語りたくなる暮らし」の実現を目指します。

イ プロジェクトの定常化に向けて、引き続き、取組みの定常化に必要な広報支援、技術支援等を行います。

13 公共空間利活用

(1) 目 的

現在の市役所本庁舎がある敷地（以下「本庁舎側敷地」という。）の将来の利活用を見据え、市民、関係者等（以下「市民等」という。）と多角的な視点で学び意見交換する取組みを実施します。

(2) 主な経過

令和 7年度 松本市役所新庁舎建設基本計画改定版を策定し、現在の市役所本庁舎がある敷地は、松本城を核とした公共空間の整備に合わせて、新たな公共空間として整備・利活用を図ることを基本的な方向性とすることを決定

総務委員協議会へ松本市役所本庁舎側敷地の将来の利活用について報告

(3) 今後の取組み

ア 本庁舎側敷地及び松本城公園並びにその間にある市道を一体的な空間として整備・利活用することを見据えた取組みを進めます。

イ 新庁舎建設基本計画の改定に伴い実施したパブリックコメント等において、本庁舎側敷地について多くの意見が寄せられたことから、将来的な本庁舎側敷地活用を見据え多角的な視点で学び、意見交換する機会を設けるなど具体的取組みを進めます。

14 歴史的風致維持向上計画

(1) 目 的

松本市では、地理的特徴を活かし、暮らしてきた人々の知恵によって生み出され、引き継がれてきた活動が、城下町の町割や歴史的建造物と相まって歴史的風致を形成しています。

しかし、効率を優先した都市基盤整備により、歴史的街並み、伝統的文化の消失や、住民のつながりの弱体化により、伝統文化の継承が困難になってきています。

郷土の歴史や、地域の文化を保存活用し、次代へ引き継ぐことが重要であり、歴史的建造物は、積極的な活用をすることが求められています。

このため、松本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的に、「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

(2) 主な経過

平成 20 年	11 月	「歴史まちづくり法」が施行
平成 22 年度		「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定
平成 23 年	6 月	「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が認定
令和 2 年度		「松本市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を策定
令和 3 年	5 月	「松本市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を国が認定

(3) 今後の取組み

ア 引き続き歴史的風致の維持・向上を図るため、計画に記載した各種事業を進めるとともに、歴史的風致と調和した景観の形成に努めます。

イ 松本市近代遺産として登録した建造物を保存活用するため、活用事例等を周知し認知度を向上するとともに、所有者に対する啓発に取り組みます。

15 世界に冠たる山岳リゾートの実現

(1) 趣 旨

旅行者の満足度を高め、リピート化や滞在型に繋げるため、世界基準の観光資源を活かし、上質で安心・安全な山岳リゾートの実現を目指すものです。

(2) 主な経過

昭和 50 年	7 月	県道上高地線マイカー規制開始（混雑予想日のみ）
平成 8 年	4 月	県道上高地線マイカー通年規制開始
平成 15 年	7 月	県道乗鞍岳線マイカー規制開始
平成 28 年	8 月	第 1 回「山の日」記念全国大会開催（上高地）
令和 3 年	3 月	環境省が松本市と高山市を結ぶ「Big Bridge 構想」を練りこんだ、利用推進プログラム 2025 を策定
	3 月	乗鞍高原ビジョン「のりくら高原ミライズ」を策定し、脱炭素、脱プラスチックを明記し宣言
	3 月	環境省が乗鞍高原をゼロカーボンパーク全国第 1 号に認定

- 4月 アルプスリゾート整備本部を設置
- 令和4年 4月 環境省「脱炭素先行地域」に乗鞍高原が採択
- 10月 松本・高山 高付加価値な観光地づくり推進協議会設立
- 令和5年 3月 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業に採択
- 令和6年 8月 上高地について、文化庁が松本市を文化財保護法に基づく管理団体に指定
- 10月 中部山岳国立公園（南部地域）の乗鞍岳・乗鞍高原・白骨温泉・さわんど温泉地区が環境省事業「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」の利用拠点として選定

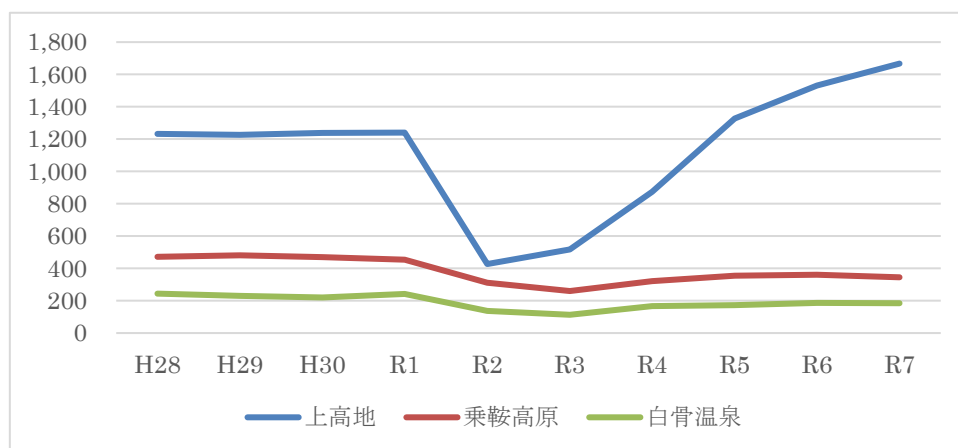
(3) 今後の取組み

- ア 松本市と高山市を繋ぐ、多彩で上質な体験と滞在ができる魅力的な観光ルートの創出
- イ 岳都・松本ブランディングの推進のため、山や自然をキーワードに幅広い世代に魅力発信とコンテンツの磨き上げの実施
- ウ ゼロカーボンパーク第1号の乗鞍から始動し、エリア全体でもゼロカーボンの取組みを推進
- エ 持続可能な観光地のために、利用と保全の両輪の観点から自然保護に配慮した観光の推進
- オ 国立公園として自然環境や景観の保全を図りつつ、防災・減災対策及び適切な管理道路の整備
- カ 環境配慮型の施設整備の推進
- キ 安全で快適な滞在のための施設整備及び交通アクセスの充実化等のインフラ整備の推進

16 観光地利用者数

(単位:千人、延べ人数)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元々	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
奈川温泉	34	32	30	33	22	21	27	27	26	39
奈川高原	85	94	92	86	66	67	95	86	81	88
上 高 地	1,233	1,226	1,238	1,241	427	517	873	1,328	1,531	1,667
乗鞍高原	471	481	470	453	311	260	321	355	361	344
白骨温泉	244	231	220	241	137	113	166	173	186	189
小 計	2,067	2,064	2,050	2,054	963	978	1,482	1,969	2,185	2,327



17 観光関係団体補助

(主なもの)

名 称	構 成	団体の予算額 (R7)	市の負担金 又は補助金
(一社) 松本市アルプス山岳郷	1 市 8 団体 20 企業	59,093 ^{千円}	6,340 ^{千円}
株 ふ る さ と 奈 川	5 部門 9 役員 18 社員	10,858	3,500

18 いがやレクリエーションランド

乗鞍地域が抱える観光の課題を解決する拠点、また、地域の観光産業を支援し活性化するための施設として平成 30 年度にリニューアルオープンしました。

- (1) 位 置 松本市安曇 3994 番地 21
- (2) 面 積 15.2ha
- (3) 施設内容
 - ・建物 レストラン、レンタルハウス、施設管理棟、野外ステージ、浄化槽棟、便所棟、器具庫、駐車場等
 - ・施設 マウンテンバイクコース、マレットゴルフ場、キャンピングカー専用駐車サイト、オートキャンプ場、アドベンチャーパーク
- (4) 事業費 5 億 300 万円
- (5) 工 期 平成 28 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 16 日
- (6) 運営内容
 - ・開場期間 4 月 20 日～11 月 20 日
 - ・開場時間 午前 9 時～午後 5 時
 - ・休 場 日 火曜日（休日の場合は翌日）
 - ・使 用 料

区分		金額
マウンテンバイクコース		無料
マレットゴルフ	市民 1 人 1 ラウンド	中学生以上 100 円 小学生 100 円
	市民以外 1 人 1 ラウンド	中学生以上 700 円 小学生 100 円
キャンピングカー 専用駐車サイト	1 台 1 泊、4 人まで	5,000 円
	5 人目以降 1 人泊	1,000 円
	デイキャンプ	3,000 円
オートキャンプ場	1 台 1 泊、4 人まで	10,000 円
	5 人目以降 1 人泊	1,000 円
アドベンチャーパーク	1 人 1 回	4,500 円
キャンピングカー専用駐車サイト及びオートキャンプ場のキャンセル料		・当日のキャンセル 利用料金の全額 ・3 日前から前日までのキャンセル 利用料金の 50%

- (7) 管理運営 指定管理（一般社団法人 信州・乗鞍グリーンツーリズム）
- (8) 利用状況 5 年度 20,933 人、6 年度 16,252 人、7 年度 13,508 人

19 乗鞍高原湯けむり館

入浴による観光の振興及び市民福祉の向上を図るために設置された日帰り温泉入浴施設です。老朽化による建替工事が行われ、平成 25 年度から供用開始となりました。

- | | |
|------------|---|
| (1) 位 置 | 松本市安曇 4306 番地 4 |
| (2) 敷地面積 | 7,233 m ² |
| (3) 延床面積 | 693.71 m ² (建築面積 785.29 m ²) |
| (4) 構 造 | 木造平屋 |
| (5) 事 業 費 | 2 億 5,000 万円 |
| (6) 工 期 | 平成 24 年 9 月 14 日～平成 25 年 3 月 25 日 |
| (7) 営業時間 | 午前 9 時 30 分～午後 9 時 |
| (8) 休 館 日 | 火曜日 (火曜日が祝日の場合は翌日) |
| (9) 施設内容 | 男女各浴室 63.48 m ²
個室浴室 9.66 m ²
レストラン 104.03 m ² |
| (10) 源 泉 名 | 湯川源泉 |
| (11) 泉 質 | 単純硫黄温泉 |
| (12) 使 用 料 | 大人 900 円、小人 400 円、回数券 (大人・11 枚綴) 7,500 円 |
| (13) 管理運営 | 指定管理 (一般社団法人信州・乗鞍グリーンツーリズム) |
| (14) 利用状況 | 5 年度 44,965 人、6 年度 43,614 人、7 年度 45,402 人 |

20 上高地アルペンホテル

昭和 29 年に村営ホテルとして供用開始した上高地アルペンホテルは、河童橋、ウエストーン碑に隣接した宿泊施設です。平成 27 年度より木のぬくもりを全館に施し、利用者が快適に過ごせるようベッド室や段差のないユニバーサルルームの整備、ロビー等の改修工事を 3 期に分けて行い、平成 30 年 4 月にリニューアルオープンしました。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 位 置 | 松本市安曇 4469 番地 1 |
| (2) 敷地面積 | 3,529.88 m ² |
| (3) 延床面積 | 3,220.55 m ² (建築面積 2,252 m ²) |
| (4) 構 造 | R C 造 3 階建て (一部地下) |
| (5) 事 業 費 | 3 億 9,760 万円 |
| (6) 工 期 | 平成 27 年 11 月 5 日～平成 30 年 4 月 25 日 |
| (7) 供用開始 | 平成 5 年 6 月 (昭和 29 年 7 月オープン、平成 5 年度改修、平成 30 年度リニューアルオープン) |
| (8) 営業期間 | 4 月 23 日～11 月 15 日 |
| (9) 施設内容 | ・和室 8 室 ・洋室 10 室 ・和洋室 5 室 ・ハイカーズベット 4 室
・会議室 ・売店 ・ロビー ・食堂
収容人員 135 名 |

(10) 利用状況 5年度 9,971人、6年度 9,973人、7年度 9,779人

21 上高地食堂

昭和 40 年に供用開始後、平成 16 年度に改修工事を実施し、平成 17 年度から新施設で供用を開始しました。上高地の観光の拠点となる上高地バスターミナルを兼ねた上高地観光センター内に開設されている施設です。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 位 置 | 松本市安曇 4468 番地 |
| (2) 敷地面積 | 1,154.07 m ² |
| (3) 延床面積 | 444.91 m ² |
| (4) 構 造 | 鉄骨造 2 階建て |
| (5) 事 業 費 | 2 億 800 万円 |
| (6) 供用開始 | 平成 17 年（昭和 40 年にオープン、平成 17 年度から新施設で供用開始） |
| (7) 営業期間 | 4 月 17 日～11 月 15 日（午前 6 時～午後 4 時）
（繁忙期 7 月 13 日～8 月末日（午前 5 時 30 分～午後 5 時）） |
| (8) 施設内容 | ・ 食堂 ・ 売店
収容人員 100 名 |
| (9) 利用状況 | 5 年度 117,121 人、6 年度 137,886 人、7 年度 145,840 人 |

22 徳沢口ツチ”

昭和 31 年に村が購入し、「徳沢山荘」として供用開始後、奥上高地を訪れる観光客や、登山客に親しまれている歴史ある宿泊施設です。平成 27 年度には、耐震補強・松本民芸家具を使用したラウンジや入浴施設を充実させる等の改修工事を実施し、平成 28 年 4 月にリニューアルオープンしました。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 位 置 | 松本市安曇 4470 番地 |
| (2) 敷地面積 | 1,618.04 ㎡ (国有地) |
| (3) 延床面積 | 818.97 ㎡ (建築面積 573 ㎡) |
| (4) 構 造 | 鉄骨造 2 階建て |
| (5) 事 業 費 | 9,660 万円 |
| (6) 供用開始 | 昭和 54 年 |
| (7) 営業期間 | 4 月 26 日～11 月 4 日 |
| (8) 施設内容 | ・和室 3 室 ・洋室 4 室 ・相部屋 5 室
収容人員 80 名 |
| (9) 利用状況 | 5 年度 5,051 人、6 年度 5,105 人、7 年度 5,427 人 |

23 烧岳小屋

南北に長野と岐阜の県境に沿い西穂高岳から焼岳へ至る縦走路と、東方の上高地からのルート、西方は奥飛騨温泉郷（岐阜県高山市）からのルートが交差する、標高 2,090mの山域の交通の要所に立地する焼岳山域唯一の山小屋であり、登山者の宿泊及び立ち寄り場所、また、遭難防止や救助などにおいて

重要な役割を担う施設です。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 位 置 | 高山市奥飛騨温泉郷字外ノ谷中尾 4 番地国有林 186 ホ林小班 |
| (2) 敷地面積 | 310 m ² (国有地) |
| (3) 延床面積 | 65 m ² (建築面積 46 m ²) |
| (4) 構 造 | 木造 2 階建て |
| (5) 事 業 費 | 570 万円 |
| (6) 供用開始 | 昭和 43 年 |
| (7) 営業期間 | 6 月 21 日～10 月 18 日 |
| (8) 施設内容 | ・和室 1 室 ・売店
収容人員 25 名 |
| (9) 利用状況 | 5 年度 474 人、6 年度 227 人、7 年度 420 人 |

24 アクティブプラザ・アルプスの郷

安曇エリアへ訪れる観光客等に対する観光情報の提供や、地場産品を販売等する施設です。地域要望により、旧安曇村が、旧安曇村商工会との二者共同で建設し、松本市と松本商工会議所が、専有面積により所有権保存登記をしています。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 位 置 | 松本市安曇 209 番地 1 |
| (2) 敷地面積 | 3,536.97 m ² |
| (3) 延床面積 | 1,339.68 m ² |
| (4) 構 造 | 鉄骨造 地下 1 階地上 2 階 |
| (5) 施設内容 | ・地下 多目的集会場
・1 階 事務所（一般社団法人松本市アルプス山岳郷）、
便益施設（地場産品販売展示コーナー、食堂）
・2 階 商工会館（松本商工会議所西支所） |
| (6) 事 業 費 | 4 億 7,037 万円 |
| (7) 工 期 | 平成 9 年 6 月 20 日～平成 10 年 3 月 25 日 |
| (8) 供用開始 | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| (9) 施設使用者 | ・事務所 一般社団法人松本市アルプス山岳郷 |

25 白骨温泉公共野天風呂

白骨温泉を訪れる観光客等に、温泉を提供する施設です。白骨温泉の湯川の河原に設けられた石置屋根の素朴な雰囲気野天風呂で、毎年多くの観光客に利用されています。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 位 置 | 松本市安曇 4197 番地 4 |
| (2) 敷地面積 | 220.40 m ² |
| (3) 床 面 積 | 54.28 m ² |
| (4) 建築面積 | 94.42 m ² |
| (5) 構 造 | 切妻板葺き（石置屋根） |
| (6) 事 業 費 | 3,370 万円 |

(7) 工 期	平成5年9月8日～平成6年5月20日
(8) 供用開始	平成6年7月1日
(9) 使 用 料	大人800円、小人400円
(10) 施設管理	指定管理（白骨温泉公共野天風呂 湯守の会）
(11) 営業時間	午前10時～午後4時
(12) 休場日	木曜日
(13) 営業期間	4月第4金曜日～11月23日
(14) 利用状況	5年度 15,841人、6年度 15,777人、7年度 16,532人

26 長野県乗鞍自然保護センター

乗鞍高原を訪れる観光客等に、乗鞍高原の動植物や文化、地理をわかりやすく解説している施設です。自然保護の普及・啓発を目的として長野県が建設し、松本市が委託を受け、管理運営を行っています。

(1) 位 置	松本市安曇 4306 番地 5
(2) 構 造	鉄筋コンクリート造平屋建て
(3) 施設内容	展示室、管理人室、レクチャールーム、事務室、工作室
(4) 建物面積	延床面積 995.39 m ²
(5) 開館期間	4月17日～11月15日
(6) 開館時間	午前9時～午後5時（11月は午前9時～午後4時）
(7) 休 館 日	火曜日
(8) 利 用 料	無料
(9) 利用状況	5年度 7,759人、6年度 8,234人、7年度 8,672人

27 野麦峠スキー場

野麦峠スキー場は、地域の活性化や雇用の創出、市民のウィンタースポーツの振興を図るための施設です。スキー場は、鉢盛山麓の奈川地区内西向き斜面に縦長にレイアウトされ、ゲレンデは標高 1,400m から 2,130m に位置し、2 本の高速リフトにより標高差約 700m の山頂まで 11 分で到着できます。山頂からのコース全長は 4,000m あり、間近に見える乗鞍岳、穂高連峰や御嶽山、遠くに加賀白山を望みながらの滑降は、初心者から上級者まで楽しませてくれる変化に富んだゲレンデです。

(1) 位 置	松本市奈川 1173 番地 1
(2) 面 積	スキー場 80ha（ゲレンデ面積 40ha） 12 コース（コース平均斜度 19.5 度）、全長 4,000m、標高差 730m
(3) 索 道	
ア 第 1 ペアリフト	640.15m（2 人乗り）
イ 第 5 ペアリフト	300.27m（2 人乗り）
ウ 第 7 高速クワッドリフト（スカイライナー）	1,579.91m（4 人乗り）
エ 第 8 高速ペアリフト（スカイラビット）	1,066.25m（2 人乗り）
(4) 付帯施設	
ア 駐車場	約 1,400 台

イ スキーセンター 管理事務所・チケット売り場・無料休憩所・広間・レンタルスキー・
スキー学校・スノーマシン待機室・更衣室・パトロール室

ウ スノーマシン施設 4 系統（固定式 19 台、自走式 6 台）

- (5) 利用状況 5 年度 21,818 人、6 年度 30,827 人、7 年度 25,871 人
(6) 供用開始 昭和 56 年 12 月
(7) 営業期間 12 月中旬～3 月末
(8) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時
(9) 使用料（リフト料）

種 別	シーズン券	1 日券	4 時間券	1 回券
大 人	30,000 円	4,000 円	3,000 円	300 円
小 人	13,000 円	2,000 円	1,000 円	200 円
シニア	30,000 円	3,500 円	2,500 円	300 円

- (10) 管理運営 指定管理（株）岳都リゾート開発）

28 奈川高ソメキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

- (1) 位 置 松本市奈川 2212 番地 16
(2) 敷地面積 80,150 m²（内、釣り池 7,622 m²）
(3) 事 業 費 1 億 5,266 万円
(4) 供用開始 昭和 63 年 4 月
(5) 開場期間 4 月第 2 土曜日から 11 月第 3 日曜日
(6) 施設内容 オートキャンプ場、デイキャンプ、ログハウス(6 畳、8 畳)、釣り池
(7) 利用状況 5 年度 10,668 人、6 年度 11,046 人、7 年度 9,581 人
(8) 管理運営 指定管理（株式会社ふるさと奈川）
(9) 使 用 料

区 分		利用単位	金 額
入場料（以下に掲げる施設を利用しない者に限る。）		1 人	300 円
施設等	オートキャンプ場	1 人 1 泊	中学生以上 1,600～2,000 円 小学生 800～1,000 円
	区画サイト料	1 人 1 泊 2 人以上 1 泊	500 円 1,000 円
	デイキャンプ	1 人	中学生以上 1,000 円 小学生 500 円
	ログハウス(6 畳タイプ) (5 名まで)	1 棟 1 泊	8,000～10,000 円
	ログハウス(8 畳タイプ) (5 名まで)	1 棟 1 泊	10,400～13,000 円

	釣り池	1 時間	中学生以上 小学生	600 円 300 円
オートキャンプ、デイキャンプ及びログハウスのキャンセル料		当日のキャンセル 3 日前から前日まで	利用料金の 80% 利用料金の 50%	

※未就学児は、無料

29 奈川ウッディ・もつく

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置された観光施設です。

- (1) 位 置 松本市奈川 1044 番地 344
- (2) 敷地面積 5,945 m²（駐車場合む。）
- (3) 構 造 本館：木造平屋
- (4) 事 業 費 3 億 4,586 万円
- (5) 供用開始 平成元年 4 月
- (6) 開場期間 通年
- (7) 施設内容 本館（イベントホール、準備室、展示室、休養室、浴室）、ログキャビン、マレットゴルフ場
- (8) 管理運営 指定管理（株式会社ふるさと奈川）
- (9) 利用状況 5 年度 7,475 人、6 年度 9,792 人、7 年度 9,937 人
- (10) 使 用 料

ア 本館

区 分	午 前	午 後	午前～午後	夜 間
	8:00～12:00	12:00～17:00	8:00～17:00	17:00～21:00
イベントホール	2,740 円	2,740 円	5,500 円	3,300 円
準備室	540 円	540 円	1,100 円	660 円
展示室	880 円	880 円	1,760 円	1,100 円
休養室	2,200 円	2,200 円	4,400 円	2,640 円
全館	3,300 円	3,300 円	6,600 円	3,960 円

イ その他

区 分	利用単位	金 額
浴室	1 人	一般 550 円
		小学生以下 350 円
ログキャビン	1 棟 1 泊	13,000～16,000 円
マレットゴルフ場(18 ホール)	1 人 1 ラウンド	310 円

※3 歳未満は、無料

30 野麦峠オートキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

- (1) 位 置 松本市奈川 29 番地 1
- (2) 敷地面積 32,589 m²
- (3) 事業費 2 億 4,474 万円
- (4) 供用開始 平成 9 年
- (5) 開場期間 4 月第 2 土曜日から 11 月第 3 日曜日
- (6) 休 場 日 火曜日
- (7) 施設内容 オートキャンプ場、コテージ
- (8) 管理運営 指定管理（株式会社ふるさと奈川）
- (9) 利用状況 5 年度 2,077 人、6 年度 2,098 人、7 年度 1,817 人
- (10) 使 用 料

オートキャンプ場

区 分		利用単位	金 額	
入場料（次項の施設を利用しない者に限る。）		1 人	300 円	
施 設	区画サイト	1 人 1 泊	500 円	
		2 人以上 1 泊	1,000 円	
	オートキャンプ場	1 人 1 泊	中学生以上	1,600～2,000 円
			小学生	800～1,000 円
	コテージ(5 人用)	1 棟 1 泊	14,000 円	
	バリアフリーコテージ(7 人用)	1 棟 1 泊	17,000～21,000 円	
デイキャンプ	1 人	中学生以上	1,000 円	
		小学生	500 円	
オートキャンプ、デイキャンプ及びコテージのキャンセル料		当日のキャンセル	利用料金の 80%	
		3 日前から前日まで	利用料金の 50%	

※未就学児は、無料

31 乗鞍観光センター

地域住民の生活文化の向上と観光事業の振興に寄与するために設置された観光センターです。

- (1) 位 置 松本市安曇 4306 番地 5
- (2) 敷地面積 1,551.00 m²
- (3) 事業費 2 億 8,184 万円
- (4) 供用開始 昭和 61 年 12 月
- (5) 開場期間 通年
- (6) 施設内容 観光案内所、小会議室、中会議室、イベントホール等
- (7) 管理運営 指定管理（一般社団法人信州・乗鞍グリーンツーリズム）

(8) 使 用 料（市民利用の場合）

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	全 日
	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:00～17:00	8:00～22:00
小会議室	1,570 円	1,570 円	3,140 円	2,820 円	4,710 円
中会議室	3,140 円	3,140 円	6,390 円	5,760 円	9,530 円
イベントホール	9,530 円	9,530 円	13,400 円	17,280 円	24,930 円
全 館	12,780 円	12,780 円	17,910 円	23,040 円	33,310 円

32 岳都・松本「山岳フォーラム」

山岳環境の保護や山岳文化の継承と安全な登山の啓発、登山や山岳高地環境での健康づくり、全世代への登山の振興、さらに山岳利用の次世代への継続、国民の祝日「山の日」の意義を周知する等、岳都・松本から広く発信することを目的としています。

令和7年度は、岳都・山岳リゾートにふさわしい山岳観光の安全対策や登山道等環境整備を周知し、多くの人に誇るべき松本市の山岳を楽しんでいただくため、実行委員会事業のシンカを図りました。

「山の道しるべ」とテーマを掲げ、実行委員会の実施する事業が初心者には山の入り口となり、中級者は新しい挑戦ができ、上級者は今一度原点に返り山への恩返しができるような、誰でも楽しめ、学ぶことができ、再び山を訪れようと思う事業を行いました。

1 プログラムの開催

「山ゼミ」事業を通年で実施

- (1) 実施期間：令和7年5月～令和8年3月に計51回（中止も含む）実施
- (2) 実施内容：参加者数：実施内容は以下のとおり・参加者数合計523名

テーマ	講座名
安全登山	テント泊実践（6月）、白駒池テント泊（7月）、経ヶ岳登山（7月）、槍ヶ岳登山（8月）、横尾テント泊（9月）、箆の登山（11月）、西穂山荘雪山登山（2月）
女子登山	高ボッチ山（5月）、霧ヶ峰（6月）、根子岳・四阿山（7月）、爺ヶ岳（9月）、飯縄山・瑠璃山（10月）、黒斑山（11月）、福地山（3月）
山岳医療講習	鍬ノ峰（6月）大音寺（8月2回、9月、10月） インターバル速歩（7月、8月、9月、10月）、長峰山（11月）
里山整備	浅間温泉御殿山遊歩道整備（7月、8月、9月、10月、11月、12月） 長峰山登山道整備（7月、8月、9月、10月、11月、12月） チェーンソー講習（7月、9月） 倍力システム講習（7月、9月） しがら組（9月2回）、水切り等（11月2回）
歴史	鎌倉街道祠峠（6月）、鎌倉街道 橋場番所跡-稲核（7月）
自然体験	野麦峠トレッキング・山菜採り（5月）、大姥山の山伏体験（10月）、上高

	地ガイドウォーク（１０月）
冬季活用	イグルーづくり体験（２月、３月）

33 「山の日」四方山祭り i n 上高地

第１回「山の日」記念全国大会の理念を継承するため、祝日「山の日」に、上高地において「山の日」四方山祭り i n 上高地を開催し、観光客や登山者に対して、全国大会の第１回目開催地が上高地であることや大会理念の浸透、また、山岳に関する課題等の周知を図りました。

- (1) 主 催 環境省、林野庁、国土交通省、長野県、岳都・松本山岳フォーラム実行委員会、
（公財）全国山の日協議会、上高地町会
- (2) 開催日 ８月２日～１７日（１６日間）
- (3) 会 場 上高地インフォメーションセンター
- (4) 内 容 パネル展示、パンフレット・ノベルティの配付、クイズラリー（中止）

34 乗鞍ゼロカーボンパーク推進事業

- (1) 経過と現状
将来ビジョン「のりくら高原ミライズ（乗鞍高原ビジョン）」に基づき、持続可能な観光地づくりのために乗鞍高原のゼロカーボン化を推進します。
- (2) 主な事業内容
乗鞍高原のゼロカーボン化の推進
- (3) 今後の取組み
 - ア のりくら高原ミライズ構想協議会を通じ、地域の観光事業者、住民等の関係者と密に連携し、各事業を推進します。また、乗鞍で暮らす住民と地域外で環境に関心のある方を対象に、持続可能な観光地づくりとゼロカーボン化についての普及啓発事業を行います。
 - イ 案内・誘導・交通拠点等の要所であり、観光拠点である松本市乗鞍観光センターについて、ＺＥＢ化や太陽光発電設備の設置など乗鞍地域の脱炭素化に資する整備を率先的に進めるべく、令和７年度に実施設計を実施しました。今後は、工事を順次行い、令和１１年度の竣工（一部外構は令和１２年度）を目指します。
 - ウ 乗鞍高原についてゼロカーボンパークの具現化を推進します。
特に、滞在意欲の高い新たな来訪者層を獲得するため、乗鞍観光センターをハブとした世界水準のサステナブルツーリズムモデルの形成を目指します。

35 中部山岳国立公園南部地域広域観光推進事業

- (1) 経過と現状
中部山岳国立公園南部地域を世界水準のナショナルパークとするために取組みを進めてきた「中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会」が、松本高山間の横断ルートの設定と、両市の連携強化を目的として、協議会内に松本高山Ｂｉｇ Ｂｒｉｄｇｅ構想実現プロジェクトを発足し事業を推

進しています。令和５年には、松本高山両市にまたがるルート名称が「北アルプス・トラバースルート」と決定されました。

令和４年より本事業の一環として松本高山間の歩くルートの検討が行われ、令和５年にルートの名称やトレイル憲章、具体的なルートが決定しました。ルートの名称は信州と飛騨のそれぞれ頭文字をとって「信飛トレイル」となり、令和７年７月には、信州（松本）と飛騨（高山）を結ぶ全長約１１７キロメートルのトレイル「信飛トレイル」がオープンしました。

(2) 事業名

松本高山ロングトレイル整備推進事業

(3) 今後の取組み

引き続き地域おこし協力隊によるトレイルの推進を図るとともに、信飛トレイルクラブが主体となって道標や注意看板のトレイルルート上への設置を行い、安全管理や観光誘客等について、関係各所と連携を図っていきます。

36 上高地対策事業

上高地において、自然環境や景観の保全を図りつつ河床上昇対策や適切な管理用道路整備等に取り組むことにより、自然景観や生物多様性の保全と安全な利用環境が両立した山岳観光地の形成を図ります。

(1) 主な経過

平成 25 年	12 月	「上高地の当面の課題に関する松本市の対応方針」を策定
平成 26 年	7 月	環境省を主体とした上高地に関係する行政機関及び団体による「中部山岳国立公園上高地連絡協議会」が、「上高地ビジョン 2014」を策定
	9 月	国土交通省松本砂防事務所が、土砂移動のモニタリング調査を開始
平成 27 年	3 月	「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定
平成 27 年度		管理用道路整備に係る調査、検討に着手
令和 2 年度		松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会が管理用道路整備計画を承認
令和 3 年度	11 月	上高地管理用道路整備工事に着手
	3 月	中部山岳国立公園上高地連絡協議会上高地河床上昇検討部会が「上高地における河床上昇対策の基本的な考え方と実施方針」を取りまとめ
令和 4 年度		クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を実施（以降毎年度実施）
		中部山岳国立公園上高地連絡協議会が上高地ビジョンの改定作業に着手
		新村橋架替え工事に着手
令和 6 年度	12 月	新村橋上部工工事契約（工期令和 10 年 12 月まで）
令和 7 年度		上高地電力供給施設拡張（横尾地区への電力拡張）に着手

(2) 今後の取組み

ア クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用するなど、情報発信を強化しつつ、財源確保を進めます。

イ 河床上昇対策については、環境省と本市が中心となり、自然環境保護と防災の両立が図られた対策が進むよう調整を図ります。

37 上高地保存活用推進事業

国指定の特別名勝及び特別天然記念物である上高地について、保存と活用の調和がとれた管理の推進を図るために、本市が文化庁から文化財保護法に基づく管理団体の指定を受け、保存活用計画の策定や管理運営のあり方に関する研究を進めています。

(1) 経過及び現状

ア 経過

平成 22 年 2 月	松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）を策定
平成 25 年 3 月	県教委から管理団体の指定について提案
平成 27 年 3 月	松本市上高地対策「短期・中長期計画」を策定 管理団体指定の研究に取り組むことを明記
平成 31 年 4 月	改正文化財保護法施行。保存活用計画が制度化
令和 3 年 12 月	文化庁、環境省及び林野庁と合同協議 本市が管理団体となることが望ましいとの意見
令和 5 年 2 月	市議会総務委員協議会で管理団体指定について協議
令和 6 年 2 月	市教委から文化庁に管理団体指定について意見具申
8 月	文化庁が松本市を管理団体に指定
10 月	保存活用計画の策定に着手
令和 7 年 1 月	上高地の管理運営体制に関する研究会を設置
令和 8 年 3 月	研究会から松本市長に対し、総合的な管理運営組織（法人）の設立と安定財源の確保に関する提言書を提出

イ 現状

文化財保護法では所有者が管理者と規定されていますが、上高地の大部分を所管している林野庁には、森林法及びその他関連法に基づく管理を超え、「文化財としての管理」を行うことは制度上困難です。

このため現在の上高地では「文化財としての管理者」が実質不在となっており、次のような問題が生じています。

- (ア) 行われるのは規制のみで、管理者が実施できる「保存活用に資する事業」が実施されていない。
- (イ) 管理者が策定すべき保存活用計画が策定されない。
- (ウ) 保存活用計画が策定されないことにより、保存活用の方針が明確になっていないため、必要な事業であっても実現までに時間を要する。
- (エ) 来訪者の増加・多様化、自然災害の激甚化等の急速な変化や、予算・人員の不足、複雑な管理体制等の管理上の課題に対して、根本的な課題対策を講じる必要性がある。

(2) 今後の取組み

ア 保存活用計画の策定を進めます。

イ 特に国立公園管理者である環境省と連携を密にし、国立公園であり文化財でもある上高地の保

護と利用、保存と活用の調和と充実を図ります。

ウ 上高地の管理運営の在り方に関する研究会において、目指すべき管理の仕組みや実現に必要な財源等について研究を進めます。

38 上高地焼岳火山対策事業

活火山である焼岳の噴火災害に備えるため、避難施設の整備や注意喚起情報の発信などの火山防災対策を進めていきます。

(1) 主な経過

平成 30 年 2 月 関係機関・地元自治体等で構成される焼岳火山防災協議会が「焼岳火山防災避難計画」を策定

令和 6 年 6 月 地震の増加により気象庁が臨時解説情報発表。登山者に対し登山自粛の呼びかけを実施

令和 8 年 1 月 焼岳の噴火警戒レベルが 2 に引き上げられたことに伴い、登山道の通行規制を実施

3 月 焼岳の噴火警戒レベルが 1 に引き下げられたことに伴い、登山道の通行規制を解除

(2) 今後の取組み

ア 焼岳における退避壕の設置に向け、現地測量を踏まえた関係機関との協議等を実施します。

イ 退避壕の設置に加え、収容機能を備えた退避舎の設置について検討します。

39 ふるさと起業家応援事業

安曇・奈川地区の経済活性化及び雇用促進を図るため、地域課題の解決を目的とした起業や新規事業に要する経費に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税で募った寄附金を財源に補助金を交付し、起業家を支援します。令和 7 年度から補助制度を開始し、令和 8 年度からは継続的な起業家輩出を目的として起業スクールを創設します。

【7 年度実績】

事業概要	補助額
奈川の広葉樹を燃料に活用し薪製造を産業化	2,024 千円
奈川の空き家を活用した貸切宿を整備	1,704 千円
乗鞍の自然素材を活かした UV ケアミルクの開発	399 千円
ブルーベリーを活用した体験事業や新商品の開発	792 千円
古民家を再生し、移住者向け賃貸やゲストハウス、生活体験型施設を整備	528 千円
レストランを改修し、農泊・交流型ゲストハウスを整備	1,904 千円
合 計	7,351 千円

40 まつもと暮らし誘致プロジェクト

(1) 目 的

大都市圏（首都圏・中京圏・関西圏）をはじめとする、都会からの移住定住を促進するため、松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図るものです。

また、大都市圏に進学した学生等を対象に、本市の魅力や暮らし、仕事に関する情報を発信することで、U I J ターンの促進を図るものです。

(2) 主な経過

平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置

19 年度 移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏での情報発信を開始

令和 元年度 転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等実施）
ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～）
移住推進課 L I N E 公式アカウントによる情報発信を開始

2 年度 移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始
若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本市の魅力発見ゼミ」を開講
移住推進課公式 Y o u T u b e チャンネル及び I n s t a g r a m による情報発信を開始

7 年度 移住交流推進室を設置

(3) 実 績

ア 移住相談件数（直近 5 年間）

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
窓口相談	128	188	202	195	202
オンライン相談	83	52	41	41	47
対面セミナー	18	137	201	211	291
オンラインセミナー	267	179	120	56	57
電話・メール等	275	263	241	194	291
合 計	771	819	805	697	888

イ 移住者数（直近 5 年間）

(ア) 行政サポートを受けて移住した者の把握分

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
世帯数	39	45	51	57	123
人 数	85	90	107	133	236

(イ) 県把握分

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
世帯数	31	143	175	161	147
人 数	58	263	293	295	245

ウ U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金

U I J ターンにより市内で就業・創業する方を応援するため、国、県、市が共同で補助金を交付しています。(令和7年度:62件)

(4) 今後の取組み

ア 年少人口や生産年齢人口が減少傾向にある中、仕事や住まいに対する考え方が多様化し、地方移住への関心が高まっていることから、働き盛り世代の移住促進に重点を置きます。

イ オンラインによる移住相談や、Y o u T u b e、L I N E等による情報発信など、I C Tを活用した松本市の魅力発信を行うことで、移住相談体制のさらなる充実と、U I J ターンの促進強化を図ります。

41 ふるさとまつもと寄附金推進事業

(1) 目 的

ふるさと納税制度を活用して、松本市の取組みや事業を発信し、本市を応援する方々から「ふるさとまつもと寄附金」を募るものです。また、ふるさと納税制度を有効に活用することで、寄附額の増加と地元農・商工業の活性化を図ります。

(2) 主な経過

平成20年度	ふるさと納税制度の創設に伴い「ふるさとまつもと寄附金」の募集を開始
26年度	返礼品として地元農産物の贈呈を開始
27年度	寄附者の利便性向上を目的に、寄附金のクレジットカード決済を導入 ワンストップ特例制度(申告手続きの簡素化)の創設
令和3年度	返礼品を民間事業者から広く公募し、ラインナップを大幅に拡充(10月～) 複数のふるさと納税サイト(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税)を活用した 寄附の募集を開始(10月～)
4年度	ガバメントクラウドファンディング(上高地「再生と安全」プロジェクト)
5年度	ふるさと納税ポータルサイトを追加(J R E M A L L、一休.c o m)
6年度	新たな中間事業者へ委託し、返礼品の開拓を強化 ガバメントクラウドファンディング(上高地、動物愛護)
7年度	ふるさと納税ポータルサイトを追加(ふるなび) ガバメントクラウドファンディング(上高地、動物愛護、アルプスリゾート起業 家応援プロジェクト)

(3) 実 績

	寄附金額
R3年度	253,989,000円
R4年度	410,993,308円
R5年度	293,513,000円
R6年度	522,636,113円
R7年度	925,626,731円

(4) 今後の取組み

ふるさと納税制度の趣旨を尊重しつつ、引き続き返礼品の公募を行い、松本ならではの魅力ある返礼品を多数設定して、寄附額の増加に取り組めます。

4 住民自治

1 地域づくりの推進

(1) 趣旨

35 地区の特色を生かした魅力ある地域づくりを推進するため、「第 3 次松本市地域づくり実行計画」に基づき、地域、行政、NPO・市民活動団体、大学等の多様な主体の協働によって地域課題を解決していく地域づくりの基盤強化や地域力の向上等に取り組めます。

(2) 主な経過

平成 17 年	12 月	松本市地域づくり推進検討委員会を設置
20 年	5 月	松本市地域づくり推進基本方針を策定
	6 月	市内 3 地区をモデル地区に指定し、各地区が主体的な取り組みを実施
	7 月	松本市地域づくり推進委員会を設置
22 年	6 月	松本市地域づくり推進行動計画を策定
23 年	4 月	市民環境部に地域づくり課を新設
	7 月	松本市地域づくり市民委員会を設置
24 年	3 月	第 1 次松本市地域づくり実行計画を策定
25 年	3 月	松本大学、信州大学経済学部と地域づくりに係る連携協定等締結
26 年	3 月	松本市地域づくりを推進する条例を制定（26.4.1 施行）
	4 月	35 地区に地域づくりセンターを開設
27 年	4 月	松本市地域づくり推進交付金、松本市地域振興事業補助金制度を創設 地域づくりインターンシップ戦略事業を開始
29 年	5 月	第 2 次松本市地域づくり実行計画を策定
30 年	2 月	地域づくりヤングマイスター認定制度を創設
令和 3 年	4 月	市内 4 地区を地域づくりセンター強化のモデル地区に設定
4 年	3 月	第 3 次松本市地域づくり実行計画を策定
	4 月	地域づくりセンター強化モデルを 8 地区に拡大
5 年	4 月	松本市若者チャレンジ応援事業補助金制度を創設
6 年	4 月	地域づくり課に地域支援担当（機動支援職員）を配置
7 年	4 月	地域づくり課を地域づくり支援課に改称 松本市地域重点プロジェクト事業補助金、松本市地域チャレンジ応援 事業補助金制度を創設

(3) 令和 7 年度の取組状況

ア 35 地区の地域づくりに対する支援

(ア) 地域づくりセンターと緩やかな協議体等の関係団体、機関等とが連携し、地域課題の解決や地域活性化に向けた取り組みを促進

(イ) 地域づくりセンターと地域づくり支援課、その他の関係課等とが連携し、地域資源を生かした地域おこしや課題解決に向けた住民主体の活動を支援

イ 地域づくりへの財政支援

(ア) 地域づくり推進交付金

交付 22,250 千円 (35 地区)

(イ) 地域重点プロジェクト事業補助金

交付 10,424 千円 (6 地区 8 事業)

(ウ) 地域チャレンジ応援事業補助金

交付 6,368 千円 (44 事業)

ウ 地域づくりの研究、意識啓発等

(ア) 松本市地域づくり市民委員会の開催 6 回

(イ) 松本市地域づくり研究連絡会

a 構成機関 松本市、松本大学、信州大学経済学部

b 実施内容 地域づくりに関する研究事業、学習会・研究集会の開催等

(ウ) 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い (第 41 回公民館研究集会・令和 7 年度地域づくり市民活動研究集会)」の開催

a 期 日 令和 8 年 2 月 14 日

b 場 所 松本市中央公民館 他

c 内 容 基調講演及びテーマ別分科会 (5 分科会)

d 参加者 約 250 人

エ 地域支援担当 (機動支援職員) の配置

地域づくりセンター強化モデル事業の検証を踏まえ、地域づくり支援課地域支援担当 (機動支援職員) を 4 人から 7 人に増員し、各ブロックへ配置することで、35 地区の課題の把握や解決に向けた支援体制を強化

オ 自治組織活性化プロジェクト

(ア) 自治組織 (町会) の再構築に向けて、従来よりも踏み込んだ積極的な町会支援を展開するため、住民自治局内に自治組織活性化プロジェクトチームを組織し、具体的な支援プログラム及び支援メニューを検討

(イ) 全 485 町会を対象にアンケート調査及びヒアリングを行い、町会の取組事例を集約した「町会運営活動事例集」を発刊

(4) 今後の取組み

ア 第 3 次松本市地域づくり実行計画 (令和 4 年度～8 年度) の基本方針に基づき、地域づくりの基盤強化、地域力の向上及び地域の課題解決を図る取組みを推進するほか、第 4 次となる新たな計画 (令和 9 年度～13 年) の策定を進めます。

イ 地域づくりセンター、地域づくり支援課、本庁関係課等が連携した一体的な地区支援体制の更なる強化を図ります。

ウ 地域重点プロジェクト事業補助金及び地域チャレンジ応援事業補助金の効果的な運用を図り、各地区の課題解決や人材発掘・育成を支援します。

エ 自治組織活性化プロジェクトの取組みとして、チームによる支援体制を構築し、従来よりも一歩踏み込んだ町会への伴走支援を展開します。

オ 地域づくり市民活動研究集会や各種学習会、研修会等の実施を通じて、地域づくり人材の育成や意識啓発、職員の資質向上等を図ります。

2 町 会

住民の自治組織である町会は、住民自らが地域でより良い生活を送るために、住民同士の絆づくりや環境美化、子どもや高齢者の見守り活動等様々な活動を行っています。

また、市では、町会を市政運営の重要なパートナーとして、協働により地域づくりを推進することとしています。

町会は、市内に 485 町会あり、35 地区では地区町会連合会を組織し、全市では松本市町会連合会を組織しています。

(1) 市政協力事項

- ア 広報の配布及び周知事項の伝達
- イ 各種の調査及び行政事務の連絡調整
- ウ その他

(2) 町会組織（令和 8 年 4 月 1 日現在）

- ア 町会数 485 町会
- イ 地区町会連合会数 35 地区町会連合会
- ウ 町会加入世帯数 79,534 世帯（加入率 72.0%）

(3) 町会関係予算（令和 8 年度）

- ア 単位町会長報償費 77,720 千円
- イ 地区町会連合会長報償費 4,400 千円
- ウ 単位町会運営活動費交付金 43,210 千円
- エ 地区町会連合会運営活動費交付金 9,039 千円
- オ 市町会連合会運営費補助金 6,490 千円

(4) 今後の対応

- ア 町会連合会と協働して、安全・安心で、住民が支えあう良好な地域社会の構築に向け、町会に対する市民の理解を広げます。
- イ 町会連合会等と連携しながら、役員の担い手不足の解消や町会への加入促進に一層力を入れるとともに、地域の誰もが参加できる町会運営を目指し、町会長初任者等研修会やブロック別研修会の開催など必要な支援を行います。
- ウ 町会運営の負担軽減のため、町会連合会及び市との協働による町会デジタル化推進プロジェクトを設置し、町会向けアプリ導入の実証実験を行い、課題整理の上、支援体制を検討します。
- エ 引き続き、市が町会へ依頼する業務の見直し等を行い、町会の負担軽減を図ります。

3 地区福祉ひろば事業

(1) 地区福祉ひろば

地区福祉ひろばは、福祉を中心とした地域づくりの拠点として、共に支え合う地域社会の実現に向け、健康・福祉・生きがいを住民主体で進めます。施設の所管及び福祉ひろばの目的などは健康福祉部福祉政策課が担いますが、令和 3 年度より地域づくりを一体的に推進する体制により、地区福祉ひろばの維持管理及び運営は住民自治局が所管します。

(2) 地区福祉ひろば管理運営事業

ア 運営体制

地区福祉ひろば事業は、地域住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会への委託などにより運営しています。

・令和7年度地区福祉ひろば利用実績 延べ213,706人

イ 送迎ボランティア活動費補助事業

地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しています。

・令和7年度実施地区数 17地区

ウ 地区福祉ひろば利用拡大事業

本市が「健康寿命延伸製品」に認定している「生活総合機能改善機器（エルダーシステム）」を令和元年度以降、順次、全地区福祉ひろばに設置し、地域の多様な担い手が主体的に活動する環境を整え、「地域福祉の拠点」である福祉ひろばの「福祉の担い手づくり」を進めます。

（令和6年度 全37館に設置）

エ 事業効果及び課題

交流機会の拡大、生きがいつくり、閉じこもり・介護予防のための場づくりが進んでいます。

福祉は住民自らがつくるという意識が醸成されつつあり、福祉を切り口とした地域づくりが推進されています。

一方では、利用者の固定化や男性の地域の居場所づくりが課題となっています。

4 防犯灯設置等及び管理補助事業

(1) 目的

暗い道路における犯罪及び事故の発生を防止するため、町会等が行う防犯灯の設置等及び管理事業に係る経費の一部を補助するとともに、補助対象の防犯灯は原則としてLEDに限定することで、CO₂の削減及び、省エネルギー化、長寿命化による維持管理の負担軽減、電気料金の削減を推進しています。

(2) 内容

ア 設置等補助（工事費）

(ア) 一般（防犯灯1灯につき柱1本）

補助率 10/10 限度額 38,500円（柱を新設する場合）

限度額 18,000円（既存の柱を使用する場合）

(イ) 特設（防犯灯1灯につき柱2本以上）

補助率 2/3 限度額 42,000円

(ウ) 更新（老朽化等による照明器具の全面更新）

補助率 10/10 限度額 15,000円

(エ) 移設（既存の照明器具の移設）

補助率 10/10 限度額 15,000円

(オ) 修繕（故障した照明器具を正常に点灯する状態に戻す修繕）

補助率 10/10 限度額 5,000円

イ 管理補助（電気料金）

補助率 1 灯（上限 60W）につき、当該年度の 8 カ月分相当の電気料金

(3) 令和 7 年度実績

ア 設置等補助

(ア) 一般（新・既設）	130 灯	2,689 千円
(イ) 特設	0 灯	0 千円
(ウ) 更新	164 灯	2,459 千円
(エ) 移設	15 灯	224 千円
(オ) 修繕	6 灯	30 千円
合計	315 灯	5,402 千円
イ 管理補助	23,467 灯	31,144 千円

5 市民協働の推進

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進することにより、「松本らしい地域づくり」を進めます。

(1) 主な経過

平成 17 年	9 月	市民活動サポートセンターの開設
18 年	3 月	「市民と行政の協働推進のための基本指針」の策定
	11 月	市民活動推進委員会の設置、市民協働事業提案制度の創設
19 年	4 月	市民活動団体金融対策事業（NPO 夢バンクへの融資原資の貸付）の開始
22 年	6 月	市民労力提供に対する原材料支給事業の開始
	10 月	プラチナ世代相談窓口「とまり木」開設
24 年	11 月	市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた提言書を市長に提出
25 年	4 月	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月 1 回「プラチナサロン」開催
27 年	12 月	「市民活動と協働を推進するための基本指針」の策定 市内 4 ライオンズクラブと連携協定を締結
令和 2 年	3 月	松本市市民活動推進委員会が第 6 期の活動をまとめたレポートを市に提出
	7 月	松本市市民活動推進委員会を廃止し松本市地域づくり市民委員会と統合
5 年	2 月	サポセン通信 100 号（記念号）発行

(2) 令和 7 年度の取組状況

ア 協働の推進

- (ア) 市民の無償労力提供に対する原材料等支給事業の実施
- (イ) 市民活動団体金融対策事業の実施
- (ウ) 協働推進のための啓発活動（市広報・ホームページ・研修会による市職員の意識啓発）

イ 市民活動の支援・促進

- (ア) 市民活動サポートセンターの管理・運営及び利用促進

年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)
R5	337	11,243	888	233
R6	334	12,740	780	227
R7	334	17,209	1,051	238

- (イ) 市民活動サポートセンター各種自主事業の実施（プラチナサロン、ふれあいサロン、市民活動フェスタ、市民活動セミナー、プラチナ支援事業講演会、お湯はある）
 - (ウ) 広報・啓発活動（松本市市民活動サポートセンターホームページ、SNS を使った情報発信、「サポートセンター通信」の発行、YouTube を活用した動画配信）
 - (エ) 市民活動団体の立ち上げや運営の支援及び相談対応、プラチナ世代の生きがいや社会貢献活動に関する相談対応
- (3) 今後の取組み
- ア 社会情勢の変化とともに地域の担い手不足が叫ばれるなか、ニーズの把握や新たな人材の発掘及び財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。
 - イ 「何か活動を始めたい」という方の相談支援及び市民の自主的な営利を目的としない社会に貢献する団体の活動拠点として市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

6 市民生活総合相談窓口

(1) 目的

一般相談、専門相談、消費生活相談の窓口を一体化し、複雑化・多様化する市民の困りごとに寄り添い、総合的に対応します。

(2) 相談窓口の経過

- 平成 27 年度 市民相談課を新設し、広報国際課所管の一般相談、専門相談と市民生活課所管の消費生活相談を移管して、相談窓口の充実を図りました。
- 平成 28 年度 広報広聴課から広聴部門、障害・生活支援課から生活困窮相談を移管して、「市民生活総合相談窓口」を新設することにより、総合的な相談体制を構築しました。
- 令和 5 年度 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（国が示す「重層的支援体制整備事業」）を構築する中で、生活困窮相談について生活保護制度との更なる連携強化を図るため、生活福祉課へ移管しました。

(3) 内容

ア 一般相談

特別相談員等を配置し、市民からの相談に対応します。

イ 専門相談（予約制）

弁護士相談、司法書士相談、税理士相談、行政相談等の専門相談を定期的に無料で実施します。また、司法書士相談、行政相談はオンライン窓口でも実施しています。

ウ 消費生活相談（松本市消費生活センター）

デジタル社会の複雑化・多様化を背景とした契約トラブルや悪質商法等の消費生活相談に対し、消費生活相談員等により消費者への「助言」、消費者と事業者のトラブル解決のための「あっせん」、市民への消費生活情報の提供などを行います。

エ 相談件数の推移

区 分	R5	R6	R7
一 般 相 談	3,175	2,619	2,871
専 門 相 談	724	710	705
消費生活相談	1,189	1,118	1,208
計	5,088	4,447	4,784

※一般相談は、窓口、電話等の対応件数

※専門相談、消費生活相談は、相談案件の件数

7 消費生活政策

(1) 目的

市民が安心して豊かな消費生活が送れるよう、情報発信や啓発活動を通じて消費者被害を防ぎ、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

(2) 令和7年度事業実績

ア 消費者被害防止の啓発活動

(ア) 広報まつもと、市ホームページ、新聞情報紙・情報冊子等への掲載やラジオ出演等

(イ) 注意喚起のための情報提供（ホームページ、松本安心ネット）

実施回数 13 回

(ウ) 啓発冊子の配布

(エ) 街頭啓発

松本山雅ホームゲーム開催時のアルウィン周辺での啓発活動のほか、「新社会人激励のつどい」で若者への消費者被害防止の啓発を実施

(オ) ぐるっとまつもとバス広告

車体広告 5 台

(カ) アルピコ交通上高地線電車内サイネージ広告

イ 消費者問題協議会の運営

ウ 消費者教育の推進

地域等への出前講座の開催

開催回数 7 回

エ 多重債務者無料弁護士相談会の開催

開催回数 2 回

オ 長野県消費生活センター等との連携

(3) 今後の取組み

消費者行動の自立を支援するため、各世代にあわせた消費生活情報の発信や消費者被害防止の啓

発を推進します。地域等での出前講座も積極的に実施し、子どもから高齢者までのあらゆる世代に向けた消費者教育を引き続き展開します。また、身近に相談できる消費生活センターの周知にも努めます。

県消費生活センターなど他の消費生活センターと連携を図り、国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶ全国消費生活情報ネットワークシステム（通称：P I O - N E T）による消費生活相談情報の収集・活用など消費生活相談の対応力の向上を図ります。

8 広聴事業

(1) 目的

さまざまな広聴制度を通じて、市民のニーズや意見・提言を的確に把握し市政へ反映していきます。

(2) 令和7年度事業実績

ア 多事争論会

設定したテーマに基づき、市民からの要望や意見、提言など幅広く聴き、多様なニーズや課題を把握するとともに、それらを市政に反映させるための政策的な広聴事業として開催しました。

・実施回数 3 回

イ ジモトで座談会

市長が地域に赴き、住民主体の地域づくりの取り組みや、地域独自の課題をとらえ、総合計画の施策である「住民自治支援の強化」を具現化するための参考にするため、各地区で設定したテーマについて、地区代表者 20 名程度と市長が意見交換を行う「ジモトで座談会」を、開催しました。

・実施地区 11 地区

ウ 松本若者ブレスト

若者世代が市政を身近に感じ、まちづくりや地域づくりへ積極的に参画していくことを目的に、市長と若者が気軽に意見交換できる場として、高校生から 20 代の若者 5~10 人程度のグループが決めたテーマで市長と意見交換を行いました。

・実施回数 4 回

エ 市長への手紙

広く市民からの建設的な意見・提言等を聴き、直接市長が目を通し、指示にあたっています。

・受付通数 133 件

※ 専用のはがきは市の各施設に常時設置しており、電子メールや Fax でも受け付けています。

(3) 令和8年度事業計画

ア 多事争論会

実施予定回数 3 回

イ ジモトで座談会

実施予定地区 11 地区

ウ 松本若者ブレスト

実施予定回数 6 回

9 オンライン窓口の利用推進

(1) 目的

「市民に身近な市役所づくり」の一環として、支所・出張所等のブースから本庁担当課と対面と同程度の相談・手続きができる体制を整備します。

(2) 設置状況

ブース設置箇所 6 か所 オンライン窓口対応課 18 課

(単位：件)

区 分	R5	R6	R7
利用状況	157	158	558

10 戸籍・住民票関係事務処理件数

(1) 有料分

(単位：件)

区分 年度	戸 籍 関 係	住民票関係	印 鑑 関 係	合 計
R5	72,075	101,708	73,446	247,229
R6	69,958	104,232	73,230	247,420
R7	68,580	105,066	72,548	246,194

＊ 戸籍関係（戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍、附票、身分証明、戸籍証明）

＊ 住民票関係（住民票、除票、記載事項証明、閲覧）

＊ 印鑑関係（印鑑登録・再登録、印鑑登録証明書）

(2) 無料分

(単位：件)

区分 年度	戸 籍 届	住民異動及び 国保年金得喪	公 用 交 付	住民基本台帳 関係通知
R5	10,117	45,279	26,775	21,422
R6	10,283	43,434	28,391	21,843
R7	10,178	45,083	28,464	22,460

11 社会保障・税番号制度関係事業

平成 28 年 1 月からマイナンバーカードを交付しています。

また、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの各店舗に設置されているマルチコピー機から各種証明書を取得できるサービスを実施しています。

(1) マイナンバーカード交付状況

区分 年度	年度内 交付枚数(枚)	総交付枚数 (枚)	交付率 (%)
R5	24,402	180,098	76.17
R6	17,731	197,829	84.01
R7	32,142	229,971	98.23

(2) 証明書のコンビニエンスストア交付数 (単位：枚)

区分 年度	戸 籍	住民票	印鑑証明	所得証明	合 計
R5	7,904	27,062	22,115	3,601	60,682
R6	6,934	30,001	24,587	4,151	65,673
R7	8,878	41,795	33,227	6,070	89,970

12 年金の概要

(1) 国民年金加入状況 (単位：人)

区 分	R 6. 3. 31	R 7. 3. 31	R 8. 3. 31
第 1 号 被 保 険 者 数	24,619	24,371	24,372
任意加入被保険者数	336	341	339
第 3 号 被 保 険 者 数	12,891	12,050	11,103
計	37,846	36,762	35,814

(2) 年金保険料免除状況 (単位：人)

区 分	R 6. 3. 31	R 7. 3. 31	R 8. 3. 31
法 定 免 除	2,613	2,628	2,625
全 額 免 除	3,476	3,428	3,384
一 部 免 除	489	584	549
学 生 特 例 納 付	2,616	2,588	2,629
納 付 猶 予	925	985	1,012
計	10,119	10,213	10,199

(3) 資格適用異動受付状況 (単位：件)

区 分	R5	R6	R7
資格取得・喪失件数	4,689	4,809	4,750
付加年金受付件数	150	195	219
手帳番号登録等	647	655	657
計	5,486	5,659	5,626

13 人権啓発推進事業

平成 12 年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により、人権が尊重される社会の実現に努めることが求められています。人権をめぐる課題は、インターネット上の誹謗・中傷、セクシャルマイノリティに対する差別など大きく変化しています。このような変化に対応するため、令和 3

年に「松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、令和４年度に既存条例を改正し「差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例」を施行しました。令和６年度には、「松本市犯罪被害者等支援条例」を施行し、相談体制や支援金の整備などを行いました。

松本市男女共同参画・人権に関する意識調査の結果を基に、市民一人ひとりが人権の意義を正しく理解し、お互いの個性を認め合い、人権尊重の行動をとれるために必要な施策を見極め、効果的な人権施策を推進します。

(1) 人権啓発主要事業

- ア 人権啓発活動
- イ 人権擁護委員推薦
- ウ 地区人権啓発推進連絡協議会
- エ 企業人権啓発推進連絡協議会
- オ 運動団体との協調
- カ 人権問題総合相談窓口
- キ 性の多様性理解促進事業
- ク 犯罪被害者等支援事業

14 男女共同参画推進事業

平成１５年に「松本市男女共同参画計画」を策定し施策を総合的かつ効果的に進めてきました。以降、５年毎に計画を見直し、令和４年度に「第５次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」(R5～R9)を策定しました。多様性の視点を加え、新たに「自分らしく生きる ジェンダー平等のまち」とキャッチコピーをつけました。計画年度の前年には市民意識調査を実施し、結果を計画に反映しています。

令和６年度に「松本市女性センター」「トライあい・松本」を統合し、「松本市ジェンダー平等センター」を開設、ジェンダー平等社会の実現に向けて男女共同参画の更なる推進を図っています。

また、令和７年度にはジェンダー平等センターのキッズコーナー・交流フロアーを改修し、キッズコーナーに床暖房を整備しました。

(1) 「松本市男女共同参画推進条例」(平成１５年施行)の概要

- ア 基本理念
 - ・男女の基本的人権の尊重
 - ・性別による固定的な役割分担に基づく制度、慣行の見直し
 - ・政策、方針決定の場への男女の対等な参画機会の確保
 - ・男女の家庭生活と他の社会的活動の両立
 - ・男女の健康な生活を営む権利の尊重
 - ・男女共同参画に関する国際社会の動向への配慮

(2) 団体等支援

ジェンダー平等に向けて活動する団体や女性活躍推進を図る企業等との連携・支援を行います。

(3) ジェンダー平等に関わる事業について

ジェンダー平等施策を進めるため、「松本市ジェンダー平等センター“パレア松本”」を拠点として、年代や性差にとらわれないジェンダー平等を主眼にした事業の一層の充実を図っていきます。

(4) 松本市ジェンダー平等センター “パレア松本”

- ア 位 置 松本市中央1丁目18番1号（Mウイング南3階）
- イ 規 模 738.81㎡
- ウ 施設内容 相談室、ネットワーク室1・2、ワーキングルーム、交流フロアー、情報資料・図書コーナー、キッズコーナー、授乳室
- エ 利用対象 一般市民、男女共同参画社会づくりに向けた活動をしている団体（ネットワーク室、ワーキングルーム）
- オ 事業内容
- ・女性の就業支援、社会参画の促進にかかわる各種講座の開催
 - ・男女を取り巻く諸問題解決のための支援及び相談
 - ・男性相談
 - ・男女共同参画等の学習に関する情報の収集及び提供
 - ・登録団体等の活動支援

15 多文化共生推進事業

国籍や文化、価値観の違いを超え安心して暮らせる地域づくりを推進していくため、平成23年に「松本市多文化共生推進プラン」を策定しました。平成24年には、多文化共生プラザを設置しました。

令和7年度策定の「第4次松本市多文化共生推進プラン」（R8～R12）を推進し、『みんなで創る多文化共生都市・松本～言語・文化・心理的な違いを超えて輝き発展するまち～』を目指します。

(1) 多文化共生4つの基本目標

- ア つながる・たのしむ
- イ うけいれる・みとめあう
- ウ まなぶ・そだつ
- エ かわる・ひろがる

(2) 多文化共生プラザ

- ア 位置 松本市中央1丁目18番1号（Mウイング南3階）
- イ 事業内容
- ・外国人住民を取り巻く諸問題に係る相談
 - ・外国人住民の生活支援
 - ・外国人住民の自立及び社会参画の促進のための啓発
 - ・多文化共生に関する情報の収集及び提供
 - ・多文化共生を推進するための交流活動

(3) 経常事務

- ア ポルトガル語相談員の配置
月～金の週5日、午前9時30分から午後3時30分
- イ 多言語生活相談及び文書の翻訳等
- ウ 多言語生活ガイドブック・多言語防災ハンドブック等の作成（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、ネパール語）
- エ 多文化共生キーパーソン登録の推進

16 平和推進事業

(1) 松本市平和祈念式典

「松本市平和都市宣言」の理念に基づき、戦争のない明るく住みよいあすの郷土づくりに向け、「松本市平和祈念式典」を開催し、市民の平和意識の啓発・高揚を図っています。

ア 経過

昭和 61 年 9 月 25 日	松本市平和都市宣言
平成 8 年 8 月 12 日	松本市平和祈念碑除幕式
平成 9 年 8 月 15 日	第 2 回松本市平和祈念式典開催 以降、毎年終戦の日である 8 月 15 日に平和祈念式典を開催
令和 2 年 8 月 15 日	第 25 回松本市平和祈念式典の中で、修復が完了した平和祈念碑の お披露目を実施

イ 第 30 回松本市平和祈念式典

(ア) 実行委員会

12 団体で「松本市平和祈念式典実行委員会」を組織

(イ) 式典

- a 期 日 令和 7 年 8 月 15 日
- b 会 場 あがたの森公園 平和ひろば平和祈念碑前
- c 内 容 黙とう、折鶴献呈、平和都市宣言朗読、平和への思い発表等
- d 参加者 約 240 名

(2) 広島平和記念式典参加

市内の中学生代表が被爆地広島を訪れ、全国平和学習の集いへの参加、広島平和記念式典への参列、広島平和記念資料館の見学等を通して、平和の尊さや命の大切さ、戦争の悲惨さを自らの五感で実感し、仲間へ伝承することで、次世代を担う子ども達の平和意識の高揚を図っています。

(3) 松本市平和三行詩コンクール

平和の三行詩を募集・公開し、幅広い世代に平和について考える機会を持っていただくと同時に、詩に込められた平和への思いを多くの皆さんに感じていただくことで、市民全体の平和意識高揚を図っています。

(4) 平和推進活動補助事業

平和推進活動を行う個人・団体（中高生含む。）が企画・運営する平和関連事業で、継続性・発展性が認められる事業に補助金を交付しています。

ア 補助内容

平和に関する講演会、朗読会、コンサート、映画上映会、写真展示会、戦争体験談など
※補助対象経費 1/2 以内（上限 50 千円）

イ 令和 7 年度実績

- (ア) 交付件数 4 件（各地区の平和祈念式典など）
- (イ) 補助金額 110,305 円

(5) 松本ユース平和ネットワーク事業

若者が平和について考え、学習し、発信する活動を行っています。

ア 結成日 平成 28 年 4 月 27 日

イ 令和 7 年度実績

(ア) 参加者 11 人

(イ) 活動内容

平和三行詩コンクールの作品審査、広島平和記念式典等参加事業への随行、戦後 80 周年記念事業報告会への参加など

(6) 戦後 80 周年記念事業

ア 松本市平和視察団

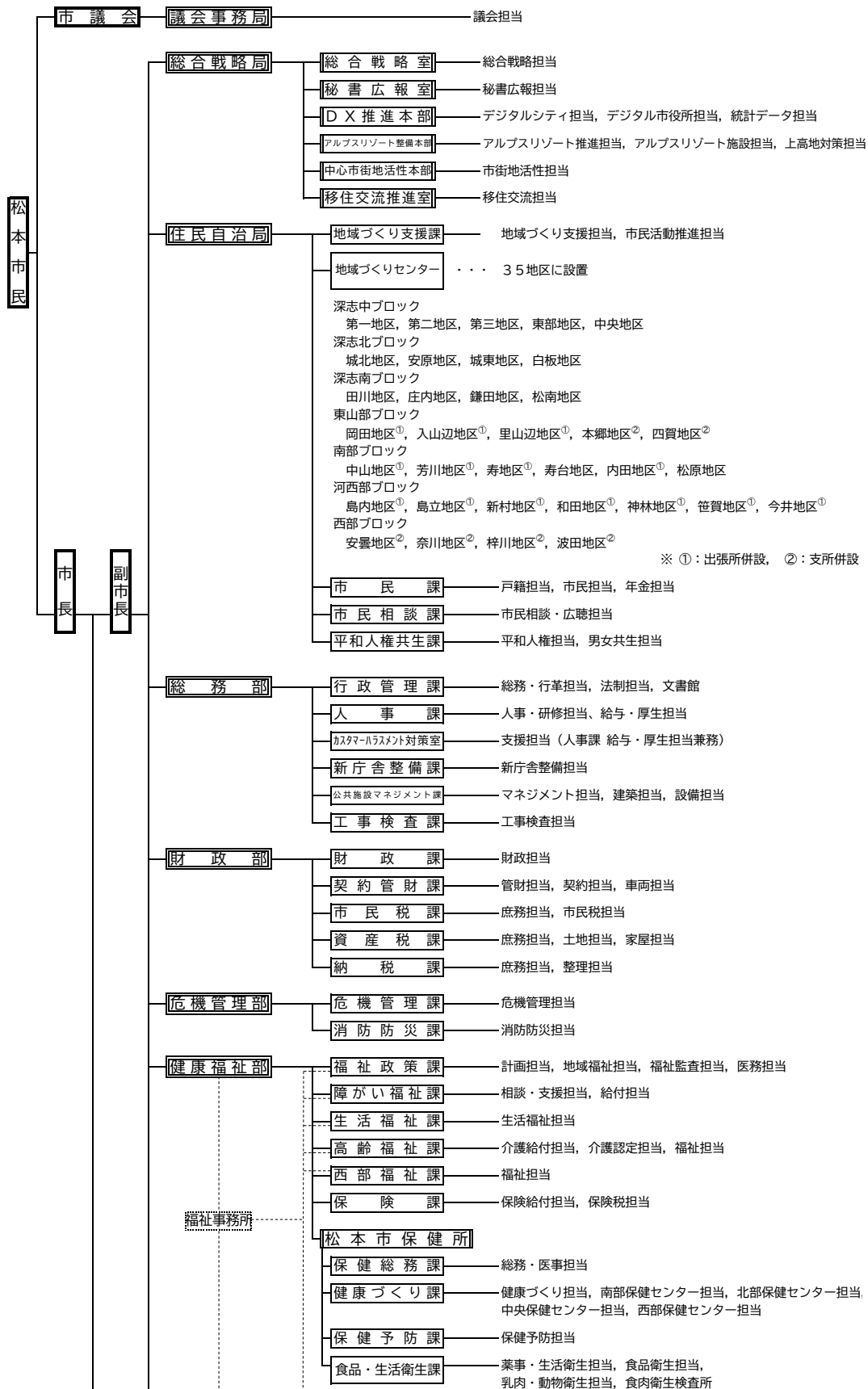
戦後 80 周年の節目である令和 7 年度に松本市内の若者 42 名を含むメンバー総勢 71 名が、鹿児島を訪れ、記念館・戦争遺跡の見学等を通して、特攻の歴史を肌で感じてきました。

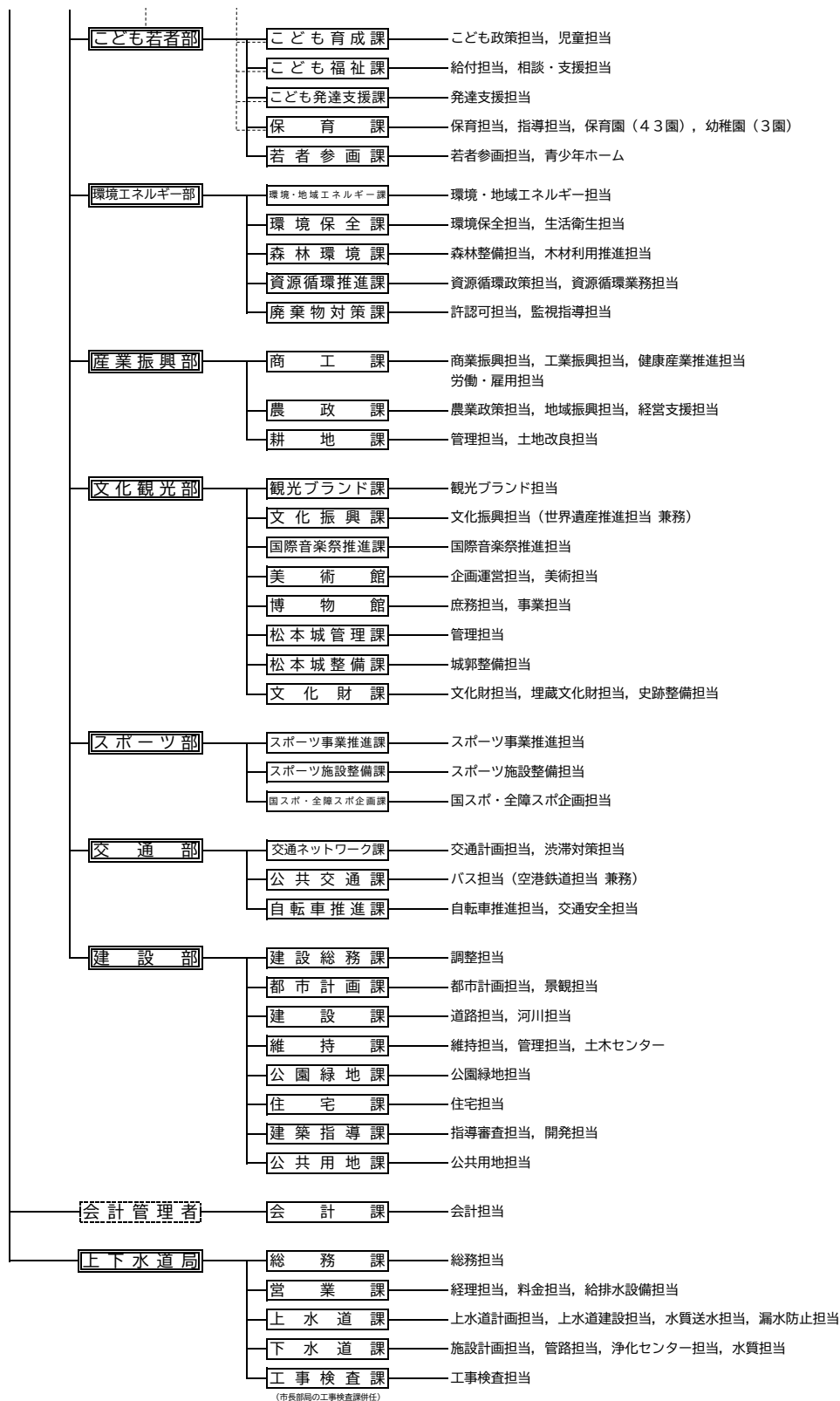
イ 無言館と松代大本営を巡る親子平和バスツアー

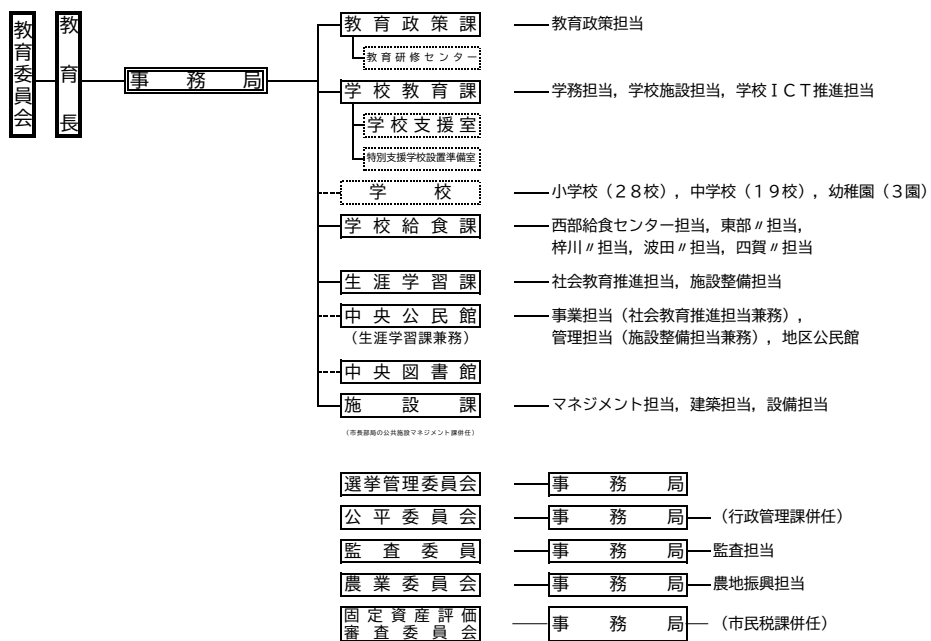
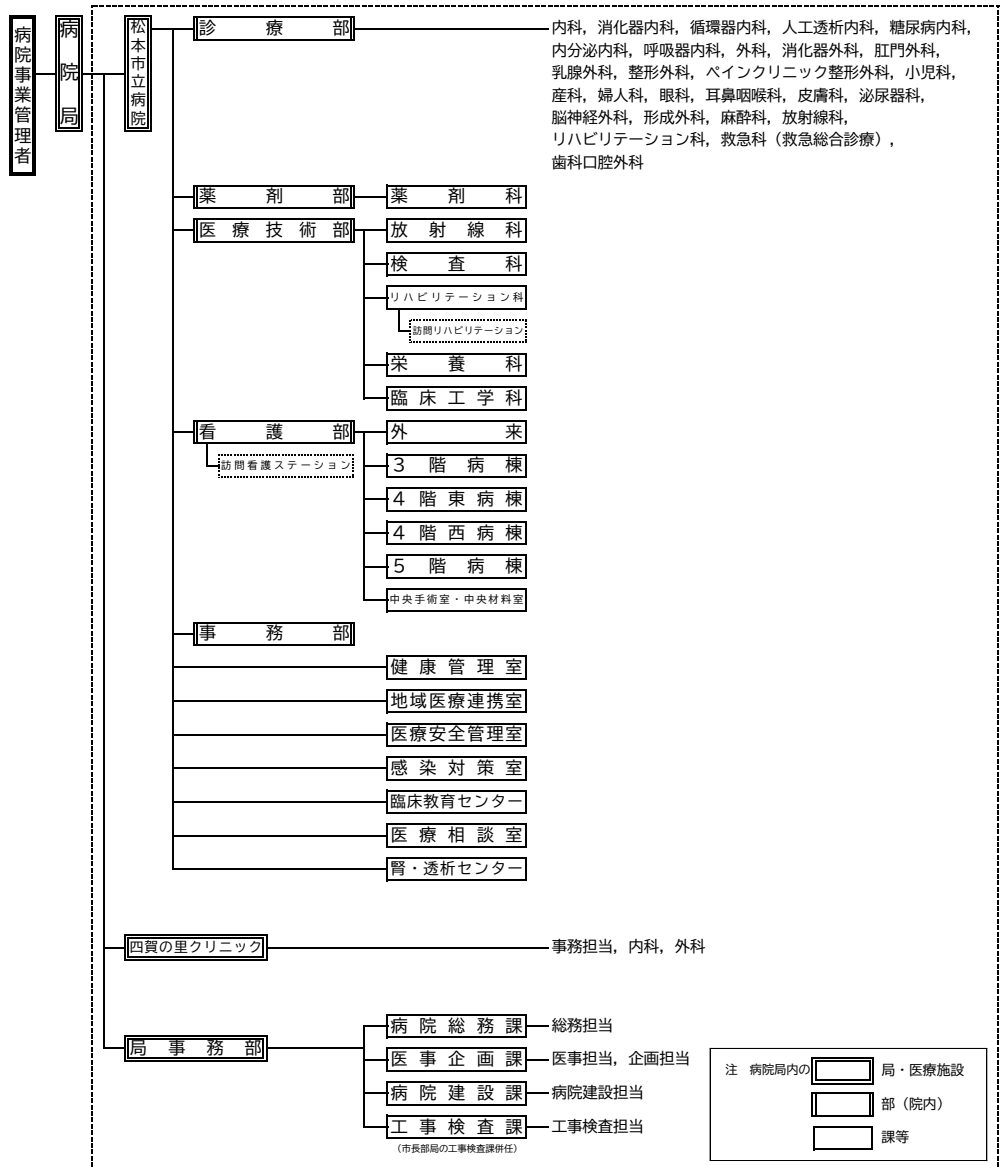
市内の小中学生とその保護者を対象に、無言館（上田市）と松代大本営地下壕（長野市）を巡る「親子平和バスツアー」を開催しました。

5 総務

1 松本市組織表（令和8年4月1日現在）







2 行政改革

(1) 本市では、行政改革に取り組み、不断の見直しを強力に推進してきました。

ア これまでの取り組み

	計 画	期 間	重点取組事項	増減職員数	主な事務事業見直し
行政改革大綱	第1次	H5～7	組織・要員・事務事業の見直し	△61人	印鑑登録証明等のオンライン化等
	第2次	H8～11	行政診断の実施、提案制度の創設	△76人	葬祭センター等の業務委託、戸籍のOA化等
	第3次	H12～14	職員の資質の向上、市民との協働	△100人	行政評価制度の導入、ごみ収集業務委託化等
	第4次	H15～17	市民との連携による協働の市政、高質・効率・快適な市政、行政システムの充実と成果重視の市政	△102人	指定管理者制度の導入、市民活動サポートセンター開設等
	第5次	H18～21	市民と行政の協働のまちづくり、行財政運営の効率化、人材育成と定員管理	△132人	指定管理者制度の導入拡大、こども部の設置等
	第6次	H22～26	多様な担い手との協働によるまちづくりの推進、時代の変化に応じた持続可能な行財政運営基盤の確立、「選択と集中」による行政サービスの再構築	△75人	合併5支所機能の見直し、地域づくり部の設置、危機管理部の設置等
	第7次	H27～29	超少子高齢型人口減少社会に備えた持続可能な行財政基盤の基礎づくり、「選択」と「集中」によるスピード感を持った行政サービスの提供	0人	子ども子育て安心ルームの設置、公共施設等総合管理計画の策定、介護保険認定調査業務の委託化等
行政経営指針2020		H30～R2	ICT化と業務改革による持続可能な行財政運営の確立、待機児童解消に向けた保育士の充実、中核市移行を見据えた組織の見直し	44人	情報システムの最適化推進、個別施設計画の策定等
行政行動指針2021-2025		R3～7	デジタル市役所への変革、公民ネットワークの充実、情報共有の高度化、持続可能な財政基盤の確立、多様で柔軟な働き方への移行	100人	電子申請の推進、生成AIの導入、地域づくりセンターへのブロック長の配置等

イ 行政行動指針 2026－2030（令和8年度～令和12年度）

進展する超少子高齢型の人口減少社会の中にあっても、「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」の実現に向けて、計画策定や業務執行に当たって踏まえるべき市役所組織の指針（方向性）を示したもので、全ての職員に関わる5つの指針、「1 質の高い行政運営の実現」「2 多様な主体との協働・共創」「3 戦略的な広報・広聴」「4 持続可能な財政基盤の確立」「5 職

員一人ひとりの生産性向上」を選定しました。

(2) 取組結果（平成5年度～令和8年度）

ア 組織数の推移

区 分	部	本 部	課	係	合 計
平成5年4月1日	12	8	72	206	298
平成16年4月1日	10	1	67	182	260
平成17年4月1日（4村合併）	10	6	94	251	361
平成21年4月1日	12	4	77	217	310
平成22年4月1日（波田町合併後）	13	6	88	276	383
平成25年4月1日	14	1	84	257	356
平成26年4月1日	14	2	114	244	374
平成27年4月1日	16	1	116	245	378
平成28年4月1日	16	2	115	250	383
平成29年4月1日	16	1	116	252	385
平成30年4月1日	16	1	117	253	387
平成31年4月1日	16	2	116	255	389
令和2年4月15日	16	2	118	255	391
令和3年4月1日	16	6	117	267	406
令和4年4月1日	16	6	117	268	407
令和5年4月1日	16	7	118	267	408
令和6年4月1日	16	7	119	265	407
令和7年4月1日	17	7	122	264	410
令和8年4月1日	17	7	122	262	408

イ 職員数の推移

区 分	職員数
平成 5 年 4 月 1 日	1,799 人
平成 16 年 4 月 1 日	1,529 人
平成 17 年 4 月 1 日（4 村合併）	1,802 人
平成 21 年 4 月 1 日	1,655 人
平成 22 年 4 月 1 日（波田町合併後）	2,028 人
平成 25 年 4 月 1 日	1,968 人
平成 26 年 4 月 1 日	1,958 人
平成 27 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 28 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 29 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 30 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 31 年 4 月 1 日	1,966 人
令和 2 年 4 月 1 日	1,997 人
令和 3 年 4 月 1 日	2,073 人
令和 4 年 4 月 1 日	2,081 人
令和 5 年 4 月 1 日	2,080 人
令和 6 年 4 月 1 日	2,084 人
令和 7 年 4 月 1 日	2,097 人
令和 8 年 4 月 1 日	2,105 人

ウ 事務事業

区 分	内 容
委 託 化	介護認定業務、市立病院給食調理業務、未特定家屋調査業務等
〇 A 化	業務システム最適化、公金収納サービス、キャッシュレス決済、電子申請化の推進等
会計年度任用職員の活用	給食調理、学校等施設管理、学校事務、図書館、博物館、保育園、上下水道業務等
指定管理者制度の活用	葬祭施設、福祉施設、霊園、観光施設、特定公共賃貸住宅、公設市場、体育施設など 175 施設に制度を導入
事 務 改 善	時間外勤務縮減、行政評価制度、テレワーク、WEB 会議、ペーパーレス化推進、オンライン手続の推進

3 包括外部監査

(1) 概要

地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けるものです。

(2) 令和7年度の状況

ア 監査テーマ 産業振興部に関する財務事務の執行について

イ 監査の結果

(ア) 指摘 9件

(イ) 意見 38件

(3) 措置状況の通知

包括外部監査における指摘や意見に対する監査対象課の措置状況等を取りまとめ、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、松本市監査委員へ通知しました。

4 行政不服審査制度

(1) 概要

行政庁の処分又は申請に対する不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて行政庁に不服を申し立てる制度です。

(2) 令和7年度末の件数

区 分	発生件数	終結件数	未終結件数
税務関係	1 件 (0 件)	0 件	1 件
福祉関係	3 件 (3 件)	2 件	1 件
情報公開関係	4 件 (2 件)	1 件	3 件
その他関係	3 件 (0 件)	2 件	1 件
合 計	11 件 (5 件)	5 件	6 件

※ 発生件数の（ ）内は、前年度以前からの継続案件数で令和7年度の内数

5 情報公開制度

(1) 経過と現状

平成4年1月から松本市公文書公開条例及び松本市個人情報保護条例に基づく情報公開制度を実施してきましたが、地方分権の時代を迎え、市の説明責任を果たし、市民参加による開かれた市政を一層進めるために、松本市公文書公開条例を全部改正した松本市情報公開条例を定め、この条例に基づく情報公開制度を平成14年4月から実施しています。

(2) 公文書公開制度

公開請求は、誰でもすることができます。公開の対象となる公文書の範囲は、紙媒体に限らず、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体も対象とし、法令等の規定により公開できない情報を除き公開します。制度を実施する市の機関は、市長・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・病院事業管理者・議会の9機関です。

(3) 個人情報保護制度

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を条例で定め、個人情報の適正な保護に努めています。

(4) 行政情報の提供等

行政情報コーナーを設置し、基本構想・予算書・議会会議録・議案等、市政に関する資料を市民の閲覧に供しています。また、市が設置する審議会等の会議は原則公開とするとともに、重要施策の形成過程においては、市のホームページ等の活用による幅広い市民の意見聴取や市民への情報提供を積極的に進めます。

(5) 請求の状況

年度	公文書公開			個人情報保護		
	請求件数	処理状況	不服申立て 件数	請求件数	処理状況	不服申立て 件数
5	230 (1,365 文書)	全部公開 403 部分公開 897 非公開 5 取下げ 2 不存在 58	1	92 (317 文書)	開示 247 部分開示 66 非開示 4 (不存在含む) 取下げ 0	0
6	183 (674 文書)	全部公開 293 部分公開 334 非公開 0 取下げ 2 不存在 45	0	74 (134 文書)	開示 101 部分開示 28 非開示 5 (不存在含む) 取下げ 0	7
7	191 (563 文書)	全部公開 265 部分公開 239 非公開 17 取下げ 1 却下 6 不存在 35	2	57 (103 文書)	開示 84 部分開示 13 非開示 6 (不存在含む) 取下げ 0	0

※公文書公開の処理状況は、文書の件数を記載

6 松本市文書館

(1) 沿革

『松本市史』編さん事業の完了を契機に、歴史資料として重要な公文書、地域の古文書、図書等の資料を収集及び保存し、広く一般の利用に供するため、平成 10 年 10 月に旧芝沢支所を利用して開館しました。

その後、施設の老朽化と狭あい化が進んだことから、平成 26 年 9 月に新館を鎌田地区の現在地に建設し、旧館は平成 30 年 2 月に解体しました。

(2) 公開資料（令和 8 年 4 月 1 日現在）

ア 公文書 62,271 点

- イ 地域文書（寄贈・寄託） 72,862 点
- ウ 地図・航空写真 756 点
- エ 図書 12,292 点
- オ 旧公図・土地台帳等

(3) 利用案内

- ア 休館日 月曜日、国民の祝日、年末年始
- イ 文書の閲覧 公開資料は、どなたでも無料（旧公図を除く。）で閲覧できます。

(4) 事業

ア 文書の収集・整理・保存

歴史的に重要な非現用公文書や市民が所蔵する文書等を収集しています。

収集した資料は検索ができるように整理・保存します。

イ 資料の閲覧・複写

文書館の資料は、どなたでも閲覧できます。また、図書の複写サービス及び旧公図の閲覧・証明事務を行っています。

ウ 文書に関する調査・研究

市域を中心に県内外に保存されている歴史的に重要な文書等の資料情報を収集し、より多く提供できるよう調査・研究をしています。

エ 文書に関する専門的な知識の普及・啓発

文書館講座・子ども講座・活用講座や講演会、企画展などを開催し、松本市域の歴史を学べる機会を提供しています。

オ 資料集等の編さん・刊行

調査・研究の成果を『松本市史研究－松本市文書館紀要－』等として編集・刊行するほか、『松本市史』等の販売をしています。

7 職員定数と配置数

（令和 8 年 4 月 1 日現在。（ ）内は令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		条例定数	配 置 数	
			総 数	内 単 労
合 計		2,182 人 (2,182)	2,190 人 (2,145)	165 人 (161)
市長の事務 部局の職員	総 合 戦 略 局		69	
	住 民 自 治 局		138	
	総 務 部		60	
	財 政 部		135	3
	危 機 管 理 部		16	
	健 康 福 祉 部		277	
	こ ども 若 者 部		467	48
	環 境 エ ネ ル ギ ー 部		79	20
	産 業 振 興 部		62	
	文 化 観 光 部		82	1

	ス ポ ー ツ 部		29	1
	交 通 部		22	
	建 設 部		137	20
	会 計 課		10	
小 計		1,556 (1,556)	1,583 (1,554)	93 (92)
議会事務局の職員		11 (11)	11 (11)	0 (0)
教育委員会の職員		184 (184)	184 (181)	60 (60)
選挙管理委員会の事務部局の職員		4 (4)	4 (4)	0 (0)
監査委員の事務部局の職員		5 (5)	5 (5)	0 (0)
農業委員会の事務部局の職員		11 (11)	11 (11)	0 (0)
上下水道局の職員		108 (108)	109 (106)	12 (9)
病院局の職員		303 (303)	283 (273)	0 (0)

※派遣職員 31 (31) 人を除く。配置数は、休職者及び育児休業をしている職員を含む。

8 特別職の職員等の給料・報酬

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

職 名		給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
		年 額	月 額	日 額	
				2 時間以上	2 時間未満
市長			1,027,600		
副市長			843,000		
教育長			729,000		
病院事業管理者			700,000		
議会	議長		617,600		
	副議長		554,000		
	議員		497,600		
教育委員会	委員		85,500		
選挙管理委員会	委員長		76,800		
	委員		63,900		
公平委員会	委員長			11,600	8,100
	委員			10,700	7,500

		給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
		年 額	月 額	日 額	
				2 時間以上	2 時間未満
監査委員	代表監査委員		110,300		
	議会の議員のうちから選任された監査委員		59,400		
	識見を有する者のうちから選任された監査委員		101,300		
農業委員会	会長		97,400		
	会長代理		65,300		
	委員		47,800		
	農地利用最適化推進委員		42,900		
固定資産評価審査委員会	委員長			11,600	
	委員			10,700	
選挙長				12,200	
投票所の投票管理者	全日勤務			14,500	
	半日勤務			7,200	
期日前投票所の投票管理者	全日勤務			12,800	
	半日勤務			6,400	
開票管理者				12,200	
投票所の投票立会人	全日勤務			12,400	
	半日勤務			6,200	
期日前投票所の投票立会人	全日勤務			11,100	
	半日勤務			5,500	
開票立会人				10,100	
選挙立会人				10,100	
固定資産評価員				13,700	
環境美化巡視員		7,600			
民生委員推薦会委員				7,600	5,300
社会教育委員				7,600	5,300
スポーツ推進委員		41,700			
防災会議委員				7,600	5,300
国民保護協議会	委員・幹事			7,600	5,300
国民健康保険運営協議会委員				7,600	5,300
保健所運営協議会委員				7,600	5,300
感染症診査協議会委員				7,600	
開発審査会委員				7,600	5,300
建築審査会委員				7,600	5,300
中高層建築物建築紛争調停委員会委員				7,600	5,300
都市計画審議会委員				7,600	5,300
空家等対策協議会委員				7,600	5,300

職 名		給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
		年 額	月 額	日 額	
				2 時間以上	2 時間未満
スポーツ推進審議会委員				7,600	5,300
行政不服審査会委員				7,600	5,300
情報公開・個人情報保護審査会委員				7,600	5,300
個人情報保護制度審議会委員				7,600	5,300
公の施設指定管理者選定審議会委員				7,600	5,300
名誉市民選考委員会委員				7,600	5,300
特別職報酬等審議会委員				7,600	5,300
退職手当審査会委員				7,600	5,300
公正な職務の執行を妨げる行為等審査会委員				7,600	5,300
公契約審議会委員				7,600	5,300
差別撤廃人権擁護審議会委員				7,600	5,300
男女共同参画推進委員会委員				7,600	5,300
消費者問題協議会委員				7,600	5,300
災害弔慰金等支給審査委員会委員				7,600	5,300
防犯推進会議委員				7,600	5,300
住居表示審議会委員				7,600	5,300
環境審議会委員				7,600	5,300
社会福祉審議会	委員及び臨時委員			7,600	5,300
	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員			7,600	
予防接種健康被害調査委員会委員				7,600	5,300
子どもの権利擁護委員				9,800	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員				7,600	5,300
小児慢性特定疾病審査会委員				7,600	5,300
農業振興地域整備促進等協議会委員		16,700			
公設地方卸売市場運営協議会委員				7,600	5,300
商工業振興審議会委員				7,600	5,300
観光開発審議会委員				7,600	5,300
景観審議会委員				7,600	5,300
交通安全対策委員会委員				7,600	5,300
モーター類似施設建築審議会委員				7,600	5,300
上下水道事業経営審議会委員				7,600	5,300
教育文化センター運営委員会委員				7,600	5,300
小・中学校通学区域審議会委員				7,600	5,300
教育支援委員会委員				7,600	5,300
いじめ問題対策調査委員会委員				7,600	5,300
学校給食センター運営委員会委員				7,600	5,300
青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会委員				7,600	5,300
文化芸術振興審議会委員				7,600	5,300
文化財審議委員会委員				7,600	5,300

職 名	給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
	年 額	月 額	日 額	
			2 時間以上	2 時間以上
図書館協議会委員			7,600	5,300
公民館運営審議会委員			7,600	5,300
青少年ホーム運営委員会委員			7,600	5,300
学校運営協議会委員			7,600	5,300
博物館協議会委員			7,600	5,300
その他の非常勤の職員	次に掲げる額の範囲内において市長が定める額 (1) 年額 17,780,000 円 (2) 月額 830,000 円 (3) 日額 40,000 円 (4) 1 件当たりの額 150,000 円			

9 職員給与

(1) 平均給料等

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42 歳 6 月	328,420 円	401,637 円
技能労働職	42 歳 0 月	297,275 円	342,276 円

(注)「令和 7 年地方公務員給与実態調査」

(2) 初任給基準

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

試 験 区 分	初 任 給	給料月額
初 級 (高校卒)	1 級 5 号俸	200,300 円
中 級 (短大卒)	1 級 15 号俸	216,500 円
上 級 (大学卒)	1 級 25 号俸	232,000 円

(3) 期末、勤勉手当

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区分	支 給 割 合						職制上の段階、職務 の等級による加算	
	期末手当		勤勉手当		支給率計			
	一般職	部長職	一般職	部長職	一般職	部長職		
6 月	1.2625	1.0625	1.0625	1.2625	2.325	2.325	3 級	5%
12 月	1.2625	1.0625	1.0625	1.2625	2.325	2.325	4、5 級	10%
							6、7 級	15%
計	2.525	2.125	2.125	2.525	4.65	4.65	8 級	20%

(4) ラスパイレス指数

年	R3	R4	R5	R6	R7
指数	99.3	99.3	99.3	99.4	99.2

10 職員旅費

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	宿泊手当 (1 夜につき)	宿泊費 (1 夜につき)
市 長 等	2,400 円 (宿泊費に夕朝食代を 含むか等により、減額 調整あり)	上限付き実費 (国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大 蔵省令第 45 号)の指定職職員等に準拠)
市長等以外の者		上限付き実費 (同規程の 10 級以下の者に準拠)

11 職員研修

令和 7 年度の職員研修

研 修 の 区 分			研 修 内 容
職場研修			職務遂行能力の向上、公務員倫理と服務、接遇、新規採用 職員への指導 他
職員 研修	階層別 研修	部 長	事業スクラップ、人事評価者、人権、情報セキュリティ、 ハラスメント防止
		課 長	事業スクラップ、人事評価者、人権、職場運営の基本、職 場のストレス対策、働きやすい職場づくり推進、情報セキ ュリティ、ハラスメント防止
		新 任 課 長	(課長研修に加え) マネジメント、プレゼンテーション
		課 長 補 佐	人事評価者、情報セキュリティ、ハラスメント防止
		新 任 課 長 補 佐	(課長補佐研修に加え) 部下指導力向上、リーダーシッ プ、コンプライアンス
		係 長	人事評価者、情報セキュリティ、ハラスメント防止
		新 任 係 長	(係長研修に加え) マネジメント、メンタルヘルス、防災、 議会事務、議会運営及び答弁作成、コンプライアンス、フ ァシリテーション、人事評価者
		主 査 3 年 目	行政サービス向上、業務改革推進、データを活用した政策 立案から 1 つ選択
		新 任 主 査	情報セキュリティ、コンプライアンス、メンタルヘルス 政策課題・政策法務
		新 任 主 査 補	文章作成、クレーム対応、公務員倫理から 1 つ選択
		主 任 3 年 目	政策形成の基礎

	新 任 主 任	メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、部長講話、業務改善実践
	採用 5 年 目 職 員	メンタルヘルス、情報セキュリティ、コンプライアンス、協働、ファシリテーション、論理的思考力向上
	採用 3 年 目 職 員	メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、部長講話、資料作成と説明力向上、ステップアップ
	採用 2 年 目 職 員	聴く力・話す力のスキルアップ、文化財資源、松本城、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、職員の地域活動、部長講話
	新 規 採 用 職 員	市政課題研究、基礎知識（松本市の概要と総合計画、松本市の組織と仕事等）、コミュニケーション、人事評価、接遇、交通安全運転、情報セキュリティ、コンプライアンス、メンタルヘルス、職場体験 他
	会計年度任用職員	接遇、服務・公務員倫理、事務分掌、情報セキュリティ、交通安全運転、メンタルヘルス、コンプライアンス
	実務・特別研修	文書・会計事務、ラインケア、人権、接遇、交通安全運転、OA、公務員倫理、不当要求防止、わかりやすい文章作成、クレーム対応、DX推進 他
	派遣研修	環境省、文化庁、長野県、姫路市、長野市 他
自主 研修	自己啓発研修	デジタル関係資格取得助成、通信教育等受講費用の助成
	研究グループ研修	活動経費の助成

12 市役所新庁舎建設計画の推進

(1) 趣 旨

老朽化、狭あい化等の問題を抱える市役所庁舎について、新庁舎の建設計画を推進するものです。

(2) 主な経過

平成 27 年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の検討を開始
平成 28 年度	総合計画（第 10 次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
平成 29 年度	市議会の上承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
平成 30 年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和 元年度	新庁舎建設基本計画を策定
令和 2 年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
令和 3 年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体的な案について協議
令和 4 年度	市議会議員協議会からの付言等を踏まえた考え方及び進め方について協議
令和 5 年度	市議会議員協議会に再度市の考え方及び今後の進め方について協議
令和 6 年度	市議会議員協議会に市民に身近な市役所づくりという視点を持って基本計画を見直すことについて協議。以降、市議会新庁舎建設特別委員会において、新庁舎の規模や（仮称）松本市役所保健所庁舎の整備計画等について協議
令和 7 年度	新庁舎建設基本計画改定版及び（仮称）松本市役所保健所庁舎整備基本計画を

策定

(3) 令和 7 年度の取組状況

ア 新庁舎の整備

新庁舎建設基本計画について、「市民に身近な市役所づくり」の考え方の下、見直しを行い、改定版として策定しました。

基本計画の見直しの要点

地域特性やまちづくりに目を向けた庁舎整備

- ① 身近な地域拠点 … 地域拠点とオンライン窓口の強化拡充
- ② 松本駅前 … 申請・手続の拠点
- ③ 南松本 … 第 2 段階の保健所
- ④ 丸の内 … 本庁舎の規模スリム化

➡ ①から④に基づき、民間投資を引き出し、まち全体の活性化に貢献するとともに、身近な場所でより質の高い行政サービスを提供します。

イ (仮称) 松本市役所保健所庁舎の整備

(7) 第 2 段階の保健所に係る基本理念、整備方針、併せて整備する窓口の機能や配置イメージ等を示すとともに、設計の要件等を定める(仮称)松本市役所保健所庁舎整備基本計画を策定しました。

(4) 整備基本計画策定後、設計業務に係る委託契約を締結し、基本設計に着手しました。

ウ 業務改革の推進

新庁舎の建設を契機に、窓口サービス、業務プロセス及び執務環境の三側面から業務改革を推進し、市民の利便性及び業務効率の向上を目的とする庁内プロジェクトとして、副市長を管理者とする「市民に身近な市役所づくり」プロジェクトを令和 7 年 8 月に設置し、取組みを進めています。

(4) 今後の取組み

新庁舎建設基本計画改定版や(仮称)松本市役所保健所庁舎整備基本計画を踏まえ、発注や設計等建設事業を着実に推進するとともに、新庁舎での新しい働き方を見据えて業務改善を図ります。

13 公共施設等マネジメントの推進

(1) 趣旨

市民サービスを維持するため、施設の維持管理の最適な仕組みづくりと、将来を見据えた公共施設の更新・統廃合・長寿命化・公民連携を図ります。

(2) 主な経過

- 平成 28 年 6 月 松本市公共施設等総合管理計画を策定
- 平成 30 年 8 月 松本市公共施設再配置計画を策定
- 令和 3 年 3 月 松本市個別施設計画を策定
- 令和 4 年 1 月 松本市公共施設等総合管理計画を改訂
- 令和 8 年 3 月 松本市個別施設計画を 2 年延長

(3) 今後の取組み

ア 公共施設の総量削減と長寿命化を図るとともに、公民連携などによる財政負担の軽減に取り組みます。

イ 更なる公共施設マネジメント推進を図るため、松本市公共施設等総合管理計画及び松本市公共施設再配置計画の改訂に取り組みます。

14 選挙

(1) 選挙人名簿登録者数（定時登録）

数単位：人

年 月 日	登録者数	年 月 日	登録者数	年 月 日	登録者数
令和 5 年 6 月 1 日	196,843	令和 6 年 6 月 1 日	196,500	令和 7 年 6 月 1 日	195,471
令和 5 年 9 月 1 日	196,826	令和 6 年 9 月 1 日	196,181	令和 7 年 9 月 1 日	195,147
令和 5 年 12 月 1 日	196,687	令和 6 年 12 月 1 日	196,060	令和 7 年 12 月 1 日	195,057
令和 6 年 3 月 1 日	196,514	令和 7 年 3 月 1 日	195,647	令和 8 年 3 月 1 日	194,609

(2) 選挙結果総括表

ア 市議会議員

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 27 年 4 月 26 日	190,547	90,482	47.49	42	31
平成 31 年 4 月 21 日	193,685	84,693	43.73	42	31
令和 5 年 4 月 23 日	192,910	78,714	40.80	39	31

イ 市 長

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数
平成 28 年 3 月 13 日	192,211	95,898	49.89	3
令和 2 年 3 月 15 日	195,385	94,531	48.38	6
令和 6 年 3 月 17 日	194,356	86,811	44.67	5

ウ 県議会議員

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 31 年 4 月 7 日	194,032	83,141	42.85	9	7
令和 3 年 10 月 31 日	195,668	106,939	54.65	4	2
令和 5 年 4 月 9 日	193,177	79,575	41.19	10	7

（平成 31 年 4 月 7 日執行選挙から松本市選挙区が松本市東筑摩郡選挙区に変更）

エ 知 事

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数
平成 26 年 8 月 10 日	192,195	71,347	37.12	3
平成 30 年 8 月 5 日	195,727	74,465	38.05	2
令和 4 年 8 月 7 日	194,997	68,492	35.12	3

才 衆議院議員（小選挙区選出）

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 29 年 10 月 22 日	197,725	109,986	55.63	4	1
令和 3 年 10 月 31 日	197,106	108,916	55.26	3	1
令和 6 年 10 月 27 日	195,877	105,409	53.81	3	1
令和 8 年 2 月 8 日	194,518	116,797	60.04	4	1

力 参議院議員（長野県選出）

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
令和元年 7 月 21 日	197,210	95,844	48.60	4	1
令和 3 年 4 月 25 日	197,198	73,291	37.17	3	1
令和 4 年 7 月 10 日	196,626	108,600	55.23	6	1
令和 8 年 7 月 20 日	194,924	115,112	59.05	5	1

6 財 政

1 令和8年度会計別歳入歳出予算額

(単位：千円)

会 計 名		令和8年度	令和7年度	増 減 額	対前年度増減率 (%)	
		当初予算額(a)	当初予算額(b)	(a)-(b)	8年度/ 7年度	7年度/ 6年度
一 般 会 計		114,980,000	110,360,000	4,620,000	4.2	9.0
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	27,740	31,880	△ 4,140	△ 13.0	43.7
	霊 園	135,610	170,420	△ 34,810	△ 20.4	△ 11.0
	国 民 健 康 保 険	21,579,350	22,089,140	△ 509,790	△ 2.3	△ 2.2
	(事 業 勘 定)	21,507,360	22,013,520	△ 506,160	△ 2.3	△ 2.3
	(直 診 勘 定)	71,990	75,620	△ 3,630	△ 4.8	26.9
	後 期 高 齢 者 医 療	4,619,870	4,149,430	470,440	11.3	4.2
	介 護 保 険	24,692,170	24,056,940	635,230	2.6	3.4
	公 設 地 方 卸 売 市 場	505,050	497,200	7,850	1.6	2.0
	市 街 地 駐 車 場 事 業	223,010	246,030	△ 23,020	△ 9.4	△ 6.6
	奈 川 観 光 施 設 事 業	193,840	178,650	15,190	8.5	△ 2.6
	松 本 城	1,699,740	1,781,920	△ 82,180	△ 4.6	44.6
	小 計	53,676,380	53,201,610	474,770	0.9	1.9
企 業 会 計	水 道 事 業	8,800,350	8,301,740	498,610	6.0	9.1
	下 水 道 事 業	13,227,500	11,460,030	1,767,470	15.4	△ 12.5
	農 業 集 落 排 水 事 業	109,670	145,040	△ 35,370	△ 24.4	5.5
	地 域 排 水 施 設 事 業	148,140	163,130	△ 14,990	△ 9.2	△ 9.8
	病 院 事 業	6,153,590	6,141,590	12,000	0.2	3.3
	上 高 地 観 光 施 設 事 業	607,510	579,980	27,530	4.7	12.6
	小 計	29,046,760	26,791,510	2,255,250	8.4	△ 2.5
合 計		197,703,140	190,353,120	7,350,020	3.9	5.2

2 令和8年度一般会計歳入歳出予算額

(1) 歳入予算

(単位:千円)

区 分	令和8年度 当初予算額 A	令和7年度 当初予算額 B	増 減 額 C = A - B	対前年度 増 減 率 C / B	構 成 比	
					8年度	7年度
1 市 税	40,936,940	39,049,000	1,887,940	4.8%	35.6%	35.4%
2 地 方 譲 与 税	985,040	998,930	△ 13,890	△ 1.4%	0.9%	0.9%
3 利 子 割 交 付 金	68,000	15,000	53,000	353.3%	0.1%	0.0%
4 配 当 割 交 付 金	320,000	217,000	103,000	47.5%	0.3%	0.2%
5 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付	372,000	205,000	167,000	81.5%	0.3%	0.2%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	784,000	720,000	64,000	8.9%	0.7%	0.7%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,873,000	6,980,000	893,000	12.8%	6.9%	6.3%
8 ゴルフ場利用税交付金	29,000	31,000	△ 2,000	△ 6.5%	0.0%	0.0%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	90,000	89,000	1,000	1.1%	0.1%	0.1%
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	36,600	35,800	800	2.2%	0.0%	0.0%
11 地 方 特 例 交 付 金	214,600	219,800	△ 5,200	△ 2.4%	0.2%	0.2%
12 地 方 交 付 税	15,563,880	16,025,000	△ 461,120	△ 2.9%	13.5%	14.5%
うち 普 通 交 付 税	14,963,880	15,425,000	△ 461,120	△ 3.0%	13.0%	14.0%
うち 特 別 交 付 税	600,000	600,000	0	0.0%	0.5%	0.5%
13 交通安全対策特別交付金	34,000	34,000	0	0.0%	0.0%	0.0%
14 分 担 金 及 び 負 担 金	467,320	402,440	64,880	16.1%	0.4%	0.4%
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,836,060	1,810,410	25,650	1.4%	1.6%	1.6%
16 国 庫 支 出 金	15,757,140	16,028,250	△ 271,110	△ 1.7%	13.7%	14.5%
17 県 支 出 金	7,685,130	7,364,430	320,700	4.4%	6.7%	6.7%
18 財 産 収 入	728,040	657,550	70,490	10.7%	0.6%	0.6%
19 寄 附 金	592,220	535,340	56,880	10.6%	0.5%	0.5%
20 繰 入 金	6,545,170	4,880,590	1,664,580	34.1%	5.7%	4.4%
21 繰 越 金	600,000	600,000	0	0.0%	0.5%	0.6%
22 諸 収 入	5,966,860	6,934,460	△ 967,600	△ 14.0%	5.2%	6.3%
23 市 債	7,495,000	6,527,000	968,000	14.8%	6.5%	5.9%
合 計	114,980,000	110,360,000	4,620,000	4.2%	100.0%	100.0%
市 債 依 存 度	6.5%	5.9%				

(2) 歳出予算（款別）

（単位：千円）

区 分	令和 8 年度 当初予算額 A	令和 7 年度 当初予算額 B	増 減 額 C = A - B	対前年度 増 減 率 C / B	構 成 比	
					8年度	7年度
1 議 会 費	484,800	457,540	27,260	6.0%	0.4%	0.4%
2 総 務 費	17,348,640	14,719,490	2,629,150	17.9%	15.1%	13.3%
3 民 生 費	42,636,200	42,238,320	397,880	0.9%	37.1%	38.3%
4 衛 生 費	8,494,630	7,714,360	780,270	10.1%	7.4%	7.0%
5 労 働 費	137,630	136,630	1,000	0.7%	0.1%	0.1%
6 農林水産業費	3,374,150	3,411,650	△ 37,500	△ 1.1%	3.0%	3.1%
7 商 工 費	6,678,140	6,356,820	321,320	5.1%	5.8%	5.8%
8 土 木 費	10,499,800	9,567,080	932,720	9.7%	9.1%	8.7%
9 消 防 費	3,000,810	2,962,300	38,510	1.3%	2.6%	2.7%
10 教 育 費	11,844,910	12,423,560	△ 578,650	△ 4.7%	10.3%	11.2%
11 公 債 費	8,674,530	8,477,850	196,680	2.3%	7.6%	7.7%
12 諸 支 出 金	1,637,980	1,744,400	△ 106,420	△ 6.1%	1.4%	1.6%
13 予 備 費	167,780	150,000	17,780	11.9%	0.1%	0.1%
合 計	114,980,000	110,360,000	4,620,000	4.2%	100.0%	100.0%

(3) 歳出予算（性質別）

（単位：千円）

区 分	令和 8 年度 当初予算額 A	令和 7 年度 当初予算額 B	増 減 額 C = A - B	対前年度 増 減 率 C / B	構 成 比	
					8年度	7年度
義務的経費	53,240,180	51,747,750	1,492,430	2.9%	46.3%	46.9%
人 件 費	21,944,450	20,756,630	1,187,820	5.7%	19.1%	18.8%
扶 助 費	22,621,250	22,513,320	107,930	0.5%	19.7%	20.4%
公 債 費	8,674,480	8,477,800	196,680	2.3%	7.5%	7.7%
投資的経費	14,211,930	13,382,660	829,270	6.2%	12.4%	12.1%
普通建設事業費	14,211,930	13,382,660	829,270	6.2%	12.4%	12.1%
うち 補助	5,322,670	4,792,650	530,020	11.1%	4.6%	4.3%
うち 単独	8,889,260	8,590,010	299,250	3.5%	7.8%	7.8%
その他の経費	47,527,890	45,229,590	2,298,300	5.1%	41.3%	41.0%
物 件 費	19,364,340	18,925,880	438,460	2.3%	16.8%	17.2%
維持補修費	1,372,220	1,191,180	181,040	15.2%	1.2%	1.1%
補助費等	12,008,550	11,279,260	729,290	6.5%	10.4%	10.2%
積 立 金	1,692,830	793,110	899,720	113.4%	1.5%	0.7%
貸 付 金	4,351,910	4,488,510	△ 136,600	△ 3.0%	3.8%	4.1%
繰 出 金	8,570,260	8,401,650	168,610	2.0%	7.5%	7.6%
予 備 費	167,780	150,000	17,780	11.9%	0.1%	0.1%
合 計	114,980,000	110,360,000	4,620,000	4.2%	100.0%	100.0%

(1) 決算カード

令和6年度

決算状況

人口

住民基本台帳人口

令和2年国調
平成27年国調
増減率

令和7.3.31
令6.3.31
増減率

241,145人
243,293人
△2,148人
△0.9%

233,020人
234,421人
△1,401人
△0.6%

産業構造・就業人口

人口集中地区人口

都道府県名

団体名

市町村類型(6年度)

中核市

20

2029

まつもと市

松本市

地方交付税種地

(7.3.31)

I-5

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

経常一般財源等(千円)

構成比(%)

区分

収入済額(千円)

構成比(%)

増減率(%)

基準税額
×100/75(千円)

超過課税分
収入済額(千円)

旧新産
旧工特
低開発
旧産炭
山振
過疎
中部
財政健全化等
指数表選定
財源超過

〇歳入総額
×歳出総額
〇歳入歳出差引
×翌年度へ繰越すべき財源
〇実質収支
×半年度収支
〇積立金
×繰上償還金
〇積立金取崩し額
×実質半年度収支

一般職員等

職員数(人)

給料月額(千円)

1人当たり平均
給料月額(円)

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

歳入の状況

市町村税の状況

指定団体等の指定状況

収支状況

令和6年度(千円)

令和5年度(千円)

区分

決算額(千円)</

(2) 普通会計の状況

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度
歳 入 総 額 A	115,090,206 千円	114,286,325 千円	116,624,744 千円
歳 出 総 額 B	112,001,774 千円	110,498,996 千円	113,617,230 千円
歳入歳出差引額 A - B C	3,088,432 千円	3,787,329 千円	3,007,514 千円
翌年度へ繰り越すべき財源 D	707,984 千円	884,404 千円	421,571 千円
実 質 収 支 C - D E	2,380,448 千円	2,902,925 千円	2,585,943 千円
単 年 度 収 支 F	△160,106 千円	522,477 千円	△316,982 千円
積 立 金 G	1,438,678 千円	2,460,760 千円	2,073,766 千円
繰 上 償 還 金 H			
積立金取り崩し額 I	1,385,370 千円	1,522,850 千円	2,716,330 千円
実質単年度収支 F+G+H-I J	△106,798 千円	1,460,387 千円	△959,546 千円
積 立 金 現 在 高	37,831,261 千円	37,676,350 千円	38,605,569 千円
地 方 債 現 在 高	71,439,393 千円	68,747,640 千円	67,382,259 千円
債務負担行為支出予定額	17,807,910 千円	21,604,750 千円	19,801,260 千円

(3) 健全化判断比率等の状況

	4 年 度	5 年 度	6 年 度
基 準 財 政 収 入 額	33,885,692 千円	34,893,089 千円	35,151,840 千円
基 準 財 政 需 要 額	48,018,469 千円	49,488,093 千円	51,419,989 千円
標 準 財 政 規 模	59,543,455 千円	60,375,899 千円	61,699,567 千円
財 政 力 指 数	0.709	0.697	0.698
実 質 収 支 比 率	4.0%	4.8%	4.2%
経 常 収 支 比 率	86.9%	87.8%	86.9%
	(90.4%)	(89.9%)	(87.8%)
実 質 公 債 費 比 率	3.4%	3.6%	3.6%
実 質 赤 字 比 率	- %	- %	- %
連 結 実 質 赤 字 比 率	- %	- %	- %
将 来 負 担 比 率	- %	- %	- %
資 金 不 足 比 率	- %	- %	- %

※経常収支比率の欄

() 書きは減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率

(4) 公営事業等の状況

事業名	5 年 度		6 年 度	
	収 支 額	普通会計からの 繰 入 額	収 支 額	普通会計からの 繰 入 額
	千円	千円	千円	千円
地 域 排 水 施 設 事 業	6,682	56,803	3,483	59,440
国民健康保険（事業勘定）	518,841	1,600,071	335,357	1,520,512
国民健康保険（直診勘定）	0	20,454	0	23,011
後 期 高 齢 者 医 療	115,693	3,201,498	123,658	3,228,329
介 護 保 険 （ 事 業 ）	423,971	3,431,601	90,651	3,449,634
介護保険（サービス）	-	-	-	-
農 業 集 落 排 水 事 業	7,744	47,030	1,214	44,064
公 設 地 方 卸 売 市 場	0	85,620	0	93,720
市 街 地 駐 車 場 事 業	△27,556	0	0	0
奈 川 観 光 施 設 事 業	0	116,474	0	111,626
松 本 城	268,351	86,596	193,002	77,031
水 道 事 業	50,760	818,699	10,840	195,586
下 水 道 事 業	604,980	2,116,036	872,173	1,456,305
松 本 市 立 病 院 事 業	379,621	531,507	61,233	536,437
上 高 地 観 光 施 設 事 業	23,496	0	88,046	0

※ 介護保険（サービス）は、地域包括支援センター業務の委託化に伴い、平成30年度で廃止
（令和元年度以降、委託料のみ介護保険（事業）に計上）

※ 令和5年度の市街地駐車場事業は、翌年度歳入からの繰上充用により収支不足額を補填しているもの

4 松本市の財務諸表（令和6年度決算）

※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(1) 貸借対照表〔一般会計等〕（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部				負債の部			
	一般会計等	全体	連結		一般会計等	全体	連結
固定資産	391,489	546,366	563,124	固定負債	71,592	161,487	165,192
有形固定資産	370,204	520,450	533,178	地方債等	59,478	86,469	88,697
無形固定資産	1,095	1,528	1,567	長期未払金	-	-	-
投資その他の資産	20,191	24,388	28,380	退職手当引当金	11,334	13,430	14,603
流動資産	24,812	43,249	47,071	その他	779	61,588	61,892
現金預金	4,059	17,391	19,885	流動負債	11,231	16,599	17,446
未収金	584	4,060	4,317	1年内償還予定地方債等	8,191	11,560	11,936
短期貸付金	37	37	37	未払金	-	1,544	1,667
基金	20,103	20,737	21,525	未払費用	-	-	9
棚卸資産	40	567	847	前受金	-	2	13
その他	0	484	485	賞与等引当金	1,226	1,561	1,827
徴収不能引当金	△ 11	△ 26	△ 26	預り金	1,052	1,145	1,179
繰延資産	-	-	6	その他	763	788	815
				負債合計	82,823	178,086	182,638
				純資産の部			
				純資産合計	333,478	411,529	427,563
資産合計	416,301	589,616	610,201	負債及び純資産合計	416,301	589,616	610,201

(2) 行政コスト計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
経常費用	A	94,220	153,569	186,648
業務費用		52,109	71,774	80,201
人件費		19,693	24,113	28,205
物件費等		31,412	45,205	48,697
その他の業務費用		1,004	2,456	3,300
移転費用		42,111	81,795	106,447
補助金等		13,752	61,146	51,243
社会保障給付		20,302	20,315	54,792
他会計への繰出金		7,808	-	-
その他		248	333	412
経常収益	B	4,627	20,380	23,479
使用料及び手数料		1,728	16,434	17,107
その他		2,899	3,946	6,373
純経常行政コスト A-B	C	89,593	133,190	163,169
臨時損失	D	245	282	294
臨時利益	E	112	135	141
純行政コスト C+D-E	F	89,725	133,336	163,322

(3) 純資産変動計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：百万円)

科目名		一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	A	331,504	410,022	427,056
純行政コスト（△）	B	△ 89,725	△ 133,336	△ 163,322
財源	C	91,500	135,579	164,528
税収等		67,864	86,970	101,084
国県等補助金		23,636	48,608	63,444
本年度差額 C－B	D	1,775	2,243	1,206
資産評価差額	E	3	3	3
無償所管換等	F	196	△ 1,492	△ 1,492
比例連結割合変更に伴う差額	G	-	-	39
その他	H	-	753	752
本年度純資産変動額 D＋E＋F＋G＋H	I	1,974	1,507	507
本年度末純資産残高 A＋I	J	333,478	411,529	427,563

(4) 資金収支計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：百万円)

科目名		一般会計等	全体	連結
業務活動収支	A	12,258	16,590	17,102
業務支出		81,975	136,030	167,747
業務収入		94,291	152,665	184,900
臨時支出		57	68	75
臨時収入		-	23	23
投資活動収支	B	△ 10,770	△ 14,687	△ 15,463
投資活動支出		22,393	28,265	29,618
投資活動収入		11,623	13,578	14,155
財務活動収支	C	△ 2,268	△ 3,297	△ 3,233
財務活動支出		9,191	13,063	13,670
財務活動収入		6,924	9,766	10,437
本年度資金収支額 A＋B＋C	D	△ 780	△ 1,394	△ 1,594
前年度末資金残高	E	3,787	17,645	20,332
比例連結割合変更に伴う差額	F	-	-	△1
本年度末資金残高 D＋E＋F	G	3,008	16,252	18,737

前年度末歳計外現金残高	H	1,028	1,116	1,127
本年度歳計外現金増減額	I	24	23	22
本年度末歳計外現金残高 H＋I	J	1,052	1,139	1,149
本年度末現金預金残高 G＋J	K	4,059	17,391	19,885

(5) 一般会計等における財務諸表のポイント

資産については、松本市民芸術館関連事業や総合体育館改修関連事業等により、有形固定資産が4億7千万円、投資その他の資産が12億3千万円、それぞれ増加しましたが、基金が3億9千万円減少したことなどから、資産合計では7億4千万円の増加となりました。

令和6年度は、資産が増加（7億4千万円）したことに加え、負債が減少（12億3千万円）したことから、差引きである純資産は、19億7千万円増加しました。

また、統一的な基準に基づく代表的な指標は下記のとおりです。

ア 有形固定資産減価償却率【減価償却累計額÷（有形固定資産－土地等＋減価償却累計額）】67.9%

イ 将来世代負担比率【地方債（臨時財政対策債等を除く）÷有形無形固定資産】8.5%

ウ 受益者負担比率【経常収益÷経常費用】4.9%

5 財 産

公有財産等の状況

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	数 量	区 分	数 量
1 公有財産			
(1) 土 地 (山林を含む。)	171,919,993 ㎡	(3) 山 林	159,859,236 ㎡
ア 行政財産	6,986,562 ㎡	ア 行政財産	88,263 ㎡
イ 普通財産	164,933,431 ㎡	イ 普通財産	159,770,973 ㎡
(2) 建 物	1,042,652 ㎡	(4) 物 権	246,000 千円
ア 行政財産	1,005,758 ㎡	(5) 無体財産権	6 件
イ 普通財産	36,894 ㎡	(6) 有価証券	149,395 千円
		(7) 出資による権利	974,495 千円
2 債 権	363,055 千円		
3 基 金	44,666,034 千円		

6 市役所庁舎

区分	本庁舎	東庁舎	東庁舎別棟他	北別棟他	大手事務所	情報創造館庁舎
構造						
鉄筋コンクリート造	○	○	—	—	○	○
軽量鉄骨造	—	—	○	○	—	—
階数 [階]						
地下	1	1	—	—	—	—
地上	5	4	2	2	6	5
塔屋	3	1	—	—	2	1
延床面積[㎡]	6,832.50	6,556.93	496.86	541.86	2,842.45	2,051.27
建設費[千円]	252,232	283,104	131,520	98,172	—	919,800
竣工	S34.4.25	S44.11.29	H4.3.31	H29.9.30	—	H12.9.22
耐震 補強 工事	年度	H18～H20	—	—	H20	—
	工事費 [千円]	577,689	—	—	63,000	—
備考	—	※ 1	—	—	※ 2	—
	※ 1 (増築) 竣工：S55.8.31 建設費：523,700 千円 増築面積：2,220 ㎡ 北側へ 10m 拡張し、4 階部分を増築					
	※ 2 (購入) 購入：H17.7.1 土地：134,254 千円 建物：61,972 千円					

7 工事請負契約及び物品購入契約

年度	総 数		工 事		委 託 等		物 品	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
5	2,746	19,328,884	232	10,242,107	1,733	8,223,703	781	863,074
6	2,708	20,089,563	161	10,953,668	1,766	8,253,409	781	882,486
7	2,761	28,919,008	215	16,546,970	1,797	11,094,824	749	1,277,214

(契約管財課が契約した実績です。各種団体の委託契約事務を含みます。)

8 市 税

(1) 税目・税率（令和7年度）

税 目		税		率				
市民税	個人	均等割	3,500円					
		所得割	課 税 標 準 額			税 率		
			一率			6%		
	法人	均等割	資本金等の額50億円を超え		従業者数50人を超える		3,000,000円	
			//	50億円を超え	//	50人以下	410,000円	
			//	10億円を超え50億円以下	//	50人を超える	1,750,000円	
			//	10億円を超え50億円以下	//	50人以下	410,000円	
			//	1億円を超え10億円以下	//	50人を超える	400,000円	
			//	1億円を超え10億円以下	//	50人以下	160,000円	
			//	1千万円を超え1億円以下	//	50人を超える	150,000円	
			//	1千万円を超え1億円以下	//	50人以下	130,000円	
			//	1千万円以下	//	50人を超える	120,000円	
			//	以外の法人			50,000円	
		法人	資本金等の額 1億円以上 100分の 8.4					
		税割	資本金等の額 1億円未満 100分の 7.6					
固定資産税		100分の1.4						
軽自動車税	種別割	(主なもの)						
		原動機付自転車		軽自動車(標準税率及び重課税率)		※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるもの(初度検査年月が平成27年4月以降のもの)を指します。		
		排気量	H28以降	種 別	H26以前	H27以降 新車※1	H28以降 13年超※2	※2 最初の新規検査から13年を経過した軽自動車(初度検査年月を基準)を指します。 (電気自動車、天然ガス自動車等を除く)
		50cc以下	2,000円	軽四輪	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
	90cc以下		(自家用) 貨物		4,000円	5,000円	6,000円	
125cc以下	2,400円							
環境性能割	軽自動車のグリーン化特例(軽減税率)				※3 電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成)			
	種 別	75%軽減 ※3	50%軽減	25%軽減				
	軽四輪	乗用	2,700円	特例対象外				
(自家用) 貨物	1,300円	特例対象外						
市たばこ税		紙巻たばこ等 1,000本 6,552円						
都市計画税		100分の0.2						
入 湯 税		宿泊入湯客	1人1日	150円				
		日帰り入湯客	1人1日	20円				

(2) 市民税（個人）の所得区分による課税状況

ア 年度別所得割納税義務者数（各年度当初課税人数）

区 分	5 年 度		6 年 度		7 年 度	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
合 計	114,615 人	100.0 %	109,315 人	100.0 %	118,443 人	100.0 %
給 与 所 得 者	93,316	81.4	90,271	82.6	96,192	81.2
営 業 所 得 者	4,137	3.6	3,777	3.5	4,349	3.7
農 業 所 得 者	534	0.5	571	0.5	691	0.6
そ の 他 の 所 得 者	15,305	13.4	13,195	12.1	15,850	13.4
譲渡所得等の所得者	1,323	1.2	1,501	1.4	1,361	1.1

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

イ 年度別所得割額（各年度当初課税額）

区 分	5 年 度		6 年 度		7 年 度	
	所 得 割	構 成 比	所 得 割	構 成 比	所 得 割	構 成 比
合 計	14,117,019 千円	100.0 %	13,474,595 千円	100.0 %	15,200,736 千円	100.0 %
平均税率（%）	6.0		6.0		6.0	
給 与 所 得 者	11,734,732	83.1	11,208,020	83.2	12,773,952	84.0
営 業 所 得 者	668,239	4.7	657,777	4.9	741,911	4.9
農 業 所 得 者	68,842	0.5	87,163	0.6	122,133	0.8
そ の 他 の 所 得 者	961,663	6.8	878,635	6.5	957,861	6.3
譲渡所得等の所得者	683,543	4.8	643,000	4.8	604,880	4.0

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(3) 市民税（法人）年度別納税義務者数（課税状況調）

区 分	5 年 度	6 年 度	7 年 度
税 割	7,792社	7,941社	7,986社
均 等 割	8,185社	8,334社	8,392社

(4) 入湯税年度別入湯客数並びに調定額（決算数値）

区 分	5 年 度		6 年 度		7 年 度	
	客 数	税 額	客 数	税 額	客 数	税 額
合 計	761,555 人	98,135 千円	770,899 人	99,266 千円	785,716 人	101,199 千円
宿 泊 客 数	637,727	95,659	644,993	96,748	657,580	98,637
日 帰 り 客 数	123,828	2,476	125,906	2,518	128,136	2,562

(5) 固定資産税年度別納税義務者数

区 分	5 年 度	6 年 度	7 年 度
納税義務者数	94,695 人	94,677 人	94,683 人
純固定資産税	94,680	94,662	94,668
交 付 金	15	15	15

(6) 純固定資産税

(単位：千円)

区 分	5 年 度	6 年 度	7 年 度
課税標準額			
土 地	399,097,990	401,053,121	402,320,465
家 屋	551,561,157	549,669,588	562,940,928
償却資産	213,719,784	210,505,085	220,813,405
計	1,164,378,931	1,161,227,794	1,186,074,798
税 額	16,011,310	15,963,095	16,332,568

※ 調定額ベース(滞納繰越分は除く)

(7) 交付金

(単位：千円)

区 分	5 年 度	6 年 度	7 年 度
算定標準額	10,340,529	10,389,850	10,333,969
税 額	144,767	145,457	144,675

(8) 固定資産税合計

(単位：千円)

区 分	5 年 度	6 年 度	7 年 度
課税標準額	1,174,719,460	1,171,617,644	1,196,408,767
税 額	16,156,077	16,108,552	16,477,243

9 納税意識の高揚と期限内納税の促進

(1) 納税意識高揚と期限内納税の確立

- ア 広報まつもと、松本市ホームページ及び新聞への情報掲載による納税PR
- イ コンビニエンスストア収納、キャッシュレス納付及び口座振替の促進

(2) 市税収納率向上対策

令和6年度から保険課の徴収部門、令和7年度から同課の収納部門を納税課へ統合し、市税担当のノウハウを活かして、国民健康保険税の滞納整理を進めるとともに、市税・国民健康保険税の重複滞納者に関する方針を共有し、調査を効率的に行ったうえで、両税をあわせた滞納処分を実施しています。

具体的な滞納整理については、現年度分対策として早期調査及び滞納処分を実施するとともに、滞納繰越分対策として、差押を軸に通年の滞納処分を実施するため、次の事項を重点的に取り組みます。

ア 目標収納率と目標収入未済額の設定

毎年、滞納整理計画を策定、前年度を上回る目標を設定し、滞納者数と滞納金額を圧縮

イ 収納取組み方針

現年度分 100%収納に向けた取組み

現年度調定分は年度内に完納。翌年度に繰り越さないことで、滞納者数、滞納金額の増加及び大口化を防止

ウ 収納体制の充実

- (ア) 平成28年度から自己完結型整理体制で取り組み、初動班、滞繰班（特別担当含む）の2班体制で滞納整理を実施
- (イ) 滞納整理の効率化、職員のスキルアップ等を図るため、平成20年度から徴税指導員の配置及び平成28年度から県職員と協働して滞納整理を行う併任徴収業務の実施
- (ウ) 大口・徴収困難案件への対応のため、平成23年度から長野県地方税滞納整理機構への案件移管による滞納整理の実施
- (エ) 平成21年度からコールセンターを設置して電話による催告を実施するとともに、令和2年度からは、スマートフォン等を通じたショートメッセージサービス（SMS）による催告も実施
- (オ) 当初の目的を果たしたため、令和6年度末をもって、保険課とともに設置した市税収納率向上プロジェクト（平成15年7月設置）を発展的に解散
- (カ) 税収納部門の一元化のため、令和6年度に保険課の徴収部門、令和7年度に同課の収納部門を納税課へ統合
- (キ) 令和8年2月、国民健康保険税に係るシステム標準化を実施

エ 厳正な滞納処分の実施

(ア) 財産調査の強化

令和5年度から導入した預貯金のデジタル調査ツールなどを活用し、滞納者の生活実態、給与・債権・不動産等の財産調査を徹底し、厳正な滞納処分を実施

(イ) 公売の実施

検索により差し押さえた物品をインターネット等で公売

(3) 市税収納率

区 分	5 年 度	6 年 度	7 年 度
	一般市税	一般市税	一般市税
計	98.70 %	98.78 %	98.77 %
現 年 度 分	99.43 %	99.44 %	99.37 %
滞納繰越分	38.07 %	42.65 %	41.74 %

7 危機管理

1 防災

(1) 松本市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、昭和 40 年に本市の防災に関する基本方針などを定めた「松本市地域防災計画」を策定しました。（平成 24 年度以降は毎年見直し）

(2) 松本市国土強靱化地域計画

平成 27 年に策定した「松本市国土強靱化地域計画」について、過去の災害の教訓や気候変動対策と防災対策の連携、デジタル化の加速などの社会背景を踏まえ、令和 3 年度に計画見直しを行いました。

(3) 火山防災対策

市内に位置する活火山（焼岳、乗鞍岳）について、火山防災協議会（气象台、長野県、岐阜県、高山市等の関係機関）と連携して火山噴火災害に対する防災対策を推進します。

ア 焼岳

令和 7 年 10 月	現地調査（協議会）
令和 8 年 2 月	火山防災協議会（書面会議）
令和 8 年 1～3 月	火山性地震の増加に伴う対応 （噴火警戒レベル 2 発表）

イ 乗鞍岳

令和 8 年 2 月	火山防災協議会（書面会議）
------------	---------------

(4) 松本市防災物資ターミナルの管理・運営

災害時物資拠点施設として、令和 2 年 2 月に設置した松本市防災物資ターミナルの管理・運営を行います。

(5) 備蓄

災害時の被災者等の生命、身体の安全を確保するため、備蓄物資の充実を図り、計画的に更新しています。

備蓄倉庫は、防災物資ターミナルの他、市内 63 か所に設置しています。

ア 主な備蓄物資

(ア) 発電機、投光器、感染症対策備品等	157 か所の全指定避難所に配備済
(イ) 備蓄食糧	約 65,500 食
(ウ) 携帯トイレの備蓄	約 257,500 枚
(エ) 毛布、敷段ボール	約 12,000 枚 等

イ 孤立災害対策用物資

上高地に食糧及び毛布を備蓄

ウ 乳幼児用物資

6 歳以下の乳幼児の物資を備蓄

（粉ミルク、液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、紙おむつ、下着等）

エ 要配慮者等物資

高齢者等の要配慮者、女性避難者、車中泊避難者等に必要な物資を備蓄

(おむつ、生理用品、マタニティショーツ、妊婦帯、弾性ストッキング等)

※食糧や寒冷対策の使い捨てカイロについては、使用期限切れ分を更新

(6) 避難収容対策

ア 概要

災害時に住居を喪失した被災者、避難指示等に伴う避難者等を応急的、一時的に収容するため、公共（市有）施設を中心に「松本市地域防災計画」に基づく避難所に指定しています。

(ア) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時に、安全が確保される場所または施設で、地震や洪水などの種類ごとに、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和 8 年 4 月 1 日現在）

箇所数	収容可能人数	備 考
215	658,433 人	小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館、公園、運動広場、校庭等

(イ) 指定避難所

災害発生時に、被災者が一定期間滞在する施設で、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和 8 年 4 月 1 日現在）

箇所数	収容可能人数	備 考
157	61,270 人	小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館等

イ 避難所開設・運営ガイドライン改定とアクションカードの作成

主な改定内容として、スフィア基準の反映、避難所運営で配慮すべき点の記載、活動班構成の見直し、様式集・資料集の修正・追加を行い、避難者の共助による円滑な避難所開設・運営体制の整備を図りました。

ウ 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した、避難環境向上のための備品整備

トイレカー2 台、スポットクーラー116 台、テント式パーティション 252 張、ソーラーパネル付きポータブル電源 40 セット、ジェットヒーター35 台を避難所等に配備しました。

(7) 防災訓練の実施

ア 第 4 5 回松本市総合防災訓練

松本市地域防災計画及び松本市国土強靱化地域計画に基づき、中山地区において、現地での本部員会議のほか、防災関係機関と連携した各種防災訓練を、若者の参画も得ながら、住民参加型として実施しました。

また、部局ごとに、災害発生時の応急対策に関する訓練を実施しました。

- ・ 日 時 令和 7 年 10 月 19 日（日） 9：00～13：00
- ・ 会 場 中山小学校
- ・ 訓練参加者 松本市および 28 機関・団体、住民、約 500 人
- ・ 想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が午前 6 時 30 分に発生（市内最大震度 7）、中山地区が孤立

イ 図上防災訓練

第 1 9 回松本市図上防災訓練

「糸魚川－静岡構造線断層帯」を震源とする大規模地震を想定し、防災情報システムを活用するとともに、実際に災害対応を行う各部局の事務室等を使用した実践的な環境下で、図上防災訓練を実施しました。その結果、指揮本部及び各部等の災害対応能力の向上が図られました。

- ・ 日 時 令和 7 年 6 月 30 日（月） 13：15～17：00
- ・ 場 所 松本市役所
- ・ 参加者 松本市および 17 機関・団体 約 220 人（参観機関含む）
- ・ 想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が 6 月 30 日（月）13 時 20 分に発生（市内最大震度 7）発災から 6 時間経過した状態で訓練を開始

ウ 一斉防災訓練（シェイクアウト訓練）

震災時に自らの命を守る基本的行動を多くの市民が習得できるよう、同時刻一斉に参加者が机の下に隠れるなど、身の安全を守る訓練を実施しました。

- ・ 日 時 令和 8 年 3 月 11 日（水） 9：00～9：03
- ・ 場 所 市内全域（自宅、学校、職場等）
- ・ 参加者 市民及び市内への通勤・通学者等 5,477 人、78 団体
- ・ 想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が午前 9 時に発生（市内最大震度 7）

(8) 自主防災組織の育成

ア 補助金交付制度

町会単位による自主防災組織の活性化を推進するため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要となる防災資機材等の購入に対し補助を行っています。

【組織結成及び資機材整備状況】

区 分		令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
組織結成状況		481 町会(結成率 99.2%)	481 町会(結成率 99.2%)	481 町会(結成率 99.2%)
交付状況 補助金	資機材等整備	88 件	94 件	113 件
	避難所訓練	7 地区、3 避難所	12 地区、1 避難所	10 地区
	除雪機整備	2 件	4 件	2 件

イ 孤立可能性地域への補助率等のかさ上げ

能登半島地震を教訓とし、共助による孤立可能性地域の防災力向上を図るため、災害時に孤立する可能性のある町会の備蓄物資等の整備に対し、「自主防災組織防災活動支援補助金」の補助率及び補助限度額のかさ上げを行っています。

ウ 出前講座

主に町会単位で結成される自主防災組織を対象に防災に関する出前講座を行い、自主防災組織活動の充実と活性化を図るものです。

講師：危機管理課職員・長野県地域防災推進協議会

内容：危機管理及び災害対策全般（開講数 109 回、参加者 4,853 人）

(9) 災害時等情報伝達手段

ア 防災行政無線

災害時等において、市民に迅速、正確な情報を多角的に提供するため、防災無線網を整備しています。

移動系防災無線		同報系防災無線	
旧松本・梓川・波田地区		旧松本地区	
設 置 年 度	平成 15～24 年度	設 置 年 度	平成 24～26 年度
統 制 局	市民芸術館	親 局	市民芸術館
副 統 制 局	市役所（危機管理部・宿直室）		市役所（危機管理部）
中 継 局	芥子坊主農村公園、中山霊園	中 継 局	芥子坊主農村公園
移 動 局	293 台 半固定局 153 台 車載型 30 台 携帯型 110 台	屋 外 拡 声 子 局	308 局（30 年度 1 局増設）
		戸 別 受 信 機	717 か所 指定避難所、町内公民館、 要援護者施設等に設置
四 賀 ・ 安 曇 ・ 奈川地区	移動系防災無線の電波が届かない四賀・安曇・奈川地区については、衛星携帯電話を配備済み。	梓川・波田地区	平成 29・30 年度に旧松本市のシステムを梓川・波田地区へ拡大（遠隔制御装置 2 台、屋外拡声子局 71 局、戸別受信機 95 台）
機 器 更 新	令和 3～4 年度に、上記移動局 293 台のうち、平成 19 年以前に配備をした古い移動局 209 台を更新・配備済み。	四賀・安曇・奈川地区	平成 30 年～令和 4 年度に携帯電話回線を利用した屋外拡声子局と C A T V 回線を利用した音声告知端末を地区内全世帯に配備（遠隔制御装置 5 台、屋外拡声子局 23 局（内上高地エリア 5 局）、戸別受信機 2,594 台）

イ テレホンサービス（同報系防災行政無線）

放送の聞き逃しや聞き取れなかった場合、フリーダイヤル 0120-07-8686 で内容が確認できます。

ウ 災害電話サービス

「避難・避難所に関する情報」及び「国民保護情報」の情報など、同報系防災行政無線で放送した内容を、事前に申請登録した固定電話若しくは F A X にお知らせするサービスを令和 3 年 3 月から開始（携帯電話やスマートフォンを使用していない方等対象）

エ その他の情報伝達手段

市公式 L I N E、フェイスブック、X 等の S N S 及び松本安心ネットによるメール等、情報伝達手段の多重化を図っています。

(10) 原子力災害への備え

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、周辺の原子力発電所事故等により、万一、本市に放射能被害が及んだ場合に備え、次の防災対策を実施しています。

ア 安定ヨウ素剤の備蓄

放射性ヨウ素の被ばくに対する防護措置として、40 歳未満の市民と観光客等市内滞留者用の安定ヨウ素剤約 12 万人分（3 歳未満は分包薬、3 歳以上は丸薬）を備蓄しています。

イ 保管場所

- ・丸薬（市民用） 市立小学校 28 か所
- ・丸薬（市内滞留者用） 松本薬剤師会会営薬局等 4 か所
- ・分包 同 上

(11) 各種協定

69 市 1 区 1 町及び民間事業者等の 65 団体と協定を締結し、災害時の応援体制を強化しています。

(12) 災害時サポート事業所登録制度

88 団体が登録しており、災害時における地域防災力の強化に向け、登録事業者との連携を推進しています。

(13) 災害時協力井戸登録制度

42 件が登録されており、災害時における生活用水の確保に向けた体制整備を進めています。

(14) 松本市防災連合会防災士部会

地域防災力の向上を図るため、松本市防災連合会に防災士部会を設立し、防災士のスキルアップや相互の交流・ネットワークづくりを推進しています。

2 国民保護

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し市民生活に及ぼす影響を最小とするための措置を実施するものです。

(1) 主な事務事業

ア 啓発

イ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の整備（弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から住民まで瞬時に伝達するシステム）

ウ 安否情報収集・提供体制の整備

エ 避難実施要領のパターンの作成

オ E-m-n-e-t の整備（官邸から関係機関に緊急情報（弾道ミサイル情報等の国民保護情報）を迅速に伝達するための一斉送信システム）

3 防犯

(1) 松本防犯協会連合会による防犯活動

松本防犯協会連合会（会長：松本市長、事務局：松本警察署）の構成団体として、警察、関係団体と連携して各種事業を行っています。

ア 電話でお金詐欺被害防止の該当啓発活動（年 6 回）

イ 地域づくりセンター、福祉ひろばの専用掲示板による電話でお金詐欺前兆事案の注意喚起

ウ 青色防犯パトロールの実施

(2) 市独自の取組み

ア 防犯活動交付金（35 地区に各 10 万円＋第一地区は防犯重点地区上乗せ 15 万円）による各地区での防犯パトロール等の防犯活動を支援

イ 防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ整備事業（8 台）

8 健康福祉

1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とした第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75 歳以上）となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見通しながら、第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、中長期的な視点のもとに、第 8 期までの取組みを更にシンカ（深化、進化）させる計画としています。

<基本理念>

松本市は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、市民と行政、更に、地域でつながる全ての人が支えあい、誰一人取り残さない地域福祉づくりを進めます。そして、「一人ひとりが自分らしく生き、シンカ（深化、進化）しながら支えあうまち」を目指します。

<基本目標>

- ◇ 共に暮らし、ともに助け合い、一人ひとりが輝ける地域づくりを進めます。
- ◇ 健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援を進めます。
- ◇ 心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供を進めます。
- ◇ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを捉えて、安心して介護できる環境づくりを進めます。

(1) 計画の基本方針

- ア 誰もが住みやすいまちづくりの推進
- イ つながり合い・助け合いの地域づくり
- ウ 生きがいづくりの推進
- エ 介護・フレイル予防と健康づくりの推進
- オ 認知症施策の総合的な推進
- カ 切れ目のない在宅医療と介護の連携推進
- キ 中長期的な視点で見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
- ク 安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
- ケ 介護人材の確保と育成
- コ 計画推進体制の整備
- サ 介護保険サービスの見込み
- シ 財源構成と介護保険料

(2) 介護サービス事業量の見込み

介護保険事業の推進に当たり、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計、過去の給付実績、高齢者等実態調査の結果などを踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護サービス事業量を見込みました。この数値を元に、民間事業者による各種介護サービスの提供を誘導するとともに、必要な事業費を確保するため、介護保険料の設定などを行いました。

ア 介護サービス事業量の見込み

項 目	単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅サービス						
訪問介護	(回/年)	904,235	877,984	929,075	889,798	952,286
訪問入浴介護	(回/年)	8,712	6,896	8,921	7,274	9,192
訪問看護	(回/年)	111,379	106,402	114,475	107,725	117,264
訪問リハビリテーション	(回/年)	80,369	65,925	82,268	64,443	84,047
居宅療養管理指導	(人/年)	14,196	14,431	14,580	15,457	14,928
通所介護	(回/年)	298,637	288,183	305,623	293,944	312,020
通所リハビリテーション	(回/年)	73,048	63,180	74,720	60,988	76,307
短期入所生活介護	(日/年)	58,900	50,379	60,493	48,491	61,909
短期入所療養介護(老健)	(日/年)	8,228	6,872	8,383	6,546	8,660
短期入所療養介護(介護医療院)	(日/年)	389	25	389	36	389
福祉用具貸与	(人/年)	52,008	48,363	53,052	47,897	54,000
特定福祉用具購入	(人/年)	612	567	636	472	636
住宅改修	(人/年)	541	272	561	208	561
特定施設入居者生活介護	(人/年)	5,484	5,865	6,384	5,939	7,368
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	1,188	1,023	1,224	980	1,248
夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	(回/年)	108,187	91,522	110,569	88,075	112,686
認知症対応型通所介護	(回/年)	12,118	7,709	12,481	8,649	12,716
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,116	1,011	1,176	973	1,188
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,780	3,760	3,852	3,781	4,116
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	1,536	1,441	1,584	1,454	1,608
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	1,356	1,356	1,800	1,375	1,800
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	348	301	696	312	696
施設サービス						
介護老人福祉施設	(人/年)	11,136	11,223	11,136	11,483	11,136
介護老人保健施設	(人/年)	8,460	8,392	8,460	8,228	8,460
介護医療院	(人/年)	1,224	1,215	1,224	1,177	1,224
居宅介護支援	(人/年)	66,804	62,546	68,100	61,610	69,312

イ 介護予防サービス事業量の見込み

項 目		単位	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護予防サービス							
	介護予防訪問入浴介護	(回/年)	374	238	421	288	421
	介護予防訪問看護	(回/年)	17,620	19,221	17,890	18,639	18,103
	介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	28,992	24,800	29,453	25,979	29,894
	介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	1,308	1,392	1,332	1,557	1,344
	介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	5,208	4,447	5,292	4,234	5,364

項 目	単位	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	2,350	2,172	2,350	2,636	2,417
介護予防短期入所療養介護(老健)	(日/年)	176	122	176	119	176
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	(日/年)	65	0	65	0	65
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	28,440	28,532	28,884	29,695	29,316
特定介護予防福祉用具購入	(人/年)	408	400	420	388	420
介護予防住宅改修	(人/年)	355	283	365	244	365
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	564	591	660	606	744
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	130	0	130	0	130
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	192	56	192	50	204
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	36	32	36	15	36
介護予防支援	(人/年)	32,628	32,623	33,144	33,712	33,624

(3) 施設整備計画

ア 老人福祉施設等の整備状況及び計画

区分		第 8 期末現在の整備実績		第 9 期計画
		施設数	定員(人)	整備数(定員)
介護老人福祉施設	松本市	10	765	△35
介護老人保健施設	松本市	9	686	0

イ 地域密着型サービスの整備状況及び計画

(単位：施設)

区 分	令和 5 年度 までの 整備状況	第 9 期(R 6 ～ R 8)					
		R 6		R 7		R 8	
		整備箇所数	計	整備箇所数	計	整備箇所数	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	－	－	－	－	－	－
夜間対応型訪問介護	0	－	－	－	－	－	－
地域密着型通所介護	47	－	－	－	－	－	－
認知症対応型通所介護	7	－	－	－	－	－	－
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	0	6	0	6
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1	0	1	0	1
認知症対応型共同生活介護(※)	21	0	21	0	21	1	22
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	0	5	0	5	0	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	0	4	0	4	0	4

※ 認知症対応型共同生活介護は、整備箇所数を計画せず、R8 年度に 9 床の整備を予定

ウ 整備実績(第 8 期計画)

年度	区 分	設置主体	名 称	定員	設置圏域
R4	看護小規模多機能型居宅介護	エフビー介護 サービス(株)	看護小規模多機能 あったかほーむかまだ	29	中央西

2 介護保険事業

(1) 被保険者数及び要介護(要支援)認定者数

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
第 1 号被保険者数(65 歳以上)	67,268 人	67,104 人	67,336 人	66,998	67,595 人
第 1 号認定者数	13,077 人	12,651 人	13,306 人	12,486	13,516 人
第 1 号被保険者数に対する割合	19.4%	18.9%	19.8%	18.6%	20.0%

(2) 第 1 号被保険者(65 歳以上)の介護保険料

第 9 期(令和 6 年度～令和 8 年度)		
段階	料率	年額
第 1 段階	0.285	19,760 円
第 2 段階	0.485	33,630 円
第 3 段階	0.685	47,510 円
第 4 段階	0.9	62,420 円
第 5 段階	1.0	69,360 円
第 6 段階	1.2	83,230 円
第 7 段階	1.3	90,160 円
第 8 段階	1.5	104,040 円
第 9 段階	1.7	117,910 円
第 10 段階	1.9	131,780 円
第 11 段階	2.1	145,650 円
第 12 段階	2.2	152,590 円
第 13 段階	2.3	159,520 円
第 14 段階	2.4	166,460 円

(3) 給付費

項 目	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
	円	円	円	円	円
総給付費(介護+予防)	20,938,439,000	19,989,406,360	21,723,144,000	20,212,917,743	22,275,647,000
高額介護サービス費	467,456,000	471,276,675	476,199,000	483,931,442	483,602,000
高額医療合算介護サービス費	61,946,000	56,105,799	63,015,000	64,735,965	63,994,000
特定入所者介護サービス費	471,940,000	359,484,039	480,167,000	353,908,247	487,631,000
審査支払手数料	20,922,000	20,825,364	21,283,000	21,050,172	21,614,000
合計	21,960,703,000	20,897,098,237	22,763,808,000	21,136,543,569	23,332,488,000

(4) 地域支援事業

ア 地域包括ケアシステムの推進

高齢者等が住み慣れた地域で、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく自立した生活を安心して続けられるよう、医療と介護、介護・フレイル予防、生活支援サービスが包括的に提供できる仕組み（地域包括ケアシステム）による地域共生社会の実現を、関係機関との連携や地域住民の参画と協働により目指します。

イ 認知症施策の総合的な推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」「松本市認知症施策推進計画」に基づき、本人や家族の参画のもと多様な関係者と連携しながら、認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者自身が自ら介護予防や自立に向け、適切なサービスや活動を選択できるよう支援を行い、一人ひとりが自分らしく暮らすことができる体制を構築します。

(5) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、①保健師等、②社会福祉士、③主任介護支援専門員の3専門職を置き、質の高いサービスの提供を行っています。

名 称	設置主体	担 当 地 区	住 所
松本市北部地域 包括支援センター	松本市	岡田、本郷、四賀	岡田下岡田 39-2
松本市東部地域 包括支援センター		第 3、入山辺、里山辺	里山辺 910-1(うつくしの里内)
松本市中央地域 包括支援センター		第 1、第 2、東部、中央、 白板	本庄 2-10-21(慈泉会第3ビル内)
松本市中央北地域 包括支援センター		城北、安原、城東	元町 3-7-1(ふくふくらいず内)
松本市中央南地域 包括支援センター		庄内、中山	筑摩 2-31-1-1
松本市中央西地域 包括支援センター		田川、鎌田	巾上 9-26
松本市南東部地域 包括支援センター		寿、寿台、内田、松原	寿中 2-20-1(真寿園内)
松本市南部地域 包括支援センター		松南、芳川	双葉 4-16(総合社会福祉センター内)
松本市南西部地域 包括支援センター		神林、笹賀、今井	今井 4820-1(やまびこの里内)
松本市河西部地域 包括支援センター		島内、島立	島内 4970-1(島内公民館内)
松本市河西部西地域 包括支援センター		新村、和田、梓川	和田 4693-1
松本市西部地域 包括支援センター		安曇、奈川、波田	波田 6908-1(波田保健福祉センター内)

《主な業務内容》

① 総合相談支援

高齢者の各種相談に幅広く対応し、訪問等により実態を把握し、必要なサービスにつなぎます。

② 権利擁護

高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用促進などの権利擁護に取り組みます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の多様な社会資源を活用しつつ、包括的かつ継続的なケアマネジメントが行われるよう支援します。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、介護予防ケアプランを作成し、要介護状態になることをできる限り防ぎます。

3 高齢者福祉事業

(1) 本市の 65 歳以上の高齢者人口は、67,055 人で人口比 29.0%です。(令和 8 年 4 月 1 日現在)

高齢者援護事業(施設入所)

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	老人福祉施設への入所	概ね 65 歳以上の自宅での養護が困難な方を受け入れています。	養護老人ホーム 200 人	千円 436,970

(2) 高齢者の交通手段の確保

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	福祉 100 円バス助成事業	高齢者等の日常生活利便の向上、生きがい、健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び公共交通機関の利用促進を図るものです。令和 5 年 10 月のバス公設民営化に伴い運行委託料を交通部へ所管替をしました。	100 円で市内のバス路線(観光路線除く)及び上高地線電車乗車可能(新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区の方のみ対象)	千円 280

(3) 高齢者の生きがい対策

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
国市	高齢者クラブ育成事業	単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の活動に対する助成(30 人未満クラブは市単独補助)をします。	R7 年度の状況 93 クラブ 3,099 人	千円 3,530
国市	高齢者社会奉仕団活動助成事業	高齢者クラブ連合会の社会奉仕活動の促進を図ります。	友愛訪問に係る経費等を補助	千円 50
市	高年齢者就業機会確保事業(社団法人松本地域シルバー人材センター)	高齢者が培ってきた経験や技術、技能を生かし、補助的、短期的就業を通じて生きがいの充実や健康の増進を図ります。	S58.6.1 事業開始 H 3.9.1 波田町との広域化 H12.7.1 山形村の加入 R8.3.31 現在の会員数 1,438 人	千円 19,980
市	高齢者学習事業(松本市プラチナ大学)	高齢者が集会及び教養の向上・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習・実習を通じて生きがいを高めるとともに仲間づくりを図る目的で行います。	R7 年度の状況 プラチナ大学入学者 80 名 講座開講数 23 講座	-

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	敬老の日行事	敬老の日を中心に行う敬老行事に助成及び記念品等の贈呈をします。 最高齢者顕彰事業に係る記念メダルの贈呈をします。	地区行事費補助 75歳以上 1人 700円 祝金 100歳 1人 30,000円 88歳 1人 10,000円 市最高齢者にメダルの贈呈	千円 49,730
市	高齢者福祉入浴事業	高齢者の健康増進、フレイル予防及び交流促進を図るため、入浴助成券を交付するものです。	1人年間 30枚(内銭湯専用 20枚、全施設利用可能券 10枚)の入浴券を配付 利用可能施設 銭湯 8 その他の公衆浴場 12 公費助成額 銭湯 300円 その他の公衆浴場 200円 延利用枚数 68,688枚 月平均 5,724枚	千円 22,310
国市	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	概ね 60 歳以上の家庭に閉じこもりがちな高齢者等に教室、講座、体育祭等の事業を通して生きがいと健康づくりを図るものです。	老人集いの家、町会公民館等の施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動、趣味・創作活動、教養講座等を実施	千円 1,260

(4) 在宅介護 24 時間あんしん支援事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	緊急ショートステイ事業	介護者の急病などにより、一時的に在宅での生活が困難となった要介護高齢者を、養護老人ホームで短期間入所受入れします。	期間：概ね 1 週間以内 利用料：1 日 1,450 円 (食事代は別)	千円 140
市	介護 110 番事業	介護相談の専門電話です。 (休日・夜間は、留守番電話対応)	TEL：39-1165(サンキューイロウゴ)	千円 50
市	ナイトケア利用料金助成事業	デイサービス等の利用者が、引き続きその施設へ宿泊する場合に、利用料金の一部を助成します。	助成額：経費の 7 割を助成 (7,000 円を上限) 助成回数：年 24 回 (月 6 回を限度)	千円 6,910
市	生活管理指導短期宿泊事業	一時的に在宅での生活が困難となった一人暮らしなどの高齢者を、養護老人ホームで短期間入所受入れします。	期間：概ね 2 週間以内 利用料：1 日 400 円 (食事代は別)	千円 13,190
市	高齢者住宅等整備事業	高齢者の自立支援、介護者の負担軽減のために行なう住宅改修について、経費の一部を助成します。	対象者：前年所得税非課税世帯 補助対象限度額：70 万円 自己負担：補助対象額の 1 割 改修内容：手すりの設置、段差の解消、トイレの改修等	千円 6,300
市	高齢者訪問理美容料金助成事業	65 歳以上で寝たきり等の高齢者が、自宅で訪問理美容を利用する場合に、料金の一部を助成します。	1 枚 1,000 円の助成券を交付します。(年間 18 枚上限)	千円 950

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	寝台タクシー利用料金助成事業	要介護 3・4・5 と認定され、通常の車両への乗車が困難な市民税非課税の方に対し寝台タクシー利用料金の一部を助成します。	寝台タクシー料金の 1/2 (4,000 円上限)を助成する券を最大年 6 枚発行します。	千円 170
市	軽度生活援助事業	65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に、無料で生活援助員を派遣します。	回数：月 1 回 1 時間以内 内容：草取り、家周りの手入れ等の軽作業	千円 1,850
市	交通空白地有償運送事業	四賀地区・安曇地区・奈川地区に居住する公共交通機関を利用することが困難な住民に対し、移動手段確保のため、道路運送法の許可を得て運送業を行う NPO 法人等（松本市社会福祉協議会）に対し、実績に基づいて補助金を支払い、その活動を支援するもの。	松本市有償運送事業実施要綱に基づき補助金を交付。 R7 年度の交付実績 4,645 千円	千円 4,080

(5) 要援護高齢者に対する事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
国県市	介護保険利用者負担軽減事業	生活保護受給者及び低所得者のうち市民税非課税世帯に属し、その他の要件を満たすサービス利用者に対して、利用料金負担を軽減します。	減免率：1/2、1/4、100/100 対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人福祉施設 他	千円 補助 3,890 市単 4,720
市	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者等で、緊急時に対応が困難な方に対し、緊急通報や健康相談ができる「緊急通報装置」を貸し出すことにより、急病や災害時等に適切な救助活動を行います。	R7 年度の状況 設置数 295 世帯	千円 6,360
国県市	訪問給食サービス	四賀、安曇、奈川地区に住所を有し、65 歳以上の高齢者及び障がい者のみの世帯を対象に、配食することで栄養改善を図るとともに見守りを行います。	最大週 6 回昼食を配食	千円 4,610
市	救急医療情報キット支給事業	救急隊員の的確・迅速な救急活動に役立てるよう、個人情報(既往歴、緊急連絡先等)を冷蔵庫内で保管するための専用容器を無料で支給するとともに、市でも個人情報を登録します。	支給対象者： ・松本市避難行動要支援者名簿に掲載されている者 ・独居又は日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある者	-

市	終活情報登録事業	終活に関する情報を市に登録しておき、万が一の際にあらかじめ指定した方に開示できるようにします。	原則 市内在住	-
国県市	成年後見制度利用支援事業	親族等による法定後見開始の審判請求が期待できない高齢者について、市が申立てを行い、権利擁護を図ります。	対象者：身寄りのない認知症の高齢者等 事業内容：審判申立費用負担(裁判所手数料)、後見人に対する報酬助成	千円 4,040
市	成年後見制度利用促進事業	成年後見支援センターかけはしを松本市社会福祉協議会へ2市5村（松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）から委託し、成年後見制度の利用促進や啓発、法人後見業務を行っています。	・中核機関業務 ・研修会の等の開催 ・法人後見等の受任 ・地域連携ネットワーク協議会の開催等	千円 26,610
市	地域見守りネットワーク事業	市と協定を結んだ事業者が、高齢者などの要支援者を地域の中で見守り活動を行い、何らかの異変を発見した場合は市へ通報し、市が安否確認を行います。	協力事業者(計 40 事業所) ・新聞販売店 17 事業所 ・弁当宅配店 10 事業所 ・乳製品販売業者 1 事業所 ・コンビニエンスストア 1 事業所(57 店舗) ・生活協同組合 2 事業所 ・スーパーストア 1 事業所 ・医薬品卸業者 2 事業所 ・介護事業所 1 事業所 ・保険業 3 事業所 ・郵便局 1 事業所(40 局) ・訪問マッサージ 1 事業所	-
国県市	認知症施策推進事業	認知症の正しい理解を促進し、共生社会の実現に向けた施策を推進します。	・認知症思いやりパスブックの配布 ・思いやりあんしんかたの登録 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症思いやり相談の開催 ・チームオレンジまつもと設置 ・まつもとミーティング開催支援	千円 1,480
市	軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業	軽度・中等度難聴者の補聴器購入費用を助成することにより、軽度・中等度難聴者の就労機会の確保や積極的な社会参加を促進するとともに、早いうちから認知症及びフレイル予防を図ります。	購入額の 1 / 3（住民税非課税世帯は 2 / 3）を補助 補助上限額 30,000 円	千円 2,700

(6) 家庭介護支援事業

区分	事業名	事業の概要	内 容	予算額
国県市	家庭介護用品支給事業	介護用品(紙おむつ、尿取りパット等)の購入費用を助成し、介護している家族の経済的負担等の軽減を図ります。	対象者：市民税非課税世帯で要介護 4・5 の高齢者を在宅介護している介護者 助成額：年額 48,000 円以内	千円 9,340
国県市	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症の高齢者が徘徊して行方不明になった場合、早期発見できるシステムを活用し、居場所を家族に伝えて事故防止を図り、家族が安心して介護できる環境を整備します。	対象者：徘徊の恐れがある高齢者を在宅介護している介護者 利用料：1 ヶ月 500 円 (住民税非課税世帯 150 円)	千円 1,060

4 老人福祉施設等

(1) 養護老人ホーム

種 別	施設名	所 在 地	定員	松本市入所者	設 置 主 体
養護老人ホーム	松風園	松本市大字入山辺 1509-1	100	94	松本市
〃	温心寮	松本市波田 6857	100	49	松塩安筑老人福祉施設組合 (3 市 5 村)

(2) 老人福祉センター

高齢者に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供しています。

施 設 名	所 存 地	設置年月日	利用状況 (R7 実績)	管理費等 (R8 予算)	指定管理者
松本市プラチナセンター (南部老人福祉センター)	松本市双葉 4 番 16 号	S58 年 10 月	10,719 人	8,830 千円	(福)松本市社会 福祉協議会

(3) その他の施設

高齢者に対し生きがいと健康づくりのための場を提供し、高齢者福祉の向上を図っています。

種 別	施 設 名	所 在 地
生きがい増進センター	奈川生きがい増進センターふれあいの家	松本市奈川 1575 番地 4
屋 内 ス ポ ー ツ 施 設	安曇島々屋内ゲートボール場	松本市安曇 1028 番地 2
	奈川屋内スポーツ施設	松本市奈川 1575 番地 4

5 市で設置している介護老人保健施設及び通所介護施設

(1) 介護老人保健施設

平成 29 年 4 月から指定管理制度委託料方式から利用料金制・独立採算方式へと移行し、特別会計を廃止

施 設 名	構造・面積	施 設 内 容	指定管理者
松本市城山介護老人保健施設	・鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建 延床約 4,570 m² ・鉄骨造 2 階建 延床約 1,300 m² (2 階は職員宿舎)	介護保険施設として、一般入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションの各サービスを提供。 入所定員 119 名 通所定員 25 名	(一社) 松本市医師会

(2) 通所介護施設(老人デイサービスセンター)

通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスを提供

施 設 名	構造・面積	施 設 内 容	指定管理者
松本市島内デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造平屋建 延床約 416 m ²	通所定員 一般 27 名	(福)敬老園
松本市島立デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 537 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市田川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 404 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市芳川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 448 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市東部デイサービスセンター	鉄骨造 2 階建 延床約 435 m ²	通所定員 一般 30 名	(福)松本市社会福祉協議会
松本市北部デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造 3 階建 延床約 604 m ²	通所定員 一般 30 名 認知症 10 名	
松本市四賀デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 539 m ²	通所定員 一般 35 名	
松本市安曇デイサービスセンター	鉄骨造 2 階建 延床約 637 m ²	通所定員 一般 18 名	
松本市奈川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 547 m ²	通所定員 一般 15 名	
松本市梓川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 578 m ²	通所定員 一般 28 名 認知症 7 名	

松本市波田デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造平屋建 延床約 697 m ²	通所定員 一般 35 名	
-----------------	--	--------------	--

6 総合社会福祉センター

本市の福祉拠点の役割を担う総合施設として、十分にその機能が果たせるよう管理運営を行っています。

- (1) 設置主体 松本市
- (2) 管理運営 指定管理者制度により、松本市社会福祉協議会と管理運営に関する協定を締結
- (3) 敷 地 7,790.14 m²
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造5階建、延床面積 4,529.91 m²
- (5) 設置年月 昭和 58 年 10 月

(6) 施設内容

- ア 心身障害者福祉センター
- イ 心身障害児通園施設しいのみ学園
- ウ おもちゃ図書館
- エ 松本圏域障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと
- オ 松本地区保護司会
- カ 南部児童センター
- キ 松本市プラチナセンター(南部老人福祉センター)
- ク 南松本訪問看護ステーション
- ケ 南部地域包括支援センター
- コ ボランティアセンター
- サ 松本市社会福祉協議会(総務課、地域福祉課、生活福祉課、在宅福祉課、障害福祉課)
- シ 会議室その他

(7) 設備改修工事

昭和58年の開館以来40年以上が経過し、老朽化に伴う設備改修が必要になったため、平成29年度から令和元年度を工期とする排水・空調等配管の更新、電灯LED化及びトイレ洋式化等を実施しました。

7 生活保護

日本国憲法第25条「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づいて、生存権を保障するための制度で、最低限度の生活を保障するとともに、それらの人々の自立助長を図ることを目的とした制度です。

年 度	総額		生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	施設事務費	その他扶助
	保護費	1人当たり月 平均保護費							
	千円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3	2,963,921	134,601	835,422	4,996	461,573	1,418,205	74,176	163,606	5,943
4	3,008,542	133,074	854,564	4,975	469,685	1,426,793	64,187	178,753	9,585
5	2,920,550	135,738	835,843	4,687	466,359	1,366,436	63,820	175,205	8,200
6	3,010,395	148,091	762,477	4,102	442,728	1,557,244	59,693	174,440	9,711
7	2,866,896	148,390	708,827	3,828	421,802	1,475,655	61,757	188,525	6,502

(2) 扶助別生活保護人員の推移

年 度	保護実数（年度末）			保 護 延 人 員						
	世帯	人員	保護率	総数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	その他
	世帯	人	‰	人	人	人	人	人	人	人
3	1,560	1,835	7.8	60,381	18,524	528	18,609	17,989	4,386	345
4	1,602	1,884	7.9	61,119	18,827	510	18,767	18,393	4,273	349
5	1,552	1,793	7.6	60,624	18,354	498	18,485	18,763	4,227	297
6	1,478	1,694	7.3	57,613	17,054	411	17,510	18,088	4,241	309
7	1,416	1,610	7.0	54,127	15,841	339	16,509	17,019	4,211	208

8 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、自立に向けた包括的な支援を行います。

事業名	事業の概要	R7 年度実績	R8 年度予算額
自立相談支援事業	相談者の課題を整理し、相談者とともに支援計画を策定したのち、関係機関と連携した伴走型の支援を実施します。 松本市社会福祉協議会へ業務委託	新規相談者数：520 名 前年度からの継続相談者数：1,277 名	千円 24,950
住居確保給付金	離職等により住居を喪失または喪失するおそれのある困窮者の住居と求職機会を確保するため、家賃費用を有期で給付します。 また、離職等により世帯収入が著しく減少し住居を喪失または喪失するおそれのある困窮者の家計改善のため、転居費用を給付します。	支給者数：3 名 支給月数：11 月	990
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む困窮世帯を訪問し、児童・生徒の学習支援や保護者からの養育相談に応じます。	利用者数：32 名	—

事業名	事業の概要	R7 年度実績	R8 年度予算額
就労準備支援事業	離職期間の長期化などを理由に、直ちには一般就労ができない困窮者へ、就労に必要な基礎能力の習得を支援します。 労働協同組合ワーカーズコープながのへ業務委託	利用者数：11 名	6,510
シェルター事業	住居喪失者へ、緊急一時的に宿泊場所と食事を提供します。	利用者数：12 名 利用泊数：22 泊	190
家計改善支援事業	生活の再建や困窮状態の予防のために、家計管理能力の習得を支援します。 松本市社会福祉協議会へ業務委託	利用者数：49 名	4,480
地域居住支援事業	住まいに課題を抱える生活困窮者の安定した居住確保のため、入居までの一貫した居住支援のほか入居中の見守り等を行います。 NPO法人サポートセンターとまり木へ業務委託	相談者数：74 名	9,790
生活困窮者支援等のための地域づくり事業（重層的支援体制整備事業）	孤独・孤立しやすい生活困窮者等が安心して過ごせる居場所確保等の事業を実施する団体等に対して補助金を交付します。	3 団体 延べ参加者：3,021 人	2,880

9 エアコン設置促進事業

(1) 事業概要及び予算額

区分	事業名	事業の概要	R8 年度予算額
国縣市	松本市エアコン設置促進事業	熱中症予防と生活環境の改善を図るため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、長野県と市が連携して、エアコン設置未世帯を対象に、エアコン設置に要する費用の一部を補助します。	千円 94,170

(2) 補助対象経費、補助額及び補助限度額

区分	補助対象経費	補助額	補助限度額
住民税非課税世帯	補助対象設備の本体購入費、配送費及び設置費（設	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額	48,000 円

区分	補助対象経費	補助額	補助限度額
生活保護受給世帯 中国残留邦人等支援給付世帯	置に係る工事費等を含。）	補助対象経費に 10 分の 10 を乗じて得た額	73,000 円

10 障がい者福祉事業（健康福祉部関係予算分）

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R8 年度予算額 (千円)
国 県 市	相談支援事業	基幹相談支援センターに機能強化コーディネーターを配置し、主に事業者等からの総合的・専門的な相談に応じます。 また、5 か所の総合相談支援センターが、障がい者やその家族からの相談に応じます。	・障がい者基幹相談支援センター ・障がい者総合相談支援センター ・障がい者相談支援センターあいほっと ・相談支援センターライフアシスト ・障害者相談支援センター中信 ・ケ・セラ社会福祉士事務所 ・ハートラインまつもと	58,410
国 県 市	自立支援医療（更生医療）給付事業	障がいを取り除いたり軽くしたりするための医療費を助成します。	R7 年度実績 利用者数 255 人	270,320
国 県 市	補装具交付及び修理	障がいを補うための義足、補聴器、車椅子等の交付修理費を助成します。	R7 年度実績 交付 151 件 修理 126 件	31,660
国 県 市	日常生活用具給付貸付事業	重度の心身障がい者に対し、日常生活用具を給付、貸与することにより日常生活の便宜を図ります。	R7 年度実績 給付件数 5,258 件	52,330
国 県 市	障害者就労支援事業	就労生活支援ワーカーを配置し、障がい者の就労と生活の両面を支援しています。	一般社団法人ぴあねっとへ委託	5,060
国 県 市	手話通訳者要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	聴覚障がい者が官公庁、病院、学校等に一時的な所用が生じた時に手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	R7 年度実績 手話通訳者 1,019 回 要約筆記奉仕員 156 回	5,690
国 県	自立支援医療（精神通院公費負担）給付事業	精神の病気で通院する際にかかった医療費（薬剤費適用）の自己負担のうち 90%を公費負担します。市では申請受付業務をしています。	障害者総合支援法の規定により国・県が 1/2 ずつ負担 受給者 5,358 名	0
県 市	心身障害児（者）タイムケア事業	個人、団体の登録介護者が障がい児者を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	R7 年度実績 利用者数 207 人	4,940
市	障害児（者）施設訪問看護サービス事業	通所等の施設において、医療的ケアが必要な通所者のため、看護師等を配置した場合に、経費の一部を補助します。	R7 年度実績 なし	10
市	身体障害者住宅整備事業	障がい者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改修費用を助成します。	補助限度額 70 万円 補助率 9/10 R7 年度実績 4 件	1,400

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R8 年度予算額 (千円)
市	心身障害児 (者)通所通園 等推進事業	心身障害児者施設に入通所している障がい児者の保護者に、帰省面会及び通所時の有料道路代や燃料代を助成します。	R7 年度実績 2 人	60
市	重度心身障害 者(児)タク シー利用料金 助成事業	歩行困難な重度心身障がい者の外出支援策として、一定の要件のもと、タクシー利用券を交付します。	年 24 枚(1 枚 700 円) 対象者：身体障がい者(肢体、体幹、視覚、内部障がい) 知的障がい者 人工透析者は年 48 枚	18,280
市	重度心身障害 者(児)自動 車燃料費助成 事業	歩行困難な重度心身障がい者の外出支援策として、一定の要件のもと、自動車燃料費を助成します。	1 カ月あたり 1,400 円を限度額として助成 年 16,800 円 対象者：肢体、体幹、視覚、知的、内部各障がい者	
市	心身障害者扶 養共済掛金補 助事業	障がい者の保護者が加入する年金制度で、低所得世帯が負担する掛金の一部を補助します。	R7 年度実績 対象者数 2 人	210
市	福祉自動車貸 出事業	心身に障がいのある市民の外出を容易にするため、福祉自動車を無料で貸し出します。	松本市社会福祉協議会でリフト付き自動車の貸し出し	320
市	身体障害者補 助犬助成事業	盲導犬、介助犬、聴導犬を使用している障がい者に、飼育管理費の負担軽減のため助成をします。	R7 年度実績 2 頭	80
市	福祉理美容料 金助成事業	常時介護を必要とし外出の困難な 1、2 級の身体障がい者が、訪問理美容を受ける際の費用を一部助成します。	年 6 回以内 1 回 3,000 円 R7 年度実績 利用者数 23 人	140
市	在宅強度行動 障がい者等短 期入所利用支 援事業	強度行動障がい者の介護者、家族がまとまった休息をとれることを目指し、施設の受入体制を支援します。	1 日 3,900 円 R7 年度実績 利用者数 0 人	300
国県市	日中一時支援 事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、当該障がい児・者家族の就労の支援、及び家族の日中の負担の軽減を図ります。	R7 年度実績 利用者数 124 人	46,010
市	強度行動障 がい者住宅整備 事業	強度行動障がい者を住宅で介護している家族の負担を軽減します。	補助限度額 90 万円 補助率 9/10 R7 年度実績 3 件	900
市	強度行動障 がいに対応する ための施設改 修事業	強度行動障がい者を受入れている施設職員負担を軽減し、受け入れ可能施設を増やすことにより、家族の休養を図ります。	限度額 200 万円 R7 年度実績 1 件	2,000

11 障がい者（児）の状況

(1) 身体障がい者

身体障害者手帳交付者数の推移

(各年度末現在)

年度	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
R5	575 人	3,492 人	702 人	4,275 人	9,044 人
	6.4 %	38.6 %	7.7 %	47.3 %	100.0 %
R6	569 人	3,437 人	689 人	4,124 人	8,819 人
	6.4 %	39.0 %	7.8 %	46.8 %	100.0 %
R7	550 人	3,419 人	673 人	3,982 人	8,624 人
	6.4 %	39.6 %	7.8 %	46.2 %	100.0 %

(2) 知的障がい者

療育手帳交付者数の推移

(各年度末現在)

年度	重度 (A1)	中度 (A2・B1)	軽度 (B2)	合 計
R5	693 人	619 人	972 人	2,284 人
	30.3 %	27.1 %	42.6 %	100.0 %
R6	689 人	631 人	1,027 人	2,347 人
	29.3 %	26.9 %	43.8 %	100.0 %
R7	706 人	657 人	1,077 人	2,440 人
	28.9 %	26.9 %	44.2 %	100.0 %

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

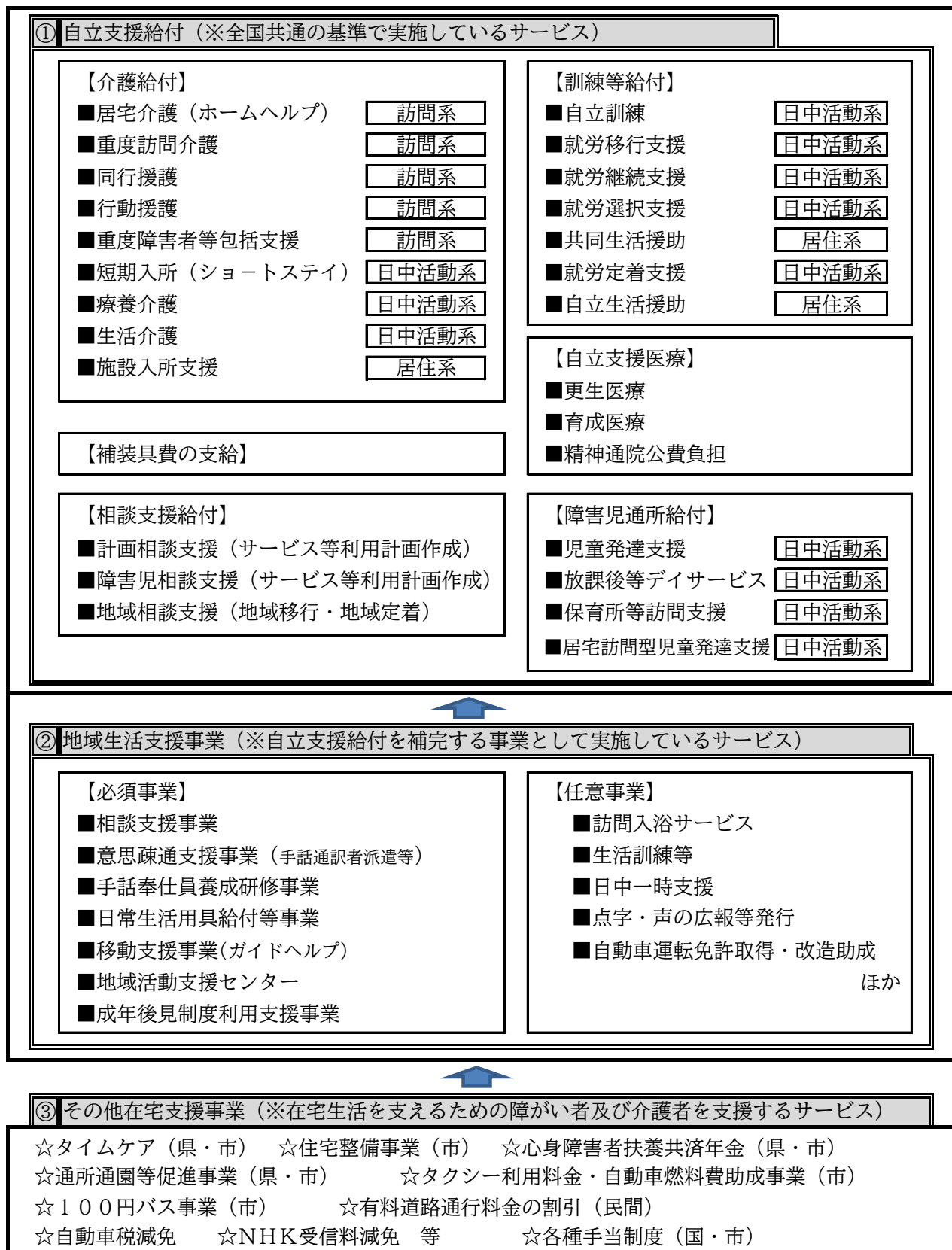
(各年度末現在)

年度	1 級	2 級	3 級	合 計
R5	1,300 人	1,950 人	285 人	3,535 人
	36.8 %	55.2 %	8.0 %	100.0 %
R6	1,374 人	2,158 人	353 人	3,885 人
	35.4 %	55.5 %	9.1 %	100.0 %
R7	1,414 人	2,229 人	372 人	4,015 人
	35.2 %	55.5 %	9.3 %	100.0 %

※ (1)～(3)の障がい者数は 18 歳未満の児童を含む

12 障害福祉サービス

(1) 制度の概要



(2) 主なサービスの利用状況（令和7年度実績）

サービス形態	サービス種別	延利用者（人）	金額（千円）
介護給付サービス	居宅介護	5,719	411,746
	重度訪問介護	236	298,763
	行動援護	1,351	124,777
	重度障害者等包括支援	10	10,480
	同行援護	1,220	48,810
	短期入所	1,074	111,444
	療養介護	659	182,192
	生活介護	6,361	1,416,309
	施設入所支援	2,500	448,828
訓練等給付サービス	共同生活援助	4,209	782,507
	自立訓練	217	23,961
	自立生活援助	22	430
	就労移行支援	955	155,842
	就労継続支援A型	1,995	361,718
	就労継続支援B型	9,570	1,178,215
	就労選択支援	2	205
	就労定着支援	326	10,394
相談支援	計画相談支援	7,842	137,010
	地域移行支援	16	475
	地域定着支援	92	983

13 障がい者施設

障がい者の通所施設として、作業や生活訓練を通して社会参加や自立、生きがいを図るための支援をしています。

種別	施設名	所在地	定員	指定管理者
就労継続支援B型施設	松本市希望の家	松本市双葉 4-16	20	(福) 松本市社会福祉協議会
	松本市岡田希望の家	松本市岡田町 480-8	20	
	松本市南ふれあいホーム	松本双葉 4-8	20	
	松本市北ふれあいホーム	松本市沢村 1-14-26	20	
	松本市障がい者就労センター・はた	松本市波田 6908-1 松本市波田保健福祉センター内	20	
地域活動支援センター	松本市心身障害者福祉センター	松本市双葉 4-16 松本市総合福祉センター内	20	

14 医療費助成制度（福祉医療）

区分		実施年月日	要件	R7 年度実績				備考
				受給者数	総額 (医療費)	財源内訳		
						県	市	
障がい者	県補助	H15.7.1-	・身障1・2級の者 (特別障害者手当準拠) ・身障3級の者 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) ・療育手帳A1・A2・B1の者(特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2級の者 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠)	(人) 7,842	(千円) 573,877	(千円) 287,821	(千円) 286,056	助成の歩み (H15年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 (H17年度から) ・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成 (H18年度から) ・所得制限の一部廃止 (H21年度から) ・受給者負担金の引き上げ(300円→500円) (H22年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 (自立支援医療指定医療機関通院の助成) (H25年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 通院全体に拡大 (R8.8月～) ・精神障害の入院診療分を対象に拡大
	市単独	H18.8.1-	・上記以外の身障1・2級の者 (所得制限なし) ・上記以外の療育手帳A1の者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者 (所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級の者 (特別障害者手当準拠) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳2級の者 (特別障害者手当準拠) ・特児1・2級の者 (特別障害者手当準拠)	2,016	245,671	-	245,671	

※ 20歳以上の実績(20歳未満は、こども福祉課)

15 見舞金支給事業

事業名	実施年月日	要件	支給額	受給者数
特定疾患患者見舞金支給事業	S48.4.1	1. 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者または、市要綱に定めた疾患の者 2. 本市に1年以上住所を有する者	年間 12,000 円	R7 年度実績 1,812 人

16 手当等の概要

区 分 (実施年月)		支 給 額	支 給 要 件	支給制限	受給者数 R7 年度実績 (人)
国 の 制 度	特別障害者手当 (S39.9)	月額 30,450 円	20 歳以上であって、日常生活に 常時特別の介護を要する在宅の 重度障害者	所得制限あり 併給制限なし	294
	福祉手当 (経過措置) (S61.4)	月額 16,560 円	昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の福祉手当受給者であっ て、昭和 61 年 4 月 1 日におい て、障害基礎年金又は特別障害 者手当の支給を受けることので きない者	所得制限あり 併給制限あり	0
市 の 制 度	心身障害者福祉 手当 (S42.4)	年額 33,000 円	20 歳以上の在宅者 身障 1 級、療育 A1・A2、 精神保健福祉 1、2 級	所得制限あり 特別障害者手 当等併給制限 あり	4,462
	外国人高齢者 特 別 給 付 金 (H7.4)	月額 10,000 円	大正 15 年 4 月 1 日以前に生ま れた者 永住者又は特別永住者 厚生年金その他の年金を受給し ていない者	生活保護受給 者期間 社会福祉施設 入所期間 所得制限有り	1
	高齢者介護手当 (H14.4)	年額 60,000 円	重度の要介護高齢者（65 歳以上 の要介護 3～5）を家庭で 180 日 以上同居して介護している者	な し	1,181
		年額 30,000 円	重度の要介護高齢者（65 歳以上 の要介護 3～5）が死亡した場合 で、家庭で 90 日以上 180 日未 満同居して介護していた者		

17 国民健康保険事業

(1) 概要

- ・ 事業開始 昭和 29 年 4 月 1 日
- ・ 被保険者世帯数 27,197 世帯（令和 8 年 3 月 31 日現在）
- ・ 被保険者数 39,358 人（令和 8 年 3 月 31 日現在）
- ・ 加入割合 世帯 24.6% 人口 17.0%
- ・ 一部負担金の割合
 - 義務教育就学前 2 割
 - 義務教育就学後～70 歳未満 3 割
 - 70 歳以上 75 歳未満 3 割（現役並み所得者）
2 割（現役並み所得者以外の方）
- ・ その他の保険給付 出産育児一時金 500,000 円
（産科医療補償制度対象外出産の場合は 488,000 円）

葬祭費 50,000 円

結核精神給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2
又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
第 1 条第 3 号に規定する医療を受けたとき

- ・ 保険税、料の別 保険税
- ・ 普通徴収納期回数 9 回 ・ 特別徴収納期回数 6 回

(2) 保険税賦課状況

区 分			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
賦課 割合	所 得 割	医療給付費分	69.0%	67.4%	67.9%	68.6%	65.1%
		後期高齢者支援金分	69.2%	69.4%	70.3%	71.3%	68.5%
		介護給付金分	67.9%	67.1%	68.5%	69.5%	65.0%
	均 等 割	医療給付費分	17.9%	19.1%	18.7%	18.2%	18.1%
		後期高齢者支援金分	18.2%	18.0%	17.4%	16.7%	16.4%
		介護給付金分	17.0%	17.1%	16.6%	16.1%	16.5%
	平 等 割	医療給付費分	13.1%	13.5%	13.4%	13.2%	16.8%
		後期高齢者支援金分	12.6%	12.6%	12.3%	12.0%	15.1%
		介護給付金分	15.1%	15.2%	14.9%	14.4%	18.5%
税率	所 得 割	医療給付費分	9.1/100	8.1/100	8.1/100	8.1/100	8.1/100
		後期高齢者支援金分	3.2/100	3.2/100	3.2/100	3.2/100	3.2/100
		介護給付金分	2.6/100	2.6/100	2.6/100	2.6/100	2.6/100
	均 等 割 (1人当たり)	医療給付費分	18,800 円	18,800 円	18,800 円	18,800 円	18,800 円
		後期高齢者支援金分	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
		介護給付金分	6,400 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円
	平 等 割 (1世帯当たり)	医療給付費分	22,700 円	21,700 円	21,700 円	21,700 円	21,700 円
		後期高齢者支援金分	7,400 円	7,400 円	7,400 円	7,400 円	7,400 円
		介護給付金分	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円
1 世帯 当たり	最 高	医療給付費分	630,000 円	650,000 円	650,000 円	650,000 円	660,000 円
		後期高齢者支援金分	190,000 円	200,000 円	220,000 円	240,000 円	260,000 円
		介護給付金分	170,000 円	170,000 円	170,000 円	170,000 円	170,000 円
	平 均	医療給付費分	99,242 円	89,053 円	90,072 円	90,789 円	95,038 円
		後期高齢者支援金分	33,742 円	32,646 円	33,464 円	34,149 円	36,106 円
		介護給付金分	26,461 円	25,565 円	26,157 円	26,757 円	28,174 円
1 人 当たり	平 均	医療給付費分	64,370 円	58,594 円	60,162 円	61,463 円	65,967 円
		後期高齢者支援金分	21,886 円	21,480 円	22,352 円	23,119 円	25,062 円
		介護給付金分	22,697 円	22,031 円	22,658 円	23,243 円	24,603 円

(3) 保険税収納率

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
計	80.22%	80.26%	82.06%	84.08%	85.98%
現 年 度 分	94.01%	94.01%	94.03%	94.78%	94.44%
滞 納 繰 越 分	20.15%	20.73%	22.34%	27.69%	30.17%

(4) 保健事業

ア 特定健康診査及び特定保健指導

- (ア) 対象者 今年度 40 歳から 75 歳未満の被保険者
今年度 30 歳から 39 歳になる被保険者(市単独事業)

(イ) 内容

・特定健診の検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）、血糖検査（血糖値、ヘモグロビンA1c）

(市独自追加項目)

心電図、血液検査（貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、eGFR、白血球、血小板）、尿検査（尿潜血）

・特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果から対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点を置いた個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることが出来るよう支援します。

(ウ) 令和7年度法定報告実績（速報値）

特定健康診査	対象者数	受診者数	実施率
	28,620 人	12,167 人	42.5%

特定保健指導	区 分	対象者数	発生率	実施数 (初回面接 利用者数)	実施率 (初回面接 利用率)
	動機付け支援	895 人	7.7%	449 人	59.0%
	積極的支援	279 人	2.4%	138 人	54.5%

(エ) 第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）の目標値

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定健康診査	47%	51%	56%	60%	60%	60%以上
特定保健指導	48%	52%	56%	60%	60%	60%以上

イ 人間ドック受診補助

(ア) 対象者 今年度 35 歳から 75 歳未満の被保険者

(イ) 助成額

・人間ドック 日帰り 15,000 円 1泊2日 20,000 円

・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000 円
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

ウ データヘルス計画推進事業

被保険者の健康の保持増進等を目的として、保険者が策定したデータヘルス計画を基に、特定健診や医療データ等を活用した効果的・効率的な保健事業を実施します。

令和6年3月に、第3期計画（令和6年度から令和11年度まで）を策定しました。

(ア) 生活習慣病未治療者に対する受診勧奨

特定健診結果を基に、生活習慣病に関わる検査項目が基準値以上で未受診の方に対して、受診勧奨を行います。（令和7年度実績：617人）

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防

健診等の結果から、糖尿病で腎機能低下のおそれがあるハイリスク者を抽出し、保健師・管理栄養士・薬剤師等の医療専門職が、医療機関と連携した保健指導・自己管理の支援を行います。（令和 7 年度実績：17 人）

(ウ) 糖尿病治療中断者への受診勧奨

糖尿病と診断され、継続してする必要があるにもかかわらず治療を中断している方に受診勧奨を行います。（令和 7 年度実績：42 人）

(エ) 多剤投与通知事業

一定の基準に該当する方に服薬情報を送付し、かかりつけ医・薬剤師への相談を促します。（令和 7 年度実績：569 人）

エ 後発医薬品利用差額通知

平成 25 年度から生活習慣病や慢性疾患への効能を持つ医薬品を対象に、処方された先発医薬品と後発医薬品との利用差額通知を実施しています。被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の減額効果を通知することで、負担軽減に役立てるとともに保険給付費の縮減による医療費の適正化を図っています。（令和 7 年度実績：発送件数 536 件）

18 後期高齢者医療制度

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象とする医療制度です。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって市町村と事務分担しながら運営を行います。

- ・事業開始 平成 20 年 4 月 1 日
- ・被保険者数 40,512 人(令和 8 年 3 月 31 日現在)
- ・一部負担金の割合 現役並み所得者 3 割
一定以上所得者 2 割（令和 4 年 10 月から）
一般 1 割
- ・その他の保険給付 葬祭費 50,000 円
- ・保険税・料の別 保険料
- ・普通徴収納期回数 9 回 特別徴収収納回数 6 回

(2) 保健事業

ア 後期高齢者健康診査

(ア) 対象者 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 検査項目

（法定項目）

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）、血糖検査（血糖値、ヘモグロビンA1c）

（市独自追加項目）

心電図、血液検査（貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、eGFR、白血球、血小板）、尿検査（尿潜血）

(ウ) 令和7年度実績（速報値）

健 康 診 査	対象者数	受診者数	実施率
	37,600 人	15,966 人	42.5%

イ 人間ドック受診補助

(ア) 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 助成額

・人間ドック 日帰り 15,000 円 1泊2日 20,000 円

・脳ドック 血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、75歳以上の後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。

(ア) 医療・介護のレセプト及び健診データから、健康課題の把握・検討を実施

(イ) 後期高齢者健診やレセプトからハイリスク者を抽出、保健指導を実施し、必要に応じて医療・介護等のサービスへ接続

(ウ) 三師会等関係団体と連携し、医療専門職が住民主体の高齢者の集いである通いの場へ出向き、フレイルチェック、保健指導、個別相談等を実施

(エ) 事業参加者の記録管理とフォローを実施

19 松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図ることを目的として開設し、松本市医師会を始めとする関係機関の協力の下、運営しています。

(1) 施設の概要

区 分	内 容
住 所	松本市城西 2-5-22
開 設 年 月 日	平成 17 年 4 月 1 日
開 設 者	松本市長
管 理 者	松本市医師会長
診 療 科 目	小児科・内科
診 療 日	365 日（年中無休）
診 療 時 間	午後 7 時～午後 10 時
職 員 体 制	医師 2（小児科・内科各 1） 薬剤師 1 看護師 2 医療事務 2 事務員 1 合計 8 名
主 な 設 備	血圧計・聴診器・耳鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・心電図・超音波装置・X 線透視装置・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具 他

(2) 令和7年度利用人員

診療科目	利用者数	構成比	1日平均数
小児科（0～15歳）	2,379人	57.6%	6.5人
内科（16歳以上）	1,748人	42.4%	4.8人
合 計	4,127人（男2,123人・女2,004人）	100%	11.3人

20 診療所管理運営

地区住民が安心して医療を受けることができる地域医療体制を確保するため、安曇及び奈川地区において診療所を運営しています。

(1) 各診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
設置年月日	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和24年 4月1日	平成28年 4月1日	令和5年 4月1日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科 歯科
診療日 及び診療時間	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月 9:00～16:00 水 9:00～12:00 金 9:00～16:30	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:30	(内科) 月・火・金 9:00～11:30 木 9:30～11:30 (外科) 第2水曜日のみ 10:00～12:00 (歯科) 月 9:00～16:00 火・木 9:00～16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長（松本市立病院医師） 市立病院医師 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 事務員

(2) 令和 7 年度利用人員

区 分	大野川診療所		沢 渡 診療所	稲 核 診療所	島々診療所		奈川診療所	
	内科	歯科			内科	歯科	内・外科	歯科
利用者数	1,242	594	98	302	1,346	396	1,948	551
1日平均数	8.9	4.8	2.0	3.4	13.7	4.0	9.8	3.9
診療日数	139	124	49	89	98	98	198	140

21 救急医療

松本市医師会・歯科医師会及び薬剤師会の協力体制のもと、1 年 365 日平日・休日夜間及び休日昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができるよう、初期救急として在宅当番医体制と、二次救急として病院群輪番制を実施しています。（松本広域圏 10 病院、うち市内 7 病院）

○休日及び夜間における救急医療体制(令和 7 年度)

(1) 松本市医師会

(単位:千円)

区分	実 施 内 容				事業費	
初期救急医療	休日（76 日）	昼間	各科 7～8 院		2,800	14,866 （委託料）
		夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院			
	平日（289 日）	夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院		8,188	
	土曜（49 日）	午後	内 科・外 科・小児科 各 1～2 院		686	
	看護師手当助成				3,192	
二次救急医療	休日（76 日）	昼間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院		11,025	94,943 （補助金）
		夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院		11,813	
	平日（289 日）	夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院		47,453	
	土曜（49 日）	午後	内 科・外 科・小児科 各 1～2 院		5,567	
	空床確保（9 院）				3,060	
	他科待機（耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科 各 1 院）				2,847	
	安曇野市分				13,178	
（小 計）						109,809
医師損害賠償責任保険						806
（合 計）						110,615

(2) 松本市歯科医師会

(単位:千円)

実 施 内 容	事業費(補助金)	
休日緊急歯科診療 休日昼間(歯科医師会館 77 日)	2,150	3,763
口腔衛生センター歯科衛生指導	1,613	

(3) 松本薬剤師会 (単位:千円)

実 施 内 容	事業費(補助金)	
休日当番薬局 (休日 76 日)	674	1,058
夜間当番薬局 (平日夜間 289 日)	384	

(4) 子育て支援講座

夜間急病センターの看護師が出前講座の講師となって、「子どもが急病になったときの対応法」や「上手な病院のかかり方」等、日常的な乳幼児の初期医療に関して説明し周知啓発を図っています。令和 7 年度は市内地区単位などで 3 回実施しました。

22 災害医療

(1) 目的

地震等の大規模災害発生時に、保健・医療・福祉に係る諸団体が、効率的に連携を図りながら、迅速・円滑な医療救護活動を実施するための体制の充実を図ります。

(2) 医療救護訓練

令和 7 年度は、以下の事項に重点を置き、訓練を実施しました。

ア 「松本市災害時医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を実施し、マニュアルの実効性を検証

イ 松本市保健医療調整本部の設置・運営訓練及び E M I S (広域災害救急医療情報システム) やアンケートフォームによる情報連携訓練

ウ D M A T (災害派遣医療チーム) 活動拠点本部など外部団体との W e b 会議による情報連携訓練

エ 医療救護所の開設・運営訓練及びトリアージ訓練

オ 本部及び救護所ではアクションカードを使用し、実効性を検証

カ 医療的ケア児の搬送想定訓練

キ 亜急性期避難所の対応訓練

(3) 地震等の大規模災害発生時における医療救護所設置場所一覧 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

	救護所設置場所	所在地 電話番号		救護所設置場所	所在地 電話番号
1	まつもと市民芸術館	深志 3-10-1 33-3800	13	菅野中学校	笹賀 3475 58-2056
2	清水中学校	清水 2-7-12 32-2078	14	筑摩野中学校	村井町北 2-11-1 58-2071
3	Mウイング・松本 商工会館	中央 1-18-1 32-1132 (Mウイング)	15	明善小学校	寿豊丘 813-7 58-3244
4	開智小学校	開智 2-4-51 32-0006	16	山辺中学校	里山辺 3326 32-0267
5	旭町中学校	旭 3-7-1 32-2048	17	今井小学校	今井 1616 59-2003
6	田川小学校	渚 1-5-34 26-1377	18	女鳥羽中学校	原 1085-2 46-0285
7	鎌田中学校	鎌田 2-3-56 25-1088	19	四賀の里クリニック	会田 1535-1 64-2027

8	信明中学校	石芝 3-3-20 25-3848	20	安曇小・中学校	安曇 964 94-2234
9	並柳小学校	並柳 4-9-1 29-0869	21	奈川文化センター 夢の森	奈川 3301 79-2121 (奈川支所)
10	松島中学校	島内 3986 40-1367	22	梓川中学校	梓川梓 800-2 78-2024
11	中山小学校	中山 3517 58-5823	23	波田中学校	波田 10145-1 92-2034
12	高綱中学校	島立 4416 47-3929	各救護所には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、事務職員が配置されます。		

23 中信地域出産・子育て安心ネットワーク

(1) 目的

産婦人科医不足による分娩医療機関の負担軽減を図り、安心・安全に出産ができる産科医療体制を確保するため、松本地域では、平成 20 年から松本保健福祉事務所、松本医療圏構成市村、医療団体及び医療機関が連携して、「松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」を設立しました。

令和 3 年度からは大北地域が、令和 7 年 5 月には木曽地域が協議会に加入し「中信地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」として、両地域において妊婦が安心して出産できる環境を構築しています。

(2) 事業内容

- ア 分娩医療機関(5 施設)と健診協力医療機関(18 施設)の役割分担と連携体制の構築
- イ 両医療機関で利用する共通診療ノートの作成及び配布
- ウ 連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給
- エ 住民への広報活動

(3) 成果

- ア 共通診療ノートの活用等によって、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は減少し、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られています。
- イ 引き続き、安心して出産・子育てができる医療体制の確保を推進していきます。

24 予防接種

(1) 目的

ア 定期予防接種

予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生およびまん延を予防し、公衆衛生の向上および増進を図ります。

イ 任意予防接種補助

任意予防接種への補助を行い、市民の健康保持に寄与するとともに、経済的負担の軽減を図ります。

(2) 令和8年度 予防接種事業計画

名 称		対象者	
定期 予防 接種	B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	
	ロタウイルス感染症	・経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン：出生6週0日後から24週0日後までの間にある者 ・5価経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン：出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	
	小児肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	五種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、Hib感染症)	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	
	二種混合(ジフテリア、破傷風)	11歳以上13歳未満の者	
	結核(BCG)	1歳に至るまでの間にある者	
	麻しん風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
		2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する前日までの間にある者	
	水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
	日本脳炎	1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(平成7.4.2生から平成19.4.1生の特例対象者は20歳未満まで)	
		1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(平成7.4.2生から平成19.4.1生の特例対象者は20歳未満まで)	
		2期 9歳以上13歳未満の者(平成7.4.2生から平成19.4.1生の特例対象者は20歳未満まで)	
	ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
	RSウイルス感染症	妊娠28週0日から36週6日の妊婦 ※R8.4から定期接種化	
	高齢者肺炎球菌感染症	65歳の者、60歳以上65歳未満のハイリスク者	
	带状疱疹	65歳の者(経過措置有)、60歳以上65歳未満のハイリスク者	
	高齢者インフルエンザ	65歳以上の者、60歳以上65歳未満のハイリスク者	
	新型コロナウイルス感染症	65歳以上の者、60歳以上65歳未満のハイリスク者	
任意 予防 接種	おたふくかぜ	H25.4から市独自で補助事業	1歳以上2歳未満の者
	こどものインフルエンザ	R2.10から市独自で補助事業	生後6カ月から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
	带状疱疹	R5.4から市独自で補助事業	満50歳以上の者

(3) 予防接種のデジタル化

改正予防接種法により、令和8年6月からデジタル化の運用が開始されます。本市では令和10年4月からの定期予防接種デジタル化に向け、関係機関との調整を進めます。

25 保健衛生

(1) 松本市健康増進総合計画の推進

ア 目的

「誰もが健康を実感できるまち」の実現を目指し、「健康をつくる」と「健康を守る」を融合させた健康施策を展開し、健康寿命の延伸と健康格差の是正を推進します。

イ 主要推進事業

(ア) がん検診の推進

受診率向上のため、特定健診等と同封の個別通知による受診勧奨、また、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、21歳の市民に子宮頸がん検診、41歳の市民に乳がんマンモグラフィ検診、更に市独自で60歳の市民に肺がんCT検診、50歳の市民に大腸がん検診、35歳の女性に乳がん超音波検診の無料クーポンを送付します。

また、自治体検診事務のデジタル化に向け、国が実施する実証事業へ継続参加し、検診体制の整備を進めていきます。

(イ) 生活習慣病予防対策

a 食育の推進

(a) 令和4年度に策定した「第4期松本市食育推進計画」に基づき、各部局や関係団体と連携し、推進します。

(b) 「あなたの生活にプラスワン」をキャッチフレーズとして、市民一人ひとりが自主的に豊かな食習慣を育める取組みを提案します。

(c) 引き続き「おいしく食べよう具だくさんみそ汁」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を重点取り組みとし、「1日2食は3皿食べよう～1・2・3でバランスごはん～」を推進します。

(d) 地域での体験講座やICTを活用した情報提供を通じ、より実践につなげやすい食育を展開します。

b 特定健康診査及び特定保健指導

国民健康保険加入者を対象に特定健康診査とその結果を踏まえた特定保健指導を、また、後期高齢者医療加入者を対象に後期高齢者健診を行います。特定健診の結果から、特定保健指導の対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点をおいた個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることができるように支援します。

c 受動喫煙防止推進事業

(a) 受動喫煙防止に向けた環境整備

受動喫煙に関する周知啓発や庁内検討を進めるなど、受動喫煙防止に向けた環境整備に取り組みます。

(b) 未成年にはじめの1本を吸わせない取組み

未成年者へのたばこの害に関する意識啓発の推進に取り組みます。

(c) 禁煙成功に導くための医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携強化

(ウ) 母子保健事業の推進

子どもを持ちたいと願う夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療及び不育症治療費の助成事業を実施しています。また、安心して出産、育児ができるよう、妊産婦健診及び新生児聴覚検

査、1か月児健診の助成、産後ケア事業、母乳・育児相談、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、相談等を実施し、切れ目ない支援をします。令和8年度には、未就園児を対象とした5歳児健診を試行実施します。

妊婦支援給付金の給付（子ども・子育て支援法の給付で妊婦を対象に妊娠時と出産後にそれぞれ5万円を給付）と組み合わせ、地区担当保健師を中心に妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を実施します。さらに、子育てを包括的に支援するため、母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師や庁内外関係機関と連携するとともに、こども家庭センターにおける母子保健機能の役割を担い、児童福祉と連携し、多様化する子育て家庭のニーズに応える取組みを行います。

(エ) 保健センターの運営

市民の健康保持・増進を図るため、地域住民に密着した健康診査、健康教育、健康相談を行うとともに、住民の自主参加による保健活動の場として広く活用し、総合的な健康づくりの拠点としています。更に、地区担当保健師は、地区を拠点とした保健活動の取組みを実施しています。

(オ) フレイル予防の推進

a 体力づくりサポーター育成と自主運動サークル立ち上げ支援

住民一人ひとりがフレイル予防に努め、主体的にフレイル予防に取り組めるよう地区住民の自主活動を支える人材「体力づくりサポーター」の育成と「いきいき百歳体操」を週1回実施する自主サークルの立ち上げを支援します。

b フレイル予防の周知啓発と保健指導

通いの場において、フレイル予防の講座を実施します。フレイル該当者には、受診勧奨や生活指導を実施するなどのフォローを行うとともに、よりハイリスクの方へは個別指導を行います。併せて、通いの場等に限らずSNS等も活用し、フレイル認知度向上につながる啓発を行っています。

c フレイル対策の医療連携体制整備とフレイル該当者の把握強化

令和4年度に設置したフレイル予防推進協議会において、松本市におけるフレイルの対策及び医療連携の在り方について協議します。

令和7年度からは、フレイル該当者の把握を強化するため、後期高齢者健診を活用しフレイル該当者を抽出し、個別の状況に応じた保健指導をかかりつけ医が行う取組みを開始しています。令和8年度には、健診を受診する全ての方に対しフレイル該当を判定し、45か所の医療機関でフレイル該当者への保健指導を行い、フレイル予防につながる個別支援を強化しています。

(2) 自殺予防対策事業

令和4年度に策定した「第3期松本市自殺予防対策推進計画」に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に予防対策を包括的に推進します。自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を中心に、市民の相談に対応するとともに、自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代に、相談窓口の周知及び相談を促すため、ICTを活用した、検索連動型広告を導入し、相談支援先の情報を積極的に届けるよう支援します。

また、小中学生を対象に、困った時にSOSが出せるための知識を身に付ける講座を実施します。大学等へは、令和7年度に相談窓口の二次元コードが入ったステッカーを配布しました。継続し

て、教育機関や若者の居場所等と連携して、相談先の周知を行います。

(3) 三献運動の推進

ア 献血・献眼・献腎の三献思想の高揚を図り、市民の理解と協力を得て運動を一層推進するため、平成9年3月13日に「三献運動推進都市宣言」をしました。

イ 推進組織により、推進市民大会や街頭啓発活動など幅広い市民運動を展開しています。

ウ 臓器提供意思表示カード付きリーフレットや啓発用ポケットティッシュの配布をします。

(4) 令和8年度保健事業計画

種別		対象	実施内容	場所等
母	母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出者に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付 同時に面談を実施し、子育て応援プラン作成	健康づくり課 各保健センター
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	妊婦	住民税非課税世帯等の妊婦に対し、初回の産科受診料費用を助成	健康づくり課
	妊婦一般健康診査	妊婦	基本健診14回、血液検査、子宮頸がん検診等の追加検査5回と超音波検査4回を公費負担	委託医療機関
	妊婦歯科検診	妊婦	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関
	妊産婦相談・家庭訪問	妊産婦	初産婦及び高年・若年・外国人等ハイリスク妊産婦に対する保健指導と育児支援	随時
	受動喫煙防止啓発	妊婦	マタニティタグ配布	健康づくり課 各保健センター
	新生児聴覚検査	新生児	聴覚検査（自動ABR、OAE）	委託医療機関
	新生児訪問・新生児相談	新生児と産婦	育児相談、身体測定、発達観察	対象者自宅 各保健センター
	妊婦支援給付金事業	妊婦および妊娠しているこどもの数	妊娠届出時の面談後、申請により5万円給付 新生児訪問・新生児相談の面談後、申請により妊娠しているこどもの人数×5万円給付	健康づくり課
	産婦健康診査	出産後1か月の産婦 必要時2週間の産婦	問診、診察、体重、血圧、尿検査 エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）	委託医療機関
子	1か月児健康診査事業	おおむね生後28日～6週未満の乳児	身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況、ビタミンK2投与の実施状況及び育児上問題となる事項の確認	委託医療機関
	乳児一般健康診査	生後3～11か月	医師診察、身体計測、栄養指導等	委託医療機関
	4か月児健診 10か月児健診	生後4か月 生後10か月	身体測定、医師診察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科相談（10か月児） ブックスタート事業（10か月児）	各保健センター
	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月の翌月 満3歳の翌月	身体測定、医師診察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科診察、歯科相談、 視聴覚検査（3歳児）、尿検査（3歳児）、セカンドブック事業（3歳児）	各保健センター
	二次健診・相談・教室	あゆみクリニック	発育・発達上観察を要する児や育児に心配を持つ親に対して小児神経科医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等専門スタッフによる健診、相談等を実施	南部・北部・中央保健センター
		発達相談（すくすく相談）		各保健センター
		心理相談（にこにこ相談）		各保健センター
		こころの相談		南部保健センター

成人・高齢者	育児学級	育児支援教室 (どんぐり教室)	支援の必要な 乳児と保護者	タッチケア・身体計測・健康相談・栄養相談・仲間 づくり	各保健センター
		育児学級	乳幼児の保護者	離乳食の基本と作り方、食べさせ方、児の発達、口 腔ケアについて	各保健センター、 Z o o m で配信
		育児教室		児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操	各地区
		多胎児交流会	多胎児の保護者	多胎の妊婦、多胎児の保護者・子ども同士の交流、 情報交換	筑摩児童センター
	育児相談		乳幼児の保護者	育児に関する相談、身体測定、発達観察等	各保健センター 各地区 オンライン
	むし歯予防		乳幼児	1 歯科管理登録による健診・指導 2 保育園・幼稚園集団指導	歯科医師会館 保育園・幼稚園
	不妊治療助成事業		不妊治療を受けた 夫婦	年度内に不妊治療にかかった保険適用分及び保険適 用年齢範囲内の保険適用回数終了後の生殖補助医療 費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限と して助成金を交付	健康づくり課
	不育症治療助成事業		不育症治療を受けた 夫婦	不育症治療にかかった医療費の自己負担分に対して 3分の2、30万円を上限として助成金を交付 1治療につき1回の申請 通算5回まで	健康づくり課
	産後ケア事業		産後ケア事業利用を 希望する者	入院・デイケア、訪問の利用料を市が補助（上限 有） 乳房管理、沐浴・授乳指導、母体の管理等	委託医療機関・助産 所、利用者宅
	母乳・育児相談		産婦	母乳相談、育児相談、心や体の相談 母乳・育児相談利用助成券の交付1,000円×4枚	委託医療機関・助産 所
	母子保健コーディネータ ー配置事業		妊婦・産婦・乳幼児	庁内外関係機関との連携 子育て応援プラン・支援プラン作成 こどもプラザでの子育て相談 等	健康づくり課 こどもプラザ
	がん検診	肺がんCT検診	40歳以上 (3年に1回)	CT撮影	各地区 医師会検査健診セン ター
		肺がん・ 結核検診	40歳以上	胸部X線撮影	各地区 医師会検査健診セン ター 指定医療機関
		胃がん検診	40～79歳	胃部X線撮影	各地区 医師会検査健診セン ター
		大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査（2日法）	各地区 医師会検査健診セン ター 指定医療機関
		乳がん検診	30歳以上の女性	超音波撮影	各地区 医師会検査健診セン ター
			40歳以上の女性	マンモグラフィ	指定医療機関
		子宮がん検診	20歳以上の女性 (HPV検査は30 歳以上希望者)	問診、内診、頸部（体部）細胞診 希望者はHPV検査	各地区 指定医療機関
		前立腺がん検診	50～89歳男性	血液（PSA）検査	特定健診等受診時 医師会検査健診セン ター 指定医療機関
	口腔がん検診		40歳以上	問診、視診、触診	指定医療機関
	緑内障検診		40歳以上	眼圧検査、眼底検査、前房深度検査	指定医療機関
	肝炎ウィルス検診		40・45・50・55・ 60・65・70・75歳で 1度も検査を受けた ことのない方	血液検査（B型・C型肝炎ウィルス）	特定健診等受診時 医師会検査健診セン ター 指定医療機関

	骨粗しょう症検診	30 歳以上	超音波検査	医師会検査健診センター
		40・45・50・55・60・65・70 歳女性	X線検査又は超音波検査	指定医療機関
	胃がんリスク検診	40・45・50・55・60・65・70・75 歳で1度も検査を受けたことのない方	血液検査（ヘモグロビン、ヘリコバクター・ピロリ抗体の測定）	特定健診等受診時 医師会検査健診センター 指定医療機関
	歯周疾患検診	20・30・40・50・60・70 歳	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関
	がん患者支援事業	がん治療を受けた又は受けている方	医療補整具の購入費用に対して、2 分の 1、2 万円を上限として助成金を交付（補整具区分ごとに 1 回まで）	健康づくり課 保健センター
健康教育	フレイル予防の啓発	主に高齢者	体力づくりサポーター育成 自主運動サークル（いきいき百歳体操）立ち上げ支援 フレイル予防講座（フレイル健診および講話）	各地区 福祉ひろば等
	食生活改善推進員養成教室	一般市民	自分の食生活を見直し地域へと広げる食生活改善推進員を養成する健康教室	保健センター等
	食生活改善栄養指導事業	一般市民	食育推進や生活習慣病予防等のための講話と調理実習 食生活改善推進員と実施	各地区
	禁煙相談	禁煙希望者	禁煙に必要な個別指導・支援	各保健センター
	家庭訪問	一般市民	成人健診、乳幼児健診の事後指導、乳幼児の育児指導、高齢者及び精神の保健指導等	必要時訪問
その他の保健指導事業	健康相談	一般市民	面接及び電話による健康相談 健康に関する事、育児、介護予防等の相談及び支援	各保健センター 各支所、出張所 福祉ひろば等
	自殺予防専用相談 いのちのきずな松本	一般市民	自殺予防、こころの健康に関する相談	東庁舎 4 階
	地域組織の育成	食生活改善推進員	生活習慣病予防、健康増進、食育推進のため地域で活動する食生活改善推進員の育成	各地区 保健センター
		体力づくりサポーター	身近な場所で体力づくりを中心に自主活動を継続できるサポーターを育成	全地区

26 医療の安全確保

(1) 目的

安全安心で質の高い医療体制の確保を図るため、医療施設等への許認可、指導や医療相談を実施します。

(2) 厚生統計調査

保健衛生行政の基礎資料とするため、各種の厚生統計調査を国からの委託を受けて実施します。

・主な厚生統計調査（令和7年度実施）

統計調査	調査の概要
人口動態調査	出生、死亡、婚姻などの件数、状況の調査
病院報告	医療施設の患者の利用状況の調査
国民生活基礎調査	保健、医療、所得などの国民生活の基礎的な事項の調査 調査区は、全国から無作為に抽出を行い、調査員が訪問し世帯構成などに関する調査等を実施

(3) 医療施設、医療法人

医療法に基づき、医療施設、医療法人に対する許認可や届出の受理を行うとともに、医療機関等に対して指導、監督を行い安全安心な医療提供体制を確保します。

ア 主な業務

(ア) 医療施設の開設許可、開設届の受理

(イ) 構造設備の変更許可

(ウ) 医療法人の定款変更等の認可、役員変更等の届出受理

(4) 医療施設等への立入検査

医療法に基づく立入検査により、医療施設等が医療法及び関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、医療施設等を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として実施します。

ア 検査項目

医療安全対策、感染症対策、食品衛生、薬事管理、必要人員数の確認、防火防災、医療機器の安全管理、放射線管理等

イ 検査対象

病院（年1回実施）、有床診療所（ベッド数により3年又は5年に1回実施）等

(5) 医療安全支援センター

医療安全支援センターは、医療法の規定に基づき、各都道府県、保健所設置市等が医療安全確保のため設置するものです。

市保健所では、保健総務課内に松本市医療安全支援センターを設置し、医療に対する患者・住民の苦情や心配事の相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っています。

27 保健予防

(1) 感染症に関する業務

感染症法に基づき、日頃から感染症予防等に関する知識の普及啓発を行うとともに感染症発生の探知に努めます。

感染症発生時には、積極的疫学調査等により発生状況を把握し、濃厚接触者への検査や施設への感染症指導等によりまん延の防止を図ります。

患者には良質かつ適切な医療の提供と、医療費の公費負担を行うとともに、特に結核患者には服薬支援や一定期間の検診を行うことで再発防止を図ります。

また、H I V、性感染症の相談及び検査の機会を提供し、早期発見・早期治療に結びつけます。

ア 発生状況の把握・情報発信

(ア) 感染症発生動向調査

(イ) 発生届出受理

(ウ) 感染症情報の発行

イ 相談及び検査

(ア) エイズ・性感染症の相談・検査

(イ) 結核健診（接触者健診、結核精密検査）

(ウ) 風しん抗体価検査

(エ) 肝炎ウイルス相談・検査

ウ 患者等への対応

(ア) 就業制限

(イ) 入院勧告

(ウ) 患者の移送

(エ) 積極的疫学調査

(オ) 濃厚接触者への検査等

(カ) 患者の医療費負担

エ その他

(ア) 感染症診査協議会

(イ) 感染症対策委員会

(2) 感染症予防計画（計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度）の推進

ア 計画の位置付け

感染症法に基づき、国の基本指針及び県が定める予防計画に即し、計画を策定したものです。

また、松本市総合計画の基本施策「保健衛生・生活衛生の充実」に向けた本市の感染症対策の基本となる計画です。

イ 今年度の取組み

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、医療及び検査体制の確保、保健所の体制強化等、今後起こり得る新興感染症を想定し、迅速に対応するため引き続き体制整備を進めます。

(3) 精神保健に関する業務

精神保健福祉法等に基づき、精神障がい者の早期治療の促進、精神障がい者の社会復帰及び社会

経済活動への参加を図るため、相談支援及び各種事業を実施しています。

ア 精神保健に関する相談支援及び正しい知識の普及啓発

イ 専門医による精神保健相談

ウ 依存症に関する家族支援

エ 医療保護入院等に関する事務（届出受理と進達、市長同意）

(4) 難病対策に関する業務

難病等の医療費助成に係る申請受付及び受給者証の受渡しに関する事務並びに特定疾患患者等の経済的、精神的負担の軽減を図るため見舞金の支給を行います。

ア 難病等の医療費助成に係る申請受理、進達、受給者証受渡し

イ ウイルス肝炎等の給付に係る申請受理、進達、受給者証受渡し

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の申請受理、進達、受給者証受渡し

エ 特定疾患患者見舞金の申請受理、支給

オ 難病療養に関する相談

(5) 健康増進に関する業務

国民（県民）の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民（県民）の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、国（県）が指定した地区に対し調査を行います。

健康増進法で規定されている特定給食施設等について、各種届出の受理や管理栄養士による必要な助言及び指導を行います。

また、食品表示法において「栄養成分表示」が義務化されたことに伴い、業者からの「栄養成分表示」の相談等に対して必要な指導及び助言を行います。

ア 国民（県民）健康・栄養調査

イ 特定給食施設等の届出の受理

ウ 特定給食施設等の栄養管理に関する指導及び助言

エ 食品表示（保健事項）に係る指導及び相談

オ 食品の虚偽誇大表示に関する指導及び相談

カ 喫煙可能室設置施設の届出の受理、特定施設の相談及び指導

28 食品・生活衛生

(1) 薬事衛生

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業等の許可、許可更新及び諸届出の事務と、これらの施設に立入って構造設備、管理状況等について調査及び監視指導を行い、医薬品等の安全な供給を図ります。

また、薬物乱用防止や献血の推進について、講習会等により啓発を行います。

ア 令和7年度 監視件数

業態名	施設数	監視件数
薬事衛生関係施設	1,455	168
毒物劇物関係施設	217	67

麻薬関係施設	1,601	147
--------	-------	-----

イ 令和7年度 薬物乱用防止・献血に関する講習会

種別	件数	人数
薬物乱用防止	19	2,362
献血	0	0

(2) 生活衛生

市民の日常生活に密接な関係を持つ旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、生活衛生関係法令に基づく施設について、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や測定を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

また、温泉の公共利用、墓地の改葬許可等、市民生活に深く関係する営業等の許認可や監視指導を行います。

ア 令和7年度 監視件数

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	2
旅館業	399	181
住宅宿泊事業	34	15
公衆浴場	125	48
理・美容所	872	161
クリーニング業	119	45
特定建築物	120	16

(3) 食品衛生

食品衛生法に基づき、食品営業施設の許可や届出に関する事務、食品取扱施設に対する監視指導、食中毒予防のための情報提供や啓発等を行います。

また、年度ごとに監視指導計画を策定し、効率的・効果的に業務を行います。

この計画に基づき、スーパー等で流通している加工食品の食品添加物や農産物の残留農薬の検査を行います。

ア 令和7年度 監視件数

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,644	1,128
営業届出施設（届出件数）	2,495	229
計	7,139	1,357

イ 令和7年度 収去検査件数

収去検体数	検査項目数
154	2,948

ウ 令和7年度 食品衛生教育実施状況

対象者	回数	人数
営業者・食品衛生責任者	18	666
集団給食施設従事者	1	460

消費者	0	0
計	19	1,126

(4) 動物愛護及び狂犬病予防

長野県動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物が共生する潤い豊かな地域社会を築くため、動物の適正飼養について普及・啓発を行います。また、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進することにより、狂犬病のまん延防止を図ります。

松本市の動物愛護管理に関する基本方針に基づき、松本市の特色を生かした動物愛護施策として、地域猫活動の推進、多頭飼育問題の解決、ペットの災害対策等に取り組みます。

ア 令和7年度 犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況

犬の登録頭数（うち新規登録）	10,421	(934)
予防注射実施頭数（注射率）	9,248	(88.7%)

イ 令和7年度 動物関係苦情・相談・通報件数

届出・相談内容	犬	猫	その他	計
苦情	114	112	2	228
相談	40	107	9	156
通報	37	25	1	63
計	191	244	12	447

ウ 令和7年度 地域猫活動支援事業補助金の実施状況

項目	頭数
不妊手術（メス）	124
去勢手術（オス）	87
計	211

(5) 乳肉衛生、食鳥

乳、食肉及び食鳥の処理施設、魚介類卸売市場等に対する監視指導及び原乳の細菌検査を行い、畜水産食品の衛生確保を図ります。

また、ふぐ営業の届出・監視、調理師・製菓衛生師の試験・免許に関する業務を行います。

ア 令和7年度 原乳細菌検査の実施状況

検査数	不適数
64	0

(6) と畜検査

と畜場法に基づき、獣医師である検査員がと畜場に搬入された牛・豚等の全頭を検査し、疾病や食用に適さない部分の排除を行います。

また、と畜場内の衛生管理について、点検・指導を行い、食肉の安全性の確保を図ります。

ア 令和7年度 と畜検査頭数

畜種	頭数
牛	3,782
馬	6
豚	62,092
めん羊	160

山羊	29
計	66,069

29 地域福祉事業

(1) 地区福祉ひろば

地区福祉ひろばは、福祉を中心とした地域づくりの拠点として、共に支え合う地域社会の実現に向け、健康・福祉・生きがいを住民主体で進めます。地域づくりを一体的に推進する体制により、地区福祉ひろばの維持管理及び運営は住民自治局が所管しますが、ひろば事業は、住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会へ委託などして実施します。健康福祉部では、福祉ひろばの目的などに基づいた事業が実施できるよう調整を図ります。

ア 地区福祉ひろばの整備

(ア) 整備状況

平成7年度から順次、35地区すべてに整備を行い、平成20年度には本郷地区に2館目を整備し、令和元年度は鎌田地区福祉ひろばの増築、令和3年度は里山辺地区福祉ひろばの移転、令和4年度は奈川地区福祉ひろばの移転、令和5年7月には芳川地区に2館目を整備しました。

〈施設内容〉

総面積	教養娯楽室	事務室	トイレ・廊下	併設施設
135～155 ㎡	約 100 ㎡	約 20 ㎡	15～35 ㎡	公民館・デイサービスセンター等

(イ) 2館目の条件

地区内の人口・高齢者人口ともに市内全地区平均の2倍以上の地区については、2館目の施設整備又は可能な範囲での増築を検討することとしています。

(ウ) 今後の整備

公共施設再配置計画を踏まえ、施設を適切に維持するとともに公民館と併設していない施設の場合、公民館大規模改修等に併せて集約化の検討をします。

(2) 地域福祉計画の推進

ア 第5期地域福祉計画の推進

社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、令和8年度から12年度までの5年を計画期間とする第5期松本市地域福祉計画を策定し、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮などの制度や分野ごと「縦割り」の関係や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な団体がつながる「地域共生社会」を実現していくため、住民主体の地域福祉活動への支援や複雑化・複合化した困難な課題などに対応する多機関の連携体制づくりなどを推進します。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）

8050 問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、①属性を問わない包括的相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱とし、これらを一層効果的かつ円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に行います。令和7年10月から、「ひき

こもり等社会参加サポート事業」として、支援実績のある法人へアウトリーチ等を通じた継続的支援事業および参加支援事業の一部を業務委託し、よりきめ細かい支援を開始しています。

(3) 災害時要援護者支援プランの推進

ア 事業の目的

災害時に避難が困難となる障害者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築するものです。

イ 事業概要

(ア) 避難行動要支援者名簿

松本市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供し、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社協等と連携して支援します。

災害時等に配慮が必要な方の名簿登載状況

年月	避難行動要支援者 名簿登載者数	平常時から名簿情報を 提供している者	個人情報外部提供拒 否の意思表示者
令和 6 年 4 月	17,107 人	13,119 人	3,988 人
令和 7 年 4 月	17,489 人	13,227 人	4,262 人
令和 8 年 4 月	17,749 人	13,226 人	4,523 人

(イ) 福祉事業者等との連携及び福祉避難所体制の構築等

福祉事業者と連携し、福祉避難所運営体制の構築等を推進します。

平成 24 年度	松塩筑木曽老人福祉施設組合の 6 施設と福祉避難所協定を締結
25 年度	(福) 中信社会福祉協会の 4 施設と福祉避難所協定を締結
26 年度	松塩筑木曽老人福祉施設組合の市外 10 施設と福祉避難所協定を締結
28 年度	(一社) 福祉用具供給協会と福祉用具等物資供給等に関する協定を締結
29 年度	福祉避難所協定の拡大に向けて、市内の介護事業者等と協議、調整を実施
30 年度	市内 25 法人 49 事業所と福祉避難所協定を締結 福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、総合防災訓練時に、福祉避難所開設 運営訓練を実施
令和元年度	市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結、総合防災訓練時に、福祉避難所 開設運営訓練を実施
4 年度	市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結
5 年度	市内 2 法人 2 事業所と福祉避難所協定を締結
6 年度	市内 2 法人 3 事業所と福祉避難所協定を締結
7 年度	総合防災訓練時に、福祉避難所開設運営訓練を実施

【福祉避難所協定事業所数】 32 法人 72 事業所 (令和 8 年 4 月末)

(ウ) 個別避難計画の策定

令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正により、災害時避難行動要支援者について個別避難計画を策定することが市町村の努力義務とされました。避難行動要支援者のうち、災害危険度が高く支援の優先度の高い方から順次、個別避難計画を策定します。

年度	福祉専門職による作成	自主防災組織による作成	合計
令和 7 年度	21 人	71 人	92 人

(4) 生活支援体制整備事業

高齢者を中心とした多様な地域の助け合いを推進するため、地区生活支援員を社会福祉協議会に委託、35 地区の地域づくりセンターへ配置し、支援を必要とする人と地域の資源を結び付けるとともに、担い手の育成や地域課題の把握、資源の見える化等を関係職員と一緒に進めています。また、全市的な生活支援体制整備に関する課題解決については、地域つながりづくり関係者連絡会で協議を行います。

(5) 地域福祉活動推進事業交付金等

ア 概要

地域住民が互いに支え合う活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる地域福祉活動の推進を目的として、任意の団体が行う地域福祉活動を財政支援するものです。

年度	5 年度	6 年度	7 年度
交付件数	39 件	40 件	42 件

事業名			限度額	内容	
【交付金】	支え合い活動事業	健康づくり・居場所づくり事業	5 万円	健康づくり、身体機能の回復、閉じこもりがちな住民等が外出して集うための居場所づくり等に関する事業	
		家事支援事業	5 万円	掃除、洗濯、調理、庭木の手入れ等自宅での日常生活における家事支援に関する事業	
事業名			限度額	補助率	内容
【補助金】	基盤整備事業	団体設立支援事業 （1 団体 1 回）	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う団体が、当該団体を設立するために行う会議、研修、学習会等に要する経費
		居場所設備整備事業 （1 施設 1 回）	5 万円		支え合い活動を行うために、地域住民の居場所を整備する場合の備品購入等の経費
		居場所改修整備事業 （1 施設 1 回）	35 万円	3/4 以内	支え合い活動を行うために、地域住民の居場所として空き家などを改修する場合の改修費
		支え合い活動運営事業	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う場所の利用料又は賃借料
	周知啓発事業		5 万円	10/10 以内	地域福祉活動の普及啓発に係る講師謝礼、チラシの印刷等に要する経費

30 民生委員・児童委員

(1) 役割

ア 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます（民生委員法第1条）。

イ 民生委員は、児童委員に充てられたものとされます（児童福祉法第16条）。

ウ 主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名します（同条）。

(2) 定数

547人（主任児童委員47人を含む。）

(3) 任期

3年（令和7年12月1日～令和10年11月30日）

31 社会福祉協議会

(1) 組織

全市民の世帯を会員として、35地区（支会）485町会（分会）で構成した地域福祉・在宅福祉総合的に進める民間の福祉団体です。

(2) 目的

市民の誰もが安全・安心で生きいきと暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現をめざし、地域の福祉課題解決に計画的・組織的に取り組み、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

(3) 会費（年額）

世帯会費 300円、団体・施設会費 2,000円、特別会費 1口 1,000円、
賛助会費（法人） 1口 10,000円

(4) 令和8年度予算 3,033,810千円

(5) 各課の事業概要

<総務課>

ア 組織運営に係る会務（理事会・評議員会・監査の実施、規程の改廃等）

イ 人事・労務管理

ウ 財務管理、会計事務

<地域福祉課>

ア 地域福祉活動の推進

イ ボランティア活動の推進

ウ 生活支援体制の構築

・地区生活支援員（第2層生活支援コーディネーター）事業

・有償生活支援事業

エ 指定管理施設の管理運営

・奈川社会就労センター

・梓川福祉センター、奈川ふれあいの家・ほのぼの広場

・北部福祉複合施設（ふくふくらいず）

- オ 生活支援事業の実施
 - ・高齢者等配食サービス事業、公共交通空白地有償運送サービス事業、軽度生活援助事業
- カ 児童・高齢者福祉の推進
 - ・児童センター、放課後児童クラブの運営
 - ・プラチナセンター（老人福祉センター、プラチナ大学等）の運営
- キ 福祉団体の活動支援

<生活福祉課>

- ア 生活・就労の相談支援
 - ・松本市生活就労支援センター（まいさぼ松本）の運営
 - ・生活福祉資金貸付事業
- イ 権利擁護の推進
 - ・成年後見支援センターかけはしの運営
 - ・日常生活自立支援事業

<在宅福祉課>

- ア 法人全体の介護サービスの統括
- イ 介護サービスの提供・相談支援
 - ・訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業、居宅介護支援事業
- ウ 生活支援体制の構築
 - ・地域包括支援センター（南部、南西部、西部）の運営

<障害福祉課>

- ア 障がい児・者福祉の推進
 - ・心身障害児通園施設「しいのみ学園」の運営
 - ・心身障害者福祉センターの運営
 - ・就労継続支援B型事業所5施設の運営（希望の家・岡田希望の家・南ふれあいホーム・北ふれあいホーム、就労センター・はた）
 - ・共同生活援助事業所2施設の運営（グループホーム井川城、グループホーム水汲）
 - ・指定相談支援事業
- イ 指定管理施設の管理運営
 - ・総合社会福祉センター

32 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより、福祉サービスを必要とする利用者が安心して適正なサービスを受けられるよう、同法人及び施設等に対する指導監査を行います。

(1) 指導監査対象数（令和8年4月1日現在）

- ア 社会福祉法人 17 件
- イ 介護保険サービス等事業所 802 件
- ウ 障害福祉サービス等事業所 408 件

エ 保育所及び認定こども園等 26 件

（社会福祉法で定める、第二種社会福祉施設に該当する、幼保連携認定こども園、小規模保育事業及び私立保育園）

(2) 令和 7 年度指導監査実績（実施サービス数）

概ね 3 年に 1 回以上実施

ア 社会福祉法人一般指導監査 4 件

イ 介護保険サービス等事業所運営指導 291 件

ウ 障害福祉サービス等事業所運営指導 182 件

エ 保育所及び認定こども園等一般指導監査 9 件

9 こども若者

1 心身障がい児福祉事業（こども若者部関係予算分）

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R8 年度予算額
国県市	補装具費支給事業	障がいを補うための装具、義足、補聴器、車椅子等の交付・修理します。	購入 72 件 修理 45 件	千円 19,340
市	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	障がい者手帳を持たない、軽度・中等度の難聴児の補聴器購入の際助成します。	助成 18 件	1,680
市	身体障害者住宅整備事業	障がい者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改善を行います。	(実績なし)	630
国県市	日常生活用具給付事業	重度の心身障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	電気式疾吸引機、ネブライザー、頭部保護帽、紙おむつ等	11,400
市	心身障害児（者）通所通園等推進事業	知的障害児施設及び肢体不自由児施設に入所している児の帰省、又は面会の際に利用した有料道路通行料及び交通費の一部を補助します。	通行料の 1/2 ガソリン代の 1/2 (但し、月 2,000 円を超える部分)	100
市	松本おもちゃ図書館	障がい児の発育に応じたおもちゃ等を貸し出し、成長発達を促進します。	・南部おもちゃ図書館 第 2 日曜日開館 ・北部おもちゃ図書館 第 3 土曜日開館	360
市	重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障がい児の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図ります。	1 か月当り 1,400 円を限度として助成 年 16,800 円 対象者：重度の下肢、体幹、視覚、内部障がい及び知的障がい者	2,230
市	障害児通園施設療育支援事業	障害児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減することにより、障がい児の早期療育の機会を確保するとともに、子育て支援の充実を図ります。	利用者負担の 1/2 を助成	60
国県市	児童発達支援事業（未就学児童）	障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、成長や発達の促進を図ります。	しいのみ学園 療育センター らいふ・みらい 他	164,410

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R8 年度予算額
国県市	放課後等デイサービス事業 (就学児童)	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、自立の促進を図ります。	療育センター らいふ・みらい まっようクラブ 他	682,450
市	心身障害児 (者) タイム ケア事業	個人、団体の登録介護者が障がい児を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	利用者が事前に登録した介護者に依頼して実施。 年間利用可能時間 300 時間	2,740
市	日中活動の場 整備促進事業	民間団体が運営する日中活動の場の借地料等を補助することにより、事業運営の安定化及び整備を促進し、障がい者の在宅福祉サービスの向上を図ります。	療育センターらいふ	600

2 障がい児の状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

(1) 身体障害者手帳交付者数（18 歳未満）

種 別	視 覚	内 部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合 計
人 数	7 人	23 人	23 人	86 人	139 人
割 合	(5.1%)	(16.5%)	(16.5%)	(61.9%)	(100%)

(2) 療育手帳交付者数（18 歳未満）

種 別	重度（A 1）	中度（A 2・B 1）	軽度（B 2）	合 計
人 数	124 人	106 人	305 人	535 人
割 合	(23.2%)	(19.8%)	(57.0%)	(100%)

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数（18 歳未満）

種 別	1 級	2 級	3 級	合 計
人 数	27 人	83 人	30 人	140 人
割 合	(19.3%)	(59.3%)	(21.4%)	(100%)

3 心身障害児施設

施 設 名	所 在 地	延べ利用者数	概 要
しいのみ学園	松本市双葉 4-16	1,441 人	心身に障がいのある児童が親子で通園し、日常生活における基本動作や集団生活に関する発達支援などを受ける施設

4 保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設

保育園は公立 41 か所、私立 3 か所、幼稚園は公立 3 か所、国立（国立大学法人）1 か所、私立 4 か所、認定こども園は私立 17 か所、地域型保育施設は私立 19 か所となっています。

(1) 年齢別保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設在籍児童の状況（令和８年５月１日現在）

区 分		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
就学前児童数		1,262	1,346	1,361	1,596	1,571	1,575	8,711
在籍児童数		185	650	878	1,592	1,597	1,587	6,489
保育園	計	110	420	604	940	946	905	3,925
	公立	102	390	560	893	902	860	3,707
	私立	8	30	44	47	44	45	218
幼稚園	計	-	-	-	156	142	156	454
	公立	-	-	-	23	28	25	76
	私立	-	-	-	114	92	109	315
	国立	-	-	-	19	22	22	63
認定 こども園	計	32	127	190	496	509	526	1,880
	公立	-	-	-	-	-	-	-
	私立	32	127	190	496	509	526	1,880
地域型 保育施設	計	43	103	84	-	-	-	230
	公立	-	-	-	-	-	-	-
	私立	43	103	84	-	-	-	230
入 園 率 (%)		14.7%	48.3%	64.5%	99.7%	101.7%	100.8%	74.5%

（注）（１）年齢は４月１日入園時の年齢です。

（２）保育園在籍児童数には特別利用保育児を含みます。

（３）幼稚園在園児童数には市外からの通園児を含みます。

(2) 私立保育園等に対する助成

経営の安定化、職員の処遇改善及び児童処遇の均衡を図るため、各種助成金を交付しています。

（令和７年度実績）

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 等	運営費、経営安定費、児童健康管理	3,552,457
特別保育事業費	乳児保育、延長保育、障害児保育、１歳児保育、一時保育	65,584
施 設 整 備 費	施設改修等（やよい認定こども園、信学会やまびこの森こども園）	30,561
計		3,648,602

(3) 私立幼稚園等に対する助成

幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るため、各種助成金を交付しています。

（令和７年度実績）

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 補 助	１園年額 700 千円、１人年額 27,000 円	37,791
私立幼稚園建設補助	施設改修等（松本青い鳥幼稚園、松本いずみ幼稚園、信学会松本神映幼稚園）	6,523
計		44,314

(4) 保育料の軽減

保育料軽減額の推移

【単位：千円】

年 度	(A) 国の基準による 徴 収 金 総 額	(B) 市の保育料徴収金 総 額	(A－B) 軽 減 総 額	(A－B)／A×100 軽 減 率
令和 3 年度	586,059	406,202	179,857	30.7
令和 4 年度	600,224	439,425	160,799	26.8
令和 5 年度	615,656	440,946	174,710	28.4
令和 6 年度	654,512	456,010	198,502	30.3
令和 7 年度	714,963	304,242	410,721	57.4

(5) 3歳未満児保育

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等 3 歳 未 満 児 数	41 園 1,052 人	35 園 661 人	76 園 1,713 人

(6) 延長保育

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等 児 童 数	41 園 374 人	39 園 194 人	80 園 568 人

(7) 障害児保育

ア 昭和 52 年から障害児保育指定園を 1 か所設け、定員児童 9 名、保育士 2 名で発足しました。

イ 昭和 56 年の国際障害者年を機に地域の保育園での実施へと拡大してきました。

ウ 平成 5 年「松本市障害児保育事業実施要綱」を作成し要綱に基づいて実施するようになりました。

エ 令和 8 年度は、公私立 51 か所 221 人の障害児を受け入れており、統合保育を推進しています。

(8) 保育園施設の整備

ア 整備方針

(ア) 改築

老朽化の著しい施設から計画的に改築を図るとともに、地域人口の自然動態、社会動態の推移等を考慮し、適正規模、適正配置に努めます。

(イ) 大規模改修等

老朽化した施設、設備の改修等を行い、保育環境の整備に努めます。

(ウ) トイレ改修

便器洋式化、床の乾式化及び段差緩和、手洗い水洗の自動化などを行い、保育環境の整備に努めます。

(エ) 園庭芝生化事業

園児の外遊びの頻度を増やし、運動能力向上につなげることを目的に、公立保育園及び幼稚園の園庭の一部を芝生化し、維持管理するものです。

イ 令和 8 年度事業

渚東保育園大規模改修事業

(ア) 事業内容 建設後概ね 40 年を経過し、老朽化した施設、設備を改修するものです。

(イ) 建設場所 松本市波田 4179 番地

(ウ) 全体計画 令和 5 年度：地質調査、実施設計

令和 6 年度：仮設園舎賃貸借、主体及び電気・機械設備大規模改造工事
・工事監理

令和 7 年度：仮設園舎賃貸借、主体及び電気・機械設備大規模改造工事
・工事監理

令和 8 年度：外構工事

(エ) 事業費 12,216 千円（令和 5 年度）

25,300 千円（令和 6 年度）

424,180 千円（令和 7 年度）

26,390 千円（令和 8 年度）

5 児童館・児童センター

(1) 施設整備

ア 整備目的

地域の児童の遊びの拠点として、また放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施場所として、児童に健全な遊び場を与えて情操豊かに育つことを目的に、原則として小学校通学区単位に整備しています。

イ 整備箇所数

児童館 2 館、児童センター 24 館、計 26 施設

ウ 整備方針

(ア) 改築

昭和 40～50 年代に建設された木造児童館について、施設の老朽化や利用状況を考慮し、計画的に改築を進めています。

内田児童館及び寿台児童館の狭あい化・老朽化対策として、両児童館を統合し、明善小学校敷地内に明善児童センターを令和 6 年 4 月に開設しました。

今後も周辺の市有施設との統合の検討を行い、施設の適正配置に努めます。

(イ) 大規模改修等

老朽化した建物や設備等の改修を計画的に行い、児童の居場所としての施設整備に努めます。

(2) 運営

現在開館している 26 館について、令和 5 年度に指定管理者の選定を行い、令和 6 年度から 5 年間、社会福祉協議会（16 館）、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（3 館）、シダックス

大新東ヒューマンサービス株式会社（6 館）、NPO法人しろがね（1 館）を指定管理者に指定し、管理運営を行っています。各児童館・児童センターには館長と児童厚生員を配置しているほか、体力増進指導員も配置し、子ども達の健康増進の指導を行っています。

ア 利用時間及び休館日

(ア) 利用時間

午後 0 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

ただし、小学校休業日（当該児童館が位置する区域を通学区とする小学校）は、午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(イ) 休館日

日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 児童館・児童センター設置状況

施 設 名	開 館 年 月	施 設 名	開 館 年 月
元 町 児 童 館	昭和 45 年 1 月	筑 摩 児童センター	平成 7 年 4 月
南 郷 //	51 年 4 月	今 井 //	9 年 4 月
芳 川 児童センター	56 年 4 月	中 山 //	11 年 4 月
南 部 //	58 年 9 月	田 川 //	12 年 4 月
菅 野 //	59 年 4 月	和 田 //	12 年 8 月
並 柳 //	63 年 4 月	新 村 //	14 年 2 月
島 立 //	平成 元年 4 月	梓 川 //	18 年 4 月
寿 //	2 年 4 月	波 田 //	22 年 3 月
二 子 //	4 年 4 月	高 宮 //	24 年 4 月
鎌 田 //	5 年 4 月	島 内 //	25 年 3 月
山 辺 //	6 年 4 月	あ が た //	27 年 2 月
岡 田 //	6 年 4 月	沢 村 //	31 年 3 月
浅 間 //	7 年 4 月	明 善 //	令和 6 年 4 月

*高宮児童センターは、高宮児童館を改築したもの（平成 24 年 4 月開所）

*島内児童センターは、島内児童館を改築したもの（平成 25 年 3 月開所）

*あがた児童センターは、あがた児童館を改築したもの（平成 27 年 2 月開所）

*沢村児童センターは、蟻ヶ崎児童館を移転改築したもの（平成 31 年 3 月開所）

*明善児童センターは、内田・寿台児童館を統合し、移転改築したもの（令和 6 年 4 月開所）

6 放課後児童対策

(1) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間留守となる家庭の、小学校に就学している登録児童に対し、放課後あるいは学校休業日等において、適切な遊び及び生活の場として、23 の児童館・児童センターと寿、山辺、旭町、四賀、信大附属の各放課後児童クラブで放課後児童健全育成事業を実施しています。

ア 開設時間等

(ア) 開設日 月曜日から土曜日まで

(イ) 休業日 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(ウ) 利用時間

a 登校日 午後0時30分～午後7時

b 学校休業日 午前8時～午後7時

イ 対象児童 小学校1年生から6年生まで

ウ 利用料（月額）

区 分	利用料		延長料金
	1人目	2人目以降	
午後5時まで	2,000円	1,000円	1回あたり 300円
午後6時まで	3,000円	1,500円	
午後7時まで	4,000円	2,000円	

※ おやつ代は別途徴収

※ 減免は就学援助費支給要綱を準用。要保護者は無料。準要保護者は利用料半額

エ 留守登録児童の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施箇所数	29	29	29	28	28
登録児童数	2,927人	2,868人	3,156人	3,356人	3,502人

(2) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ等を実施することで、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するものです。

平成20年度に奈川文化センター夢の森と源池小学校で事業を開始し、令和6年度8月には大野川小学校で事業を開始しました。現在は計5か所で実施しています。

ア 参加費

無料（ただし、スポーツ保険料として800円）

イ 延べ利用者数

（単位：人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
奈川	1,602	1,034	354	532	679	居場所型
源池	1,763	1,540	2,139	2,691	3,123	//
安曇	385	277	476	574	2,363	//
明善	1,149	664	1,162	880	682	//
大野川	-	-	-	330	1,216	//

(3) 児童育成クラブ

保護者等が主体となって放課後児童健全育成事業を実施している市内12児童育成クラブに対し、運営費の補助をしています。

児童育成クラブ：田川、菅野、清水、開明、山辺、明善、鎌田、島内（以上8児童育成クラブは運営主体のNPO法人松本学童クラブの会に補助）、開智、旭、芳川、寿（登録児童数350人）

7 児童遊園

少子化が進み、子どもを取り巻く社会状況が不安なものとなりつつある中で、交通事故や水難事故などから子どもを守り、健全育成を図るための施設として、児童遊園があります。本市の現状は、市の児童遊園が37ヵ所、簡易児童遊園等（町会等で設置したもの）が151ヵ所（令和7年度末時点）となっています。

・簡易児童遊園等設置事業補助

町会等が敷地を確保し簡易児童遊園等を設置及び改修する事業に対し補助金を交付しています。

補助金を交付する簡易児童遊園等の補助上限額、期間制限、補助率、事業費下限、対象経費は、次表のとおりです。

補助上限額	50万円
期間制限	同一年度内に1回限りとし、当該申請を行う年度を含む過去5年度間において3回を限度
補助率	2/3
事業費下限	事業費の合計が8万円以上のものに限る。
対象経費	新設、改修等（遊具及び設備の設置、回収、修繕、撤去等）に要した経費

8 地域子育て支援センター

(1) 松本市こどもプラザ

未就園の幼児を中心とした子育て中の親子が気軽に集い、子育て家庭の交流、情報交換、相談の場として、安心して子育てができるよう子育て家庭への育児支援及び地域の子育て支援の向上を図ることを目的とした施設です。令和5年7月には、新たにイオンタウン松本村井内に「こどもプラザ」と「福祉ひろば」の機能を有した多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」として、5館目となる芳川こどもプラザを開設しました。

ア 施設内容

区 分	こどもプラザ(筑摩)	小宮こどもプラザ	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市島内 155-2	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成12年6月17日	平成17年8月1日	平成20年4月1日
開 館 日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日 (令和5年8月1日～)	月曜日～金曜日
開 館 時 間	午前8時30分～午後5時		
7年度実績	13,643人	5,925人	8,792人

区 分	波田こどもプラザ	芳川こどもプラザ
住 所	松本市波田 6861	松本市村井町南 2-21-45 イオンタウン松本村井2階
開 設 日	平成 22 年 3 月 31 日	令和 5 年 7 月 12 日
開 館 日	月曜日～金曜日	火曜日～日曜日 (月曜祝日の場合、翌平日)
開 館 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
7 年度実績	4,618 人	35,857 人

イ 事業内容

- (ア) 情報提供 子育て関連情報の収集・提供
- (イ) 子育て相談 育児不安等の相談
- (ウ) 育児講座 それぞれの館で子育てに関する講座を開催
内容は親子体操、ベビーマッサージ、食育、絵本読み聞かせ等
- (エ) 育児サークルの活動支援
- (オ) 読み聞かせ用絵本の貸出
- (カ) 子ども子育て安心ルームの設置

妊娠、出産から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を強化するため、健康福祉部と子ども若者部が連携して、こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を設置、子育てコンシェルジュ（会計年度任用職員）各 1 名を配置しています。母子保健コーディネーター（健康づくり課保健師）、保育コンシェルジュ（保育課会計年度任用職員）とともに相談業務、関係機関との連携業務などを総合的に行っています。

平成 28 年 10 月～ 母子保健コーディネーター（健康づくり課）、子育てコンシェルジュを配置（松本市こどもプラザ）

29 年 4 月～ 子育てコンシェルジュ（小宮こどもプラザ）を配置

30 年 4 月～ 保育コンシェルジュ（保育課）、子育てコンシェルジュ（南郷こどもプラザ）を配置

令和元年 4 月～ 子育てコンシェルジュ（波田こどもプラザ）を配置

5 年 7 月～ 子育てコンシェルジュ（芳川こどもプラザ）を配置

(2) 休日保育（こどもプラザ（筑摩）のみ実施）

利用日現在 1 歳以上、就学前で集団保育が可能な幼児（病気でないこと）が、保護者の就労、病気、介護、冠婚葬祭などにより家庭で保育できない時に預かります。

区分	4 時間以内	4 時間超え 8 時間以内	日 時	7 年度実績
3 歳未満	1,300 円	2,600 円	日曜日、祝日（年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時のうち 必要とする時間	314 人
3 歳以上	650 円	1,300 円		

(3) つどいの広場

子育て支援員を配置して、主に未就園の乳幼児と保護者を対象に児童館等を活用しながら、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供する事業です。

- ア 実施時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後2時
- イ 利用対象 主に未就園の乳幼児と保護者（登録不要、利用無料）
- ウ スタッフ 各広場 子育て支援員2名
- エ 実施箇所及び実績 20か所

実施事業名	実施施設名	開設年月	委託先	7年度実績
南 部つどいの広場	南 部児童センター	平成17年4月	社会福祉協議会	2,863人
浅 間 //	浅 間 //	//	//	2,816人
鎌 田 //	鎌 田 //	//	//	4,565人
あがた //	あがた //	//	//	4,573人
沢 村 //	沢 村 //	//	(NPO) しろがね	1,951人
島 立 //	島 立 //	//	社会福祉協議会	3,902人
山 辺 //	山 辺 //	//	//	2,462人
梓 川 //	梓 川 //	//	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	1,378人
四 賀 //	四 賀 支 所	//	社会福祉協議会	1,022人
新 村 //	新村児童センター	19年4月	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	468人
今 井 //	今 井 //	//	社会福祉協議会	688人
寿 //	寿 //	20年4月	//	2,255人
菅 野 //	菅 野 //	25年4月	//	1,398人
岡 田 //	岡 田 //	//	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	2,481人
二 子 //	二 子 //	26年4月	社会福祉協議会	2,725人
中 山 //	中 山 //	//	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	1,269人
田 川 //	田 川 //	//	社会福祉協議会	2,390人
高 宮 //	高 宮 //	27年4月	//	5,341人
和 田 //	和 田 //	//	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	1,116人
明 善 //	明 善 //	令和6年4月	//	2,823人

※四賀つどいの広場事業は委託事業、それ以外は各児童館・児童センターの指定管理者に委託

※令和6年度から、寿台児童館の供用を廃止し、明善小学校敷地内に新設した明善児童センターにつどいの広場事業を移行

※芳川児童センターの狭隘化解消及び令和5年度に開設した芳川こどもプラザへの機能統合に伴い、芳川つどいの広場（なんぶすくすく）は令和6年度末をもって運営を終了

9 病児・病後児保育事業

(1) 病児保育事業

当面病状の急変はないが、病氣回復期に至らない生後5カ月から小学3年生までの児童で、集団保育や家庭での保育が困難であり、かつ市内在住または市内に勤務している保護者の児童を対象とする病児保育事業を実施しています。

※令和4年度からは、保護者が松本市内に勤務していない塩尻市・山形村・朝日村の児童、令和8年度からは、保護者が松本市内に勤務していない木祖村の児童を受け入れています。

※令和6年1月から、LINEで利用登録及び予約ができる、病児・病後児登録・予約システム「あずかるこちゃん」(※令和8年度に「テオテ」に改称)を導入し、土日祝日、夜間にも登録及び予約が可能となりました。

区 分	相澤病院病児保育室	梓川診療所病児保育室
住 所	松本市本庄 2-5-1	松本市梓川 梓 2344-1
開 設 日	平成 20 年 11 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜日から金曜日まで (祝日、8/14～16、年末年始は除く)	月曜日から金曜日まで (祝日、8/13～16、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	4 人	8 人
7 年度実績	458 人	544 人
区 分	丸の内病院病児保育室	まつもと医療センター病児保育室
住 所	松本市渚 1-1-16	松本市村井町南 2-20-30
開 設 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 7 月 1 日
実 施 日	月曜日から金曜日まで (祝日、8/13～16、年末年始は除く)	月曜日から金曜日まで (祝日、8/13～16、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	10 人	6 人
7 年度実績	646 人	333 人

(2) 病後児保育事業 (こどもプラザ(筑摩)、南郷こどもプラザで実施)

満1歳以上の市内在住又は市内に勤務している保護者の未就学児童で、病氣回復期(感染症は治癒していること)ではあるが、集団保育に出すには心配という時に、看護師と保育士が保育を実施しています。

区 分	こどもプラザ(筑摩)	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成 12 年 7 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜から金曜日まで	
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
7 年度実績	48 人	62 人

10 ながの子育て家庭優待パスポート事業、多子世帯応援プレミアムパスポート事業

(1) 経過

社会全体で子育てを支援する施策の一環として、子育て世帯を経済的に支援するため、平成 18 年 9 月から、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象に「わいわいパス事業」を実施してきました。22 年 4 月から、長野県が子どもを 1 人以上育てている世帯を対象とした「ながの子育て家庭優待パスポート事業」（以下「パスポート事業」という。）を開始したことに伴い、同年 8 月から同事業に移行しました。

(2) 実施内容

地域全体で子育て家庭を支える気運を醸成するため、18 歳以下（18 歳に達する年度の 3 月末まで）の子どもがいる家庭に、協賛店で各種優待サービスが受けられるカードを配布しています。このカードは、4 年ごとに一斉更新して市内の全子育て家庭に配布し、その後は転入届や第 1 子出生届の際に配布しています。

また、27 年度からは、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象として、割引率の引き上げなど、通常のサービスに加え追加のサービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布する事業を開始しました。

さらに、28 年度からは、パスポート事業が全国の協賛店でサービスを受けられるように制度が拡充され、併せて第 1 子の妊娠届提出者まで対象者が拡大されました。商工会議所等に協力を依頼し、広報等に PR 記事を掲載するなどして新規協賛店を募集しています。

ア ながの子育て家庭優待パスポート事業（令和 5 年度の状況）

（ア）配布世帯数 22,012 世帯

（イ）協賛店 600 店舗（全県では 5,520 店舗）

イ 多子世帯応援プレミアムパスポート事業（令和 5 年度の状況）

（ア）配布世帯数 2,891 世帯

（イ）協賛店 108 店舗（全県では 1,087 店舗）

11 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、保育園等への送迎や一時保育、病児・病後児保育などの相互援助活動を実施しています。

- (1) 依頼会員 0 歳から 15 歳までの児童を育てている市内在住あるいは在勤の方
- (2) 協力会員 健康で家族の協力が得られ、自宅で安全に子どもを預かれる方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料金

時間帯	一時保育	病児保育
月～土の 8 時～18 時 (1 時間当たり)	600 円	700 円
上記時間外・日曜・祝日 (1 時間当たり)	700 円	800 円

※2 人目からは半額。協力会員の交通費等は実費

(5) 利用実績

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
登 録 数	依頼会員	2,842 人	2,825 人	3,086 人	3,134 人	3,296 人
	協力会員	195 人	192 人	207 人	186 人	188 人
	依頼協力会員	55 人	59 人	70 人	55 人	58 人
延べ利用回数		2,995 回	2,782 回	3,257 回	2,980 回	2,621 回
延べ利用時間		4,835 時間	4,548 時間	5,441 時間	5,322 時間	4,419 時間

12 子育てサポーター訪問事業

多様な生活様式や家族形態に対応した子育て支援策として、都合で自宅での一時保育や育児に伴う家事援助などを希望する家庭に、支援者が訪問する事業を実施しています。

- (1) 利用会員 0 歳から 15 歳までの児童を育てている市内在住の方
- (2) 支援会員 市の子育て支援講座を修了した方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料

利用区分	一時保育	病児・病後児
月～土の 8 時～18 時（1 時間当たり）	800 円	900 円
上記時間外・日曜・祝日（1 時間当たり）	900 円	1,000 円
宿泊（21 時～翌朝 7 時）	5,000 円	6,000 円

※2 人目から半額。支援会員の交通費は実費 ※宿泊の場合は支援会員の自宅で保育

- (5) 登録数 利用会員 2,019 人、支援会員 126 人
- (6) 利用実績

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ利用回数	2,341 回	2,382 回	2,997 回	2,564 回	2,586 回
延べ利用時間	5,638 時間	6,002 時間	7,268 時間	6,022 時間	5,604 時間

13 子育て支援クーポン事業

令和 6 年度から、今まで紙で配布していた子育て支援クーポンを電子化しました。スマートフォンでクーポンの申込、受取及び利用ができます。

- (1) 3 歳未満児家庭サポートクーポン事業

3 歳未満児（保育園・認定こども園等に入園していない）を家庭で保育している子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を目的に、無料クーポンを配布しています。令和 8 年度の対象事業は、ファミリー・サポート・センター事業、サポーター訪問事業、保育園の一時預かり事業、子育て支援ショートステイ事業、産後ママ家事支援サービス事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業です。

(2) 多子世帯子育てクーポン事業

令和 5 年度から多子世帯の身体的・精神的負担の軽減を目的として、就学前の多子世帯にファミリー・サポート・センター事業（子育てサポーター訪問事業を含む。）の無料クーポンを配布しています。

14 産後ママ家事支援サービス事業

令和 5 年度から出産後の母体の回復期に家事支援をすることで、母体が休める環境を作ることを目的として、生後 4 か月までの乳児の母親を対象として、子育てサポーター訪問事業のサポーターによる日常の家事支援を行っています。

15 安心子育て応援事業

(1) 子育てサポーター養成講座の開催

子育て中の家庭をサポートするための人材を育成するため、子育てに関する講座を開催し、地域の子育て力向上と、より一層子育てしやすい環境を整備するものです。講座修了者は、本市子育てサポーター訪問事業等において活動するほか、地域において支援活動を行います。

ア 実績

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数	20 回	20 回	20 回	20 回	18 回
受講生数	21 人	27 人	20 人	24 人	17 人

イ 内容 小児看護の基礎知識、乳幼児の心と体の発達、救急救命講習ほか

(2) 子育て支援コミュニティサイト運営

市民との協働により、官民両者の子育て情報を総合的に提供する「子育て支援専用の利用しやすいホームページ」（サイト名「はぐまつ」）を平成 22 年度に作成し、わかりやすい子育て支援情報を提供しています。

16 こんにちは赤ちゃん事業

(1) 概要

平成 21 年度から、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員及び主任児童委員が訪問し、子育てガイドブックにより子育て支援に関する情報提供を行っています。母子に関する悩みを聞き、また、お母さんの気持ち質問表を通して必要とする適切なサービスへ結びつけ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援する事業です。

また、赤ちゃんの幸せを願い食の大切さ・木のぬくもりを伝えるため、地元の木工作家が作ったスプーンをファーストスプーンとしてプレゼントしています。

(2) 対象となる家庭

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭が対象です。

(3) 訪問する人

各地区で活動している「民生・児童委員及び主任児童委員」の方々です。

(4) 令和7年度訪問実績

ア 訪問対象児数	1,334 人
イ 訪問実績数	1,144 人
ウ 訪問率	85.8%

17 松本市インクルーシブセンター事業

医療、保健、保育、福祉及び教育の専門職を配置し、発達障がい児、医療的ケア児及び小児慢性特定疾病児の支援と、インクルーシブ教育の推進(教育委員会との協働)を総合的にを行います。

ア 発達相談

常設の相談窓口を設置し、支援チームの専門職員が発達障がい等に関する様々な相談に対応しています。

イ 保育園・幼稚園・学校等への巡回支援

専門職(作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・保健師・教育相談員・保育士等)で構成する支援チームが巡回し、現場職員とともに、支援計画の立案や対応方法についての助言を行い、現場対応力の向上を図ります。

ウ 保護者支援

「あそびの教室」(発達に心配のある就園前の乳幼児と保護者を対象に、早期からの生活体験や、遊びを通じて親子関係を豊かにし、発達を促す教室)及び、子どもへの対応方法を学ぶ「ペアレントトレーニング」等を実施し、保護者支援の充実・強化を図っています。

エ アセスメント及び早期支援

保護者や支援者からの相談に、専門職により構成する支援チームが、支援方針や支援内容を検討し、早期に適切な支援を開始するためのアセスメント(発達検査、知能検査等)を行います。

オ インクルーシブ教育推進員の配置

各小学校・中学校に配置している特別支援教育コーディネーターと連携し、学校現場での支援力向上を図ります。

カ 医療的ケア児等の支援

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等とその家族に、医療、保健、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し紹介するとともに、関係機関とつなぐ役割を担っています。

令和7年度は、5件の個別避難計画の作成に取り組みしました。

キ まつもとふたばネットワーク(電子@連絡帳)

関係機関及び保護者との情報共有・情報管理の一元化により、継続した支援を行います。

ク 発達障がい児サポート事業

発達障がい児サポートコーディネーターを配置（委託）し、発達障がいによる不登校や引きこもりを防ぎ、将来の社会的自立を推進するため、相談支援や他機関との連携を行ってきましたが、令和7年度をもって委託による配置を終了し、令和8年度からは体制を変更し対応します。

ケ 発達障がい児医療連携体制整備事業（委託事業）

信州大学医学部子どものこころの発達医学教室の専門医師から、インクルーシブセンター事業への助言・指導、関係機関との連携、市内の診療連携体制の構築及び調査・研究を行います。

令和7年度の実績

事業名	回数	対象者数（延数）
発達相談	—	1,608 件
巡回支援	176 回	457 人
あそびの教室	343 回	2,310 人
ペアレントトレーニング	42 回	238 人
アセスメント及び早期支援	—	146 件
インクルーシブ教育推進員による相談	—	397 件
医療的ケア児等の相談	—	307 件
まつもとふたばネットワーク（電子@連絡帳）	—	利用者数 314 人 対象者数 8 人

18 教育相談

(1) 概要

就学に関する相談を、教育委員会、保育課と連携して行っています。子どもの観察、諸検査、保護者面談、保育園・幼稚園・認定こども園の担任との懇談などを行い、その子にとって望ましい就学、適切な学びの場について考えます。

(2) 令和7年度の実績（就学に関わる相談）

内 容	件 数（延数）
相談件数	447 件

19 児童手当等給付事業

区 分 (実施年月日)		支給額	支給要件	支給制限	受給者数
国 の 制 度	児童手当 (H24.4)	3 歳未満 月額 15,000 円 (第 3 子以降は 30,000 円)	18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで (高校生年代) の間にある児童 の養育者	所得制限なし	R7 年度実績 (人) 18,773
		3 歳以上 18 歳の 最初の 3 月 31 日 まで 月額 10,000 円 (第 3 子以降は 30,000 円)			
国 の 制 度	児童扶養手当 (S37.1)	1 人目 月額 48,050 円 一部支給 48,040～ 11,340 円 2 人目以降 月額 11,350 円 一部支給 11,340～ 5,680 円	・ 18 歳以下または 20 歳未満の障 がいをもつ児童でいずれかの状 態にあるとき 1 父母が婚姻解消 2 父又は母が死亡した 3 父又は母の生死が明らかでない 4 父又は母が政令に定める程度の 障害の状態にあるとき等 5 母が婚姻によらないで懐胎した 児童 6 父又は母から引き続き 1 年以上 遺棄されている児童 7 父又は母が裁判所からの DV 保 護命令を受けた児童 8 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	1,430
	特別児童 扶養手当 (S39.9)	1 級 月額 58,450 円 2 級 月額 38,930 円	20 歳未満の児童で精神又は身体に 中度・重度の障がい(身障 1、2 級、 知的障害重度)のある者を養育し ているとき	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	1,053
	障害児福祉手当 (S61.4)	月額 16,560 円	20 歳未満の在宅重度障がい児	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	96
市 の 制 度	交通及び災害遺 児等福祉金	認定時福祉金 55,000 円/1 人 年額福祉金 60,000 円/1 人 (所得税額一定額 以上は 50,000 円) 小中学校入学等一 時金 100,000 円	交通事故及び労災等により父又は 母が死亡又は障がい(1 級程度) となった児童 認定時福祉金の支給単位(世帯から 児童人数へ)の変更及び小中学校入 学等一時金支給は 30 年度から	所得制限あり	2 12 4

20 母子・父子・低所得世帯福祉事業

区分	事業名	事業の概要	内 容 (R7 年度実績)	R8 年度予算額
市	母子父子寡婦福祉貸付利子補給	母子・父子・寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付けを受けた借受金の償還をした場合、利子相当額を補助します。	補助率 10/10 (1 人)	10 千円
市	母(父)と子の集いバスハイク事業	ひとり親家庭の交流を通じ、相互の理解を深めて福祉の増進を図ります。	委託先 松本市ひとり親家庭福祉会	550 千円
国市	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の親が、安定就労に向けた職業能力の開発をするために、受講した講座の一部経費を給付します。	受講料の 6 割 上限 20 万円 (3 件)	480 千円
国市	高等職業訓練促進費等事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格の取得を促進するため、養成機関に修学する期間の生活費の負担軽減を目的として給付します。	修業期間(上限 4 年) 支給額(月額) 市民税非課税世帯 100,000 円 市民税課税世帯 70,500 円 修了前 12 カ月加算(月額) 40,000 円 (2 件)	4,800 千円

21 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく施設であり、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行っています。

令和 8 年 4 月 1 日現在、2 世帯 7 名が入所しています。

22 医療費助成制度(福祉医療)

区 分		実施 年月日	要 件	R7 年度実績				備 考
				受給者 数	総額 (医療費)	財 源 内 訳		
						県	市	
障 が い 者	県補助	H15.7.1～	・身障1・2級の者 (特別障害者手帳準拠) ・身障3級の者 (所得税非課税者) ・療育手帳A1・A2・B1の者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2級の者 (所得税非課税者) いずれも年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし	人 32	千円 3,732	千円 1,559	千円 2,173	(H17年度～) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 ・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成(18年度から) ・松本市の制度に統一 ・所得制限の一部廃止
	市単独	H18.8.1～	・上記以外の障害1・2級及び療育手帳A1者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者 (所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級及び精神障害者保健福祉手帳2級の者(特別障害者手帳準拠) ・特児1・2級の者 (特別障害者手帳準拠)	45	1,970	—	1,970	(H22年度～) ・乳幼児等の対象範囲を小学校3年生(入院・通院)まで拡大 ・精神障害者保健福祉手帳2級(障害者自立支援法に該当する通院医療費)
母子遺児	県補助	H15.7.1～	・18歳未満の児童等を扶養している母子家庭の母 (児童扶養手当一部支給準拠) ・母子家庭の母が扶養する18歳未満の児童等 (児童扶養手当準拠) ・18歳未満の遺児等 (児童扶養手当準拠)	3,434	110,362	48,639	61,723	(H23年度～) ・乳幼児等の対象範囲を小学校4年生から中学校3年生(入院)に拡大 (H25年度～) ・乳幼児等の対象範囲を入院、通院ともに中学校3年生まで拡大
父子	県補助	H15.7.1～	・18歳未満の児童等を扶養している父子家庭の父 (児童扶養手当一部支給準拠) ・父子家庭の父が扶養する18歳未満の児童等 (児童扶養手当準拠)	152	4,305	2,152	2,153	(H27年度～) ・障がい児18歳未満の所得制限なし

区 分		実施 年月日	要 件	R7 年度実績				備 考
				受給者 数	総額 (医療 費)	財源内訳		
						県	市	
乳幼児等	県補助	H22.4.1～	・0歳～就学前児 (通院・入院 所得制限なし) ・小学校1年生～3年生 (入院 所得制限なし) ・小学校3年生→中学校3年生 (入院・所得制限なし) ・就学前児→小学校3年生 (通院・入院 所得制限なし) ・小学校3年生→中学校3年生 (通院・入院 所得制限なし)	人 26,720	千円 850,552	千円 326,724	千円 523,828	(H30年度～) ・0歳から中学校3年生までを対象に現物給付方式導入 (R4年度～) ・乳幼児等の対象範囲を中学校3年生から高校3年生(18歳)まで拡大 (R7.1月～) ・18歳年度末までの子どもの医療費無償化 (R8.8月～) ・精神障害の入院診療分を対象に拡大
	市単独	H23.4.1～	・小学校1年生～中学校3年生 (通院・所得制限なし) ・入院時食事療養費 1/2 (所得制限なし) ・中学校3年生→高校3年生 (18歳)(通院・入院 所得制限なし)	6,049	198,796	—	198,796	

※ 障がい者は、20歳未満の実績(20歳以上は、障がい福祉課))

23 こども家庭センター

(1) 概要

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を行う機関です。

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直したものになります。

ア 地域の全ての妊産婦・子育て家庭への支援業務

状況・実情の把握、母子保健・児童福祉に係る情報の提供等

イ 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務

相談・通告の受付、合同ケース会議の開催、サポートプランの策定やサポートプランに基づく支援等

ウ 地域における体制づくり

地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握、新たな担い手の発掘・養成、地域資源の開拓等

(2) 令和7年度新規相談受理件数

ア 児童虐待通告受理件数 48件

イ 家庭における児童の全般的な相談受理件数 743件(児童虐待通告受理件数含む)

24 ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーの状態にある児童の支援を行うために、ヤングケアラー・コーディネーター（社会福祉士）を配置し、実態把握、講演会等の周知啓発活動、サービス調整等を行います。

(1) 実態把握調査

ア 対象 市内の小学5年生から中学3年生の全ての児童及び生徒

イ 方法 タブレット端末によるアンケート調査

(2) 講演会等の開催

一般市民の方、福祉事業所・教育機関などの支援機関を対象とした、講演会や研修会を定期的
に開催し周知啓発活動を実施します。

25 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、豊かな心を培い、健全に成長することは、私たち市民すべての願いであり、
われわれ大人に課せられた問題です。

このため市では、市民の深い理解と協力のもとに、関係機関及び団体と連携を図りながら、青少年
に対する諸施策を実施しています。

(1) 市民意識の高揚

事業名	事業の概要	令和7年度実績
松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	青少年健全育成活動を市民総ぐるみで推進するとともに、子どもの権利について考えるため、11月20日の「松本子どもの権利の日」にあわせて市民フォーラムを開催します。	期日：令和7年11月16日（日） 会場：勤労者福祉センター 参加者：約150人

(2) 青少年の意識の高揚

事業名	事業の概要	令和7年度実績
松本市子ども会リーダー講習会	地域の子ども会活動の推進を図るため、地区子ども会育成会から推薦され参加した児童に、リーダーのあり方、あそびの実技などを指導します。	期日：令和7年7月19日（土） ～20日（日） 会場：美ヶ原少年自然の家 内容：KYT、ウォークラリー
ジュニア・リーダーの育成	子どもたちの身近な存在として関わり、子ども会活動の目的や楽しさを伝える中高生ジュニア・リーダーの育成及び活動支援を行います。	研修会：6回開催 会員数：23人 活動：ジュニア・リーダーの活動について学ぶ（KYT講習、ダンス練習等）
松本子どもまつり	自然の中で遊びながら、創造性、協調性、思いやりの心を培うことを目的に実施します。	来場者数：約4,500人 参加団体：25団体

(3) 青少年の健全育成と非行防止

事業名	事業の概要	令和7年度実績
松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	青少年をとりまく状況やいじめ問題等を把握し、青少年の指導、育成、保護及び矯正等に関する総合的施策及び関連事項について協議します。	期日：令和7年9月18日（木）
青少年の居場所づくり事業	中高生を対象に休日や放課後に活用できる体育施設や研修施設の充実を図ります。	体育施設：中央体育館、南部体育館、島立体育館 研修施設：あがたの森文化会館、あがた児童センター、Mウイング2階、勤労者福祉センター3階
子どものためのまちかど保健室	青少年の居場所スペースに、心や体に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる「まちかど保健室」を運営します。令和8年度は相談員欠員のため休室中です。	開設場所：あがたの森文化会館 相談日時：第2水曜日、第4金曜日 10時～16時 相談実績：11件
情報とつきあう力（メディア・リテラシー）の育成	携帯電話やインターネットなどからの有害情報に対処するため、「メディアを読み解く力の育成」の講座を市内小中学校で開催します。	開催校：小学校21校、中学校16校 小中学校2校 参加者：児童・生徒 6,876人 保護者等 1,220人
「集まれ!!松本キッズ!!」	子ども向けや親子で参加できるイベント・講座等の情報発信をしています。	市の公式ホームページに掲載 ※年6回更新（隔月）
青少年薬物乱用防止対策の推進	青少年に薬物乱用が拡散する前に、広く市民運動としての青少年への薬物乱用防止運動を実施します。 薬物乱用の危険性の他、タバコや医薬品についての講座を、松本警察署、松本保健福祉事務所、（一社）松本薬剤師会を講師とし、市内小中学校で開催します。	青少年薬物乱用防止キャンペーンに参加しチラシ等を配布する啓発活動を実施しました。 開催校：小学校25校、中学校16校、小中学校3校 参加者：児童・生徒 4,110人 保護者等 384人

26 子どもの権利推進事業

(1) 経過

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、令和7年3月に「第3次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指して、次のような取組みを進めています。

(2) 実施内容

事業名	事業の概要	令和7年度実績
子どもにやさしいまちづくり委員会	市民・有識者等（15名）で構成する委員会を開催し、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の進捗状況や子どもに関する施策等について検討・審議を行っています。	委員会開催：1回 令和6年度の進捗状況の検証
子どもの権利相談室「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。調査相談員4名、子どもの権利擁護委員3名体制で相談、調査、調整などを行っています。 こころの鈴の周知のため、市内の小、中、高校の児童生徒へ、案内カード、こころの鈴通信を配布しています。 また、児童館・児童センターで出前学習会を開催しています。	延相談件数：454件 こころの鈴通信 4回 児童館・児童センター訪問：4回
子どもの権利の普及・啓発事業	① まつもと子どもの権利ウィーク 市内21施設の子どもの入館料の無料化、パネル展、ほか	期間 11月16～24日
	② 子どもの権利ニュースの配布 (市内の小、中、高校の児童生徒)	1回
	③ 市内小中学校での校内放送	1回
	④ 子どもの権利学習パンフレットの配布 (市内の小、中学校の児童生徒)	1回
「松本市子どもの権利の日」市民フォーラム	子どもの権利について広く周知するため、「松本市子どもの権利の日」に合わせて、毎年11月に市民フォーラムを開催しています。 令和7年度は、子どもたちの発表として、例年行っているまつもと子ども未来委員会による「市への提言」に加え、高校生によるパフォーマンスを行いました。	参加者数 150名
まつもと子どもスマイル運動	大人と子どもが積極的に関わりを持つことで、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う事業を実施しています。	新規登録者数 104名 延登録者数 1,569名 (R7年度末)

事業名	事業の概要	令和7年度実績
まつもと子ども未来委員会	学校、地域、年代を越えた子どもたち（小学校5年生から高校3年生まで）が、市政や地域の課題について学び、自分たちが住むまちづくりについて考え、市へまちづくりの提言等を行っています。 令和元年度から市内大学生によるサポーターが活動を支援しています。	委員会 13回 委員 34名 サポーター 7名

27 青少年育成センター

青少年の健全育成・非行防止活動として、市委嘱の補導委員による街頭補導・有害環境浄化活動を実施しています。

(1) 街頭補導活動

（令和7年度活動状況）

- ・青少年補導委員 一般 92人 学校 64人 計 156人
- ・街頭補導実施日数 205日
- ・街頭補導従事者延べ人員 1,326人
- ・補導者数 261人

(2) 青少年健全育成協力店指定状況調査

青少年が頻繁に利用したり、集まりやすい店舗等に対して、青少年健全育成協力店として協力を要請しています。

令和7年度実績

- ・協力店指定店舗数 251店

(3) 育成センターだよりの発行

街頭補導活動などを周知するため、広報紙を1,750部（年6回）発行し、関係機関へ配布しています。

28 子どもの支援・相談スペースはぐルッポ設置・運営事業

主にひきこもり状態にある市内の小・中学生を対象として、支援の場所を設置し、学習のサポートや相談業務を行うことで、ひきこもり状態を改善するとともに、子育てしやすい環境を整備することを目的として、平成25年から開所しています。

(1) 実施場所

松本市浅間温泉1-5-1 浅間荘14号

(2) 実績（令和7年度延べ利用人数等）

- ア 居場所延べ利用者 3,340人
- イ 居場所実施日 170日

29 若者の地域・社会参画の推進

若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、未来の担い手となる若者が地域で活躍できるように総合的な支援を進めます。

(1) 令和7年度の取組状況

ア 若者チャレンジ応援事業補助金

(ア) 若者自らが松本市の地域課題の解決や魅力向上に取り組む対処事業に補助金を交付

(イ) 補助金額の上限10万円、補助率10分の10以内

(ウ) 令和7年度実績 12事業（交付実績額 795千円）

イ 高等学校の探究学習支援

次代を担う若者の主体性を育むとともに、若者の力を地域づくりに活かしていくため、高校生の探究学習を支援しています。

ウ 学割でおトクにかえるパスポート（学割カエルパ！）事業

高校生以上の学生等が市内の学割カエルパ！協賛店で学生証を提示すると、各店舗が定めたサービス特典を受けられるものです。

エ 若者の地域プラットフォーム事業

デジタルとリアルの両側面から若者と地域との接点を創出・拡張するとともに、若者と行政・地域が「それっきり」の関係にならず、継続的な関係性を築いていくため、若者の地域参画における拠点づくりを行うものです。

(ア) ユースワーカー養成講座

若者への理解・共感、コミュニケーションスキル等を学ぶ養成講座の開催

(イ) ぼくらのまつもとデジタルガイドマップ

学生に「学割カエルパ！」の認知度向上と、協賛店の周知を目的に情報を掲載

(ウ) オープンデー

若者参画課事務所を定期的に開放しています。地域活動の相談、打合せ、自由に過ごせる居場所として利用されています。

オ 若者地域マッチング事業

社会・地域の課題解決及び将来の地域人材の育成を図るため、社会参画を望む若者と地域課題のマッチングを行うものです。

(2) 今後の取組み

ア 次代を担う若者の人材育成として、高校生の探究学習及び大学生の地域活動を支援し、若者同士が交流できるネットワークの構築を進めます。

イ これまで地域との関りが希薄とされてきた若者層への働きかけを強化し、若者が地域で活躍する機会を増やし、若者の社会参画の裾野を広げていきます。

30 ハタチの記念式典開催事業

若者のUターンや地域での活躍を促すため、二十歳の若者で組織する実行委員会が主体的に企画運営する「ハタチの記念式典」を開催します。

(1) 令和 7 年度実績

ア 参加者数 1,797 人

イ 出席率 80.9 %

31 結婚支援事業

(1) 目 的

人口定常化戦略の一環として、結婚を希望する方の成婚に向けたサポートを行います。

(2) 主な経過

平成 9 年度 四賀村において結婚推進課を設置

17 年度 合併に伴い四賀支所健康福祉課に結婚推進係を設置

23 年度 長野県が開設する「ながの結婚マッチングシステム」の活用を開始

30 年度 市民活動サポートセンターでの出張結婚相談を開始

令和 5 年度 全市的な取組みとするため、本庁舎に結婚相談員を常駐

7 年度 「移住推進課」から「若者参画課」に業務を移管し、青少年ホームに結婚相談員を常駐

(3) 内 容

ア 結婚相談業務（予約制）

(ア) 相談日

月曜日、水曜日、木曜日、第 2 土曜日、第 4 日曜日

(イ) 場 所

なんなんひろば 2 階 結婚相談室

32 結婚新生活支援事業補助金

(1) 目 的

婚姻又はパートナーシップ宣誓に伴い新たな生活を始める世帯に対して、経済的不安を軽減し、少子化対策の強化を図るため、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、補助金を交付します。

(2) 内 容

ア 補助対象

婚姻又はパートナーシップ宣誓に伴う住宅取得費用、貸借費用、引越費用、リフォーム費用

イ 補助金額

夫婦ともに 29 歳以下の世帯：最大 70 万円、夫婦ともに 39 歳以下の世帯：最大 40 万円

ウ 所得要件

夫婦の所得の合計金額が 500 万円未満

エ 令和 7 年度実績

174 件 49,209 千円

33 奨学金返還支援事業補助金

(1) 目 的

市内中小企業の人材確保を図るとともに、若年層の地元企業への就職や定着を促進するため、松本市に居住する若者の経済的支援を行います。

(2) 内 容

ア 補助対象

(ア) 学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら返還している方

(イ) 松本市に居住し、市内に本社・本店を有する中小企業等に就職した正規雇用の方

(ウ) 年齢が 35 歳未満の方

イ 補助対象奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金、地方公共団体が貸与する奨学金

ウ 補助金額及び補助期間

当該年中に返還した奨学金の 2/3 以内(上限 15 万円/年、最大 5 年間)

エ 令和 7 年度実績

135 件 13,729 千円

34 青少年ホーム事業

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援しています。

また、若者が成長し、社会で活躍できるように、若者の多様な社会参画を進めています。

(1) 利用状況 個人登録制（利用者の会 会費年間 200 円）

年度	延利用者数	登録者数
5	6,275 人（ホーム 3,610 人 体育館 2,665 人）	185 人
6	6,115 人（ホーム 3,490 人 体育館 2,625 人）	162 人
7	3,821 人（ホーム 1,921 人 体育館 1,900 人）	151 人

※7年度延利用者はハタチの記念式典参加者を除いたもの

(2) 利用対象者 松本市に居住し、通学し、又は勤務する 15 歳以上 35 歳未満の青少年

(3) 事業内容

ア 若者△プロジェクト(ヤングスクール)、キャリアアップセミナーの実施

イ ヤングキャリアメンターによる若者の職業問題やキャリア形成等に関する若者お悩み相談事業

ウ 若者をはじめとした、なんなんひろば利用者が自由に過ごし、交流できるゆるやかな居場所として「なんなんフリースペース」の実施

エ コーディネーターと連携し、ひきこもりの若者も参加しやすい講座、イベントの実施

オ 青少年のひきこもりに対する支援として「ひきこもり研修会」の実施

10 環境エネルギー

1 環境基本計画

(1) 経過

平成 10 年 3 月	松本市環境基本条例制定
11 年 12 月	松本市環境基本計画を策定
20 年 10 月	松本市一般廃棄物処理計画（平成 20 年度～平成 29 年度版）を策定
23 年 7 月	第 3 次松本市環境基本計画を策定
29 年 3 月	第 3 次松本市環境基本計画（平成 28 年度改訂版）を策定
30 年 3 月	松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度～令和 9 年度版）を策定
31 年 2 月	松本市災害廃棄物処理計画を策定
令和 3 年 8 月	第 4 次松本市環境基本計画を策定
令和 8 年 3 月	第 4 次松本市環境基本計画（令和 7 年度改訂版）を策定

(2) 進捗管理及び評価

「松本市の環境（松本市環境基本計画年次報告書）」を年 1 回発行

(3) 環境審議会

松本市環境基本条例に基づき設置された諮問機関で、環境保全に係る基礎的事項について、調査、審議等を行っています。

2 ゼロカーボン推進事業

(1) 経過

平成 13 年 4 月	松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を創設
23 年 11 月	松本市地球温暖化対策実行計画を策定
28 年 7 月	松本市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度改訂版）を策定 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を策定
29 年 6 月	松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金を創設
9 月	松本市再生可能エネルギー導入支援事業補助金を創設
11 月	「温暖化対策ビジネスフォーラム in まつもと」を開催
30 年 4 月	松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金に統合
31 年 2 月	竜島温泉に木質バイオマス熱利用設備（チップボイラー）を導入
令和 2 年 1 月	世界首長誓約/日本に署名
2 月	松本市環境配慮型公共施設整備指針を策定
12 月	気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明
4 年 2 月	松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの設立
4 月	乗鞍高原地域が環境省の「脱炭素先行地域」に選定
6 月	松本市ゼロカーボン実現条例の制定

- 7 月 松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定（松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定）
- 8 月 まつもとゼロカーボン実現計画を策定（松本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定）
- 令和 5 年 12 月 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例を制定
- 令和 6 年 4 月 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例を施行
- 令和 6 年 8 月 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社の設立
- 令和 6 年 9 月 「気候市民会議まつもと」を開催
- 令和 7 年 3 月 「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」が完成
- 令和 7 年 4 月 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社が事業の本格稼働を開始
- 9 月 脱炭素先行地域を辞退

(2) 世界首長誓約/日本への署名

松本市は、世界首長誓約/日本へ署名して、地球温暖化に関する 3 つの事項に取り組むことを誓約、気候変動への取り組みを行い、パリ協定への貢献を進める首長・自治体であることを表明しました。

(3) 気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明

松本市は、松本の豊かな資源が生み出す再生可能エネルギーの活用や 3 R の推進による、省資源、省エネルギーの徹底などを盛り込んだ、「松本市気候非常事態宣言～2050 ゼロカーボンシティを目指して～」を表明しました。

(4) 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの設立

松本平における脱炭素事業の推進を図るため、産学官が連携して推進する組織「松本平ゼロカーボン・コンソーシアム」を設立しました。

(5) 松本市ゼロカーボン実現条例の制定

脱炭素に関し、市、事業者及び市民それぞれの責務や、今後の脱炭素施策の基本方針等を定めた松本市ゼロカーボン実現条例を制定しました。

(6) 松本市役所ゼロカーボン実現プランの策定

実現条例の制定に基づき、松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定し、令和 4 年 7 月に新たに「松本市役所ゼロカーボン実現プラン」を策定しました。本計画は令和 2 年度に策定した松本市環境配慮型公共施設整備指針を統合したものです。

(7) まつもとゼロカーボン実現計画の策定

実現条例の制定に基づき、松本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、令和 4 年 8 月に新たに「まつもとゼロカーボン実現計画」を策定しました。本計画は平成 28 年度に策定した松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を包含するもので、かつ新たに松本市気候変動適応計画を位置付けたものです。

(8) 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の制定

松本市ゼロカーボン実現条例第 11 条に定める再生可能エネルギーの適正な導入を推進することを目的に、市域における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し必要な事項を定めた「松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例」を制定しました。

(9) 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社の設立及び事業開始

地域内における再生可能エネルギーの開発、調達、供給等、脱炭素に関連する事業の中心的役割を担う地域エネルギー事業会社である松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社を設立しました。

また、令和7年4月1日から松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社による、松本クリーンセンターでの廃棄物発電により得られた再エネ電力の供給が、市有施設 56 施設を対象として開始されました。

(10) 松本市地域エネルギー導入支援事業補助制度の創設

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、既存の松本市太陽光発電設備導入加速化補助金の補助対象等を拡充し、再生可能エネルギーの地産地消及び地域裨益を促す新たな補助制度である松本市地域エネルギー導入支援事業補助金を創設しました。令和8年度から、令和7年以降に設置する設備に対する補助を実施します。

(11) 気候市民会議まつもとの開催

まつもとゼロカーボン実現計画に掲げた目標を達成するため、市民と共に具体的な行動を検討する気候市民会議を信州大学と共に開催し、市民の行動変容策である「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」をまとめました。

(12) 松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金の創設

家庭における再生可能エネルギー100パーセント由来の電力の利用拡大によって、家庭部門のゼロカーボンを推進するため、家庭で使用する電力を再生可能エネルギー100パーセント由来の電力に切り替えた、又は新規に再生可能エネルギー100パーセント由来の電力を選択した個人に対し、奨励金を交付します。

3 食品ロス削減事業

(1) 経過

平成23年5月 「残さず食べよう！30・10運動」を開始

24年度 「ごみの分別と食べ残し」をテーマに園児を対象とした参加型環境教育を開始

25年度・28年度 食品ロス削減に係る調査事業を実施

26年度 おうちで「残さず食べよう！30・10運動」を開始

食品ロス削減啓発用紙芝居を作成

27年度 環境省モデル事業で、市内3小学校で学校給食における食べ残し量調査を実施

28年度 小学校3年生を対象とした環境教育事業を開始

「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を開始

29年10月 「第1回食品ロス削減全国大会」を開催

31年12月 食品ロス削減啓発用絵本を作成

令和元年10月 食品ロス削減シンポジウムを開催

3年 2月 第2回食品ロス削減シンポジウム（オンライン）を開催

3月 松本市食品ロス削減推進計画を策定

4年 2月 まつもとフードシェアマーケットを開始

10月 第1回もったいないクッキンググランプリを開催

5年 10月 第2回もったいないクッキンググランプリを開催

11月 社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を波田地区にて実施

6年 10月 第3回もったいないクッキンググランプリを開催

11月 社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を奈川地区にて実施

7 年 10 月 第 4 回もったいないクッキンググランプリを開催

(2) 令和 7 年度の取組み

ア 園児を対象とした参加型環境教育を、市内 62 園で実施し、小学 3 年生を対象とした環境教育を、市内 28 校で実施しました。

イ おうちで「残さず食べよう！30・10 運動」（家庭における食品ロス削減の取組み）

(ア) 毎月 30 日を「冷蔵庫クリーンアップデー」、毎月 10 日を「もったいないクッキングデー」として取組みを推進しています。

(イ) 松本大学との連携で作成した「もったいないクッキングレシピ集」を小学校の環境教育などで活用しました。レシピは、レシピ掲載サイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン」でも公開されています。

(ウ) 食品ロス削減月間（10 月）に、「残さず食べよう！30・10 運動 おうちで食べきりキャンペーン」として、小売店でのポスター斉掲出を行いました。

(エ) 各家庭で食品ロス問題や家庭でできる取組みについて知り、実践を促すために、食品ロスや生ごみの削減につながる料理のアイディアを広く募集し、優秀なレシピを表彰する「第 4 回もったいないクッキンググランプリ」を開催しました。

ウ おそとで「残さず食べよう！30・10 運動」（飲食店における食品ロス削減の取組み）

(ア) 市内飲食店や小売店、事業所を対象として「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を実施し、平成 30 年 9 月から、小売店も推進店として認定しています。（令和 7 年度末 438 件（飲食店 269・小売店 42・事業所 127））

(イ) おそとで「残さず食べよう！30・10 運動」の周知啓発のため、食品ロス削減月間である 10 月及び忘新年会シーズンの 12 月と 1 月に、職員がのぼり旗をもって飲食店の集中する松本駅前等で、宴会に参加する方をターゲットとして、啓発用ポケットティッシュを配布する「30・10 キャラバン」を計 3 回実施しました。

(ウ) おそとで「残さず食べよう！30・10 運動」の「乾杯後 30 分」と「お開き前 10 分」の時間の設定について、30 分と 10 分会食のスタイルや参加者に合わせて調節できることを広く周知するために啓発ポスターを刷新し、全推進店及び希望する推進事業所へ配布しました。

エ 市内で活用を推進しているフードシェアリングサービスを「まつもとフードシェアマーケット」と称しソーシャルグッドマーケット Kuradashi、自治体運営型フードシェアリングサービスまつもとタバスケを活用して事業系食品ロスの削減を進めました。

4 環境教育事業

(1) エコスクール事業、小中学校環境教育支援事業等による環境学習講座の実施、松本市地球温暖化防止市民ネットワークによる環境保全啓発活動を実施しました。

ア エコスクール実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
講座開催数	18 回	18 回	18 回
参加人数	174 人	321 人	248 人

【実施内容】塩沢川ホタル観察会、ペットボトルから繊維を作ろう、アルプスヘライチョウに会いに行こう、ロケットストーブを作ってみよう、ワシ・タカウォッチング、化石を通して地球を学ぼう、冬の自然観察会、チョウを観察しよう、ソーラーライトづくり等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施校数	17 校	17 校	14 校
実施事業	50 事業	30 事業	30 事業
実施プログラム数	23 講座	18 講座	19 講座
参加人数	2,599 名	1,322 名	1,747 名

【実施内容】リバーアドベンチャー、木の授業とバームクーヘン作り、炭用石窯でピザ焼体験、体感&体感！自然体験学習！、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、ぬかくどご飯焚き体験、地域発見ウォーキング、生き物から学ぶ環境学習等

5 eco オフィスまつもと認定事業

松本市環境基本計画を事業者の立場から推進するため、省エネや節電、ごみの減量化、エコ通勤など、環境に配慮した取組みを行っている事業所を「eco オフィスまつもと」として認定する事業を 27 年度から実施しています。令和 6 年度は三つ星事業所 3 社を優秀事業所として表彰しました。

令和 7 年度末認定事業所数 84 事業所（マスター：5 事業所、三つ星：14 事業所、二つ星：15 事業所、一つ星：50 事業所）

6 環境保全対策

(1) 水質汚濁防止対策

ア 公共用水域水質調査

(ア) 調査目的 水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく公共用水域の水質監視

(イ) 調査場所 3 河川 1 湖沼 5 か所 犀川(島々谷川合流点上、水殿ダム下)、田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)、美鈴湖(流出部)

(ウ) 調査回数 通年 河川：年 24 回〈田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)〉、年 12 回〈犀川(島々谷川合流点上)〉、年 4 回〈犀川(水殿ダム下)〉、湖沼：年 8 回〈美鈴湖(流出部)〉

(エ) 調査項目 69 項目(BOD など環境基準項目他)

イ 市内河川定点水質調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の水質状況の把握

(イ) 調査場所 18 河川 30 か所

(ウ) 調査回数 年 2～4 回

(エ) 調査項目 BOD など 12 項目

ウ 市内河川底質・水質健康項目調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の底質(底泥)及び水質の健康項目状況の把握

(イ) 調査場所 1 か所

(ウ) 調査回数 年 1 回

(エ) 調査項目 底質はカドミウムなど 6 項目、水質健康項目はカドミウムなど 14 項目

エ 市内河川水生生物調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の水質状況を水生生物により評価

(イ) 調査場所 市内河川 13 か所

(ウ) 調査回数 年 1 回

(エ) 調査方法 平成 11 年 7 月の環境庁・建設省指定調査方法による

オ 市内地下水水質調査

(ア) 調査目的 水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく地下水の水質監視

(イ) 調査場所 19 か所

(ウ) 調査回数 年 1 回

(エ) 調査項目 有機塩素系溶剤など 15 項目(13 か所)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(4 か所)、
ほう素(2 か所)

カ 水質汚濁防止法等特定事業場立入検査

(ア) 目 的 水質汚濁防止法又は長野県良好な生活環境の保全に関する条例に基づく特定事業場
の排水監視

(イ) 立入回数 77 事業場 延べ 90 回 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

(2) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場において、その施設が廃止された際に土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付け、その結果汚染が判明した場合は汚染の除去等必要な措置を講ずるよう定めています。

ア 土壌汚染調査の結果、汚染が判明し区域を指定した件数 1 件

イ 一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数 29 件

(3) 騒音・振動防止対策

ア 道路交通環境調査

(ア) 調査目的 道路交通環境対策のための基礎資料

(イ) 調査場所 市内主要道路沿い 6 か所

(ウ) 調査回数 年 1 回

(エ) 調査項目 3 項目(騒音レベル、振動レベル、交通量)

イ 長野自動車道沿道騒音調査

(ア) 調査目的 周辺住民の生活環境保全のための測定

(イ) 調査場所 2 か所

(ウ) 調査回数 年 1 回

(エ) 調査項目 2 項目(騒音レベル、交通量)

ウ 一般環境騒音調査

(ア) 調査目的 地域類型ごとの環境基準達成状況調査

(イ) 調査場所 3 か所

(ウ) 調査回数 年 1 回

(エ) 調査項目 1 項目(騒音レベル)

(4) 大気汚染防止対策

ア 大気常時監視

(ア) 調査目的 大気汚染防止法第 22 条第 1 項に基づく大気の常時監視

(イ) 調査場所 2 か所（一般環境大気測定局（庄内）、自動車排出ガス測定局（渚交差点））

(ウ) 調査回数 通年（1 時間ごと）

(エ) 調査項目 松本庄内局：4 項目、松本渚交差点局：4 項目

イ 有害大気汚染物質常時監視（1 か所、月 1 回、21 項目）

ウ 微小粒子状物質成分測定（1 か所、年 1 回、21 項目）

(5) 悪臭防止対策

工場その他の事業場から事業活動に伴って発生する悪臭について臭気指数規制で対応しました。

(6) 地下水の保全

ア 松本市水環境を守る条例

地下水の保全と地下水利用の適正化を図るため、水環境を守る条例に基づき動力を用いた吐出口口径 25mm 以上の地下水採取施設については、採取者が届出をすることとなっています。

・届出数 572 件（令和 8 年 3 月 31 日現在）

イ 地下水位測定

(ア) 清水、島立、今井の 3 地点で常時監視

(イ) 松本城周辺 9 か所で年 2 回、測定を実施

令和 7 年度の地下水位の変動は、前年とほぼ同様の変化を示しました。

ウ アルプス地域地下水保全対策協議会（平成 24 年 2 月 24 日設立、11 市町村及び県で構成）

協議会のなかで、松本盆地を 1 つの水がめとしてとらえた広域的な地下水の保全・かん養や適正利用の方策をさぐるとともに、地下水に関する調査や研究を進めています。

平成 31 年 2 月に「地下水の保全及びかん養に関する指針」が策定され、今後は、この指針に基づき他市町村とともに広域的に取り組んでいきます。

(7) 開発行為または建築確認申請時における公害未然防止指導

(8) 公害苦情件数

（単位：件）

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
R5	69	37	1	0	19	2	0	9	1
R6	61	27	0	0	26	0	0	5	3
R7	70	38	0	0	19	3	0	9	1

(9) 生物多様性の保全

「松本市生物多様性地域戦略」（平成 28 年 3 月策定）（以下「地域戦略」という）が令和 7 年度末で 2 度目の短期目標年度を迎えるため、改訂を行い、行動計画の目標値を一部見直しました。

地域戦略の 3 つの取組方針「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」と行動計画に基づき、生物多様性の保全を進めます。

ア 生物多様性モニタリング調査

島内地区車屋せぎ、崖下せぎにて水生生物相調査を行いました。

イ 市民参加型生物調査

市民カエル調査を 6 月から 9 月にかけて実施しました。

ウ ゴマシジミ保護回復事業

発生地で成虫の頭数調査を実施しました。

(10) 公衆トイレ管理

- ア 公衆トイレの清掃等維持管理
- イ 公衆トイレに関する苦情処理

7 葬祭事業

平成 17 年 4 月、葬祭センターに係る市直営業務（施設使用許可等の管理業務）と委託業務（火葬業務等）の管理運営の一元化を行い、市民サービスの一層の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者制度へ移行しました。

(1) 施設の概要

- ア 位 置 松本市蟻ヶ崎 4 丁目 10 番 1 号
- イ 敷地面積 9,500.55 m²
- ウ 延床面積 2,422.27 m²
- エ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建一部 2 階建
- オ 施設の内容 火葬棟、倉庫棟、中央ホール棟、収骨棟、待合棟
- カ 炉 数 ・火葬炉 6 基 ・動物炉 1 基
- キ 事業費 2,005,880 千円（建設事業費）

(2) 令和 7 年度葬祭業務取扱件数 () 内は令和 6 年度 (単位：件)

区 分	市 内	市 外	合 計	区 分	市 内	市 外	合 計
火 葬	(2,821) 2,888	(235) 236	(3,056) 3,124	葬 具	(43) 57	(0) 4	(43) 61
待 合 室	(2,419) 2,465	(149) 138	(2,568) 2,603	祭 壇	(0) 0	(0) 0	(0) 0
霊 柩 車	(211) 228	(14) 12	(225) 240	動物火葬	(1,184) 1,205	(114) 114	(1,298) 1,319

※火葬は、死体、死産児、胞衣の合計件数

8 霊 園

現在、市営 10 霊園合計で、13,604 基の管理を行っています。

中山霊園の第 1 次造成は昭和 62 年度で終了し、第 2 次造成事業は平成 2 年度から平成 15 年度までに墓所造成を行い、19 年度までに募集、貸付を行いました。

また、市民の新規墓地需要に応えるため、第 3 次造成事業計画を策定、既存霊園南側隣接地を約 8.4ha 拡張し、約 2,000 基の墓所造成を行い、平成 20 年度から需要を把握し貸付を行っています。

平成 18 年度までに造成工事の実施計画・測量調査を行い、19 年度に事業用地を松本市土地開発公社から取得、造成工事を実施し、平成 20～令和 6 年度には 1,264 基の墓所造成、貸付を行いました。

平成 23 年度には、中山霊園シンボルタワーを改修し、埋蔵数 800 体（個別埋蔵 400 体、共同埋蔵 400 体）の合葬式墳墓を整備し、平成 24 年度から供用を開始しました。平成 29 年度には共同埋蔵場所を、令和元年度には個別埋蔵場所を増設し、埋蔵数を個別埋蔵 800 体、共同埋蔵 1,200 体に拡充しました。さらに令和 5～6 年度にかけて新屋内型合葬式墳墓を建設し、個別埋蔵 1,346 体、共同埋蔵 3,400 体を備えました。

また、多様化する墓地需要に対するため、樹木式埋蔵場所 960 体分を 29 年度に整備し、令和 2 年度から生前申請の受付を開始しました。

(1) 霊園別概要

No.	霊 園 名	面 積 (㎡)	1 区画面積 (㎡)	墓所数 (基)
1	蟻ヶ崎霊園	16,863	2～20	2,445
2	並柳霊園	1,952	3.3～ 6.6	482
3	中山霊園	140,855	4～16	9,283
4	奈川霊園	822	6～12	116
5	あずさがわ霊園	1,335	6～ 9	206
6	上野霊園	744	4～ 6	125
7	横沢霊園	71	5.48	13
8	さみぞ霊園	1,027	4.1～ 6	173
9	下原霊園	2,204	4.8～ 7.3	368
10	つつじヶ丘霊園	2,358	6	393
合 計		168,231	—	13,604

(2) 中山霊園の墓所造成実績

造成期	第 1 次造成	第 2 次造成	第 3 次造成	(第 3 次造成年度別内訳)				
年度	S43～S62	H2～H15	H20～	H20～R3	R4	R5	R6	R7
基	4,415	3,604	1,264	1,147	51	—	66	—

9 広域葬祭センター

昭和 53 年 2 月 1 日に 1 市 4 町 12 村による南安松筑広域環境施設組合を設立（現在は、構成市町村の合併により 2 市 4 村 名称は安曇野松筑広域環境施設組合）し、施設は老朽化及び住民サービスの向上にむけて全面改築を行い、平成 13 年 3 月に竣工しました。

施設の概要

- (1) 場 所 安曇野市豊科田沢 7881-1
- (2) 面 積 敷地 42,183 ㎡ 建物 2,098.35 ㎡
- (3) 設 備 火葬炉 5 基 小型炉 1 基
- (4) 事業費 1,237,510 千円（建設事業費）
- (5) 取扱件数 令和 7 年度火葬（死体・死産児・胞衣）1,550 件（内 松本市民利用 129 件）

10 ポイ捨て防止及び不法投棄防止対策

(1) ポイ捨て防止対策

たばこ、空き缶等のポイ捨て防止、家電製品等の不法投棄を防止するため、松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しました。ごみゼロ運動、散乱ごみ追放キャンペーンを実施するほか、県内プロスポーツ団体の試合会場や松本駅前での桃太郎旗等の掲示やポケットティッシュの配布による啓発活動とごみ拾いを行い、ポイ捨て防止の呼びかけを実施しています。

(2) 不法投棄防止対策

ア 現在の取組み

- (ア) 不法投棄の防止及び早期発見のため環境美化巡視員（7年度 496名）を委嘱するとともに、環境業務課職員によるパトロール及び早期回収に取り組んでいます。
- (イ) 不法投棄防止看板を作成し啓発活動を進めるとともに、平成15年度から不法投棄防止のためのフェンスを年次計画により設置しています。
- (ウ) 廃タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベの特別収集を年1回松本クリーンセンターで実施しています。

イ 不法投棄処理量

年 度 種別		R6	R7	比 較	備 考
実 施 日 数		139	166	19.4%	
実 施 箇 所		238	345	45.0%	
処 理 量 (t)	可燃ごみ	3	1	△66.7%	
	不燃ごみ	1	3	200.0%	
	合 計	4	4	0.0%	
特 定 家 庭 用 機 器 (台)	テ レ ビ	38	44	15.8%	平成13年4月から家電リサイクル法の施行により、粗大ごみとしての収集を廃止しました。
	冷 蔵 庫	9	14	55.6%	
	洗 濯 機	3	4	33.3%	
	エアコン	1	2	100.0%	
	合 計	51	64	25.5%	

ウ 今後の取組み

警察及び市民と連携・協力し、パトロールの強化、投棄者の発見及び迅速な回収処理に努めるとともに、不法投棄防止の啓発を行います。

11 環境衛生事業

(1) 環境衛生協議会

各町会単位に環境衛生部があり、この環境衛生部が集まって地区環境衛生協議会が組織され、さらに地区環境衛生協議会の連合体として松本市環境衛生協議会連合会が組織されており、自主的に環境衛生思想の普及や各種事業を実施し、市の環境行政に積極的に協力しています。

(2) 環境美化巡視員

平成13年4月に施行された松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例に基づき、ポイ捨てや不法投棄の通報及びその防止のための啓発を行い、地域住民と協力して住みよい環境づくりにあたるため、町会環境衛生部長と地区環境衛生協議会長を環境美化巡視員に委嘱しています。

(3) 河川をきれいにする会

主要河川について、河川をきれいにする会が17団体組織されており、定期清掃などの環境美化活動が市民により自主的に行われています。

(4) 合併処理浄化槽設置整備事業

ア 経過

(ア) 平成元年4月に、生活排水による公共水域の水質汚濁防止並びに市民の快適な生活の確保を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定しました。

(イ) 平成13年4月には事業所等に設置される大型合併処理浄化槽を新たに補助対象とする要綱の改正を行いました。

イ 補助対象区域

公共下水道処理区域外

ウ 補助金額

人槽区分	補 助 実 績 (基)		
	R5	R6	R7
5 人 槽 ま で	6	5	5
6 ～ 7 人槽	1	3	2
8 ～ 10 人槽	1	0	1
11 人～20 人槽	0	1	0
21 人～30 人槽	0	0	0
31 人～50 人槽	0	0	1
51 人槽以上	0	0	0
合 計	8	9	9
補助金額 (千円)	2,720	3,478	4,394

エ 清掃費補助

公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を推進するため、平成14年度から合併処理浄化槽の清掃に対し補助金を支出しています。

(ア) 補助対象区域 公共下水道処理区域外

(イ) 補 助 金 額 補助率 1/2 補助限度額 2 万円

(ウ) 令和7年度補助実績 253 件 補助金額 4,305 千円

(5) し尿年間収集量 (浄化槽汚泥を含む。) (単位: kl)

年度	収集量	し尿許可業者			直 営
		し 尿	汚 泥	雑排水	し 尿
R5	8,080	4,367	3,541	138	34
R6	7,855	4,209	3,510	104	32
R7	7,422	4,042	3,246	94	40

(6) 浄化槽の管理指導及び保守点検業者の登録に関する事務 (中核市事務)

令和7年度保守点検業者登録件数 1 件

(7) 浄化槽放流水の水質検査 (中核市事務)

令和7年度立入調査 (水質検査) 24 件

12 清掃事業

(1) ごみ・資源物年間収集量

(単位：t)

種 別 \ 年 度		R5	R6	R7
可燃ごみ	家 庭 系	33,529	33,129	32,176
	事 業 系	38,398	37,827	37,304
	合 計	71,927	70,956	69,480
	前 年 対 比	△5.7%	△1.3%	△2.1%
埋立ごみ	家 庭 系	381	361	338
	事 業 系	277	281	288
	合 計	658	642	626
	前 年 対 比	△8.0%	△2.4%	△2.5%
破碎ごみ	家 庭 系	104	104	104
	事 業 系	234	245	242
	合 計	338	349	346
	前 年 対 比	11.7%	3.3%	△0.9%
資 源 物	収集・持込み	6,989	6,778	6,572
	集 団 回 収	1,069	1,047	999
	合 計	8,058	7,825	7,571
	前 年 対 比	0.2%	△2.9%	△3.2%
粗大ごみ (台)	軒先回収・持込み	4,213	4,527	4,641
	前 年 対 比	△4.5%	7.5%	2.5%
合 計		80,981	79,772	78,023
前 年 対 比		△5.1%	△1.5%	△2.2%
リ サ イ ク ル 率		10.1%	9.9%	9.8%

(2) ごみ減量対策事業

ア 松本市一般廃棄物処理計画

平成4年度に第1次ごみ減量推進行動計画(4～13年度)及びごみ処理基本計画(5～24年度)を策定、平成14年度に第2次ごみ減量推進行動計画(14～22年度)を策定し、ごみ減量と資源化の推進に取り組んできましたが、合併等により計画と現状に隔たりが生じてきたため、平成20年度に平成29年度までの10年間の計画期間とした松本市一般廃棄物処理計画を策定しました。

平成29年度末には、松本市一般廃棄物処理計画(平成30年度～令和9年度版)を策定し、1人1日当たりの家庭系ごみ・事業系ごみの排出量を平成24年度比でそれぞれ10パーセント、30パーセント削減する目標を掲げ、令和5年度に中間見直しを行い、2050ゼロカーボンシティの実現に向けて更なる3Rの推進を図っています。

イ 再資源化の推進

焼却ごみの削減と再資源化の推進を図るため、3R(発生抑制、再利用、再生利用)徹底によりごみ減量の推進を図っています。

(ア) 資源リサイクル事業の推進

年々増加するごみ量に対処するため、焼却経費の節減、埋立量の削減、資源物の有効利用等を目的として昭和53年から市民の協力を得る中で、資源リサイクル運動を開始しました。

平成16年度からは分別基準を、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみ、破碎ごみの5分別としました。また、資源リサイクル運動を推進するため、有価資源物リサイクル事業実施町会及び集

団回収を実施する団体に助成金を交付し、資源物の回収を促進しています。

(イ) プラスチックの再資源化

a 容器包装プラスチックの再資源化

平成 9 年に容器包装リサイクル法が施行されたことに伴い、平成 17 年 4 月から容器包装プラスチックの再資源化を行っています。

b プラスチック資源の一括回収の実施

令和 3 年度に環境省「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」に採択され、モデル地区 2 地区（島内地区、安曇地区大野川区）で容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を試験的に実施しました。支援事業の結果を基に、焼却施設から発生する二酸化炭素排出量を削減し、プラスチック類の再資源化を推進するため、「プラスチック資源」として容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を、令和 5 年 1 月からは脱炭素先行地域である安曇地区大野川区で、令和 5 年 4 月からは市内全域で実施しています。

あわせて、製品プラスチックのうち指定 29 品目で大型のものは、「大型プラスチック資源」として再資源化を始めました。

(ウ) 廃食用油の再資源化

廃食用油（てんぷら油）の再資源化を推進するため、平成 17 年 4 月から全地区での回収を開始し、平成 25 年からは市外の業者に収集運搬及び処理業務を委託して、バイオディーゼル燃料への再資源化を行っています。

(エ) 使用済小型家電製品の再資源化の取組み

小型家電リサイクル法の施行に伴い、使用済小型家電製品の再資源化に向け、平成 24 年 11 月からモデル事業による収集を開始し、平成 26 年 4 月からは全地区の資源物ステーションで回収を行っています。

(オ) 福祉施設との協働により資源物の常時回収場所を平成 18 年度から設置しています。（市内 15 か所）

(カ) 平成 23 年度に紙類常設回収場所を 5 か所設置（試行）し、24 年度には回収場所を 28 か所に、26 年度には 32 か所に拡大して、小紙片等の再資源化を進めています。

(キ) 剪定枝等資源化事業

公共施設から発生する剪定枝等をバイオマス発電の燃料として再資源化し、焼却ごみの減量を図っています。

(ク) 不用食器リサイクル事業

家庭で不用となった食器を回収し、状態の良いものは無料配布（リユース）、その他のものは新しい製品の原材料とする（リサイクル）事業を市民協働で実施しています。令和 7 年度は波田で開催し、計 7.4 トンを再資源化しました。

(ケ) 松本キッズ・リユースひろば事業

ごみの減量と子育て世代への支援を目的として、家庭で使わなくなった育児・子ども用品を無料で回収・配付する事業を実施しています。令和 7 年度は 6 回の配付会を開催し、計 14.8 トンの育児・子ども用品を必要とされている方に配付しました。

ウ プラスチックごみ削減事業

ごみの減量及びゼロカーボン実現に向けて、使い捨てプラスチックを中心とした削減事業を体

系化し、「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として取組みを推進しました。

(ア) マイボトル利用促進事業

地域資源である豊富な美味しい水を活かし、マイボトルを利用しやすい環境を整備することで、ペットボトル使用量を削減するとともに、市民の環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。令和3年度から信州大学との連携により、アクアスポットswee（マイボトル専用無料給水設備）を市内16か所に設置し、令和7年度には実証実験に伴い、5か所をver.2に入れ替えマイボトルの利用促進を図りました。

(イ) イベント用リユース食器導入事業

イベントにおいて多量に排出される使い捨て食器によるごみの削減及び街をあげて環境配慮に取り組む機運の醸成を図るため、リユース食器のリース事業を市内に展開し、リースに係る費用に対して補助金を交付するイベント用リユース食器導入事業を実施しました。

(ウ) 特定プラスチック転換支援事業

事業者による脱プラスチックの取組みを推進するため、宿泊施設のアメニティ等のプラスチック使用製品をバイオマス素材が配合された製品等へ転換する場合に、その費用を支援する特定プラスチック転換支援事業を開始しました。

エ 事業所のごみ減量推進

事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者に対し、ごみ減量行動計画書並びに廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付けるとともに、「事業系ごみの分け方・出し方」を活用して、適正なごみの分別がされるよう周知・啓発を図っています。また、中核市移行に伴い県から産業廃棄物に係る業務が移譲されたことから、事業所への立入検査を強化し、ごみの適正処理の推進に向け指導を行っています。

オ ごみ減量機器の購入費補助

家庭や事業所でのごみ減量を推進するため、堆肥化処理容器、生ごみ処理機、剪定木処理機の購入費補助を行っています。

カ 紙類の可燃ごみ搬入規制

事業系の可燃ごみを減量するため、松本クリーンセンターに搬入される再生可能な紙類について平成20年9月から搬入規制を実施しています。

合わせて、収集運搬許可業者が搬入したごみの内容、分別状況を調査する展開検査を実施しています。

キ 生ごみ堆肥化講習会の開催

家庭から出る生ごみの減量を図るため、各地区の環境衛生協議会の研修等で段ボールを使った堆肥作りの講習会を実施できるよう、動画を公開しました。

ク 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について、平成21年度に「松本市ごみ有料化検討委員会」を設置するとともに、庁内で検討を進めました。その際、最終的には、市として「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、家庭系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施する」と結論付け、ごみの削減に努めてきました。

しかしながら、本市の1人1日当たりのごみ量は長野県内19市の中で最も多く、今後更に最終処分場の延命化及び地球温暖化に関する対策の重要性が増すことから、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担を実施する時期が来ていると改めて判断したため、令和7年4月に松本市環境審議

会へ諮問し、制度の仕組み等の検討を開始しました。また、専門的な見地から詳細な検討を行うため松本市環境審議会に家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会を設置し、検討を行っています。

ケ スプレー缶(カセットボンベを含む。)及びライターの分別収集

スプレー缶等の穴開けによる事故が全国的に発生しており、市民の安全を確保するためにスプレー缶等の穴開けを不要とし、また、ライターによるパッカー車の火災を防止するため、平成 29 年 4 月から新たにスプレー缶等とライターの分別収集を始めました。

コ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信

平成 29 年度から、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始し、ごみ・資源物の分け方出し方及び収集日程表など、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図っています。

サ 市公式 LINE での分別周知

令和 5 年度から、市民がごみの分別区分を検索しやすい環境を整備するため、市公式 LINE において、自動又は有人で分別区分を回答するシステムの運用を開始しました。

シ 家庭系・事業系可燃ごみの組成及び食品ロス調査の実施

平成 30 年度から、本市のごみの排出実態を的確に把握し、今後のごみ減量化施策につなげるため、家庭系・事業系可燃ごみの組成及び食品ロス調査を実施しています。

ス 製紙機の導入

市役所で使用する紙の削減と、市民への環境教育に活かすため、製紙機を令和元年度に導入しました。令和 7 年度には、当該製紙機で庁内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました（再生紙生産枚数：653,363 枚）。

セ 集合住宅における家庭系ごみの分別徹底

本市では、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部を事業系ごみとして取り扱っており、事業系ごみが他自治体に比べて多い理由の 1 つとなっていることから、集合住宅においても分別の徹底を図ることでごみ排出量を削減するため、指定ごみ袋の使用を義務化するとともに家庭系ごみと同じ分別区分に統一し、収集体制を民間契約収集から行政収集へ移行して、取扱いを事業系ごみから家庭系ごみに変更することを検討します。

13 廃棄物処理施設

(1) 最終処分場

ア 松本市エコトピア山田

(ア) 経過

昭和 60 年から 2 か年で管理型埋立地として拡張整備し、サンドイッチ+セル方式で埋立をしています。

平成 14 年 10 月 1 日には山田不燃物処理場から、エコトピア山田に名称変更し、より市民に親しまれる施設運営を目指しています。

また、処分場の延命化を図るため、平成 15 年度に破砕施設を整備しました。

平成 20 年度からは、焼却灰の一部の再資源化平成 23 年度から飛灰の一部の再資源化を開始し、加えて、平成 24 年度には、塩尻市、朝日村とのごみの共同処理開始に伴う灰の交換により飛灰は市内の最終処分場への埋立を行わないこととしました。しかし、平成 25 年度の途中で再

資源化を行っていた業者での受け入れが中止となり、平成 26 年度から、安定した処理を行うため他の方法による再資源化を行うことに加え、市外業者による委託埋立を行うこととしました。

平成 27 年度には、今後も継続して廃棄物の埋め立てを行うにあたり、適切な機能を維持させるとともに施設の改善点を確認するため、最終処分場全般の構造物等安全確認検査を実施しました。その結果、改善の必要性があると指摘された設備の一部については、平成 28 年度に構造物の設置及び改修を行いました。

令和 2 年度には、破碎処理により減容化した埋立ごみの一部の委託埋立を開始しました。

令和 3 年度からは施設の再整備のため、廃棄物の埋め立てを休止しました。

令和 5 年度には、エコトピア山田再整備事業の一部として実施した既存廃棄物の移設工事が終了したことから、埋立処分終了届を提出しました。

(イ) 施設の概要

区 分		数 量 等	備 考
面 積	処 分 場 全 体 面 積	122,473m ²	
	埋 立 可 能 面 積	67,300m ²	
埋 立 量	埋 立 可 能 容 量	745,000m ³	
	埋 立 済 量	426,074m ³	令和 5 年度末
	残 容 量	0m ³	令和 5 年度末
埋 立 開 始 年 月		昭和 45 年 2 月	昭和 62 年に拡張整備

(ウ) 埋立量

区分	R2	R3～
埋立ごみ	985 t	再整備のため 埋立を休止
焼却灰	5,661 t	
飛灰	0 t	
合計	6,646 t	

(エ) エコトピア山田再整備事業

施設の使用開始から 50 年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ、改正後の構造基準を念頭に、平成 28 年度までの当該施設の今後の方針検討を踏まえ、平成 29 年度から本格的な検討を開始しました。

その結果、平成 30 年度には、より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図ることとした方針を決定しました。

令和元年度は、方針決定した構想案を基に、国の交付金制度を活用するため、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、長野県を通じて環境省に提出しました。また、既存廃棄物を適正に移設するための調査を実施しました。

令和 2 年度は、再整備に係る全体基本計画（案）の作成を進めるとともに、環境影響評価に着手しました。また、計画どおり、現処分場への廃棄物の埋め立ては令和 2 年度末で終了しました。

令和 3 年度は、再整備に係る全体基本計画の策定及び建物解体工事を行うとともに、既存廃棄物移設工事に着手し、令和 4 年度は、新処分場の基本設計に着手しました。

令和 5 年度は、廃棄物移設工事が完了したため、埋立処分終了届を提出した後に、廃止モニタリングを開始しました。また、新処分場の基本設計が完了し、引き続き実施設計に着手しました。なお、基本設計を実施した結果、工期が 1 年間延長となり、令和 10 年 4 月の供用開始予定となりました。

令和 6 年度は、昨年度に引き続き廃止に係るモニタリング調査を実施するとともに、新処分場の実施設計及び周辺環境への影響を評価する生活環境影響調査を完了しました。

令和 7 年度は、昨年度に引き続き廃止に係るモニタリング調査を実施した結果、基準に適合していることから廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃止しました。また、新処分場の実施設計が完了し、再整備に伴う盛土材採取用地の購入、新処分場の埋立地造成工事及び既存の管理棟とストックヤードの改修工事等に着手しました。

再整備期間中は最短でも 7 年間は、灰を含め、廃棄物の最終処分を民間業者へ委託する必要があることから、安定的に処分できるよう委託先を確保するとともに、ごみ減量に向けた一層の取組みを行う必要があります。

a 令和 7 年度 灰の委託処分量内訳 (単位：t)

種 類	人工砂化	溶融金属回収	セメント原料化	委託埋立	合計
焼却灰	3,064	2,930	687	0	6,681
飛灰	591	685	0	1,675	2,951
合計	3,655	3,615	687	1,675	9,632

b 令和 7 年度 埋立ごみの委託処分量 (単位：t)

種 類	委託埋立
埋立ごみ	537

イ その他の最終処分場の概要

平成 11 年度に供用を開始した松本市安曇一般廃棄物最終処分場及び平成 14 年度に供用を開始した松本市奈川一般廃棄物最終処分場は、予定していた数量の廃棄物の埋め立てを終了し、最終覆土を行いました。今後は、浸出液の水質等が安定するまで排水処理を行いながら、廃止手続きに必要な環境調査を継続実施します。

(ア) 令和 7 年度埋立量

- a 松本市安曇一般廃棄物最終処分場 0 t
- b 松本市奈川一般廃棄物最終処分場 0 t

(単位＝面積：m² 容量：m³)

施 設 名	処分場 全体面積	埋立 可能面積	埋立 可能容量	埋立済量	残容量	埋立可能 年数
松本市安曇一般廃棄物最終処分場	8,527	1,750	5,100	5,100	0	埋立終了
松本市奈川一般廃棄物最終処分場	10,000	1,000	1,800	1,800	0	埋立終了

(2) 中間処理施設

ア 松本市リサイクルセンター

市民が資源物を常時持ち込める施設として、平成 20 年度に旧ごみ焼却施設の解体跡地に開設し、リサイクルの一層の推進を図っています。

これにより、隣接する松本クリーンセンターと合わせて全てのごみの持込が可能となり、市民の利便性が向上しました。

また、シュレッダーを設置し、機密性を伴う書類も受け入れ、紙類のリサイクルの推進を図っています。

なお、令和 5 年度からは、利便性向上のため、電子決済を導入しました。

所在地	松本市大字島内 9833 番地 2
施設規模	ストックヤード棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 1,293 m ² 計量棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 77 m ²
受入品目	紙類、シュレッダー紙、金属類、布類、雑びん、生きびん、ペットボトル、小型家電、蛍光管・体温計、電池類、スプレー缶・カセットボンベ・ライター、埋立ごみ、スプリング入りマット、スプリング入り椅子

※平成 25 年 4 月から指定管理者制度の導入により指定管理者による管理運営が行われています。

(ア) 主な資源物搬入量

(単位：t)

品目	鉄	アルミ	新聞	雑誌類	段ボール	古布	小型家電
R6	70.7	3.3	2.9	39.4	13.0	15.7	146.3
R7	79.2	3.1	2.7	35.5	12.5	15.6	154.2

(イ) 粗大ごみ搬入量

(単位：台)

品目	スプリングマット	ソファ	ソファ (2人掛以上)
R6	1,317	870	797
R7	1,520	846	809

イ 松本クリーンセンター (松塩地区広域施設組合)

(ア) 稼働中の施設

ごみ処理施設「松本クリーンセンター」の可燃ごみ処理施設は、最新の公害防止技術の採用によって、徹底した公害防止を図っています。特に排ガスに関しては、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値よりさらに厳しい自己規制値を設定し、公害防止に万全を期しています。

また、リサイクルを推進するため「リサイクルプラザ」を併設し、さらに、ごみの焼却により発生する熱で蒸気発電を行い、クリーンセンター及び隣接する余熱利用施設の「ラーラ松本」や野球場の照明に使用し、余剰電力は売電しています。

さらに、平成 17 年度からは容器包装プラスチックの資源化のため、容器包装プラスチック処理施設を稼働しています。本施設では、令和 5 年 4 月からプラスチック資源の一括回収の開始に伴い、容器包装プラスチックに加えて、大型プラスチック資源を除く製品プラスチックもあわせて処理することとしました。

a 施設の概要

処理施設	可燃ごみ処理施設	リサイクルプラザ	プラスチックリサイクル施設
所在地	松本市大字島内 7576 番地 1		
敷地面積	約 49,700 m ²		
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 17,000 m ² 地下 1 階、地上 6 階 建物高さ 約 39m 煙突高さ 59.5m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 3,900 m ² 地下 1 階、地上 3 階 建物高さ 約 23m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 1,500 m ² 地下 1 階、地上 2 階

処理能力等	150 t / 24 時間 × 3 炉 合計 450 t / 日 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉） 廃熱ボイラー式 蒸気量 28.2 t × 3 炉 排ガス施設設備 消石灰・特殊助剤吹込 バグフィルタ 無触媒脱硝装置 余熱利用 蒸気タービン発電（6,000KWh） 熱利用 場内給湯 冷暖房及びラウラ松本	35 t / 5 時間 × 1 基 4 種選別 （鉄、アルミ、可燃物、不燃物）	11 t / 5 時間 × 1 基 手動選別 圧縮梱包
備考	平成 11 年 4 月稼働		平成 17 年 4 月稼働

b 市村別ごみ搬入状況

（単位：t）

区分 年度	ごみ搬入量							1 日当 たり 搬入 量	搬入 比率 （％）
	可燃 ごみ	プラ 資源	大型 プラ	破碎 ごみ	可燃 粗大	あずさ 汚泥	合計		
R5	87,216.19	1,232.64	55.90	354.10	2,075.10	319.31	91,253.24	249.33	—
R6	85,931.28	1,291.54	51.62	366.38	2,115.57	278.97	90,035.36	246.67	—
R7	84,059.83	1,310.25	56.95	361.02	2,207.67	262.88	88,258.60	241.80	—
松本市	67,763.29	1,273.61	56.17	345.90	1,719.13	250.54	71,408.64	195.64	80.91
塩尻市	13,567.41	—	—	9.48	429.90	—	14,006.79	38.37	15.87
山形村	2,143.45	36.64	0.78	5.12	37.26	12.34	2,235.59	6.12	2.53
朝日村	585.68	—	—	0.52	21.38	—	607.58	1.66	0.69

※1 日当たりの搬入量は、年間日数 365 日又は 366 日で算出したもの。

(イ) 新施設の建設

松本市を含む 2 市 2 村で構成される松塩地区広域施設組合が管理・運営する焼却施設「松本クリーンセンター」は、令和 15 年度で役目を終えるため、隣接地に新施設を建設することについて地元の島内平瀬川西町会と島内地区町会連合会から、令和 3 年 1 月 27 日に同意を得ました。新施設は令和 15 年度中の稼働を予定しています。

新施設の建設に向けて、令和 4 年 2 月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和 5 年 2 月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しました。また、令和 7 年度に松本市リサイクルセンターを含む敷地を建設地に確定したことから、新施設における松本市リサイクルセンター機能の一体整備に取り組むことを決定し、基本計画の改訂を行いました。

14 産業廃棄物処理業等の許認可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処分量、産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を行いました。

産業廃棄物処分量及び産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期限は 5 年です。（優良認定されている場合は 7 年）

産業廃棄物処理業者等の許可状況（事業者数・施設数）

<R8.3.31 現在>

処分業		処分業(移動式)		収集運搬業		産業廃棄物処理施設 (15 条施設) (移動式を除く)
産 廃	特別管理	産 廃	特別管理	産 廃	特別管理	
26	3	10	0	32	4	21

15 一般廃棄物処理業等の許認可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処分量、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を行いました。

一般廃棄物処分量及び一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期限は 2 年です。

一般廃棄物処理業者等の許可状況（事業者数・施設数）

<R8.3.31 現在>

処分業	収集運搬業			一般廃棄物処理施設 (8 条施設)
	一般許可	限定許可	特定家庭用機器	
9	13	28	12	17

16 使用済自動車の再資源化等に関する法律による許可及び登録

使用済自動車を再資源化するための解体業、破砕業の許可、引取業、フロン類回収業の登録に関する事務を行いました。

許可及び登録業者（事業者数）

<R8.3.31 現在>

解体業	破砕業	引取業	フロン類回収業
9	7	99	25

17 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分に関する指導

PCB 特別措置法で期限内に処分しなければならないとされている PCB を使用した製品の廃棄物の処分を促しています。

保有者に対する「PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出依頼及び保管・処分状況の確認に関する事務を行いました。

(1) 高濃度 PCB（5,000ppm 超）の処分

すべて処分が完了しています。

(2) 低濃度PCB（0.5ppm以上5,000ppm以下）の処分

ア 処分期限 令和9年3月31日

イ 処分業者 他都道府県の民間事業者（県内業者は無し）

18 監視指導

(1) 産業廃棄物処理業者及び排出業者への立入検査、指導を計画的に行いました。

(2) 不適切処理の恐れのある処理業者及び排出業者には定期的に立入検査を実施し、通報による立入検査や指導も実施しています。

(3) 事業系ごみの適正処理及び減量を推進するため、「事業系ごみの分け方・出し方」等を活用して周知・啓発を図るとともに、事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対し、ごみ減量行動計画書及び廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付けています。

(4) 立入検査件数（令和7年度実績）

ア 廃棄物処理業者への立入検査 (回数)

	処分業	収集運搬業	処理施設
産業廃棄物関係	33	42	27
一般廃棄物関係	18	43	28

イ 排出事業者等への立入検査 (回数)

排出事業者	自動車リサイクル法関係	その他
174	15	77

19 鳥獣被害対策事業

(1) 目的

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会等による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣との住み分けをするための「生息環境管理」を3本柱として総合的な対策を進めています。

(2) 令和7年度の実績

ア 駆除対策事業

(ア) 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 2,524頭

カラス他鳥類 762羽

(イ) 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 2名

(ウ) 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進

（四賀67名、入山辺198名、中山22名、安曇18名、梓川18名（指導員含む））

(エ) 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

20 森林造成事業

(1) 目的

森林は、木材等生産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など、多面的な機能を有しており、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

森林のもつ機能を十分発揮できるよう、森林の循環を維持するための整備を進め、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指します。

(2) 実績

年度	造林 (ha)	下刈 (ha)	除伐 (ha)	保育間伐 (ha)	搬出間伐 (ha)	更新伐等 (ha)	枝打他 (ha)	作業道 (m)	合計 (ha)
R5	17.25	47.53	0.74	3.62	51.67	7.99	0	8,436	128.80
R6	17.79	45.63	0	11.53	32.54	16.16	0	7,515	123.65
R7	12.13	46.67	0	15.93	37.99	8.75	0	6,986	121.47

(3) 松本市森林資源の現況 (単位：ha)

森 林 面 積					
78,550 (松本市地域総面積の 80%)					
民 有 林			国 有 林		
38,378 (49%)			40,172 (51%)		
針葉樹	広葉樹	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
22,501 (59%)	14,997 (39%)	880 (2%)	23,168 (58%)	12,066 (30%)	4,938 (12%)

21 森林再生活用事業

(1) 松枯れ対策事業

松枯れ被害は、東山部から河西部、更には市街地に至るまで、奈川地区を除く市内全域に拡大しています。

しかし、広大な森林域での松枯れ被害を防ぐことは困難なため、被害先端地に集中した伐倒駆除や、樹種転換、ライフライン（生活道路）沿線での危険木処理及び、個人や団体等への松の伐採補助や樹幹注入剤購入補助等の対策を進めています。

○ 伐倒駆除の実績

年度	R5	R6	R7
処理本数(本)	2,956	1,249	1,047
処理材積(m³)	6,302	2,419	2,784
事業費(千円)	161,902	63,332	77,054

(2) 市民と森林をつなぐ事業

ア 概要

令和4年から令和6年度末にかけて策定された森林長期ビジョンの実現に向けて森林再生を考える市民団体が実施する「市民と森林とのふれあいの場」及び「まつもとの森林をみんなで考える場」創設について支援し、その取り組みを進める中で森林に関わる多くの人のネットワーク

づくりを進めます。

イ 事業内容

森林長期ビジョンの実現に向け、森林再生を考える市民団体が実施するイベント等の開催への支援を行います。

ウ 森林長期ビジョンについて

本ビジョンは森林や林業に関わる市民の声を集め、松本市における50年後の森林と市民との“かかわり”の将来像、理想的な森林の姿、実現のための取り組みなどを整理したものです。

そのため、明確な計画の期限を設けることはせず、おおむね10年ごとにビジョンの内容や取り組みを見直す予定です。

エ ビジョン推進体制について

推進体制は全ての市民が関わり推進していく形とします。ビジョンのテーマごとに、市民、団体、事業者、専門家及び行政職員などの多様な参加者がビジョン実現に向けた取り組みを企画立案、実現していく体制の構成を進めます。

また、ビジョンの実現のためには、市の森林整備や森林の利活用に関わる計画等へビジョンの内容を反映させるなどの取り組みが求められるため、松本市としてもビジョンに基づく積極的な政策の展開を図ります。

22 市民の森整備事業

(1) 目的

岡田地区の「芥子坊主山」一帯の森林を、里山とふれあい、山づくりを体験しながら次世代に引き継いでいくことを目的に、市民協働でつくる「市民の森」として整備を進めています。

ア 主体 芥子坊主山・市民の森整備推進協議会

イ 場所 岡田 芥子坊主山

ウ 開設 平成20年

エ 面積 11ha（岡田財産区9ha、個人2ha）

23 木材利用推進事業

(1) 目的

利用時期を迎えたカラマツなど地域産材への需要を掘り起し、販路の確保や高付加価値化を検討して地域産材の販路拡大を推進しています。

(2) 経過

令和3年度からは、市有林カラマツの主伐を実施し、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の健康なサイクルを構築するための取り組みに着手しました。

また、地域産材の主伐（収穫のための伐採）から製材までの一連の流れに基づく地元での木材の供給及び活用の仕組みを構築し、安定的な地域産材の活用促進を図るため、令和5年度に林業及び製材業等の関係者で構成する地域産材活用検討会議を開催し、「地域産材の流通と活用に関する提言書」が提出されました。

(3) 地域産材の需要拡大事業

(単位：件)

年 度	R5	R6	R7
カラマツ材住宅補助	2	5	6
ペレット・薪ストーブ購入補助	30	31	35

※カラマツ材住宅補助は R3 から補助事業を拡充

24 森林環境譲与税と森林経営管理制度

(1) 森林環境譲与税

森林整備の促進に関する施策の財源とすることを目的として、国が国税として徴収し、市町村の私有林人工林面積、人口等に応じた按分により、令和元年度から都道府県及び市町村へ譲与されています。また、森林環境税は令和 6 年度から課税が開始され、1 人当たり年額 1,000 円が賦課されています。

譲与税の用途は、森林経営管理制度をはじめとする「森林整備」や「人材の育成」、「木材の利用や普及啓発」に活用することとされています。

松本市では、森林経営管理制度に基づく事業費、地域産材活用促進に伴う事業費、松枯れ対策事業費及び森林長期ビジョンを推進する団体への支援などに活用しています。

(2) 森林経営管理制度

適切に管理が行われていない民有林について、適切な経営や管理の確保を図り、林業の持続的な発展と、森林が持つ多面的機能を発揮させることを目的に、令和元年度に国が創設した制度です。

ア 10 年以上施業履歴がない私有林人工林の森林所有者に、今後の森林管理について意向調査を実施しています。

イ 意向調査の結果、市等に管理を任せたいと回答があった場合、市又は林業事業体が所有者に代わり森林を管理します。

ウ 林業事業体へ意向調査結果を提供し、林業経営に適した森林は事業体が整備するマッチング方式により整備します。

エ 引き続き、意向調査を実施するとともに、所有者不明及び相続人不明により意向が確認できない森林について、戸籍調査や登記調査による追跡調査を実施し、相続人を特定した上で意向の確認を進めます。

25 林道整備事業

(1) 目的

森林整備の効率化と森林の有する多面的機能を十分に発揮させることを目的に、高性能林業機械による効率的な間伐材の搬出が可能な林道網の整備を推進しています。

(2) 経過及び計画

令和4年度から美ヶ原線、よもぎこば線及び奈川安曇線の維持管理事業は、建設部が行っています。

ア 地方創生道整備推進交付金事業

路 線 名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
美ヶ原線	改良	1,606	4.0 ～ 7.0	378,501	H19～R10 年度
奈川安曇線	改良	3,017	4.6 ～ 6.0	1,015,123	H17～R10 年度

イ 農山漁村地域整備交付金事業

路 線 名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
宮ノ入線	改良	1,611	4.0	276,188	R 元～R12 年度

ウ 森林環境保全整備事業

路 線 名	種別	数量(橋)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
番所線(桧沢橋)	改良	1	4.0	18,819	R7 年度

エ 橋りょう延命化事業

路 線 名	種別	数量(橋)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
白樺橋(奈川安曇線)	改良	1	4.6	300,727	H26～R11 年度

オ 県単林道事業

路 線 名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
奈川安曇線	改良	1,566	4.6 ～ 6.0	222,913	H17～R12 年度

26 林業関係施設一覧

(1) 森林公園

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
千鹿頭山森林公園	里山辺・神田	敷地面積 86,700 m ²	森林環境課

(2) 体験交流施設及び研修宿泊施設

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
美鈴湖もりの国	三才山 1871	オートキャンプ場 マレットゴルフ場ツインティ 9 ホール	森林環境課
四賀環境学習の森	中川 1915-1	林間広場、トイレ 3 棟	森林環境課

(3) 林業施設

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
林業センター	入山辺 4763-1	木造平屋 174 m ²	森林環境課
五常集落生活環境施設	五常 6897-1	木造平屋 238 m ²	森林環境課

27 森林組合

組 合 名	組合員 (人)	組合員所有森林面積 (ha)	出資金 (千円)	職員数（労務作業員含む） (人)
松本広域森林組合	9,950	60,445	121,539	62

28 行政事務組合

組合名	共同処理する事務	執行機関	議会等	事務所
安曇野市 ・松本市 山林組合	山林の管理・経営 217 筆 2,931,588.6 m ²	管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 11 人 安曇野市 7 人 豊科 6 人 明科 1 人 松本市 4 人 島内 2 人 岡田 2 人 監査委員 2 人 議会選出 1 人 有識者 1 人	安曇野市 豊科 6000 番地 安曇野市役所内

11 産 業 振 興

1 商工業の状況

(1) 商 業

区 分	実 数		
	24 年	28 年	令和 3 年
事 業 所 数	2,589	2,712	2,699
従 業 者 数 (人)	19,348	22,000	22,479
年間商品販売額(万円)	98,576,900	106,182,300	101,371,300

※参考資料

24 年、28 年、令和 3 年・・・経済センサス活動調査（総務省）

区 分	実 数			構 成 比		
	24 年	28 年	令和 3 年	24 年	28 年	令和 3 年
事 業 所 数						
総 数	2,589	2,712	2,699	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	840	893	881	32.4	32.9	32.6
小 売 業	1,749	1,819	1,818	67.6	67.1	67.4
従業者数(人)						
総 数	19,348	22,000	22,479	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	7,512	8,020	8,116	38.8	36.5	36.1
小 売 業	11,836	13,980	14,363	61.2	63.5	63.9
年間商品販売額(万円)						
総 数	98,576,900	106,182,300	101,371,300	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	76,079,600	76,717,600	73,732,200	77.2	72.3	72.7
小 売 業	22,497,300	29,464,800	27,639,100	22.8	27.7	27.3
一店当り年間販売額(万円)						
総 数	38,075	39,153	37,559	—	—	—
卸 売 業	90,571	85,910	83,691	—	—	—
小 売 業	12,863	16,198	15,203	—	—	—
売り場面積(m ²)						
小売業のみ	297,617	290,562	328,386	—	—	—

※年間商品販売額（万円）の総数は、単位未満を四捨五入しているため、卸売業と小売業の合計とは一致しません。

(2) 工 業

・主要産業別事業所数、従業者数、製造品出荷額等（従業者４人以上の事業所に係る集計）

なお、表中の「×」は１又は２の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、３以上の事業所に関する数値であっても、１又は２の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としたものです。

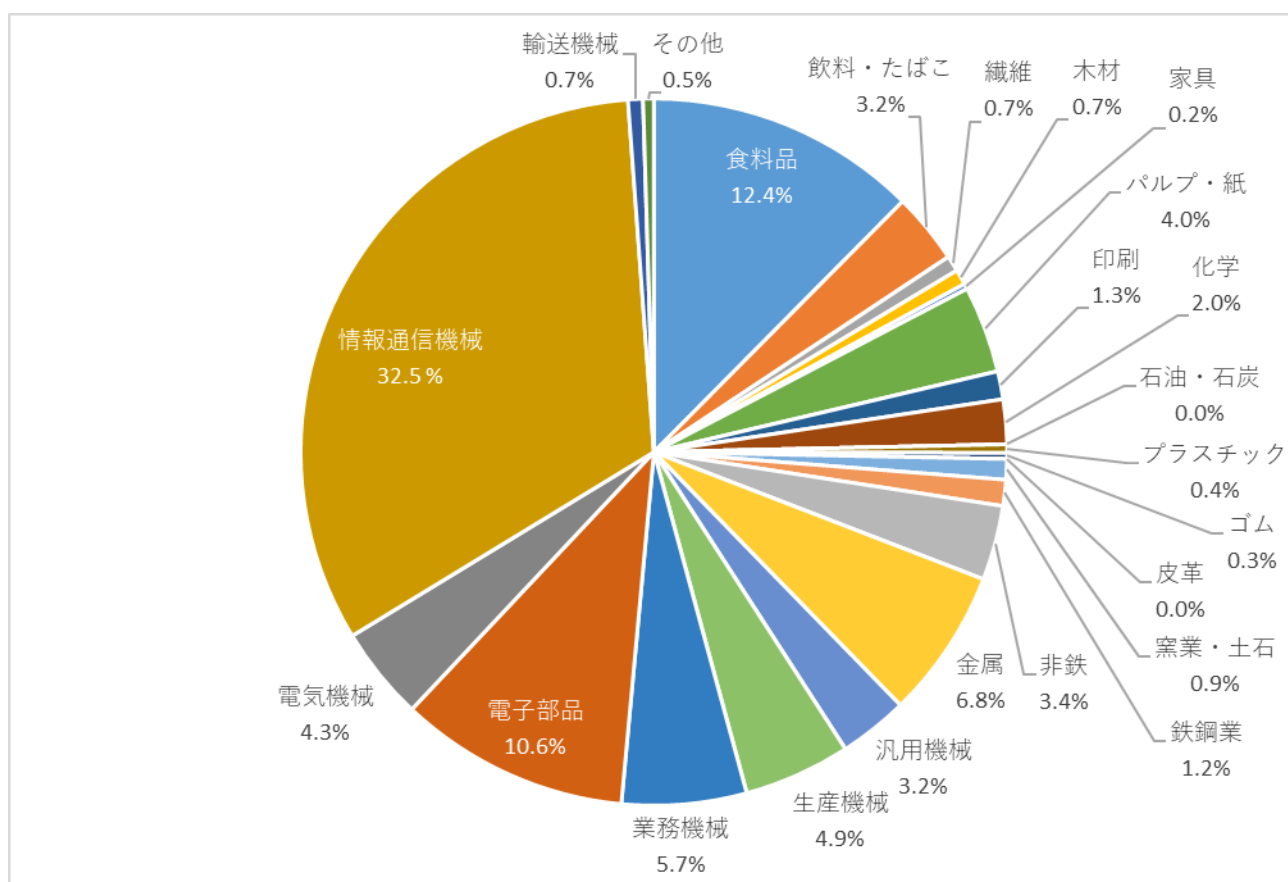
区分	事業所数(箇所)		構成比(%)		従業者数(人)		構成比(%)		製造品出荷額(万円)		構成比(%)	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
総数	414	413	100	100	12,963	13,311	100	100	53,038,037	55,033,349	100	100
食料品	72	72	17.4	17.4	2,070	2,116	16.0	15.9	6,692,380	6,840,262	12.6	12.4
飲料・たばこ	13	13	3.1	3.2	484	493	3.7	3.7	1,795,466	1,782,766	3.4	3.2
繊維	6	7	1.4	1.7	187	208	1.4	1.6	257,881	396,655	0.5	0.7
木材	13	12	3.1	2.9	181	148	1.4	1.1	348,690	382,899	0.7	0.7
家具	19	19	4.6	4.6	95	100	0.7	0.8	93,943	130,747	0.2	0.2
パルプ・紙	11	11	2.7	2.7	362	374	2.8	2.8	2,188,055	2,187,543	4.1	4.0
印刷	36	36	8.5	8.7	506	514	3.9	3.9	689,011	704,842	1.3	1.3
化学	3	3	0.7	0.7	127	301	2.2	2.3	817,097	1,120,869	1.5	2.0
石油・石炭	2	2	0.5	0.5	19	19	0.1	0.1	×	×	0	×
プラスチック	17	16	4.1	3.9	213	169	1.6	1.3	270,725	216,196	0.5	0.4
ゴム	4	4	1	1.0	248	235	1.9	1.8	213,410	150,336	0.4	0.3
皮革	1	1	0.2	0.2	6	6	0	0.1	×	×	0	×
窯業・土石	13	14	3.1	3.4	168	205	1.3	1.5	480,293	517,557	0.9	0.9
鉄鋼業	6	6	1.4	1.5	125	135	1.0	1.0	653,358	656,944	1.2	1.2
非鉄	6	6	1.4	1.5	263	283	2.0	2.1	1,964,297	1,876,164	3.7	3.4
金属	43	43	10.1	10.4	1,376	1,411	11	10.6	3,260,677	3,765,718	6.1	6.8
汎用機械	14	14	3.4	3.4	765	818	6	6.2	1,612,522	1,747,288	3.0	3.2
生産機械	38	38	9.2	9.2	1,089	1,027	8.4	7.7	2,922,003	2,687,613	5.5	4.9
業務機械	11	11	2.7	2.7	490	553	3.8	4.2	2,978,890	3,136,260	5.6	5.7
電子部品	11	11	2.7	2.7	1,942	1,978	15	14.9	5,336,943	5,800,082	10.0	10.5
電気機械	29	29	7.0	7.0	1,007	958	7.8	7.2	2,445,937	2,348,177	4.6	4.3
情報通信機械	6	6	1.4	1.5	716	761	5.5	5.7	17,279,104	17,880,326	32.6	32.5
輸送機械	10	10	2.4	2.4	251	233	2	1.8	391,809	373,045	0.7	0.7
その他	30	29	7.2	7.0	273	266	2.1	2.0	287,743	272,240	0.5	0.5

※参考資料

令和５年（令和４年実績）・・・・・・・・経済構造実態調査（製造業事業所調査）：経済産業省

令和６年（令和５年実績）・・・・・・・・経済構造実態調査（製造業事業所調査）：経済産業省

・産業別製造品出荷額等の構成（従業員４人以上の事業所に係る集計）（％）



2 商工業振興助成事業

本市における商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、松本市商工業振興条例に基づき、必要な助成を行うことにより、商工業の振興並びに雇用機会の拡大を図ります。

助成内容

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）
高 度 化 事 業	中小企業団体が高度化を図るための施設設置（土地を除く。）に要する経費（高度化資金借入額を除く。）	10/100～ 15/100	3,000
	ただし商店街団体が行う事業は、施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100～ 1/3	4,000
共 同 施 設 設 置 事 業	中小企業団体が行う施設設置（街路灯等）に要する経費（土地を除く。）	20/100～ 1/3	2,000 （商店街団体の場合は4,000万円）
	中小企業団体が管理する街路灯の改修または修繕に要する経費	1/3	10/灯
	中小企業団体が管理する街路灯のLED化改修に要する経費	1/3	15/灯
工 場 等 用 地 取 得 事 業	用地取得費	20/100～ 30/100	15,000～20,000 （2年分割交付）
	雇用促進事業 当該従事者の雇用に要する経費	定額/人	500
工 場 等 設 置 事 業	工場等の新設・移設・増設に係る投下固定資産総額（土地を除く。）に対する固定資産税相当額	100/100	（3年間交付）
工 場 等 緑 化 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
公 害 防 止 施 設 設 置 事 業	施設改善に要する経費（土地を除く。）	20/100	1,000
従 業 員 福 利 厚 生 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
技 術 者 養 成 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000

3 商店街の活性化

(1) 松本市商業ビジョン

中心市街地商業活性化研究会からの提言を踏まえ、直面する諸課題を松本市全体の課題として共有したうえで、今後10年間ににおける商業振興の方向性を明らかにし、実現性の高い施策を推進するための指針として、平成31年4月に、「松本市商業ビジョン」を、松本商工会議所とともに策定しました。計画中間年に当たる令和5年度に、前期5年間のビジョンの成果や商業を取り巻く現状、社会情勢の変化等を踏まえ、後期5年間に向けた「中間見直し版松本市商業ビジョン」を策定しました。

ア 目指す商業地の姿 「挑戦する商業者が創る、地域に愛される商業地」

商業者が積極的に活動し、お互いに切磋琢磨しながらも協力し、地域に支持され、愛されることにより、より多くの人を引き付ける魅力的な商業地をつくることを目指します。

イ 基本目標

目指す商業地の姿を実現するため、以下の3つの基本目標に基づき取り組んでいきます。

(ア) 商業を支える個店の経営力強化と創出

(イ) 魅力的な個店が集積する商業地の形成

(ウ) 中心市街地の商業地としての魅力を高めるまちづくり

(2) 商店街全体

商店街活動に対する支援として「松本市商店街活動振興事業補助金交付要綱」により補助を行っています。

商店街活動振興事業（主なもの）

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）	R7 補助団体
計画等作成及び調査研究事業	基本構想、基本計画、実施計画及び市長が認める計画の作成に要する経費並びに商店街活動を強化するために行う調査研究、企画等に要する経費	1/2	30	0
商店街イメージアップ事業	商店街が共同で行う販売促進活動に要する経費及び個店の魅力向上策等に要する経費	1/3	50	6
商店街まちおこし事業	個性ある誘客イベント等の開催に要する経費	1/3	50	12

4 創業支援事業

(1) 新規開業家賃補助事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が店舗等を賃借して開業する際の店舗等賃借料の一部について補助を行います。

ア 対象事業費 新規開業者等が店舗を賃借して開業する際の家賃

イ 補助期間 2年間を限度

ウ 補 助 率

- (ア) 1 年目 3/10 以内 (上限 8 万円/月額)
- (イ) 2 年目 2/10 以内 (上限 6 万円/月額)

エ 対 象 者

新規開業者等で次の条件を全て満たす者

- (ア) 原則として松本商工会議所又は松本市波田商工会の指導を受けていること。
- (イ) 松本市に居住（法人の場合は法人登記）し、市税に滞納がないこと。
- (ウ) 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。
- (エ) 2 年以上継続して営業することが見込まれること。
- (オ) 事業形態が中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に該当すること。
- (カ) 業種は、中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種を営むこと。

※ 対象外（代表例）：農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、
パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第 3 条第 1 項の適用を受ける飲食業

オ 新規開業者等

- (ア) 事業を営んでいない者又は営んでいた事業を取りやめた者で、新たな事業を開始する予定の者又は開始した後 6 月以内の者
- (イ) 移住者で市外から転入した後 1 年 6 月以内の者かつ転入する日前までに、連続して 3 年以上の期間にわたって市外に居住していた者

カ 交付の決定

補助金交付の可否は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に決定

キ 令和 7 年度実績 123 件 26,009 千円

(2) 新規開業支援利子補給事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子について補助を行います。（令和 7 年度で新規申請受付終了）

ア 対象事業費 新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子

イ 補 助 期 間 2 年間を限度

ウ 補 助 額

- (ア) 1 年目 利子相当額（全額）
- (イ) 2 年目 利子相当額の 2/3 以内

エ 対 象 者 新規開業家賃補助事業と同様 ※ただし法人は対象外

オ 制度資金等

市又は県であっせんした次の融資

- (ア) 市創業支援資金
- (イ) 県信州創生推進資金（創業支援向け）
- (ウ) 日本政策金融公庫の融資（創業支援向け）

カ 交付の決定

補助金交付の可否は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に決定

キ 令和 7 年度実績 79 件 1,819 千円

5 空き店舗活用事業

商店街の空き店舗の解消を図るため、事業者が商店街の空き店舗を活用して事業を営む際の店舗賃借料の一部について補助を行います。（令和7年度で新規申請受付終了）

- (1) 対象事業費 事業者が商店街の空き店舗を賃借して出店する際の家賃
- (2) 補助率 対象経費の1/10以内（中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は2/10以内）
- (3) 限度額 4万円（中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は8万円以内）
- (4) 補助期間 1年間を限度
- (5) 用語の定義

ア 空き店舗（次の条件をすべて満たすもの）

- (ア) 前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後3か月を経過しても入居者の決まらない店舗施設
- (イ) 建物の1階に位置すること（ただし中心市街地の場合は、建物の1階又は2階）。
- (ウ) 大規模小売店舗立地法に規定する大型店でないこと。
- (エ) 賃貸人が、補助対象者の2親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと
- (オ) 賃貸人が、法人の補助対象者の役員又は従業員でないこと
- (カ) 転貸物件の場合、契約書等で転貸が認められていること
- (キ) 店舗併用住宅の場合、事業に係る部分と居住に係る部分が明確に分けられること

イ 事業者

空き店舗を活用して事業を開始する予定の者

ウ 商店街

用途地域が商業地又は近隣商業地の地域に位置し、概ね10件以上の商店が近接して形成している商店街

エ 中心市街地

松本市立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の中心市街地を指す。

(6) 対象者

事業者のうち次の条件を全て満たす者

- ア 原則として松本商工会議所又は松本市波田商工会の指導を受けていること。
- イ 市税に滞納がないこと。
- ウ 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。
- エ 1年以上継続して営業することが見込まれること。
- オ 市内に店舗を有しない又は市内に有する店舗を継続して営業すること
- カ 事業形態が中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当すること。
- キ 業種は、中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営むこと。

※ 対象外（代表例）：農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第3条第1項の適用を受ける飲食業

(7) 交付の決定

補助金交付の可否は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所

又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に決定

(8) 令和7年度実績 6件 1,694千円

6 商店街空き店舗改装支援事業

松本市における商業エリアの衰退を防ぐため、事業者が商店街の空き店舗を活用して事業を営む場合または所有する空き店舗を賃貸する場合の改装等に要する経費を補助します。

(1) 対象事業費

ア 空き店舗活用事業者 空き店舗を活用するための改修等に要する経費

イ 空き店舗賃貸事業者 所有する空き店舗を賃貸するために行う改修等に要する経費

(2) 補助率

対象経費の1/3以内（下限20万円、上限100万円）

(3) 申請方法・交付決定

ア 補助対象事業に着手する前（工事着手前）までに、交付申請書類を提出する

イ 書類審査や現地調査等を経た後に、交付決定を行う

(4) 用語の定義

ア 空き店舗

（ア） 前入居者が退去した後、または物件が完成した後、3か月を経過しても入居者の決まらないもの

（イ） 建物の1階（中心市街地においては、建物の1階または2階）に位置するもの

（ウ） 大規模小売店舗立地法に規定する大型店でないもの

イ 商店街

用途地域が商業地または近隣商業地の地域に位置し、おおむね10件以上の商店が近接して形成しているもの

ウ 都市機能誘導区域

松本市立地適正化計画（平成29年3月作成）に定められた区域

エ 中心市街地

都市機能誘導区域のうち都市中心拠点の範囲内

(5) 対象者

ア 事業者のうち次の全てを満たす者

（ア） 市税を滞納していないこと

（イ） 営業に必要な許可等を取得し、又は取得する見込みであること

（ウ） 市内に店舗を有していないこと（市内に店舗を有している場合は、空き店舗活用後も当該店舗において継続して事業を営むこと。）

（エ） 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに規定する事業の形態及び規模に該当すること

（オ） 中小企業信用保険法施工令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種のうち、市長が補助対象事業として適当と認めている業種を営むことが見込まれること

（カ） 申請する日の属する年度から遡って過去3年度以内に本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと

イ 空き店舗賃貸事業者

(ア) 市税を滞納していないこと

(イ) 申請する日の属する年度から遡って過去３年度以内に本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと

(6) 支払い

ア 事業完了後、実績報告書を確認したうえで、一括して支払い

イ 事業開始から２年以内に閉店した場合、補助金の返還を求める場合がある

7 まちなかトライアル事業

中心市街地の活性化及び未来を見据えた人材の創出を目的として、まちなか未来 T a l kにおいて出されたアイデアに基づいて実施する事業に要する経費を補助します。

(1) 補助対象

補助対象事業	中心市街地の課題解決に資する事業であること 独自性又は先進性を有する事業であること 実施方法が妥当であり、具体的な成果指標を設定した事業であること 事業の効果検証を行い、その結果を公表すること
補助対象外事業	他の交付金、補助金等の交付決定を受けている事業 一過性の目的で行われる事業 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業 選挙運動又はこれに類する活動を目的とする事業

(2) 補助内容

補 助 対 象 経 費	補 助 率	補助限度額(千円)
補助対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる経費を控除したものとする。 調査研究及び計画作成に係る経費 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費 備品購入等に係る経費、食糧費 その他市長が不適当と認める経費	補助対象経費の10分の10	2,000

(3) 用語の定義

ア まちなか未来T a l k 松本市商業ビジョンに定められた商店街と中心市街地の未来を考える場をいう。

イ 中心市街地 松本市立地適正化計画（平成29年3月作成）に定められた都市機能誘導区域における都市中心拠点の範囲内をいう。

(4) 令和7年度実績

ア パーク de テントプロジェクト

(ア) 内容 中央西公園（花時計公園）に大型テントを設置し全天候型のイベント広場として演出することで利便性の向上を図る。

(イ) 期間 令和7年10月8日(水曜日)～11月18日(火曜日)

8 まちなか賑わい創出事業

これまでイベントを実施してきた商店街組織等の枠組みを超えて、多様な主体がまちなかのプレーヤーとして賑わいを創出するための支援として、都市機能誘導区域内で実施する各種イベントに要する経費を補助します。

(1) 補助対象

補助対象事業	松本市立地適正化計画（平成 29 年 3 月作成）に定められた都市機能誘導区域内で行うイベントであること 補助対象者が自ら企画して行うイベントであること まちなかの賑わいの創出に資するイベントであること
補助対象外事業	他の交付金、補助金等の交付決定を受けている事業 単なる自己宣伝若しくは物品販売又は過剰な営利を目的とした事業 その他市長が不適当と認める事業

(2) 補助内容

補助対象経費	補助率	限度額
イベント等の開催に要する経費（謝礼・出演料、広告宣伝費、会場費、装飾費、原材料費等。ただし、飲食費は除く。）	対象経費（1 件 15 万円以上の事業に限る。）の 3 分の 1 以内。同一のイベントを行う場合は、連続して 3 年間を限度とする。	20 万円

9 大型店対策

「大規模小売店舗立地法」に基づく出店等の手続きに係る指導や、「松本市大型店対策庁内連絡会議」を始めとする庁内関係課との調整を行っています。

(1) 市内の大規模小売店舗の状況

令和 8 年 4 月 1 日現在の「大規模小売店舗立地法（平成 12 年 6 月 1 日施行）」による大型店の状況は、59 店舗、店舗面積は 301,270 ㎡となっています。

ア 店舗面積 3,000 ㎡以上 28 店舗（店舗面積 243,459 ㎡）

現 店 舗 名	店舗面積(㎡)	開店年	種 別
ミツルヤ家具センター	4,125	1994(H6)	専門店
松本バスターミナルビル	13,178	1978(S53)	ショッピングセンター
駅ビル MIDORI 松本店	5,397	1978(S53)	駅ビル
井上・コングロエムビル	17,685	1979(S54)	百貨店
(株)パルコ松本店	15,155	1959(S34)	寄合百貨店
梓川ショッピングセンター	4,855	1987(S62)	ショッピングセンター
ハイランドシティ松本	17,583	1993(H 5)	ショッピングセンター
ムサシプロ松本店・ ヤマダデンキテックランド松本店	3,544	1993(H 5)	専門店
ネオパーク松本店	12,418	1994(H 6)	ショッピングセンター

南松本ショッピングセンター	15,152	1998(H 10)	ショッピングセンター
東松本シルクプラザ	5,277	1996(H 8)	ショッピングセンター
ファッションセンターしまむら& ニシザワショッピングタウン	3,407	1997(H 9)	ショッピングセンター
サンリツプラザ松本	8,909	1999(H11)	ショッピングセンター
カインズホーム梓川店	7,000	2000(H12)	ホームセンター
綿半ホームエイド松本芳川店	5,157	2000(H12)	ホームセンター
トイザらス松本店	3,124	1987(S62)	専門店
なぎさライフサイト (ツルヤなぎさ店、エディオン松本な ぎさ店、ウェルシア松本渚店)	8,148	2004(H16)	ショッピングセンター
スポーツデポ・ゴルフ5 南松本店	5,430	2005(H17)	専門店
DCM 松本寿店	4,488	2004(H16)	ホームセンター
オフハウス松本平田店・ツルヤ平田店	5,054	2005(H17)	ショッピングセンター
ニトリ松本店	5,165	2006(H18)	専門店
ニトリ松本高宮店	3,075	2006(H18)	専門店
庄内ショッピングタウンA街区	7,875	2008(H20)	ショッピングセンター
スーパースポーツゼビオ松本店	6,611	2009(H21)	専門店
東京インテリア家具松本店	8,908	2014(H26)	専門店
イオンモール松本(A棟・B棟・C棟)	34,378	2017(H29)	ショッピングセンター
ケーズデンキ松本宮田店	4,561	2020(R2)	専門店
イオンタウン松本村井	7,800	2023 (R5)	スーパー
合 計 28 店 舗	243,459		

※県に廃止届が出されていない場合、店舗が閉店していても一覧に掲載されています。

イ 店舗面積 1,000～3,000 ㎡未満の店舗 31 店舗 (店舗面積 57,811 ㎡)

10 中小企業金融対策

- (1) 中小企業者が事業経営に必要とする資金を円滑に調達する事業資金として、長野県の 14 制度資金及び松本市の 9 制度資金の融資斡旋を行っています。
- (2) 令和 8 年度から、中心市街地における民間投資を促進するため、都市機能誘導区域内に新たに店舗を構える際の改装費、物件取得費、新事業を始める際の不動産取得費等の設備投資に利用できる制度融資メニュー「ビルドアップ松本資金」を新設しました。
- (3) 市制度資金のうち 7 制度資金については、0.2%から 0.8%の利子補給をしています。

また、信用保証料については、松本市制度資金利用の場合 5 分の 4 (セーフティネット保証の場合は全額) を、県制度資金利用の場合 5 分の 2 (セーフティネット保証の場合は 2 分の 1) を市が負担しています。なお、保証料の上乗せ負担等により経営者保証の解除を選択できる制度 (事業者選択型経営者保証非提供制度) を利用する場合、県の制度改正にならない補助割合を引き下げ、これま

でと同水準の補助額とします。

区分	市制度資金		県制度資金	
	一般保証	特別保証	一般保証	特別保証
通常時	4/5	全額	2/5	1/2
上乗せ 0.25%時	3/5	3/4	3/10	3/8
上乗せ 0.45%時	1/2	2/3	1/4	1/3

(3) 令和 7 年度の利用実績は別表のとおりです。

なお、令和 7 年度末の融資残高は 197 億 9,866 万円、預託金額は 44 億 6,000 万円となっています。

別表

区 分		融 資 実 績				前 年 度 対 比			
		R6		R7		増 減 数		増 減 率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総 数		件 572	千円 4,261,520	件 885	千円 9,670,910	件 313	千円 5,409,390	% 54.7	% 126.9
市 制 度 資 金 総 数		365	2,411,740	462	3,153,350	97	741,610	26.6	30.8
市 制 度 資 金	小規模企業支援資金	192	673,780	251	874,420	59	200,640	30.7	29.8
	景気変動対策資金（特別） ※借換含	40	350,960	36	455,700	△4	104,740	△10.0	29.8
	景気変動対策資金（一般）	25	356,300	28	437,000	3	80,700	12.0	22.7
	経営安定資金 ※借換含	102	956,250	138	1,322,160	36	365,910	35.3	38.3
	創業支援資金	5	44,450	7	31,720	2	△12,730	40.0	28.6
	事業拡大資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	工業立地促進資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	事業承継資金	1	30,000	2	32,350	1	2,350	100.0	7.8
県 制 度 資 金 総 数		207	1,849,780	423	6,517,560	216	4,667,780	104.3	252.3
県 制 度 資 金	経営健全化支援資金 （経営安定対策）	4	151,000	5	131,000	1	△20,000	25.0	△13.2
	経営健全化支援資金 （特別経営安定対策）	2	19,400	2	39,900	0	20,500	0	105.7
	経営健全化支援資金 （物価高対策）	14	403,270	185	4,297,280	171	3,894,010	1,221.4	965.6
	経営健全化支援資金 （関税対策）	0	0	8	500,000	8	500,000	皆増	皆増
	信州創生推進資金	176	1,119,870	212	1,486,920	36	367,050	20.5	32.8
	経営改善サポート資金	7	136,160	4	33,610	△3	△102,550	△42.9	△75.3
	小規模企業発展資金	4	20,080	7	28,850	3	8,770	75.0	43.7

11 計量

計量法に基づき、適正な計量の実施を確保するため定期検査や立入検査を行うとともに、消費者に対して計量思想の普及・啓発を図ります。

(1) 計量器定期検査

区 分	受検戸数	検査器数	不合格器数	不合格率(%)
市検査	459	1,446	33	2.28
代検査	176	853	15	1.76
合 計	635	2,299	48	2.09

(2) 立入検査

ア 特定商品量目検査

(ア) 立入事業所検査

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
中元期	—	—	—	—
年末期	3	133	0	0
合 計	3	133	0	0

※商品が傷みやすい夏季の検査は実施しておらず、年末期のみ立入検査を行っているもの

イ 特定計量器検査

(ア) 質量計

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
市検査	3	5	0	0

(イ) 燃料油メーター検査

※令和7年度は実施なし

(3) 計量思想の普及・啓発

ア まつもと計量フェア

(メートル条約締結、度量衡取締条例 150 周年記念展示、パネル展示、ミニゲーム、資料配布)

イ 計量記念日ポスター掲示及びパンフレット配布

12 市営松本城大手門駐車場

(1) 位 置 松本市大手 2 丁目 3 番 10 号

(2) 面 積 12,856.38 m²

(3) 施設規模

ア 平面駐車場 広場式 バス 12 台、障がい者等用 4 台、自動二輪車 15 台 (H30.11 から)

イ 立体駐車場 南棟 6 階 7 層 自走式 437 台 (うち定期駐車 186 台)

(4) 総事業費 約 56 億円

(5) 供用開始 平成 4 年 7 月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30 分以内毎	夜間
		普通 午後 5 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 大型 午後 10 時 00 分から午前 8 時 30 分まで
普通自動車及び軽自動車	150 円	1,030 円
大型自動車	370 円	3,560 円

イ 自動二輪車 1 日 1 回毎 100 円

ウ 定期駐車 (普通自動車及び軽自動車 1 か月 1 台)

屋上 13,200 円、2～6 階 16,430 円

(7) 管理運営 指定管理者 (株式会社 TOY BOX)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		R5 (364)	R6 (364)	R7 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率(%)
普通車	台数(台)	104,755	109,415	105,452	△3,963	△3.6
	使用料(千円)	51,633	56,640	52,587	△4,053	△7.2
	1日当たり台数	288	301	290		
	回転率	1.13	1.18	1.14		
バス	台数(台)	4,323	4,890	4,411	△479	△9.8
	使用料(千円)	8,305	9,583	8,843	△740	△7.7
	1日当たり台数	12	13.43	12.12		
	回転率	0.99	1.12	1.01		
自動二輪車	台数(台)	2,876	2,665	2,673	8	0.3
	使用料(千円)	288	267	267	0	0
	1日当たり台数	7.9	7.3	7.3		
	回転率	0.43	0.41	0.41		
定期	台数(台)	1,702	1,612	1,629	17	1.05
	使用料(千円)	27,693	26,285	26,571	286	1.1

(9) 令和5年度から、ネーミングライツ制度を導入しました。(愛称 東洋計器大手門駐車場)

13 市営中央西駐車場

- (1) 位 置 松本市中央1丁目20番21号
- (2) 面 積 6,488.11 m²
- (3) 施設規模 7階8層、自走式、206台(うち定期駐車2台)
- (4) 総事業費 約17億円(用地費 約7億円、建設費 約10億円)
- (5) 供用開始 平成10年3月
- (6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30分以内毎	夜間 (午後10時00分から午前8時30分まで)
普通自動車及び軽自動車	150円	1,030円

イ 定期駐車(普通自動車及び軽自動車 1か月1台)

19,800円

- (7) 管理運営 指定管理者(株式会社フューチャーイン)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		R5 (364)	R6 (364)	R7 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率(%)
普通車	台数(台)	121,016	112,588	61,433	△51,155	△45.4
	使用料(千円)	53,296	50,903	26,953	△23,950	△47.1
	1日当り台数	332	309	169		
	回転率	1.63	1.52	0.83		
定期	台数(台)	24	24	24	0	0.0
	使用料(千円)	475	475	475	0	0.0

14 市営中央駐車場

- (1) 位 置 松本市中央1丁目23番2号
(2) 面 積 6,107.49 m²
(3) 施設規模 8階8層（うち駐車場部分1～6階）、自走式165台（うち定期駐車45台）
(4) 総事業費 約9億4千万円（用地費 約5億1千万円、建設費 約4億3千万円）
(5) 供用開始 平成11年4月
(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30分以内毎	夜間 (午後10時00分から午前8時30分まで)
普通自動車及び軽自動車	150 円	1,030 円

イ 定期駐車（普通自動車及び軽自動車 1か月1台）

19,800 円

- (7) 管理運営 指定管理者（株式会社フューチャーイン）

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		R5 (364)	R6 (364)	R7 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率(%)
普通車	台数(台)	77,863	84,633	78,940	△5,693	△6.7
	使用料(千円)	41,999	44,353	44,077	△276	△0.6
	1日当り台数	214	233	217		
	回転率	1.78	1.94	1.81		
定期	台数(台)	637	669	704	35	5.2
	使用料(千円)	12,613	13,246	13,939	693	5.2

15 工業ビジョンの推進・（一財）松本ものづくり産業支援センター

松本市では、市内ものづくり産業の持続的な発展に向けて、ものづくり企業や関係機関、行政それぞれが主体的に取り組んでいくための指針として、平成 30 年 3 月に松本市工業ビジョン（計画期間 2018 年度～2027 年度）を策定し、令和 4 年度には社会情勢の変化等を踏まえ、中間見直しを行いました。

見直し後のビジョンでは、引き続き松本市の目指すべき方向性を「松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域」とし、人材の確保、DX・デジタル化の推進、ゼロカーボンの推進、工業団地の整備と企業立地の促進、重点産業分野（健康・医療分野、食料品製造分野、産業用ロボット等の高度な産業用機械分野）の推進の 5 項目を重点的推進事項に定めました。

平成 30 年度からは、（一財）松本ものづくり産業支援センターを中心に、市や商工会議所、学術機関、その他の支援機関等が連携して中小企業に対する各種支援を実施し、工業ビジョンを推進することにより、産業創発力の向上と、ものづくり産業の更なる振興を推進しています。

令和元年度から経済産業省の支援を受け進めてきた、食料品・飲料製造分野でのブランド化・高付加価値化に向けた企業の取組み支援では、令和 2 年度に地方創生推進交付金を活用した「地域中核企業支援事業補助金」を制定し、令和 5 年度には、活性化支援及び販路拡大支援を既存の補助制度に統合し、支援を実施しました。

令和元年度に開設したサザンガクでは、コワーキングスペースにコミュニティマネージャーを配置し利用者間の交流を促進したほか、県との連携により「信州スタートアップステーション」や「よろず支援拠点」など起業・創業や経営の相談窓口を設置し、新たなビジネスやイノベーションの創出につながる支援を実施しました。

また、人材の確保に向けて、令和 4 年度から 6 年度にかけて関東経済産業局のモデル事業として実施した「地域の人事部」事業は、商工会議所と協力して首都圏等の副業・兼業人材と企業とのマッチングや、インターンシップ、人材定着・モチベーション向上等の支援を行いました。令和 7 年度からは、松本商工会議所を事務局として国の補助金を取り込み、伴走支援を強化して事業を進めています。令和 5 年度からは、外部人材活用促進事業補助金を新設し、中小企業単独では困難な専門的人材等の確保に取り組みました。加えて、DX・デジタル化及び省エネ化を推進するため、令和 5 年度から令和 7 年度までの時限で社会変革対応促進事業交付金を、ゼロカーボン産業を誘致するため、令和 4 年度から脱炭素型大規模投資支援事業補助金をそれぞれ新設し、工業ビジョンの推進を図っています。

(1) （一財）松本ものづくり産業支援センターの概要

ア 施設概要

(ア) 所在地 松本市和田南西原 4010-27(松本臨空工業団地内)

(イ) 施設内容 研究開発室（インキュベート施設）、共同開発室、事務室、研修室、情報収集提供室、商談室等

イ 支援体制及び業務内容

総務、ものづくり支援、ICT支援の 3 担当を配置し、重点産業やDX・デジタル化、ゼロカーボンの推進等、ビジョンに定める重点事項の推進に取り組みます。

(ア) 総務担当

各種産業の育成支援のための研究開発室等施設の貸し出し、維持管理業務等を行います。

(イ) ものづくり支援担当

重点産業を中心に中小企業の新技術・新製品等の研究開発支援、技術の高度化や経営の高質化等の経営力強化支援、販路拡大につながる展示会への出展等受発注に関する支援の他、ものづくり人材の育成、産学官連携等の各種支援を、相談受付や企業訪問等により実施します。

(ウ) ICT支援担当

サザンガクを中心に、ICTを活用した新ビジネスの創出や起業、創業の支援、新しい働き方の浸透の他、中小企業のDX・デジタル化支援、セミナー等デジタル人材の育成に係る事業等を行い、DX・デジタル化の推進による競争力強化と産業振興を図ります。

ウ 連携支援機関

- ・松本市
- ・松本商工会議所
- ・信州大学
- ・(公財)長野県産業振興機構松本センター

エ 新組織への移行

令和8年8月からデジタルシティ松本推進機構を組織統合し、対象領域が広がることから、名称を一般財団法人まつもと産業イノベーションセンターに変更し、更なる産業振興に努めます。

16 製造業等活性化支援事業

独創的な新技術・新製品の開発による地域産業の活性化を目的に、市内中小事業者等が大学や、公設試験研究機関等と連携して共同研究・開発を行う場合（産学共同研究事業）や、産産連携・農商工連携等により新分野・異分野への展開を図る場合（新産業創出事業）の経費の一部を補助しています。

令和8年度からは、生産工程等の自動化を推進するメニューを追加しました。

令和7年度実績 産学共同研究事業3件 中核企業活性化事業1件

17 製造業等販路拡大支援事業

新市場の開拓や販路の拡大を目的として市外で開催される展示会または見本市に出展し、自社で製造または開発した製品や技術を出展しようとする場合の展示会の出展料（小間料）や、海外出展をする場合の輸送費等の一部を補助しています。

令和7年度実績 22件（国内18件、海外4件）

18 製造業等人材育成事業

松本地域における中小企業製造業者等の人材育成を推進し、経営力・技術力の強化を図ることにより、製造業者が厳しい経済環境を乗り越え活性化していくことを目的に、経営力の強化や技術力の向上につながるよう、従業者が受講する研修費の一部を補助しています。

令和7年度実績 16件

19 地場産業振興事業

松本市の地場製品の周知や広報をはじめ、市内外で開催される各種イベント等における即売や紹介ブースの出展、各種団体への補助、事業費負担等により、地場製品の知名度向上、販路拡大等を通じて地域産業の活性化を図っています。

(1) 大型イベントの開催

令和7年度は、「工芸の五月」における各種企画展やワークショップを実施しました。

(2) 販路開拓事業

首都圏をはじめ中京圏や九州など各地で開催される各種物産展へ参加し、多くの来場者に特産品をPRしています。令和7年度は、県外（福岡、札幌、藤沢、世田谷）のイベントに出展したほか名古屋・オアシス21、世田谷区・二子玉川での物産展を主催しました。

また、市内ではホテルブエナビスタでのイベントに出展しました。

20 ものづくり伝承事業

地場産業として地域経済を支えてきた伝統的な産業の中には、大量生産品の出現や後継者不足等で、技術・技法の継承が困難になってきていることから、平成18年度に立ち上げた松本ものづくり伝承塾実行委員会を主体に、本物の良さ、ものづくりの大切さを見直す活動や販路拡大、後継者育成事業などの諸課題に取り組んでいます。

令和7年度は、ものづくり体験講座を2回実施し、小中学生の職場体験受入れに対する助成を行いました。また、周知活動については、「名工・名産品ガイドブック」の松本市ホームページへの掲載、イオンモール松本での工芸品の展示の他、新たにYouTube上で伝統的技能に係る保存映像の限定公開を始めました。

21 産学官連携事業

地域の産・学・官の相互連携を推進することにより、中小企業や起業家の新たな技術・製品の開発、新産業の創出等に結びつけ、松本市工業ビジョンに定める3つの重点産業分野を中心としたものづくり産業の振興と地域経済の活性化を図ります。

(1) 事業内容

ア 企業と大学等を対象に、マッチング懇談会、医療・健康産業分野、産業用ロボット分野等につながるシンポジウムを開催しています。

イ 「松本地域産学官交流ネットワーク」を、（一財）松本ものづくり産業支援センター等との連携で随時開催し、日常的に企業と大学、支援機関の連携、新産業育成の素地を整えています。

ウ 信州大学の進める先鋭領域融合研究群をはじめ、世界的に最先端の研究成果を地元企業に還元、新産業の創出を図ります。

エ （一財）松本ものづくり産業支援センターを核に、他の支援機関や大学等の研究機関、国・県等行政機関との緊密な連携を進めています。

22 スタートアップ推進事業

「起業」という選択肢をより身近なものとし、多様な人材が挑戦できる環境を整えることで、松本地域から社会的・経済的インパクトをもたらすスタートアップを継続的に生み出していく「スタートアップ・エコシステム」を構築し、地域経済の好循環を目指します。

(1) 起業家育成事業（機運醸成プログラム）

ア 市内における「起業」に対する関心を高めるイベント等を実施します。

イ イベント等の参加者を中心に投資家や支援者等を交えた起業家コミュニティを形成します。

ウ アイデアを事業化するための連続プログラムを実施します。

エ 地元企業を巻き込む連携プログラムを実施します。

(2) NAGANOスタートアップ・エコシステム推進協議会

令和7年度に長野県が国の第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市に認定されたことから、これを契機として、構成機関（長野県、長野市、松本市の他、県内の大学、金融機関、経済団体、その他支援機関）が連携し、スタートアップ支援を推進します。

23 松本商工会議所

（令和8年3月31日現在）

(1) 会員数 4,074 事業所

(2) 議員数 120 人

1号議員 60人、2号議員 4人、3号議員 18人

(3) 職員数 52 人

(4) 令和7年度決算

一般会計 194,619 千円

特別・積立金会計（10会計） 2,076,501 千円

計 2,271,120 千円

(5) 商工会館

竣工 昭和48年6月

建設費 3億4000万円

24 健康産業の推進・（一財）松本ヘルス・ラボ

市民と産学官の共創の場である「松本ヘルス・ラボ」の取組みを推進することで、ヘルスケア分野における新たな産業を創出して地域経済の好循環をもたらすとともに、市民の健康度のさらなる向上を目指します。

(1) （一財）松本ヘルス・ラボの概要

ア 現状及び取組内容

(ア) 会員数 令和7年度末現在 8,984 人 (イ) 会員向け健康増進プログラム

a 年2回の健康チェック

- b 月2回程度の健康プログラム
- c 法人会員制度による企業の健康経営支援（令和7年度末現在33企業・団体）
- (ウ) 企業とのモニタリング調査事業等
 - 企業連携事業及び受託事業（令和7年度4件）
 - 気分状態改善に関するモニタリング調査などを実施しました。

(2) 主な経過

平成23年 7月	松本地域健康産業推進協議会設立
12月	第1回世界健康首都会議開催
平成24年10月	庁内に松本市健康産業推進研究会設置
平成25年 5月	健康産業フォーラムの開催（年3回、以降令和元年まで毎年開催）
平成26年12月	松本ヘルス・ラボ事業に着手
平成27年 3月	松本地域健康産業推進協議会内に「松本市健康経営研究会」を設置
9月	任意団体「松本ヘルス・ラボ」設立
平成28年12月	「一般財団法人松本ヘルス・ラボ」設立
平成29年 3月	松本ヘルス・ラボオフィス開設
平成31年 1月	健康産業フォーラム（東京説明会）の開催
令和 2年10月	第10回世界健康首都会議開催（第10回をもって終了）
令和 3年 5月	松本地域健康産業推進協議会を解散し、松本ヘルス・ラボに機能を集約
令和 4年 2月	松本ヘルス・ラボアプリ導入
令和 6年 5月	松本ヘルス・ラボ公式LINEアカウントの導入
令和 7年 6月	松本ヘルス・ラボポイント制度開始

(3) 令和7年度における主な取組み

- ア 市民の健康増進と市民との共創により健康産業の創出を図る「松本ヘルス・ラボ」において、個人会員向けの健康増進プログラム、保健師等による健康相談、法人会員向けの「健康経営」プログラムを提供したほか、ヘルスケアサービスの有効性を検証するモニタリング事業等を実施しました。
- イ 商業施設でのイベントや市内企業に直接働きかけるなど新規会員獲得活動を行い、松本ヘルス・ラボの会員数が8,984人、法人会員事業所は33社になりました。
- ウ 市の補助事業としてヘルスケア製品・サービスの実用化を支援する実証事業等を実施しました。

(4) 今後の取組み

松本ヘルス・ラボ公式LINEや会員制度の魅力向上を図るとともに、数多くのモニタリング事業を獲得することで、健康への関心が低い世代を含む市民の健康増進と健康産業振興の両立を進めます。

25 工業団地

団 地 名	造 成 年	企業数	造成面積(ha)
木工団地	昭和41年・42年	8	10.6

西南工場団地	昭和 42 年～48 年	35	32.9
大久保工場公園団地	昭和 46 年・47 年	56	43.0
松本臨空工業団地	昭和 61 年～平成 3 年	48	58.0
新松本臨空産業団地	平成 10 年・11 年	21	12.6
倭工業団地	昭和 57 年～	13	10.6
新松本工業団地	平成 22 年～26 年	13	20.8
合 計		194	188.5

令和 5 年度からは、新たな工業団地等の整備として、従来手法と異なる民間主導による開発として、新松本工業団地拡張事業（約 4.5ha）に着手し、令和 6 年度は選定した開発事業者が地権者交渉を進め、全ての地権者との契約締結が完了し、令和 7 年度は、市街化区域への編入が決定された他、埋蔵文化財調査及び開発行為の事前協議を行いました。また、地域未来投資促進法に基づく松本地域基本計画の中で新たに重点促進区域としたアルウィン西側の土地（神林地区及び今井地区の一部、約 16ha）については、公募の結果、立地事業者が決まり、現在、民間事業者による地権者交渉を進めています。

26 労働者の現況

(1) 事業所数及び従業者数

事 業 所 数	従 業 者 数 (人)
13,408	131,549

資料：令和 3 年経済センサス活動調査

(2) 労働力人口等

項 目 名		数 値
労働力人口	人数 (人)	122,895
	割合 (%)	59.7
就 業 者	人数 (人)	118,889
		(第 1 次産業 6,061)
		(第 2 次産業 26,923)
		(第 3 次産業 82,328)
	率 (%)	57.8
		(分類不能の産業 3,577)
完全失業者	人数 (人)	4,006
	率 (%)	3.26
女性就業者	人数 (人)	53,922
	率 (%)	51.0

高齢者就業者	人数（人）	19,551
	率（％）	29.3

資料：令和2年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就業者：「従業員」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの ①就業者ではない ②仕事があればすぐ就くことができる ③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた

(3) 最低賃金

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます（事業場で働く常用労働者、季節労働者、日雇いなどの臨時的労働者及びパートなど）。

長野県地域別 最低賃金	時間額(円)	発効年月	※産業別最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます（産業別最低賃金の該当業種であっても、業務・年齢等によっては適用が除外され、地域別最低賃金が適用される場合があります。）。
	1,061	R7.10.3	

—長野労働局—

(4) 有効求人倍率の推移（各年度3月数値）

年 度	全国	長野県	松本職安管内
5	1.28	1.37	1.40
6	1.26	1.30	1.43
7	1.18	1.24	1.26

—長野労働局 松本公共職業安定所—

(5) 障がい者雇用率

区 分	※法定雇用率（R6.4.1改正）
一般事業主	2.5 %
国・地 方 公共団体	2.8 % (都道府県等の教育委員会 2.7 %)

※ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」による

27 技能功労者褒賞

55歳以上で同一職種に25年以上従事し、指導的立場で、業界の振興・発展に寄与された市民を、毎年11月23日の勤労感謝の日に式典を開催し、褒賞を行っています（令和4年度6人、令和5年度7人、令和6年度10人、令和7年度12人）。

28 職業・労働相談

雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般の解決を図ることを目的に、平成 15 年度から実施しています。相談員が原則として月 4 回、相談に応じています。

(単位：件)

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	117	102	154	169

29 勤労者心の健康相談

複雑多様化した労働環境の中で、上司や同僚等との人間関係の悩みや家庭での問題など、不安・ストレスなどから勤労者の心の健康の回復を図ることを目的に、平成 14 年度から、主として松本地域に働く中小企業の勤労者やその家族を対象に、毎月 7 回、産業カウンセラー・心理カウンセラーによる相談を実施しています。

(単位：件)

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	123	118	118	138

30 若者職業なんでも相談

自分のやりたいことがわからなかったり、どんな職業に向いているのかなど、自分の将来の身の振り方がわからず悩む若者等の相談に応じることを目的に、平成 15 年度から、毎月 3 回、産業カウンセラー、キャリアカウンセラーによる相談を実施しています。

(単位：件)

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	87	91	82	72

31 労働相談支援事業

仕事や日常生活の悩み、労使間のトラブルなどの解決を図るため、専門の労働相談員を配置し、弁護士・司法書士・社会保険労務士による相談にも応じている NPO 法人に委託している相談事業です。

平成 16 年度に、緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成 17 年度からは松本市単独事業として継続しています。

(1) 委託先 NPO 法人ユニオンサポートセンター

(2) 相談受付件数と内容分類

(単位：件)

年 度	労使関係	金銭関係	不動産	家庭関係	その他	合 計
4	3,041	88	72	128	407	3,736

5	2,360	104	119	89	359	3,031
6	2,286	87	80	95	266	2,814
7	2,000	95	115	80	284	2,574

32 勤労者資金融資

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行っています。

(融資条件等)

(令和8年3月31日現在)

融資限度額	返済期間	償還方法	利 率	信用保証
300 万円	10 年以内	元利均等償還	固定 年 1.98%～ 変動 年 1.68%～	有

※ 利率は、自動車に関する資金の場合

(勤労者資金融資の推移)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当年度	件数(件)	1	2	0	0
	金額(千円)	1,730	2,250	0	0
年度末 残 高	件数(件)	15	15	12	8
	金額(千円)	15,142	13,238	9,242	4,417

33 若者と女性に選ばれる職場環境づくり推進事業

企業における人員・人材不足が深刻化する中、性別に関わらず働きやすい職場環境づくりを目指す事業所への支援体制の強化と市内中小企業等におけるジェンダー平等意識向上を促進し、貴重な労働力を確保するものです。

【女性の働きやすい職場環境整備補助金】

(1) 補助対象事業

女性専用施設(トイレ、更衣室、休憩室、シャワー室、授乳室等)の新設又は改修等の整備や、それに付随する備品の購入に要する費用に対して、補助金を交付します。

(2) 補助額

補助対象経費の3分の2 上限100万円

34 ものづくり人材育成事業

(1) ものづくり人材育成の支援

技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、学校、経済団体や行政などで構成する連絡会組織「松本市ものづくり人材育成連絡会」を平成 25 年 7 月 24 日に設立し、構成団体で連携をとりながら地域産業を担う若年者の育成や地元への就職、産業に必要な人材の確保など、総合的に人材育成を支援しています。

(2) 技能五輪大会

第 63 回技能五輪全国大会

- ア 開催日程 令和 7 年 10 月 17 日（金）～11 月 20 日（月）
- イ 開催場所 愛知県国際展示場他 全 14 会場
- ウ 競技職種 — 全 41 職種 —
- エ 出場選手 松本市から 2 名
職種：日本料理、レストランサービス

35 （一財）松本市勤労者共済会

市内の中小企業等に勤務する者の、福祉の向上を図ることを目的に、昭和 47 年に任意団体として松本市勤労者互助会が発足しました。その後、平成 2 年に松本市勤労者共済会と改称し、平成 17 年には財団法人松本市勤労者共済会に、さらに、平成 20 年度の公益法人制度改革により、平成 25 年 4 月 1 日から一般財団法人へ移行しています。

(1) 会員資格

- ・市内の中小企業に従事する勤労者及びその事業主
- ・パートタイマー、その他これに準じる者

(2) 入会金、会費

- ・入会金 1 人 入会時 500 円
- ・会費 1 人 月額 500 円

※会費は、原則として全額事業主負担です。

(3) 主な事業内容

- ア 共済金給付事業 会員への祝い金、見舞金等の給付
- イ 施設利用補助 入浴保養施設・レクリエーション施設等の割引利用及び宿泊施設利用・信州まつもと空港利用航空賃・チケット購入への補助
- ウ 福利・厚生事業 レクリエーション事業、教養講座の開催
- エ 健康維持増進事業 人間ドック受診補助、インフルエンザ予防接種補助及びスポーツクラブ会費補助など

(4) 会員数

(各年度 3 月 31 日現在)

年 度	事業所数(所)	会員数 (人)
4	1,410	7,584
5	1,381	7,541
6	1,337	7,360
7	1,289	7,130

36 松本市勤労者福祉センター

昭和 47 年に県が「長野県松本勤労者福祉センター」の名称で建設した施設であり、開設当初から本市が指定管理者の指定を受け管理運営を行ってきました。

平成 30 年度に、長野県から松本市に移管され、名称を松本市勤労者福祉センターとし、「市民の勤労福祉の増進と文化の向上を図ること」を目的に施設の管理運営を行っています。

令和 7 年度から指定管理者制度を導入しています。

- (1) 位 置 松本市中央 4 丁目 7 番 26 号
- (2) 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建
敷地面積 5,220.43 m²
建築面積 1,484.50 m²
延床面積 3,138.43 m²
- (3) 開 館 昭和 47 年 4 月 1 日（長野県松本勤労者福祉センター）
平成 30 年 4 月 10 日（松本市勤労者福祉センター）
- (4) 施設内容 大会議室（306 人収容）、会議室 10 室（18 人～132 人収容）
- (5) 事 業 費 建築当初 約 250,000 千円
改修費用 約 538,000 千円
- (6) 開館時間 午前 9 時～午後 9 時 30 分
- (7) 休 館 日 毎月第 1・第 3 火曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (8) 使用状況

年 度	使用件数(件)	使用人数(人)	使用料収入(千円)	使用料減免額(千円)
4	5,631	125,362	17,218	4,806
5	5,765	157,705	19,209	2,897
6	5,631	149,858	19,698	2,046
7	5,258	144,794	18,142	1,988

37 土地利用計画

昭和 46 年 9 月 30 日に農業振興地域の指定を受け、昭和 47 年 3 月 9 日に松本農業振興地域整備計画が認可となりました。これにより、農用地区域とその他の区域の土地利用が明確化され、優良農地の確保と適正な土地利用を図っています。

(1) 都市計画 (令和 8 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847			
都市計画区域 30,191		都市計画区域外 67,656	
市街化区域 4,040	市街化調整区域 26,151		

(2) 農業振興地域 (令和 8 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847			
農業振興地域 24,884		農業振興地域外 72,963	
農用地区域 7,368	農用地区域外 17,516		

(3) 農業振興地域の農用地区域内訳 (令和 8 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

農用地区域 7,368							
農 地 6,211			採草放 牧地 676	混木 林地 245	農業用 施設 用地 67	混牧林地 以外の 山林原野 169	
田 3,828	畑 1,714	樹園地 669					

38 農家戸数

(単位:戸、経営体)

年	総農家数	農業経営体	認定農業者
H27 (2015)	総農家 7,156	3,930	505
	販売農家 3,787		
R2 (2020)	総農家 6,185	3,168	544
	販売農家 3,034		
R7 (2025)	総農家 5,298	2,633	511
	販売農家 2,498		

(資料 農林業センサス、農政課)

令和 7 年経営耕地面積規模別経営体数（農業経営体）

（単位：経営体）

0.3 ha 未満	0.3 ha ～ 0.5 ha	0.5 ha ～ 1.0 ha	1.0 ha ～ 1.5 ha	1.5 ha ～ 2.0 ha	2.0 ha ～ 3.0 ha	3.0 ha 以上	合 計
154	550	871	411	210	180	257	2,633

（資料 農林業センサス）

39 経営耕地面積（農業経営体）

（単位：ha）

年	経営耕地	田	畑	樹園地
H27（2015）	5,784	3,831	1,034	918
R2（2020）	5,941	3,753	1,328	860
R7（2025）	5,381	3,485	1,168	728

（資料 農林業センサス）

面積は ha 未満を四捨五入しているため、合計と必ずしも一致しません。

40 経営所得安定対策

国は、農業者の経営安定及び食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るため、「経営所得安定対策」を実施しています。

本市でも国の政策に基づき、制度の基盤である生産数量目安値に応じた主食用米の適正生産に係る取組みを行っています。

水稻作付状況

年 度 区 分	R5	R6	R7
米生産数量目安値（t）	16,465	16,672	16,954
米作付目安面積（ha）	2,533	2,557	2,608
米作付確定面積（ha）	2,518	2,532	2,597
実 施 率（%）	99.4	99.0	99.6

41 農業生産振興事業

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業（旧「産地パワーアップ事業」）

ア 経過及び現状

意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系へ転換を図るため、国の交付金事業として「産地パワーアップ事業」が平成28年1月に新たに制定されました。

これは、水田、畑作、野菜、果樹等の全ての農産物を対象とした産地が、地域の営農戦略として「産地パワーアップ計画」を定め、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けた取組みを総合的に支援するものです。

平成28年度から、地域の意向を取りまとめ「産地パワーアップ計画」に位置づけ、本事業に取り組んでいます。

イ 事業内容及び実績

取組作物名	年度	事業内容
大豆	H28	乾燥調製施設の整備
いちご	H28～H30	いちごの栽培施設の導入
セルリー	H28～H29	セルリー栽培施設の導入
花き	H28～H29	花き集出荷施設、低コスト耐候性ハウスの整備
水稻	H30	色彩選別機の整備
セルリー	R1～R3	セルリー栽培施設の導入
ぶどう	R2～R4	ぶどう棚、雨よけハウス、灌水資材の導入
すいか	R4	すいか選果設備の整備
小麦・大豆	R5	生産性向上のための機械導入

ウ 採択要件

松本市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づける必要があります。

また、生産・出荷コストを 10%以上低減する、販売額を 10%以上向上する等を成果目標とする必要があります。

42 中山間地域等直接支払事業

中山間地域は、農業生産活動を通じた水源のかん養等の多面的機能を有していますが、平地に比べ農業の生産条件が厳しく、高齢化の進行による担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。

このため、農業生産活動を通じ中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する目的から、当該農業生産活動等を行う集落(農用地面積 1ha 以上)に対し直接支払いを実施しています。

- | | | | | |
|-----------|---|-------------------|-------|-------------|
| (1) 対象地域 | 法指定地域 | 本郷・内田・四賀・奈川 | 27 集落 | 149.6ha |
| | 特認地域 | 中山・波田 | 19 集落 | 83.8ha |
| (2) 対象農用地 | 急傾斜（田：1/20 以上、畑：15° 以上）
緩傾斜（田：1/100 以上 1/20 未満、畑：8° 以上 15° 未満） | | | |
| (3) 交付単価 | 田 | ：急傾斜 21,000 円/10a | 緩傾斜 | 8,000 円/10a |
| | 畑 | ：急傾斜 11,500 円/10a | 緩傾斜 | 3,500 円/10a |
| (4) 事業費 | 43,339 千円(令和 7 年度実績) | | | |

43 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等に基づき、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業などを通じて、認定農業者への農地の集積を基本として農地の流動化を推進しています。

利用権の設定等状況(使用貸借を含む)

年度	貸し手（人）	借り手（人）	面積（ha）
R5	1,660	571	500

R6	1,513	551	472
R7	2,405	702	853

44 土地利用型経営規模拡大奨励金交付事業

昭和 54 年度から国が土地利用型農業経営規模拡大促進事業を開始しました。

平成元年度からは、農用地の集積を通じて農業の中核的担い手の育成・確保と農地の有効利用を進めるため、市単独事業として奨励金の交付を開始しました。

【経過】

平成 11 年度～ 認定農業者の優遇措置開始

平成 15 年度～ 単年度ごとの交付へ制度改正

平成 18 年度～ 貸し手への交付を廃止

平成 28 年度～ 借り手（認定農業者以外）への交付を廃止

令和 3 年度～ 新規 : 6,000 円/10a（存続期間 3 年以上で契約初年のみ交付）

再設定：3 年間を移行期間とし令和 5 年度まで交付

奨励金の額

年度	区 分	交 付 額（10a 当たり）		
H28～	借り手（認定農業者）	3,000 円		
R3～	借り手（認定農業者）契約初年	6,000 円		
	借り手（認定農業者）再設定 ※経過措置	R3	R4	R5
		2,250 円	1,500 円	750 円
R6～	借り手（認定農業者）契約初年	6,000 円		

実績（借り手のみ）

年度	計		
	対象者（人）	面積（ha）	金額（千円）
R5	254	832.81	7,884
R6	94	71.30	4,062
R7	109	61.02	3,467

45 新規就農者育成対策事業

移住者を含む意欲ある就農希望者に実践的な農業研修を行うとともに、農業経営の開始に必要な農地の確保及び農業機械の取得、賃貸住宅の家賃等を支援し、農業の担い手を確保します。

- (1) 事業主体 松本ハイランド農業協同組合
- (2) 研修作物 りんご、ぶどう、セルリー、すいか、施設野菜、花き等
- (3) 研修期間 3 年間

(4) 研修生の状況

年度	研修開始	人数	年度	研修開始	人数
13	第 1 期生 (H13.11～)	6 人	26	第 13 期生 (H26.11～)	2 人
14	第 2 期生 (H14.11～)	4 人	27	第 14 期生 (H27.11～)	1 人
15	第 3 期生 (H15.11～)	3 人	28	第 15 期生 (H28.11～)	1 人
16	第 4 期生 (H16.11～)	4 人	29	第 16 期生 (H29.11～)	2 人
18	第 5 期生 (H19. 1～)	1 人	30	第 17 期生 (H30.11～)	3 人
19	第 6 期生 (H20. 1～)	1 人	R1	第 18 期生 (R 元.11～)	2 人
20	第 7 期生 (H20.11～)	4 人	R2	第 19 期生 (R2.11～)	3 人
21	第 8 期生 (H21.11～)	2 人	R3	第 20 期生 (R3.11～)	3 人
22	第 9 期生 (H22.11～)	2 人	R4	第 21 期生 (R4.11～)	1 人
23	第 10 期生 (H23.11～)	2 人	R5	第 22 期生 (R5.11～)	2 人
24	第 11 期生 (H24.11～)	2 人	R6	第 23 期生 (R6.11～)	2 人
25	第 12 期生 (H25.11～)	2 人	R7	第 24 期生 (R7.11～)	3 人

I ターン 28 世帯 (76 名)、U ターン 8 世帯 (18 名)、就農者のうち 18 名が認定農業者

46 新規就農者育成総合対策 (旧農業次世代人材投資事業)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金、及び就農後の経営発展のために機械・施設等を導入する資金を支援しています。

(1) 経営開始資金

ア 交付額 1 人当たり 1,500 千円/年

イ 交付期間 最長 3 年間

ウ 対象者 認定新規就農者

エ 実績

年 度	件数 (件)	支給額 (千円)
R5	13	18,572
R6	11	14,657
R7	14	19,307

(2) 経営発展支援事業 (令和 4 年度開始事業)

ア 支援内容 機械・施設等の導入費用 上限 10,000 千円 (国: 2/4 県: 1/4 本人: 1/4)

イ 対象者 認定新規就農者

ウ 実績

年 度	件数 (件)	支給額 (千円)
R5	2	10,647
R6	0	0
R7	5	18,483

47 新規就農者住宅支援事業

市外からの新規就農を促進し、農村地域における人口減少の抑制を図るため、新たに市内で就農する者の住居に関する費用を支援しています。

(1) 家賃補助

- ア 対象者 農業研修生、認定新規就農者（経営開始３年目まで）
イ 補助内容 家賃の２分の１以内、月額上限１０千円（子育て世帯は２０千円）
ウ 対象期間 最長３年間
エ 実績

年度	件数(人)	補助金(千円)
R6	8	910
R7	7	670

(2) リフォーム補助

- ア 対象者 農業研修生、認定新規就農者、空き家の所有者
イ 補助内容 居住部分に係る改修工事費用、家財等処分に係る費用（費用の２分の１以内）
賃貸の場合上限６００千円、購入の場合上限７５０千円（子育て世帯は最大３００千円加算）
ウ 実績

年度	件数(人)	補助金(千円)
R6	3	1,385
R7	1	600

48 梓川果樹産地新規就農者支援事業

梓川地域の果樹産地継承及び多様な担い手の定住促進を図るため、５０歳以上６５歳以下の新たに農業経営を始めようとする者を対象に２年間の研修を行い、研修生と地域の先輩農業者（里親）を支援します。※技術習得のための研修は、長野県新規就農里親制度を活用します。

- (1) 事業主体 あづみ農業協同組合
(2) 研修作物 りんご（その他あづみ農業協同組合が認めた果樹等）
(3) 研修期間 ２年間
(4) 支援内容 機械購入費、施設購入費、研修費支援、研修農地費など
(5) 研修生の状況

年度	開始	人数
R7	第１期生（R7.4.～）	1

49 集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入などの取組を総合的に支援するために、補助金を交付しています。

- (1) 事業対象期間 最長3年間
- (2) 対象者 集落営農等要件を満たす組織
(地域計画のうち、目標地図等に位置づけがされている又は、位置づけられることが確実な組織などの条件を満たしている組織)
- (3) 補助概要 集落営農の発展のために必要な経費
上限10,000千円(国費10/10)
- (4) 実績

年 度	項 目	事業費(千円)	補助金(千円)
R6 (1年目)	中核となる若者等の雇用	2,479	1,000
	組織の法人化	250	250
R7 (2年目)	中核となる若者等の雇用	6,104	1,000
	共同利用機械等の導入	13,090	5,950
計		21,923	8,200

50 松本市未来を担う農業経営者支援事業

認定農業者等が農業経営改善計画等に基づいて整備する農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用や、認定新規就農者が農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用に対し補助金を交付し、意欲ある担い手の育成を図ります。

- (1) 対象者
- ア 農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者
- イ 青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
- ウ 認定農業者である経営主と家族経営協定を締結し、農業経営に年間90日以上従事する女性(女性農業者)
- (2) 補助率
- ア 認定新規就農者 事業費2/3以内 上限2,000千円
- イ 認定農業者 機械：事業費2/3以内 上限 500千円
施設：事業費2/3以内 上限2,000千円
- ウ 女性農業者 事業費2/3以内 上限500千円
- エ 事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費(千円)	補助金(千円)
R7	ウィングハロー	1	1,040	500
	ラジコン動噴	1	782	473
	芋堀機	1	1,648	500
	乗用モア	3	2,621	1,468
	高所作業車	3	3,189	1,500
	選果用倉庫	1	2,816	1,706

電動巻上資材	1	2,936	1,779
花き栽培用ハウス	1	4,070	2,000
半自動野菜移植機	1	1,486	500
個人選果所	1	4,290	2,000
マルチャー	2	2,907	1,000
ハウス加温機	1	2,100	500
トラクター及び管理機	1	2,225	1,348
農畜産物加工施設	1	10,975	2,000
小型温風機	1	828	500
計	20	43,913	17,774

51 経営継承・発展支援事業

地域の中心経営体等の後継者が、当該中心経営体の経営の主宰権の移譲を受けて経営発展計画を策定し経営発展に向けた取組みを行う場合、必要となる経費に対し最大 100 万円の補助金を交付しています。

- (1) 実施期間 令和 3 年度～令和 7 年度
- (2) 補助対象 中心経営体等である先代から経営の主宰権の譲渡を受けた、又は受ける者
- (3) 補助内容 経営発展のために必要な経費 上限 1,000 千円（国費 1/2 市 1/2）

単なる取替更新（同機種、同性能）の機械装置等の購入を除く。

(4)事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R5	採択なし			
R6	育苗ハウス	1	1,430	1,000
	運搬車、営農支援アプリ	1	1,136	1,000
	水分計キット、 自動給水システム等	1	1,095	1,000
	計	3	3,661	3,000
R7	採択なし			

52 スマート農業推進事業

農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少により、労働力不足や労働負担の増加が課題となっています。これらの課題を解決する方法の一つとして、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用し、農作業の省力化及び精密化、高品質生産の実現を推進していくため、スマート農業機械を導入する認定農業者等に対し補助金を交付しています。

- (1) 補助対象 認定農業者、農業者の組織する団体（3 戸以上）、農地所有適格法人

- (2) 対象経費 農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されている機械、機器等で購入価格が 50 万円以上のもの
- (3) 補助率 事業費の 1/2 以内、上限 個人：200 万円、法人・団体：500 万円
- (4) 事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R7	直進アシスト付トラクター	6	49,047	21,321
	直進アシスト付田植機	4	15,754	7,798
	農業用ドローン	1	1,626	813
	農機自動操舵システム	1	1,636	500
	ラジコン草刈機	1	3,164	1,582
	防虫忌避用 LED	1	765	382
	データ管理型ハウス	1	1,446	723
	自動噴霧器	1	1,220	610
	細霧（加湿冷房）の新設	1	4,060	2,030
	農薬自動散布機	1	6,363	3,181
	計	18	85,081	38,940

53 環境負荷低減・土づくり推進事業

自然資源である堆肥・緑肥施用による土づくりの推進により、化学肥料使用量を低減し、持続可能な農業の普及促進を図るため、土づくり実施による化学肥料削減推進に必要な資材の導入経費等を支援しています。

- (1) 補助対象 認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人
- (2) 対象経費 有機質肥料・堆肥の購入費用、緑肥種子の購入費用、土壌診断に要する費用
- (3) 実施期間 令和 7 年度～ 8 年度（2 か年を予定）
- (4) 補助率 2/3 以内 上限 5 万円（みどり認定取得者は 10 万円）
- (5) 事業実績

実績	年度	R7 年度
	件数	92
	補助金（千円）	4,016

54 中部縦貫自動車道（松本波田道路）関係地区農業生産振興事業

中部縦貫自動車道建設事業により農地に影響を受ける関係地区の農業振興を図るため、農業機械、農業施設等のリース契約または取得に要する経費に対して補助金を交付しています。

- (1) 補助対象者 建設事業に係る用地売買により不整形となった圃場または建設事業に係る土地交換により交換前に比べて圃場規模が拡大した圃場を耕作している認定農業者
- (2) 補助率 1/3 以内

(3) 事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金額（千円）
R7	トラクター	1	10,593	2,000

55 JA 松本ハイランドライスセンター再編事業

老朽化等により機能低下が発生している JA 松本ハイランド管内ライスセンターの再編集約・合理化及び機械設備の更新に係る経費に対し、国庫補助事業（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）を活用し、支援しています。

- (1) 事業実施主体 松本ハイランド農業協同組合
- (2) 補助率 国：5/10 以内、県：1/10 以内、市：1/10 以内
- (3) 事業実績

年度	施設名	事業費（千円）	補助金額（千円）
R7	島内島立ライスセンター	52,470	33,390
	広域ライスセンター和田	551,650	351,050

（松本市分）

56 鳥獣被害対策事業

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会等による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣との住み分けをするための「生息環境管理」を 3 本柱として総合的な対策を進めています。

(1) 駆除対策事業

ア 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 2,473 頭

カラス他鳥類 762 羽

イ 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 2 名

ウ 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進

（四賀 67 名、入山辺 173 名、中山 30 名、安曇 18 名、梓川 18 名（指導員含む））

エ 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

(2) 被害防除事業

ア 鳥獣被害防護柵補修

市と住民が協働形式で設置してきた防護柵が、自然災害等により破損したため、地区住民に補修する資材を提供し、補修作業の妨げとなる支障木を撤去しました。

(ア) 補修資材の提供

延べ 23 団体に補修資材を提供

(イ) 倒木撤去委託費

延べ 47 団体に対し、総額 2,850 千円の撤去委託

57 農畜産物販売促進事業

消費者の期待と信頼が寄せられる産地の確立を目指し、松本産農畜産物の更なる品質向上、消費拡大、高付加価値化を進めるとともに、新鮮で安全な食の確保と地域の活性化、食文化の伝承等の観点から地産地消と食育を推進し、経済の好循環を生み出す農業を育みます。

(1) 農畜産物の情報発信

デジタル化の進展により、インターネットを通じて情報収集や買い物をする人が増加傾向にあります。ふるさと納税返礼品を通じて情報発信に取り組み、付加価値の高い松本の農畜産物をPRします。

ア ふるさと納税返礼品登録推進

ふるさと納税の返礼品は、松本の高品質な農畜産物をPRする絶好の機会となります。また、農畜産物のテストマーケティングの機会ともなることから、返礼品登録を推進します。

イ 旬の農畜産物の情報発信

市ホームページ、SNSを通じて旬の農畜産物の情報を発信し、知名度の向上及び販売促進を図っています。

(2) 農畜産物の販売促進

ア 農畜産物販売促進事業（旧 6 次産業化支援事業）

生産、加工、流通・販売などに取り組む 6 次産業化を支援するため、農業者等が行う販路開拓にかかる経費に対し、補助金を交付します。

(ア) 対象者

農業者、農地所有適格法人、農業者で組織する団体、農産物直売所

(イ) 補助内容

補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額（千円）
販路開拓 対面型	県外及び海外における販路開拓のための物産展への出展及び直売所交流に要する経費（出展負担金、デザイン費・印刷費・資材費・広告費・通信運搬費・輸送費・旅費・装飾備品借上料・筆耕翻訳料（以下「広告費・旅費等」という。））	物産展出展 経費 10 分の 10 広告費・旅 費等 2 分の 1	国内 250 海外 500

(3) 地産地消・食育の推進

ア 子ども・若者農業体験支援事業

子どもたちの地域における食や農業への理解を深めるため、幼保園児、小中高大学生や親子を対象に農業体験等を受け入れる農業団体等に補助金を交付します。

(ア) 補助対象者

農業者、生産団体、農業者を構成員とする団体等

(イ) 補助率

1/2（上限 30 万円）

イ 学校給食の地産地消の推進

松本市の食や農業への理解を深め、将来における地場農産物の消費者育成や農業の担い手確保等に繋げるため、農政課が生産者や生産団体などとのコーディネート役割を担い、学校給食課と連携して学校給食における地産地消を推進します。

58 松本市遊休荒廃農地対策事業

担い手の高齢化、後継者不足等により農地の遊休荒廃化が進む中で、遊休荒廃農地の解消を図り、再活用の促進を目指しています。

(1) 事業内容

農地を取得又は貸借する者(団体を含む。)及びUターン就職者等が行う、遊休荒廃農地の復元及び有効利用に要する経費に対して、1a 当たり 2,300 円から 7,000 円以内で補助を行います。

(2) 令和 7 年度実績

ア 笹賀地区の耕作放棄地を再生

イ 再生面積 18a

59 健康生きがい市民農園事業

農業を通じた健康・生きがいづくりを進めるとともに、農業への理解を進めます。

(1) 体験市民農園

ア 開設場所 20か所

イ 区 画 454区画(1区画約33㎡~75㎡)

ウ 利 用 料 年額2,000~4,500円/区画

(2) 健康生きがい市民農園

ア 開設場所 2か所(高宮北、高宮中)

イ 区 画 20区画(1区画約50㎡)

ウ 利 用 料 年額3,000円/区画

(3) 簡易オートキャンプ設備付き農園

ア 開設場所 1か所(内田)

イ 区 画 17区画(1区画約200㎡)

ウ 利 用 料 年額18,000円/区画

エ その他 水道電気料実費負担

60 農業課題等の解決に向けたプラットフォーム「活かす農まつもと」の設置・運営

農業委員会からの提案に基づき、高齢化や担い手対策、6次産業化、地産地消、環境にやさしい農業など多様化する農業の課題に対し、利害関係者が協力して解決に取り組む、松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」を令和5年度に設置し、課題解決に取り組んでいます。

(1) 組織概要

名称	内容	構成
コア会議	現状の課題を整理し、整理した課題に係る課題別検討部会の設置を調整する。	農業委員会、学術機関、農業者、JA関係者、松本市（事務局：農政課）
課題別検討部会	コア会議が整理した課題の解決に向けた具体的な事業を立案し、実施する。（令和7年度は、2部会が活動）	農業者、JA、民間企業、関係団体、消費者、農業委員、専門家及び長野県

(2) 課題別検討部会（令和8年3月31日時点）

名称	内容
部会① 農業と観光に関する検討部会	・ 農業人口の維持拡大・地域の活性化の方策として、今井地区をモデルに食や農業体験の商品化に向けた取組みを推進 ・ 令和7年度は「大人の農業体験ツアー」を商品化、計3回実施し、13名が参加
部会② 中山間地の農地活用に関する検討部会	・ 山間地域の農地を持続的かつ有効に活用するための方策として、学校給食への地域農産物の利用拡大に向けた取組みを推進 ・ 令和7年度に、生産者組合を設置して四賀給食センターへの納品窓口の一本化 ・ 四賀給食センターで使用する主要食材15品目における松本地域産使用率は、令和6年度の42.8%から、令和7年度59.9%に向上50%）

61 クラインガルテン事業

遊休農地の有効活用と豊かな自然、風土を守り市民等の福祉の増進を図るため、クラインガルテンを設置し、都市住民との交流を図っています。

(1) 施設の概要

地区	名 称	区画数	一区画の規模	使 用 料	契 約
四賀	坊主山 クラインガルテン	53	敷地全体 270～300 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)38～50 m ²	104,760～ 366,660 円	1 年 間 (最長 5 年)
	緑ヶ丘 クラインガルテン	78	畑 100～120 m ² 他 芝生 花壇	377,140～ 513,330 円	
奈川	大原 クラインガルテン	35	敷地全体 350 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)24～50 m ² 畑 150 m ²	261,900～ 398,090 円	1 年 間 (最長 5 年)
	神谷 クラインガルテン	18	敷地全体 200 m ² (内訳)	244,440 円	

	入山 クラインガルテン	7	休憩小屋(建物)40～42 m ² 畑 80～100 m ² 冬期間利用不可		
計		191			

(2) 利用率

99.5% (9割以上が県外者)

62 農業協同組合

組 合 名	組合員数 (人)	組合員戸数 (戸)	出資金 (千円)
松本ハイランド農業協同組合	40,261 (26,816)	30,620 (19,842)	9,001,184 (4,887,396)
あづみ農業協同組合	15,662 (2,733)	10,537 (1,800)	3,756,425 (1,014,095)

注()は、松本市管内の数値です。

63 公設地方卸売市場の概要

- (1) 名 称 松本市公設地方卸売市場
- (2) 計画編入 第4次長野県卸売市場整備計画 昭和61年8月
- (3) 取扱商品 青果、水産、食肉、花き
- (4) 供 給 圏 長野県全域
- (5) 入場業者 青果卸売業者 1社 水産卸売業者2社 花き卸売業者1社
青果仲卸業者 7社 水産仲卸業者2社
関連事業者等 29社1団体
- (6) 業務開始 平成元年10月23日
- (7) 事業費 約105億円(土地・建物) うち国庫補助 約16億円、県費補助 約8億円
- (8) 取扱高

年度 区分		R5	R6	R7
青果	数量 (t)	66,070	62,967	66,377
	金額 (千円)	19,799,083	21,307,280	20,611,621
水産・食肉	数量 (t)	29,494	23,380	26,497
	金額 (千円)	14,496,865	14,388,743	17,321,529
花き	数量(千本鉢)	11,823	11,598	10,810
	金額 (千円)	1,399,092	1,451,391	1,338,044

64 土地改良事業（県営・団体営）

農業農村整備

農業生産の基盤である農地や農業水利施設等の社会資本を整備・保全し、生産性の向上及び自然災害に強い施設とするために更新整備を進めています。

近年の整備状況

事業名	地区	事業主体	全 体 計 画		施行期間
			事 業 概 要	事業費(千円)	
県営かんがい排水事業	梓川右岸	長野県	排水路整備 L=3,152m	3,890,000	H24～R8
県営農村地域防災減災事業	今村堰	長野県	頭首工1カ所、堤外水路 L=160m	201,500	R3～R7
	中信平左岸		遠方監視施設整備1カ所 管水路工 L=270m	15,100	R6～R8
団体営農村地域防災減災事業	杏清水	松本市	農業用ため池の廃止	16,984	R6～R7
	郷土入中下池			38,005	R6～R8
	松本(3)		農業用ため池耐震調査	20,196	R6～R7
	松本(4)			19,410	R7～R8

65 多面的機能支払交付金事業

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を有していますが、近年、高齢化や人減少等により、地域の共同活動で支えられていたそれらの機能を維持していくことが困難になってきています。そこで、多面的機能を将来にわたって維持していくため、地域の共同活動に対して支援をするものです。

(1) 事業内容

ア 農地維持支払（地域資源の基礎的な保全活動）

田 3,000 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 240 円/10 a

イ 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）

田 2,400 円/10 a、畑 1,440 円/10 a、草地 240 円/10 a

なお、「施設の長寿命化」と一緒に取り組む場合または採択後5年経過した組織については、交付金額が75%以内となります。また、「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、6分の5単価となります。

ウ 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

田 4,400 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 400 円/10 a

上記交付金を国、県、市が負担し、市から活動組織に対して交付します。（費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

なお、活動組織による直営施工を実施しない場合は、6分の5単価となります。

(2) 事業期間

5年間の協定期間

(3) 事業実績（令和6年度）

農地維持支払

区分	交付金対象面積（ha）	交付金額（千円）	市負担額（千円）
46 組織	田 2,679、畑 1,320、草地 22 計 4,021	105,675	26,419

資源向上支払（共同活動）

区分	交付金対象面積（ha）	交付金額（千円）	市負担額（千円）
34 組織	田 2,225、畑 493、草地 0 計 2,718	44,229	11,057

資源向上支払（長寿命化）

区分	交付金対象面積（ha）	交付金額（千円）	市負担額（千円）
38 組織	田 2,541、畑 1,296、草地 20 計 3,857	112,094	28,023

66 農業関係施設一覧

(1) 集会施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
新村多目的研修センター	新村 2179-1	鉄骨 2 階建延 430 m ²	農政課
金井多目的集会施設	中川 1821-3	木造平屋 156 m ²	農政課
婦人若者等活動促進施設	刈谷原町 496	木造平屋 253 m ²	農政課
今井農村環境改善センター	今井 2231-1	鉄骨 2 階建 1,122 m ²	耕地課
笹賀農村環境改善センター	笹賀 2929	鉄骨 2 階建 1,322 m ²	耕地課

(2) 農村広場、農村公園及び森林公園

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
芥子坊主農村公園	岡田町 868-2	敷地面積 12,761 m ²	農政課
田溝池農村公園	岡田下岡田 1454-1	敷地面積 6,180 m ²	農政課
穴沢運動公園	取出 121	敷地面積 14,584 m ²	農政課
反町農村公園	反町 433-3	敷地面積 1,606 m ²	農政課
新村農村公園	新村 3360	敷地面積 2,170 m ²	耕地課
笹賀第 1 農村公園	笹賀 3497-2	敷地面積 900 m ²	耕地課
笹賀第 2 農村公園	笹賀 2083-1	敷地面積 1,120 m ²	耕地課
神林農村公園	神林 694	敷地面積 800 m ²	耕地課
今井第 1 農村公園	今井 2879-1	敷地面積 400 m ²	耕地課
今井第 2 農村公園	今井 2263	敷地面積 300 m ²	耕地課
今井第 3 農村公園	今井 5984-1	敷地面積 1,250 m ²	耕地課
白川農村公園	寿豊丘 117-6	敷地面積 5,990 m ²	耕地課

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
中山農村公園	中山 6668-ハ	敷地面積 2,099 m ²	耕地課
岡田慶弘寺農村公園	岡田伊深 1175-1	敷地面積 2,209 m ²	耕地課
岡田町農村公園	岡田町 295	敷地面積 297 m ²	耕地課
里山辺林農村公園	里山辺 4571-1	敷地面積 1,169 m ²	耕地課
しがビューティフルパーク	会田 3299	敷地面積 140,124 m ²	耕地課
ふるさと公園しが	会田 1046	敷地面積 5,346 m ²	耕地課
安曇屋内交流広場	安曇 2766-2	鉄骨平屋 483 m ²	農政課
小原農村公園	奈川 2124-1	敷地面積 5,268 m ²	耕地課
立田農村公園	梓川梓 2348-1	敷地面積 3,048 m ²	耕地課
下角農村公園	梓川梓 393	敷地面積 1,160 m ²	耕地課
氷室農村公園	梓川倭 2806-10	敷地面積 1,019 m ²	耕地課
花見農村公園	梓川上野 648-3	敷地面積 1,261 m ²	耕地課
田屋農村公園	梓川梓 3469-23	敷地面積 6,250 m ²	耕地課
大久保農村公園	梓川梓 3454	敷地面積 4,042 m ²	耕地課
波田下新田農村公園	波田 6589-1	敷地面積 1,098 m ²	耕地課
八景山マレットゴルフ場	梓川上野 853-1	敷地面積 8,604 m ²	耕地課

(3) 体験交流施設及び研修宿泊施設

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
坊主山クライנגルテン	取出 481-1	総面積 28,076 m ² 53 区画	農政課
緑ヶ丘クライングルテン	中川 1747-1	総面積 33,733 m ² 78 区画	農政課
錦部農村共同作業施設	保福寺町 81-4	鉄骨平屋 386 m ²	農政課
会田農村共同作業施設	会田 3912-2	鉄骨平屋 248 m ²	農政課
四賀農作業準備休憩施設	会田 3012-1	鉄骨平屋 150 m ²	耕地課
大原クライングルテン	奈川 2213-29	総面積 32,872 m ² 35 区画	農政課
神谷クライングルテン	奈川 576-1	総面積 13,441 m ² 18 区画	農政課
入山クライングルテン	奈川 4678-1	総面積 18,019 m ² 7 区画	農政課

(4) 農産物加工直売施設

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
四賀地域資源利活用施設	七嵐 120-2	木造平屋 124 m ²	農政課
四賀地域食材供給施設	反町 26-1	木造平屋 194 m ²	農政課
今井農産物直売施設	今井 886-2	鉄骨平屋 1,833 m ²	農政課
安曇番所農産物加工販売施設	安曇 3972-2	木造平屋 116 m ²	農政課
安曇稻核農産物加工販売施設	安曇 3358-1	木造一部 RC 平屋 414 m ²	農政課
安曇島々農産物加工販売施設	安曇 745-1	鉄骨平屋 259 m ²	農政課
グレンパークさわんど	安曇 4144-17	鉄骨 2 階建 延 745 m ²	農政課
安曇風穴の里	安曇 3528-1	鉄骨平屋等 延 1,244 m ²	農政課
ながわ山彩館	奈川 2120-1	木造平屋 585 m ²	農政課
梓川水田農産物処理加工施設	梓川倭 4175-1	鉄骨平屋 404 m ²	農政課
波田農産物加工販売施設	波田 8501-1	木造平屋 328 m ²	農政課

67 行政事務組合

組合名	共同処理する事務	執行機関	議会等	事務所
安曇野市 ・松本市 山林組合	山林の管理・経営 217 筆 2,931,888.6 m ²	管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 11 人 安曇野市 7 人 豊科 6 人 明科 1 人 松本市 4 人 島内、 岡田各 2 人 監査委員 2 人 議会選出、 有識者各 1 人	安曇野市 豊科 6000 番地 安曇野市役所内
安曇野・ 松本行政 事務組合	広域 23 排水路の維持管理 L=56,839m 排水管理施設 90 ヲ所(水門等) 関係土地改良区数 8 土地改良区	組合長 安曇野市長 副組合長 松本市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 5 人 ・安曇野市 4 人 豊科、三郷、穂 高、堀金各 1 人 ・松本市 1 人 (梓川 1 人) 監査委員 2 人 議会選出、 有識者各 1 人	安曇野市 堀金烏川 3187-1 安曇野地区広域 排水事業所内

68 農業委員会

(1) 農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和6年8月に改選され、両者が協力し合い、農地の権利移動、転用、利用関係の調整の他、農地利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に力を入れています。令和6年度に策定した地域計画について、市と連携し、地域計画のブラッシュアップに取り組みます。

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員

区分	条例 定数	実数	任期	備考
農業委員	26 人	25 人	令和6年8月9日 ～令和9年8月8日	地区又は団体からの推薦並び に公募に基づく市長の任命
農地利用最適化推進委員	18 人	18 人	令和6年8月9日 ～令和9年8月8日	地区からの推薦並びに公募に 基づく農業委員会の委嘱

(3) 農地の移動処理状況

農地を農地として売買 又は賃借するもの (農地法第3条)		自分の農地をかい廃 するもの (農地法第4条)		農地をかい廃する目的で 売買又は賃借するもの (農地法第5条)		農地賃借の解約 (農地法第18条)	
件数	面積(ha)	件数	面積	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
145	25.65	44	1.61	176	12.46	255	73.97

12 文化観光

1 観光戦略の取組み

新型コロナウイルス感染症の流行以降、変容した旅行需要や観光環境の変化を踏まえて、令和5年度に「松本市観光ビジョン」を策定しました。松本市の強みである自然環境や文化観光施設等を活かした観光コンテンツを磨き上げるとともに、変化する時代に対応した戦略と効果的なプロモーションを展開し、「あなたと“いきたい”まち～繋がる・触れる・彩る 松本～」を目指します。

(1) 「松本市観光ビジョン」の推進

ア 目指したい観光地像

あなたと“いきたい”まち～繋がる・触れる・彩る 松本～

イ 基本方針

- (ア) ひらく 松本市のファンづくりと愛着を持って働く人の増加
- (イ) かわる 定量データの活用と積極的なDXの導入
- (ウ) すずめる 多様な旅行者を受け入れ、資源を未来に残す取組みの推進
- (エ) とどける 的確なターゲットに向けた、市全体が一体となった情報発信
- (オ) かせぐ 観光組織の体制強化と、量から質へのシフト

ウ 令和7年度の取組み状況及び今後の取組み

基本方針に基づく具体的事業を実施しています。また、令和8年度は中間年にあたるため、目標値等の見直しを行います。

(2) 松本市公式観光サイト

ア 経過

旅行者にとって分かりやすく情報が得やすい、より時代に適したホームページとするため、令和7年度に公式観光情報サイト「新まつもと物語」を「松本旅のしらべ」としてリニューアルしました。

イ サイトの特徴

- (1) サイトの運営主体を（一社）松本観光コンベンション協会に移管し、パンフレット作成やSNS運営と合わせて観光情報発信主体を一元化しました。
- (2) ワイドな画面と大きな写真を採用し、松本市の魅力が一目で伝わる見た目にしています。
- (3) AIによるレコメンド機能や、マイコース生成機能を導入しました。
- (4) 市民アンケートによる特集記事を作成し、新たな角度から魅力を発信しています。

ウ 今後の取組み

（一社）松本観光コンベンション協会主導のもと、新たな特集記事の作成や、混雑情報可視化システムの導入等を進めていきます。

(3) 国内誘客事業

ア 国内誘客プロモーション事業

(ア) 経過

国内からの誘客周遊促進、滞在期間の長期化、観光消費の増加を図るため、広告宣伝や情報発信などの各種プロモーション事業を実施しています。

(イ) 令和7年度の実施状況

「トドメに、温泉松本。」「ほっとスキー乗鞍・野麦」をキャッチコピーに、誰にでもわかりやすく親しみやすく、旅行者の側の目線で伝えるためのツールとして令和6年度に引き続き「秘密結社 鷹の爪」とのコラボレーションによるアニメーションやキャラクターを活用し、冬季の松本市の温泉やスノーアクティビティの魅力を発信しました。

イ 就航先都市誘客促進事業

(ア) 経過

信州まつもと空港の就航先都市（札幌・大阪・神戸・福岡）から、空路を利用した本市への誘客を図るため、（一社）松本観光コンベンション協会への委託事業として各種誘客事業に取り組んでいます。

(イ) 令和7年度の実施状況

- a 旅行代理店助成金事業（広告助成、送客助成、バス・レンタカー助成）
- b FDA 機内誌、就航先都市イベントでの広告宣伝
- c 九州 RKB 毎日放送内での信州観光情報の発信
- d 福岡線を利用したツアーの企画及び宣伝

ウ 松本市ブランド大使・観光アンバサダー

(ア) 経過

本市のブランド力向上と国際的な観光需要、情報発信の多様化に対応するため、これまでの「松本市観光大使」制度を見直し、以下の3つの区分を設けて松本市ブランド大使等を任命しています。

(イ) 任命状況

a 松本市ブランド大使

世界的に高い知名度があって、存在そのものが松本市民の誇りであり、松本市の象徴となっていただけの方

令和7年11月3日～ 松重 豊（俳優）

b 松本市観光アンバサダー

国内在住で、各分野における人脈や日頃の情報発信活動により、松本市の魅力、観光情報を発信していただける方、団体等

令和7年4月1日～ 中島 理恵（RKB 毎日放送レポーター）

6月1日～ FDA11号機（フジドリームエアラインズ機体）

清水 貴栄（アートディレクター・映像作家）

鈴木 ともこ（漫画家）

田村 淳（タレント）

松本山雅フットボールクラブ（プロサッカーチーム）

6月16日～ 青柳 優馬、亮生（プロレスラー）

(ウ) Matsumoto City Tourism Ambassador

松本市に所縁のある企業の海外駐在員や海外移住者で、各分野における人脈や日常の活動の中で松本市の魅力、観光情報等を発信していただける方。現在、任命者なし。

(4) 海外誘客事業

ア 海外誘客プロモーション事業

(ア) 趣旨

外国人旅行者に向けた広告宣伝、台湾及びタイの旅行博出展、現地旅行会社へのセールス、食の多様性対応等を実施しています。

(イ) 令和7年度の実施状況

松本市内の外国人宿泊者数は、令和7年 392,673 人泊で、過去最高でした。(参考) 令和5年：232,780 人泊、令和6年 324,483 人泊

- a 台湾及びタイの旅行博出展
- b 台湾及びタイ向け広告宣伝
- c ビジットジャパントラベルマート商談会参加
- d 食の多様性に対応した受入環境整備

ベジタリアン、ヴィーガン、ムスリム、アレルギー等の食の多様性に対応した飲食店や宿泊施設等の受入環境整備を行うため、現状調査、ピクトグラム作成、セミナー、メニュー開発支援、情報発信等を実施

(ウ) 今後の取組み

引き続き、台湾及びタイへのプロモーションや、食の多様性対応を継続します。

イ 外国人旅行者体験拡充事業

(ア) 趣旨

欧米豪の旅行者を中心に世界的に注目を集めているアドベンチャーツーリズムの推進と、体験コンテンツのウェブサイトによる情報発信を実施しています。

(イ) 令和7年度の実施状況

- a アドベンチャーツーリズムガイド育成講座の実施
- b 商談資料作成とセールス活動の実施

(ウ) 今後の取組み

体験コンテンツのウェブサイトによる情報発信を継続します。

ウ 白馬村・長野市インバウンド観光連携事業

(ア) 現状と経過

令和5年3月に松本市・白馬村・長野市で締結した「インバウンドを柱とする長期滞在型観光振興に関する連携協定」に基づき、冬の白馬村内の飲食店不足への対応及び白馬村内から松本市へのオーストラリア人旅行者の誘客活動を実施しています。

(イ) 令和7年度の実施状況

- a オーストラリアシドニーでのトップセールス及びスノートラベルエキスポ出展
日時 令和7年5月25日(日)
会場 シドニー国際会議場
来場者 8,000 人
- b 白馬松本間バスツアー造成事業
白馬村内滞在中の旅行者に向けたバスツアーを造成し、販売。
実施時期 令和8年1月21日(水)～1月31日(土) 全10回
参加者 16 人

(ウ) 今後の取組み

引き続き、シドニースノートラベルエキスポへの出展やセールスを通して冬季の松本市の魅力

発信を行い、バスツアーによる実送客に繋げていきます。

(5) まちなか観光 DX 推進事業

ア 趣旨

国内外旅行者の周遊性向上のため、松本駅から松本城エリアの主要観光ルートや観光施設、その他上高地等の郊外の主要スポットに無線 LAN アクセスポイント（計 30 か所）を設置し、整備と運用を実施しています。

また、松本城を中心としたまちなかを案内するためのスマホアプリ「ON THE TRIP」の提供を行っています。

イ 令和 7 年度の実施状況

(ア) 公衆無線 LAN 面的整備（えきしろ空間 14 か所）

(イ) 「ON THE TRIP」のスポット追加（旧開智学校校舎）

ウ 今後の取組み

観光客への快適なインターネット接続環境の提供のため、市内 30 か所の公衆無線 LAN アクセスポイントの整備・運用を行います。また、周遊スマホアプリの利用者増加に向けて、PR を強化します。

(6) 観光データ調査分析事業

ア 現状と経過

市内観光地を訪れる国内外観光客を対象に、対面及びインターネット上でアンケートでの動向調査を実施し、ターゲット設定やプロモーション施策に活用しています。

イ 今後の取組み

観光関係者への提供を目的に、過去の調査分析結果を市公式ホームページに掲載しています。観光ビジョンで定めた目標値の達成状況を把握するため、今後も観光動向調査を継続して行います。

(7) 松本・高山高付加価値な観光地づくり推進協議会（事務局：名古屋鉄道株式会社）

ア 趣旨

中部山岳国立公園を中心とした松本市・高山市及び周辺エリアの活性化に向けた高付加価値な観光地づくりを目的として協議会を設立し、事業に取り組んでいます。

イ 令和 7 年度の実施状況

(ア) 総合戦略の策定

(イ) 山岳エリアでのフラッグシップツアー開発、松本・高山市街地での特別体験のプロトタイプ作成

(ウ) ガイド団体の実態調査、相互研修、新規ガイドのOJTプログラムの実施

(エ) ドライバー向け研修の実施

(オ) 国際商談会への出展

ウ 今後の取組み

(ア) ツアーの販売

(イ) 体制の充足・構築

(ウ) マスタープランの改訂

(8) 温泉地海外誘客等促進事業

ア 趣旨

増加するインバウンド需要に対応した活力あふれる温泉地づくりを進めるため、旅館組合等の団体が自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む海外誘客事業等に要する経費に対し

て支援を実施します。

イ 補助対象

美ヶ原温泉、扉温泉、崖の湯温泉、浅間温泉、横田温泉、乗鞍高原のりくら温泉郷、上高地温泉、坂巻温泉、中の湯温泉、さわんど温泉、白骨温泉、奈川温泉、新奈川温泉、渋沢温泉、穴沢温泉、竜島温泉及び松本駅前温泉

ウ 補助内容

(ア) インバウンド向け事業に要する経費

(イ) 総事業費 45 万以上、補助率 2/3（限度額 100 万円～300 万円）

エ 令和 7 年度実施状況

温泉地名	実施内容	交付額（千円）
浅間温泉	インバウンド向け看板製作	1,466
美ヶ原温泉	インバウンド対応（多言語化）	1,540
扉温泉	インフルエンサープロモーション	1,000
穴沢温泉	海外向け宿泊促進	450
乗鞍高原のりくら温泉郷	海外誘客促進のための Web 多言語化・SNS 発信強化	2,000
白骨温泉	公式サイト多言語化	2,000
奈川温泉・新奈川温泉・渋沢温泉	奈川見どころマップ制作	1,000
合計		9,456

オ 今後の取組み

本事業は令和 7 年度で終了し、令和 8 年度からは、持続可能な温泉地づくりを進めるため、源泉保護管理施設及び温泉供給の維持管理等に要する経費を支援する持続可能な温泉地づくり事業を実施します。

(9) 観光危機管理体制整備事業

ア 趣旨

地震や台風、噴火、感染症等の観光危機に関し基本的な対応方針を定めるため、旅行者及び観光事業者の危機対応と備えに必要な内容を補完するマニュアルを策定し、観光危機管理体制を整備します。

イ 令和 7 年度の実施状況

(ア) 専門家による市街地視察

(イ) 地域事業者を集めたセミナー及びワークショップの開催

ウ 今後の取組み

地域事業者とのワークショップ、庁内関係者会議、専門家に現地視察を実施し、令和 8 年度中に松本市観光危機管理マニュアルを策定します。

マニュアルが実効性のあるものになるよう、図上防災訓練の実施や、宿泊事業者との連携を強化し、観光客への情報伝達手段について検討していきます。

(10) 宿泊税導入事業

ア 趣旨

令和 8 年 6 月から宿泊税を徴収し、松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高め、国内外からの来訪を促進するとともに、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に活用

します。

イ 令和 7 年度の実施状況

- 令和 7 年 4 月 松本市宿泊税条例の骨子（案）についてパブリックコメントを実施
- 令和 7 年 9 月 市議会 9 月定例会へ松本市宿泊税条例案を提出し、可決・成立
- 令和 7 年 10 月～ 市内宿泊事業者へ宿泊税導入に伴い発生する既存の予約管理・精算システムの
- 令和 8 年 3 月 改修に係る経費に対し、補助を実施
- 令和 8 年 2 月 総務大臣の同意を得る

ウ 今後の取組み

持続可能な観光地づくりを目指し、宿泊税を活用した事業を推進します。なお、令和 8 年度の活用事業は次のとおりです。

(ア) 観光地域づくり推進事業

持続可能な観光地づくりの推進を図るため、（一社）松本観光コンベンション協会の体制強化及び新規事業に係る経費を負担します。

(イ) 観光魅力創造支援事業

市民と観光客がともに地域の魅力を創造するため、市内観光団体等が自主的に取り組むソフト事業を支援します。

a 交付対象者

旅館組合、観光協会など地域の観光振興に資する団体として市長が認めたもの

b 対象事業

松本市観光ビジョンに基づき、地域の観光魅力創造に資する事業

c 補助率

4/5（限度額 100 万～150 万円）

(ウ) 観光危機管理体制整備事業（再掲）

(II) 美ヶ原魅力向上事業

ア 趣旨

令和 4 年度策定の「松本市美ヶ原再生計画」に基づき各事業を展開します。

イ 令和 7 年度の実施状況

(ア) 自然再生事業

春秋年 2 回の自然再生（ササ刈り等）の実施

令和 5 年度に実施した高原の植生調査に基づき、自然再生に向けた検証を進めるためのモニタリング調査を実施

(イ) 受入施設整備事業

「美ヶ原駐車場売店」「三城いこいの広場」再整備の具体的な検討を進めるため、外部有識者、地元関係者等を交えた「松本市美ヶ原高原魅力向上事業構想会議」を開催し、概略プラン等を定めた「松本市美ヶ原高原魅力向上事業構想」（案）を策定

ウ 今後の取組み

モニタリング調査の結果に基づき、美ヶ原高原の植生回復に効果的と考えられる手法、ササ刈り等の実施時期、優先的に取り組むべき場所等について検討します。

「美ヶ原駐車場売店」については、令和 11 年度の供用開始を目標に、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて基本設計及び実施設計を行います。

「三城いこいの広場」については、今後進めるロープウエー事業研究の進捗状況を踏まえ、美ヶ原少年自然の家等の周辺施設の在り方検討と合わせ、適切な事業化の時期を検討します。

2 観光関係団体補助

(主なもの)

名 称	構 成	団体の予算額 (R7)	市の負担金 又は補助金
(一社) 松本観光 コンベンション協会	1 市 30 団体 114 企業	千円 188,000	千円 90,440
浅間温泉観光協会	浅間温泉旅館協同組合他 27 団体	10,097	2,930
日本アルプス観光連盟	4 市 2 村 2 企業	7,300	3,290
美ヶ原観光連盟	2 市 1 町 17 団体	12,697	3,741

3 (一社) 松本観光コンベンション協会

松本市の観光の一層の振興を図るため、平成 21 年に観光協会とコンベンションビューローを統合して、一般社団法人松本観光コンベンション協会を設立しました。この組織は、組織の独立と職員の専任化、民間活力の導入により、行政、観光団体、事業者が一体となり松本市の観光振興を推進する中核的な団体として設立したものです。

(1) 設立 平成 21 年 6 月

(2) 観光コンベンション協会あり方検討経過

協会の法人化から 15 年が経過し、その間、旅行需要の変化や観光業界を取り巻く様々な環境変化があったことから、協会の今後のあり方について検討する「あり方検討会議」を令和 4 年 10 月から令和 5 年 2 月までの間に計 5 回開催し、令和 5 年 3 月に市長へ提言書が提出されました。

令和 5 年度 あり方検討会議から引き続き、改革推進委員会を立ち上げ、協会のより良い方向性を検討

令和 6 年度 引き続き改革推進委員会を開催、専門人材として管理部長が着任

令和 7 年度 専門人材として、事業本部長が着任

(3) 今後の取組み

宿泊税活用にあわせて、観光ビジョンに明記した市と協会の役割分担に基づき、協会が独自の戦略のもと事業展開するため、体制の再構築を進めます。

4 日本アルプス観光連盟

日本アルプス観光連盟は、南は塩尻から北は大町市に至るまでの、日本アルプス沿いの市村及び企業で構成する広域的な観光連盟です。

- (1) 設立 昭和 29 年 11 月 18 日
- (2) 構成団体 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、アルピコ交通(株)、
アルプスあづみの公園管理センター (4 市 2 村 2 企業)
- (3) 今後の取組み
北アルプスエリアの自然景観や、食、歴史文化の魅力をより多くの人々に発信するため、SNS、WEB 広告、イベント出展等での観光 PR に取り組みます。

5 城下町松本フェスタ事業

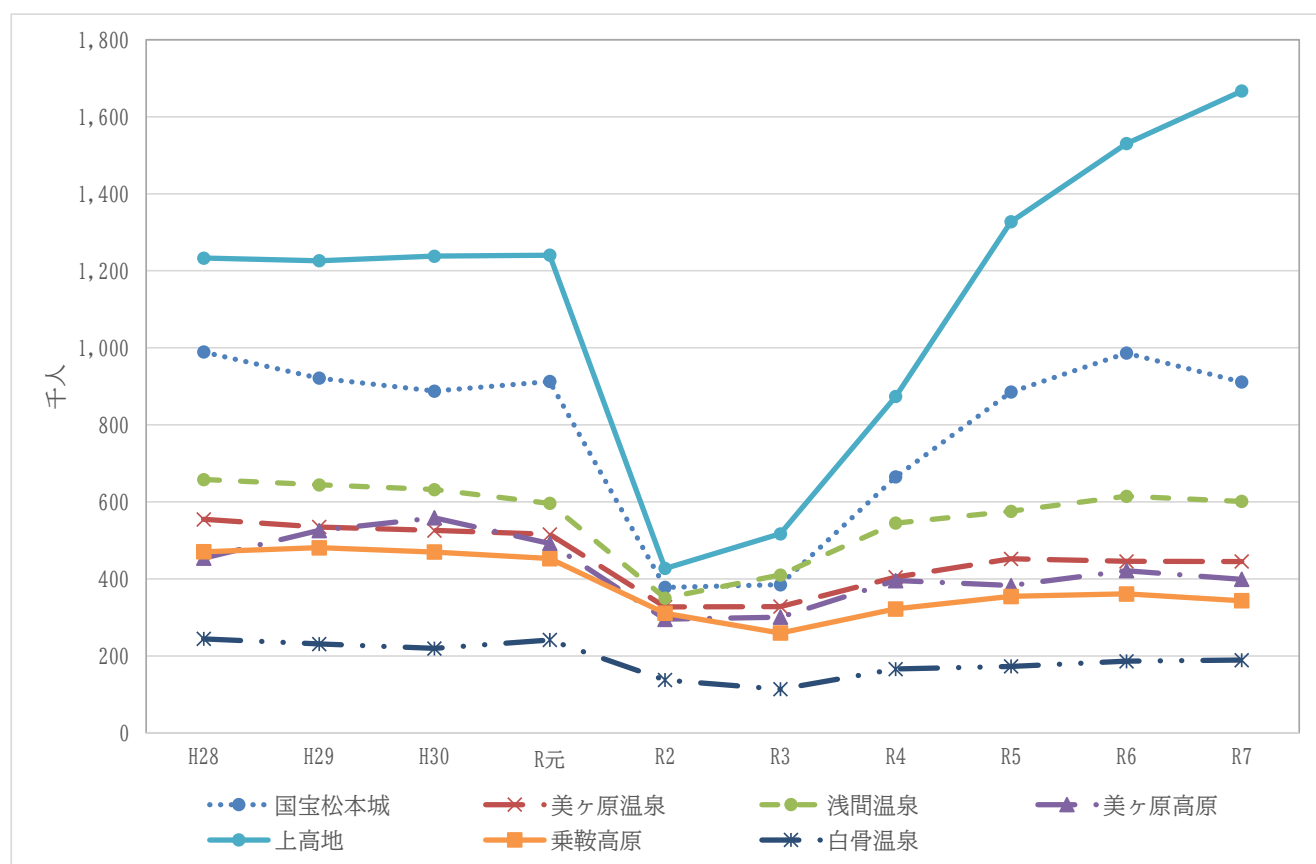
国宝松本城太鼓まつり、松本かっちゃん（イルミネーション、氷彫フェスティバル）開催の他、美ヶ原高原直行バスの運行を行います。

- (1) 第 37 回国宝松本城太鼓まつり
 - ア 開催日 令和 7 年 7 月 26 日（土）、7 月 27 日（日）
 - イ 会場 松本城二の丸御殿跡特設ステージ（メイン）
松本城大手門枳形跡広場（サブ）
 - ウ 実績 5,275 人（2 日間合計、サブ会場含む）
- (2) 松本かっちゃん ―光と氷の城下町まつり―
 - ア 松本市イルミネーション 2025－2026
 - (ア) 期間 令和 7 年 12 月 13 日（土）～令和 8 年 2 月 15 日（日）
 - (イ) 場所 国宝松本城公園、大名町通り、千歳橋
 - (ウ) 実績 132,041 人（松本城プロジェクトマッピング）
 - イ 国宝松本城氷彫フェスティバル 2026
 - (ア) 開催日 令和 8 年 1 月 22 日（木）～25 日（日）
 - (イ) 会場 松本城公園、花時計公園など市街地 5 か所
 - (ウ) 実績 47,638 人（街中含む）
- (3) 美ヶ原高原直行バスの運行
 - ア 運行区間 松本駅アルプス口～美ヶ原自然保護センター
 - イ 運行期間 令和 7 年 6 月 1 日（日）～10 月 13 日（月・祝）の土・日・祝日
令和 7 年 7 月 14 日（月）～8 月 29 日（金）の平日 ※いずれも 1 日 2 往復
 - ウ 実績 6,822 人（1 便あたり 22.4 人）

6 観光地利用者数

(単位：千人、延べ人数)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
国宝松本城	989	921	888	912	378	385	665	885	986	911
美ヶ原温泉	554	535	526	516	327	328	404	452	445	445
浅間温泉	658	644	632	596	350	410	545	576	614	601
美ヶ原高原	454	526	559	492	295	301	396	383	421	399
美 鈴 湖	64	76	74	62	46	27	52	53	54	51
扉 温 泉	101	104	103	94	82	80	82	76	69	73
福寿草の里	36	53	50	48	13	16	18	41	24	28
奈川温泉	34	32	30	33	22	21	27	27	25	38
奈川高原	85	94	92	86	66	67	95	86	80	88
上 高 地	1,233	1,226	1,238	1,241	427	517	873	1,327	1,530	1,667
乗鞍高原	471	481	470	453	311	260	322	354	361	343
白骨温泉	244	231	220	241	137	113	166	173	186	189
くだものと 道祖神の里	121	127	130	134	59	61	80	87	91	81
竜島温泉	71	73	65	67	33	44	47	54	54	58
小 計	5,115	5,123	5,075	4,974	2,546	2,628	3,771	4,573	4,941	4,978
長 野 県	89,576	87,096	87,102	86,011	51,476	52,666	75,444	80,247	85,159	87,918



7 松本駅客数

区分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	実数	一日当たり	実数	一日当たり	実数	一日当たり
J R	5,597 千人	15,292 人	5,878 千人	16,103 人	※	※
私鉄	1,298 千人 (1,701 千人)	3,546 千人 (4,647 人)	1,363 千人 (1,737 千人)	3,734 人 (4,758 人)	1,450 千人 (1,817 千人)	3,973 人 (4,978 人)
計	6,895 千人	18,838 人	7,241 千人	19,837 人	※	※

参考：() 内の人数は、上高地線全駅における利用客数

※未公表

8 三城いこいの広場

松本市観光開発審議会による答申を踏まえ、昭和 55 年から三城開発に着手し、雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）事業を取り入れ、昭和 58 年 7 月、松本勤労者野外活動施設（三城いこいの広場）が完成しました。その後、平成 15 年 3 月に雇用・能力開発機構からセンターハウス等を譲渡されました。美ヶ原高原観光の拠点として、家族連れ、グループで楽しめるレクリエーション施設です。

- (1) 位置 松本市大字入山辺字山辺山北側 8961 番地 1598
- (2) 活動施設総面積 約 203,800 m²
- (3) 総事業費 3 億 6,680 万円（内、雇用促進事業団事業 1 億 5,000 万円）
- (4) 主要施設 センターハウス（食堂、売店、会議室、シャワー室）、トリムアスレチック、オートキャンプ場、デイキャンプ場、遊歩道、多目的広場、炊事場、便所、駐車場
- (5) 利用料 オートキャンプ場（1 泊 1 サイト） 5,400 円
キャンプ場（1 泊） 大人 1,800 円、小人（小学生）100 円
- (6) 管理運営 指定管理者（有限会社美ヶ原高原荘）
- (7) 利用状況 5 年度 8,695 人、6 年度 8,964 人、7 年度 9,182 人

9 美ヶ原温泉駐車場

美ヶ原地域における円滑な道路交通を確保するための拠点駐車場として、観光客や周辺飲食店の利用者に利用されています。

- (1) 位置 松本市大字里山辺 88 番地 2
- (2) 面積 6,600 m²
- (3) 駐車台数 普通車 123 台（バス 14 台）
- (4) 事業費 1 億 4,900 万円
- (5) 工期 昭和 48 年度～50 年度
- (6) 供用開始 昭和 50 年 9 月

- (7) 使用料 普通車 100 円／時間（超過 50 円）、大型車 310 円／時間（超過 260 円）
大型車 10,500 円／月、大型車以外 3,500 円／月
- (8) 管理運営 指定管理者（美ヶ原温泉旅館協同組合）
- (9) 利用状況 5 年度 14,854 台、6 年度 4,505 台、7 年度 3,528 台

10 美ヶ原温泉テニスコート

美ヶ原温泉における観光客等の健康増進や温泉利用の促進を図るための施設として、学生の合宿等でも利用されています。

- (1) 位置 松本市大字里山辺字清水田 1230 番
- (2) 面積 4,123.98 m²
- (3) コート面 砂入り人工芝コート 5 面
- (4) 管理棟 26.5 m²（更衣室、洗面所、器具庫）
- (5) 事業費 5,856 万円
- (6) 工期 昭和 59 年 12 月 1 日～昭和 60 年 3 月 18 日
- (7) 財源内訳 県 補助 2,300 万円（魅力ある温泉づくり事業）
一般財源 3,556 万円
- (8) 供用開始 昭和 60 年 4 月
- (9) 使用料 1 時間 1,040 円／1 面、午前使用 3,450 円／1 面、午後使用 4,920 円／1 面
- (10) 管理運営 指定管理者（美ヶ原温泉旅館協同組合）
- (11) 利用状況 5 年度 5,243 人、6 年度 4,696 人、7 年度 4,881 人

11 浅間温泉会館（ホットプラザ浅間）

平成 21 年 7 月に浅間温泉地区の観光拠点としてリニューアルオープンしました。大浴場・露天風呂・サウナがあり、ゆったりと癒される温泉です。また、玄関前には足湯も設置され、温泉を気軽に楽しめます。

- (1) 位置 松本市浅間温泉 3 丁目 16 番 2 号
- (2) 面積 2,619.83 m²
- (3) 延床面積 842.92 m²
- (4) 建物構造 木造一部鉄筋コンクリート造 2 階建
- (5) 施設内容 コミュニティ施設（木造）：1F ロビー・ギャラリー他、2F 大広間
浴場施設（男女別浴室）：脱衣室・浴室（大浴場・サウナ・露天風呂）
- (6) 事業費 当初建設時 1 億 9,366 万円（内、露天風呂 1,600 万円）
- (7) 工期 当初建設時 昭和 61 年 10 月 1 日～昭和 62 年 3 月 25 日
（露天風呂：昭和 63 年 8 月～11 月）
改修事業 平成 21 年 4 月～6 月
- (8) 供用開始 昭和 62 年 4 月
- (9) 営業内容 開館時間 10 時～24 時（最終入館 23 時）

休館日 毎週火曜日（休日の場合は翌日振替）
利用料 大人 750 円、小人 400 円（小・中学生）

- (10) 管理運営 指定管理者（浅間温泉旅館協同組合）
(11) 利用状況 5 年度 109,056 人、6 年度 116,028 人、7 年度 109,083 人

12 ふれあい山辺館

環境省のふれあいやすらぎ温泉地整備事業計画に基づき、温泉を楽しみながら自然観察、体験学習ができる美ヶ原温泉地活性化の拠点となる複合温泉入浴施設です。

建物の内外観は、温泉地の歴史と街並みに調和する和風仕上げて、1 階は、伝統ある「白糸の湯」温泉を使用し、露天風呂も備えた日帰り公衆入浴施設、2 階は、そば打ち体験実習ができる研修室と会議や展示、研修、映画観賞などに利用できる展示室を備えています。

- (1) 位置 松本市大字里山辺 85 番地 1
(2) 面積 966.98 m²
(3) 延床面積 515.20 m²
(4) 建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
(5) 施設内容 1 階：入浴施設（男女別、内風呂・露天風呂）、脱衣所、エレベーター
2 階：研修室、展示室
(6) 事業費 3 億 9,215 万円
(7) 工期 平成 14 年 6 月 26 日～平成 15 年 3 月 20 日（山辺館の新築工事）
平成 15 年 5 月 13 日～6 月 25 日（外構・設備工事）
(8) 供用開始 平成 15 年 7 月
(9) 営業内容 開館時間：4～ 9 月 午前 6 時 30 分～午後 10 時、
10～3 月 午前 7 時～午後 10 時
休館日：毎月第 1・3 火曜日（休日の場合は翌日振替）
利用料：大人 400 円、小人 200 円（小学生）、
回数券 11 枚綴 4,000 円、23 枚綴 8,000 円
研修室 1,040 円／時間、展示室 1,040 円／時間
(10) 管理運営 指定管理者（ふれあい山辺館運営共同体）
(11) 利用状況 5 年度 152,317 人、6 年度 148,287 人、7 年度 133,745 人

13 長野県美ヶ原自然保護センター

美ヶ原高原を訪れる観光客に美ヶ原の自然や人文の特徴をわかりやすく解説するとともに、八ヶ岳中信高原国定公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護と環境教育の普及・啓発を図るための施設として長野県が建設し、松本市が県から委託を受け、美ヶ原観光連盟に再委託し管理・運営を行っています。

- (1) 位置 松本市大字入山辺、上田市武石上本入
(2) 敷地面積 1,486 m²
(3) 建築面積 629 m²
(4) 建物構造 木造平屋建て

- (5) 施設内容 運用スペース：展示室、レクチャールーム、工作室
管理スペース：管理人室、事務室、ボランティアルーム、倉庫
- (6) 運営内容 開館期間：4月下旬～11月中旬
開館時間：午前9時30分～午後4時
休館日：水曜日及び一部火曜日
使用料：無料
- (7) 利用状況 5年度 6,999人、6年度 6,159人、7年度 5,968人

14 梓川地域休養施設（松香寮）

梓川地域休養施設は、市民のコミュニティ活動の振興、健康の増進、休息・休養、交流の活性化を目的に大浴場、グラウンド、キャンプ場、野外バーベキューハウス等が整備されています。

- (1) 位置 松本市梓川倭4204番地1
- (2) 敷地面積 16,688㎡
- (3) 建物面積 1,451.26㎡
- (4) 施設内容 松香寮：浴室（男女別）、休息室、潤いの室（2部屋）、交歓ホール、
交流ホール、談話室 ※隣接の「梓水苑」と施設を共有
野外活動施設：キャンプ場、オートキャンプ場、バーベキューハウス、バーベキュー棟
運動広場：グラウンド
- (5) 事業費 3億9,300万円
- (6) 供用開始 昭和61年3月
- (7) 営業内容 営業時間：通年
利用料

施設区分		利用の単位	金額（円）
松 香 寮	休息室	1回	4,000
	潤いの室/交歓ホール	1回	3,000
	談話室	1回	2,000
	交流ホール	1回	6,000
	浴室	大人1回 小人1回	500 250
屋外活動施設	バーベキューハウス	4歳以上	200
		中学生以上	400
	屋外バーベキュー施設	4歳以上	100
		中学生以上	200
	キャンプ（1泊）	4歳以上	500
		中学生以上	1,000
	オートキャンプ （1サイト1泊）	4人1台まで	4,000
		追加4歳以上	500
		追加中学生以上	1,000

運 動 広 場	グ ラ ウ ン ド	全 面 2 時 間	1,040
		半 面 2 時 間	520

- (8) 管理運営 指定管理者（エア・ウォーター梓川地域開発共同体）
 (9) 利用状況 5年度 76,173人、6年度 78,446人、7年度 59,141人

15 梓水苑

梓水苑は、松香寮に併設された市民の研修及び交流の促進を図ることを目的に設置された宿泊施設です。

- (1) 位置 松本市梓川倭 4262 番地 1
 (2) 敷地面積 6,011.64 m²
 (3) 建物面積 1,361.16 m²
 (4) 施設内容 洋室 10 室、和室 4 室（収容人数 58 名）、レストラン（50 名）
 ※隣接の「松香寮」と施設を共有
 (5) 事業費 6 億 2,000 万円
 (6) 供用開始 平成 5 年 4 月
 (7) 営業内容 営業期間：通年
 利用料

区 分	利用の単位	金額（円）
1 人	1 泊	25,000
ふるさとの間	1 回	3,000

- (8) 管理運営 指定管理者（エア・ウォーター梓川地域開発共同体）
 (9) 利用状況 5年度 27,239人、6年度 24,664人、7年度 24,531人

16 竜島温泉せせらぎの湯

竜島温泉せせらぎの湯は、上高地や乗鞍方面を訪れる観光客や地域住民に利用されている日帰り入浴温泉施設です。

- (1) 位置 松本市波田3452番地
 (2) 延床面積 783.98m²
 (3) 供用開始 温泉入浴施設 平成12年5月
 温泉自動販売機 平成 9年4月
 (4) 営業内容 営業時間：午前 10 時～午後 10 時（最終入館午後 9 時）
 休館日：毎週月曜日（休日の場合は翌日振替）
 使用料：大人 620 円、小人 310 円（小・中学生）、温泉スタンド 10010 円
 (5) 管理運営 指定管理者（株奥原造園）
 (6) 施設内容 せせらぎの湯：浴室（露天付）、脱衣室、無料休憩室（48 畳）、事務室等
 交流館：有料休憩室（44 畳）、食事処、厨房、売店等
 温泉スタンド（削深 1,336.5m、ポンプ深度 481m）
 (7) 利用状況 5年度 53,740人、6年度 54,754人、7年度 56,676人

17 波田特産品直売所

波田特産品直売所は、特産品の販売等を通じ、地場産品を生かした観光振興を図るための施設です。

- (1) 位置 松本市波田8501番地1
- (2) 延床面積 96.89㎡
- (3) 供用開始 平成3年7月
- (4) 営業内容 営業期間：4月～翌年1月
営業時間：(4月～11月) 午前8時30分～午後6時
(12月) 午前9時～午後5時30分
(1月) 午前10時～午後4時
休館日：12月29日～翌年1月3日
- (5) 管理運営 指定管理者（松本市波田商工会）
- (6) 施設内容 売り場、厨房、事務室
- (7) 利用状況 5年度 13,778人、6年度 13,735人、7年度 13,777人

18 まつもと市民芸術館

- (1) 設置目的 市民福祉の増進と市民自らが文化芸術を創造し、享受できる場を提供することにより、本市の文化芸術の振興を図るため
- (2) 位置 松本市深志3丁目10番1号
- (3) 構造・面積 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨及び鉄筋コンクリート造 地上7階地下2階建、敷地面積8,995.76㎡、延床面積19,184.37㎡
- (4) 開館 平成16年8月29日
- (5) 総事業費 約140億円
- (6) 休館日 通年開館
- (7) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで
- (8) 施設内容 主ホール（大ホール750～1,800席、実験劇場360席）、小ホール（固定240席、バルコニー48席）、オープンスタジオ、スタジオ2、会議室50席、オープンスペース（最大約50席）他
- (9) 管理運営 （一財）松本市芸術文化振興財団を指定管理者に指定。令和8年度の当初予算額は、管理運営委託料（人件費含む）440,060千円、事業費補助金600,000千円
- (10) 利用状況

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
主 ホ ー ル	利用可能日数	149日	302日	△153日
	利 用 日 数	139日	213日	△74日
	利 用 率	93.3%	70.5%	22.8%
	来 館 者 数	59,819人	88,209人	△28,390人
小 ホ ー ル	利用可能日数	293日	310日	△17日
	利 用 日 数	236日	224日	12日
	利 用 率	80.5%	72.3%	8.3%
	来 館 者 数	16,924人	18,646人	△1,603人

スタジオ	来館者数	20,066人	12,726人	7,340人
見学他	来館者数	37,247人	47,601人	△10,354人
計	来館者数	134,056人	167,182人	△33,126人

- (1) その他 大規模改修に伴い、主ホールを令和7年10月から令和9年3月まで、小ホールを令和8年9月から令和9年2月まで、オープンスタジオを令和8年6月から7月まで閉鎖します。

19 音楽文化ホール

- (1) 設置目的 市民の音楽文化の振興と福祉の増進を図るため
- (2) 位置 松本市大字島内 4351 番地
- (3) 構造・面積 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋一部2階
敷地面積 20,325.96㎡ 延床面積 4,449.62㎡
- (4) 開館 昭和60年10月6日（パイプオルガンは昭和62年10月6日設置）
- (5) 総事業費 約15億円
- (6) 休館日 月曜日（休日のときは翌平日）、12月28日～1月3日
- (7) 利用時間 午前9時から午後10時まで
- (8) 施設内容 メインホール693席（うち、12席は車椅子スペース4席分として使用可）、小ホール180席（うち、収納型移動観覧席84席）、練習室3室、喫茶室
- (9) 管理運営 （一財）松本市芸術文化振興財団を指定管理者に指定。令和8年度の当初予算は、管理運営委託料54,590千円、事業費補助金30,000千円
- (10) 利用状況

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
メインホール	利用可能日数	277日	260日	17日
	利用日数	268日	228日	40日
	利用率	96.8%	87.7%	9.1%
	利用人数	54,453人	42,825人	11,628人
小ホール	利用可能日数	286日	299日	△13日
	利用日数	282日	288日	△6日
	利用率	98.6%	96.3%	2.3%
	利用人数	18,156人	15,870人	2,286人
練習室等	利用可能日数	286日	299日	△13日
	利用日数	276日	279日	△3日
	利用率	96.5%	93.3%	3.2%
	利用人数	13,063人	10,515人	2,548人
計	利用人数	85,672人	69,210人	16,462人

- (11) その他 開館以降初となる、パイプオルガンのオーバーホールを実施します。それに伴い、令和8年12月1日から令和9年3月31日までメインホールを閉鎖します。

20 鈴木鎮一記念館

- (1) 設置目的 名誉市民・鈴木鎮一氏の住居の保存を図るとともに、鈴木鎮一氏に関する資料等を展示公開することにより、広く文化の向上に資するため
- (2) 位置 松本市旭 2 丁目 11 番 87 号
- (3) 構造・面積 木造瓦葺平家建 敷地面積 789.86 m² 延床面積 252.20 m²
- (4) 開館 平成 8 年 4 月 12 日
- (5) 総事業費 約 1 億 3,400 万円
- (6) 休館日 月曜日（休日のときは翌平日）、12 月 29 日～1 月 3 日
- (7) 利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで（入館は午後 4 時 30 分まで）
- (8) 展示内容 ピアノ、勲章、表彰状、賞状、写真、書籍、指導用教材など
- (9) 管理運営 （公社）才能教育研究会を指定管理者に指定。令和 8 年度の当初予算額は、管理委託料 3,090 千円

(10) 入館状況

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
開館日数		304 日	306 日	△2 日
入 館 者 数	個 人	1,293 人	1,580 人	△287 人
	団 体	35 団体 753 人	39 団体 950 人	△4 団体△197 人
	計	2,046 人	2,530 人	△484 人

21 波田文化センター

- (1) 設置目的 市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため
- (2) 位置 松本市波田 10106 番地 1
- (3) 構造・面積 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地下 1 階 地上 4 階
敷地面積 9,808.43 m² 延床面積 4,510.07 m²
- (4) 開館 平成 7 年 4 月 1 日
- (5) 総事業費 約 33 億円
- (6) 休館日 毎週月曜日、祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日、毎月第 4 金曜日
- (7) 利用時間 午前 9 時から午後 10 時まで（12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは、午前 9 時から午後 5 時まで）
- (8) 施設内容 ホール 固定席 260 席（他 2 階立見席 50 席）、野外ステージ、練習室 1 室、会議室 3 室、ハイビジョンシアター 1 室、展望室 1 室、喫茶室
- (9) 管理運営 （一財）松本市芸術文化振興財団を指定管理者に指定。令和 8 年度の当初予算額は、管理運営委託料 35,070 千円

(10) 利用状況

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
アクトホール	利用可能日数	283 日	283 日	0 日
	利 用 日 数	99 日	92 日	7 日
	利 用 率	35.0%	32.5%	2.5%
	利 用 者 数	9,377 人	9,105 人	272 人
練 習 室	利用可能日数	283 日	283 日	0 日
	利 用 日 数	155 日	148 日	7 日
	利 用 率	54.8%	52.3%	2.5%
	利 用 者 数	1,949 人	1,911 人	38 人
その他施設等	利 用 者 数	4,447 人	4,710 人	△263 人
計	利 用 者 数	15,773 人	15,726 人	△153 人

- (1) そ の 他 利用率の低い施設（会議室等）の用途変更を実施し、未就学児を対象にした文化芸術に触れられる空間や、中学校部活（文化系）の地域展開の受け皿となる空間を創出します。

22 世界遺産登録推進事業

(1) 事業目的

国宝松本城を様々な脅威から保護、保存し、次世代へ継承するため、世界遺産登録をめざしていますが、この前提となる国内の世界遺産暫定一覧表に記載されることを当面の目的とします。

(2) 事業概要

ア 普及啓発事業

「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会（平成 13 年 7 月設立。事務局：文化振興課、信濃毎日新聞社）が中心となって、世界遺産登録に向けての普及啓発に取り組んでいます。

- ・松本城クイズ、松本城親子見学ツアーの実施
- ・見学会及び講演会の開催
- ・地区普及啓発事業
- ・3 市市民交流会
- ・「松本城の日」（11 月 10 日）関連事業

イ 調査研究事業

関係機関や専門家を交えワーキンググループ会議を開催し、「顕著な普遍的価値の証明」等の学術研究を進めています。また、他の国宝の城を有する市と情報交換に努めています。

(3) 主な経過

平成 18 年度 暫定一覧表への登録をめざし、文化庁へ提案書を提出。「継続審議案件」となる。

平成 19 年度 再提案書と「姫路城を中心とした日本の近世城郭群」（シリアル・ノミネーション）の研究を進めることの検討状況報告書を文化庁へ提出

平成 20 年度 彦根市、犬山市との 3 市で「国宝四城近世城郭群研究会」を設置

文化庁世界遺産特別委員会ワーキンググループから「カテゴリー I b※」に該当という審議結果を受ける。

※ カテゴリー I b

提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分に行

い、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により作業を進めるべきもの

平成 28 年度 「(仮称) 国宝四城世界遺産登録推進会議準備会」(松本市、犬山市)を「近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会」(松本市、犬山市、松江市)へ移行

平成 29 年度 日本イコモス国内委員会理事等との意見交換会を実施

平成 30 年度 松本市・犬山市・松江市の 3 市長で文化庁に要望書を提出

令和元年度 ICOFORT 国際会議 2019 in 瀋陽の学術セッションにて活動内容を発表

3 県(長野県、愛知県、島根県) 3 市合同勉強会を初開催

令和 2 年度 松本市長が姫路市長を表敬訪問し、世界遺産登録に向け協力を依頼

令和 3 年度 3 市(松本市・犬山市・松江市)世界遺産担当部長が彦根市長と面談

3 県 3 市(長野県・愛知県・島根県・松本市・犬山市・松江市)の 6 者と文化庁との対面による協議を初開催

長野県と共同で文化庁へ「近世城郭の天守群」提案書を初提出

令和 4 年度 海外専門家をオンライン招聘し「第 2 回近世城郭群国際意見交換会」開催

3 市長(松本市・犬山市・松江市)が姫路市長を表敬訪問し、国宝 5 城の連携強化を確認

松本市長・松江市長が犬山市長を表敬訪問し、3 市の連携強化を確認

令和 5 年度 世界遺産登録への機運醸成のため、3 市合同での天守床磨きを初実施

3 市長(松本市・犬山市・松江市)と専門家の意見交換会を初開催

令和 6 年度 長野県と共同で「近世城郭の天守群」提案書(改訂版)を文化庁へ提出

令和 7 年度 長野県と近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会(松本市、犬山市、松江市)共同で「近世城郭の天守群」提案書(改訂版)を文化庁へ提出

海外専門家を招聘し、松本城・犬山城・松江城の視察及び意見交換会を開催

(4) 今後の取組み

今後予定される国内暫定一覧表見直しに向け、国宝 5 城による「近世城郭の天守群」提案書の磨き上げを行うとともに、引き続き調査研究を実施します。彦根城に係る今後の動向や文化庁の暫定一覧表改定の動きを注視しながら、関係県市での視察や勉強会等による連携・協力を進め、国宝 5 城によるシリアル・ノミネーション登録に向けた取組みを継続します。

23 東アジア文化都市事業

日本・中国・韓国の 3 カ国において、文化芸術による発展を目指す都市が行う様々な文化芸術プログラムを通じて、国際文化交流を深める文化庁のプロジェクト「東アジア文化都市」を令和 8 年(2026 年)に松本市で開催します。

(1) 開催期間：令和 8 年 1 月～12 月

(2) 主 催：東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会

(3) 事業内容

ア 開幕・閉幕式典

イ 企画推進ディレクターによるコア事業の実施

ウ 民間主体のイベントと実行委員会が共同で企画運営や経費負担を行う共催事業

- エ 民間が実施する、東アジア文化都市の主旨に沿った取り組みに対する助成や、ロゴマーク使用などの認証事業
- オ 市主催の公的事業との連携
- カ 多様な文化の相互理解により友好関係を深めるための国際交流事業

(4) 今後のスケジュール

令和 8 年 5 月 16 日（土）～17 日（日） 開幕イベント（式典）開催

8 月～11 月 コア開催期

12 月 13 日（日） 閉幕

24 国際音楽祭事業

(1) 目 的

「音楽とスポーツ都市宣言」を掲げ、国際都市・音楽都市・学びの都市を標榜する本市にとっての本格的な実践活動として「サイトウ・キネン・オーケストラ」を主体とした「国際音楽祭」を 1992 年から開催しています。

(2) 事業概要

ア 事業名：「2025 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」

(ア) 主 催：公益財団法人サイトウ・キネン財団

セイジ・オザワ 松本フェスティバル実行委員会

(イ) 共 催：長野県、松本市

(ウ) 期 間：8 月 11 日（月・祝）～9 月 9 日（火）30 日間

(エ) 内 容

a 公式公演：オーケストラコンサート 2 プログラム 3 公演、オペラ 3 公演

室内楽 2 公演、室内楽勉強会 1 公演 計 9 公演

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
8 月 11 日（月・祝）	OMF 室内楽勉強会 ～リートデュオ・リサイタル～	松本市音楽文化ホール （ザ・ハーモニーホール）	300 人
8 月 16 日（土）	ふれあいコンサート I	松本市音楽文化ホール （ザ・ハーモニーホール）	530 人
8 月 17 日（日）	オペラ ブリテン： 《夏の夜の夢》 1	まつもと市民芸術館	1,300 人
8 月 20 日（水）	オペラ ブリテン： 《夏の夜の夢》 2	まつもと市民芸術館	1,120 人
8 月 23 日（土）	オーケストラ コンサート A プログラム	キッセイ文化ホール （長野県文化会館）	1,900 人
8 月 24 日（日）	オペラ ブリテン： 《夏の夜の夢》 3	まつもと市民芸術館	1,450 人

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
8 月 25 日(月)	ふれあいコンサートⅡ	松本市音楽文化ホール (ザ・ハーモニーホール)	650 人
8 月 30 日(土)	オーケストラ コンサート B プログラム 1	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,900 人
8 月 31 日(日)	オーケストラ コンサート B プログラム 2	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,850 人
鑑 賞 者 合 計			11,000 人

b 若手音楽家・青少年育成事業

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
8 月 26 日(火)	子どものための音楽会 (8 公演)	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)	176 校 8,029 人
27 日(水)		長野県伊那文化会館	
28 日(木)		ホクト文化ホール (長野県県民文化会館)	
29 日(金)		キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)	
9 月 8 日(月) 9 日(火)	子どものためのオペラ (4 公演)	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)	58 校 3,730 人
鑑 賞 者 合 計			11,759 人

c その他事業

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
5 月 13 日(火)	OMF スクリーンコンサート	青森市民ホール／青森市	800 人
6 月 6 日(金)		京都コンサートホール／京都市	233 人
9 月 12 日(金)		松川村多目的交流センター ／松川村	151 人
9 月 15 日(月・祝)		下諏訪総合文化センター ／下諏訪町	301 人
9 月 21 日(日)		飯山市文化交流館／飯山市	150 人
9 月 27 日(土)		エコールみよた／御代田町	260 人
10 月 5 日(日)		上田文化会館／上田市	296 人
9 月 6 日(土)	特別出前コンサート	松本あさひ学園／松本市 長野松代総合病院／長野市	14 人 160 人
9 月 19 日(金) ～12 月 22 日(月)	スクリーンコンサート in 中国	西安音乐学院他 20 校	1,633 人
鑑 賞 者 合 計			3,998 人

d 関連事業（松本市主催事業）

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
7月16日(水) ～9月10日(水)	フェスティバル展	八十二銀行松本営業部 ウインドーギャラリー キッセイ文化ホール まつもと市民芸術館	-
8月2日(土)	ようこそ楽都deハーモニー	信毎メディアガーデン	400人
8月8日(金)	吹奏楽パレード ドラムメジャー講習会	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館) リハーサル室	12人
8月10日(日)	夏の昼のオペラトーク： オペラ《夏の夜の夢》の 観どころ聴きどころ	松本市あがたの森文化会館	150人
8月10日(日)	ウェルカム ストリート ・ライブ	イオンモール松本	406人
8月17日(日)		松本市立博物館 (ポケットパーク)	362人
8月10日(日)	サイトウ・キネン・オーケス トラメンバー 特別出前コンサート	松本市中央図書館	80人
8月14日(木)		松本市立博物館	140人
8月12日(火)	温ったか出前コンサート	サービス付き高齢者 向け住宅「結」本庄	50人
8月30日(土)		特別養護老人ホーム うつくしの里	65人
8月16日(土)	美術館で奏でる英語歌曲の夕べ (English Songs)	松本市美術館	90人
8月24日(日)	吹奏楽パレード	伊勢町～本町～大名町 ～松本城公園前	35,000人
8月29日(金)	小澤征爾音楽塾公演 「椿姫」スクリーンコンサ ート	まつもと市民芸術館	197人
8月31日(日)	小澤征爾の日 (Seiji Ozawa Day)	キッセイ文化ホール (建物外西側大階段)	1,000人
9月15日 (月・祝)	街角スクリーンコンサート	松本市中央公民館 (Mウイング)	82人
期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
6月21日(土)	特別スクリーンコンサート	久屋大通公園メディアヒロバ ／名古屋市	450人

6 月 27 日(金)		豊中市立ローズ文化ホール ／豊中市	198 人
9 月 20 日(土)		湘南台文化センター／藤沢市	243 人
9 月 22 日(月)		姫路キャスパホール／姫路市	192 人
鑑 賞 者 合 計			39,117 人

(3) 組 織

ア 公益財団法人サイトウ・キネン財団（平成4年5月1日設立、平成22年6月公益財団認可）

我が国の交響管弦楽及びオペラ等音楽的総合舞台芸術の普及振興を図るため、サイトウ・キネン・オーケストラによる音楽祭を開催するとともに、音楽芸術の国際交流の促進を図り、もって我が国の創造的音楽芸術活動の発展に寄与する事を目的に設立

イ セイジ・オザワ 松本フェスティバル実行委員会（平成4年5月11日設立）

サイトウ・キネン・オーケストラによる音楽祭の開催、音楽芸術・音楽文化の国際交流の促進、音楽芸術・音楽文化に関する出版及び情報サービス、その他目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立。平成27年度「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」から小澤征爾総監督の名前を冠した「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に名称を変更

ウ 国際音楽祭推進課（平成4年4月15日設置。平成11年3月31日までは国際音楽祭推進室）

フェスティバル及び松本市が主催する関連事業を円滑に進めるために設置

エ 松本市国際音楽祭推進団体協議会（平成4年7月6日設立）

市民あげてフェスティバルを支援し、円滑な事業推進を図るための市民組織として設置

25 美術館

松本市美術館は、市民の芸術文化の振興をはかり、文化の薫り高い豊かな市民生活に資するため、より広い世界の美術・文化を媒介し、新たな美術を育む創造の母胎となり、市民が心をひらく学びの森として、地域に根ざす総合美術館を目指しています。

(1) 沿革

美術館の建設については、古くは大正末期に市民の美術愛好家による建設運動が起こり、その後、昭和46年度の第一次基本計画に美術館建設計画が登場して以降、基本計画策定の都度、位置づけされてきました。しかし、社会情勢や財政事情によりなかなか実現には至らず、ようやく平成5年に（仮称）松本市美術館基本構想策定委員会が設置され、松本市にふさわしい具体的な美術館像の検討が始まりました。

(2) 経過

平成8年6月	建設候補地を中央4丁目旧警察署跡地に決定
平成9年3月	（仮称）松本市美術館基本構想策定
平成10年3月	（仮称）松本市美術館基本計画策定
平成10年6月	プロポーザル方式により、宮本忠長建築設計事務所に実施設計を委託
平成11年7月	実施設計完了
10月	新築工事起工
平成14年3月	新築工事竣工

平成 14 年 4 月	開館				
平成 20 年 4 月	松本市梓川アカデミア館を博物館から移管。附属施設とする。				
平成 24 年 4 月	松本市美術館開館 10 周年				
平成 29 年 4 月	松本市美術館開館 15 周年				
令和 3 年 4 月	大規模改修工事のため休館				
令和 4 年 3 月	大規模改修工事竣工				
令和 4 年 4 月	リニューアルオープン				
(3) 位置	松本市中央 4 丁目 2 番 22 号				
(4) 敷地面積	10,185.92 m ²				
(5) 規模・構造	鉄筋コンクリート造 3 階（一部 4 階）				
	建築面積 3,495.62 m ²				
	延床面積 7,741.87 m ²				
(6) 施設の内容					
・展示部門（企画展示室、常設展示室、記念展示室ほか）	2,583.18 m ²				
・教育普及部門（市民アトリエ、講座室、版画室ほか）	920.04 m ²				
・調査研究部門（学芸員室ほか）	348.27 m ²				
・収蔵部門（収蔵庫、一時保管庫ほか）	705.43 m ²				
・管理共用部門（ホール、事務室ほか）	3,184.95 m ²				
・駐車場	普通車 83 台 大型車 4 台				
(7) 収蔵作品数					
ア 収集方針	「郷土ゆかりの作家」・「山」・「音楽」・「松本の自然、風土」に係る作品を中心に収集しています。				
イ 収蔵作品数	2,576 点（令和 7 年 3 月 31 日現在）				
(8) 全体事業費	約 105 億円				
(9) 竣工	平成 14 年 3 月 15 日（金）				
(10) 開館	平成 14 年 4 月 21 日（日）				
(11) 観覧料等					
ア 常設展示					
個人 一般	700 円（電子チケット）、800 円（窓口）				
大学生	350 円（電子チケット）、400 円（窓口）				
団体 一般	630 円				
大学生	310 円				
	（団体扱いは 20 人以上、高校生以下及び 70 歳以上の松本市民は無料）				
イ 特別展示					
	展覧会ごとに設定				
(12) 利用状況					
ア 観覧者数	令和 5 年度 217,768 人	令和 6 年度 235,286 人	令和 7 年度 291,780 人		
イ 施設利用者数	令和 5 年度 73,780 人	令和 6 年度 84,784 人	令和 7 年度 74,777 人		

(13) 展示公開

ア 令和7年度の特別展

展 覧 会 名	会 期
第10回 老いるほど若くなる	4月26日(土)～6月1日(日)
ロイヤル コペンハーゲンと北欧デザインの煌めき	7月12日(土)～9月23日(火祝)
石井柏亭展	10月11日(土)～12月7日(日)
サンリオ展	令和8年1月21日(水) ～令和8年3月29日(日)

イ 令和8年度の特別展

展 覧 会 名	会 期
つぐ minä perhonen	4月16日(木)～6月7日(日)
ウジェーヌ・ブーダン展	7月7日(火)～8月30日(日)
Sustainable World－佐藤大史・磯部昭子 ふたりの視点から－	9月19日(土)～12月6日(日)
生誕200年記念 中村梧竹展	令和9年1月16日(土) ～令和9年3月22日(月祝)

ウ コレクション展示

(ア) 拡大特集展示「草間彌生 魂のおきどころ」

コレクション展示室のすべてを使用し、松本時代の初期作品から近作シリーズ「わが永遠の魂」に至るまでを紹介する拡大特集展示を行います（一部展示替え有り）。

(イ) 記念展示室等

上條信山及び田村一男の各記念展示室における展示、池上百竹亭コレクション展示室では、作家の顕彰をする展示のほか、収蔵品を紹介するテーマ展示を合わせて開催（それぞれ年4回内容入替）

(14) 教育普及事業

ア 美術関連講座、ワークショップ等の開催

イ 特別展と連携した講演会、ギャラリートーク

ウ 学校との連携

エ 出前講座の実施

オ 美術館友の会等との連携

(15) 松本市梓川アカデミア館

梓川地区の歴史と文化遺産を今に伝える資料展示と、美術の生涯学習の拠点として市民に親しまれ、生きがいや潤いのある市民文化の醸成を図ることを目指しています。

ア 沿 革

平成元年 2月 旧梓川村においてふるさと創生事業について提言を公募し、文化施設の建設を決定

平成元年 9月 建設工事起工

平成2年 10月 建設工事竣工

平成3年 1月 開館

平成9年 4月 施設管理を（社）梓川ふるさと振興公社に委託

平成 12 年 10 月 開館 10 周年記念式典開催
 平成 17 年 3 月 展示場を増設、竣工
 平成 17 年 4 月 松本市に合併。博物館の所管となる。
 平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入（社団法人梓川ふるさと振興公社）
 平成 20 年 4 月 美術館へ所管替
 平成 29 年 4 月 施設管理及び事業運営を（一財）松本市芸術文化振興財団に委託
 令和 2 年 12 月 駐車場用地取得

イ 所在地 〒390-1701 松本市梓川倭 566-12

ウ 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,617.89 ㎡

エ 施設の内容

(ア) 展示部門（第 1・2 ギャラリー、第 1～3 展示室） 707.56 ㎡
 (イ) 収蔵部門（収蔵庫） 104.17 ㎡
 (ウ) 管理共用部門（事務室、ホールほか） 806.16 ㎡
 (エ) 駐車場 普通車 53 台

オ 開 館 平成 3 年 1 月 21 日

カ 観 覧 料 個人 高校生以上 200 円 小中学生 100 円

キ 令和 7 年度 企画展示

展 覧 会 名	会 期
コレクション展示「洞澤今朝夫 Soul and Body」	5 月 17 日(土) ～ 6 月 22 日(日)
夏休み昆虫展	7 月 19 日(土) ～ 8 月 11 日(月)
画歴 30 周年企画展「カミジョウミカ カラフルユメハムテキ」	8 月 30 日(土) ～ 10 月 19 日(日)
コレクション展示「ACADEMEIA COLLECTION I」	10 月 11 日(土) ～ 11 月 16 日(日)
松本市内小中学生 人権啓発ポスター展	12 月下旬から 1 月上旬
第 25 回信州梓川賞展	令和 8 年 1 月 31 日(土) ～ 3 月 15 日(日)

ク 令和 8 年度 企画展示

展 覧 会 名	会 期
コレクション展示「洞澤今朝夫 Soul and Body」	5 月 17 日(土) ～ 6 月 22 日(日)
夏休み昆虫展	7 月 19 日(土) ～ 8 月 11 日(月)
画歴 30 周年企画展「カミジョウミカ カラフルユメハムテキ」	8 月 30 日(土) ～ 10 月 19 日(日)
コレクション展示「ACADEMEIA COLLECTION I」	10 月 11 日(土) ～ 11 月 16 日(日)
松本市内小中学生 人権啓発ポスター展	12 月下旬から 1 月上旬
第 25 回信州梓川賞展	令和 8 年 1 月 31 日(土) ～ 3 月 15 日(日)

ケ 利用状況

(ア) 観覧者数 令和 5 年度 1,317 人 令和 6 年度 2,011 人 令和 7 年度 1,976 人
 (イ) 施設利用者数 令和 5 年度 11,038 人 令和 6 年度 9,103 人 令和 7 年度 12,883 人

26 博物館

(1) 経過

松本市立博物館は、明治 39 年に松本尋常高等小学校内に開館した明治三十七八年戦役記念館を前進施設としています。同記念館が昭和 6 年に市の管理となり、昭和 12 年に松本城二の丸に移転、戦時による閉館時期もありましたが、昭和 23 年に松本市立博物館として開館しています。その後、時代の変遷とともに、施設の改修や市内に 15 の分館を設置するなどの発展を重ね、令和 5 年 10 月には、二の丸から三の丸に新築移転した新しい松本市立博物館が開館しました。

(2) 所在地 〒390-0874 松本市大手 3-2-21

(3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、耐火建築物（地上 3 階建て）

延床面積 7,774.86 m² 建築面積 2,972.42 m²

敷地面積 4,114.97 m²

(4) 収 蔵 資 料 考古・歴史・民俗・美術・民芸その他の分野にわたり約 11 万点の資料を収蔵し、コレクションとして国指定重要有形民俗文化財のコレクションの他に「胡桃沢コレクション」、「奥村コレクション」などがあります。

◇重要文化財（昭和 34 年 12 月 18 日指定）

孔雀文磬 1 面

◇重要有形民俗文化財

七夕人形コレクション 45 点（昭和 30 年 4 月 22 日指定）

民間信仰資料コレクション 293 点（昭和 34 年 5 月 6 日指定）

農耕用具コレクション 79 点（昭和 34 年 5 月 6 日指定）

(5) 博物館活動

ア 常設展

(ア) 常設展示室

「お城のあるまち」「にぎわう商都」「開かれた盆地」「ともにある山」「伝えてきた心」「生きる力」「変わりゆく社会」「継いでつなげて」の 8 つのテーマにより松本を伝える展示構成です。

(イ) 子ども体験ひろばアソビバ！

体験と遊びにより、発見の喜びと学びに出会う子ども展示室です。

イ 特別展・企画展

展 覧 会 名	会 期
信州の工芸 ―作り手たちの原点―	令和 7 年 4 月 19 日(土) ～6 月 9 日(月)
地獄の入り口―十王のいるところ―	令和 7 年 7 月 5 日 (土) ～9 月 1 日 (月)
日本刀は美しい Japanese Swords Are Beautiful	令和 7 年 10 月 2 日 (木) ～11 月 16 日(日)

ウ 講演会・講座など

演題	講師	年月日
スツールの座面編み	山形英三氏	令和 7 年 4 月 26 日 (土)
キッチンスツールづくり	小田時男氏	令和 7 年 5 月 10 日 (土)
木の実の時計づくり	吉沢紗也加氏	令和 7 年 5 月 18 日 (日)
竹のビー玉スライダーづくり	吉沢紗也加氏	令和 7 年 5 月 31 日 (土)
特別展「信州の工芸 ―作り手たちの原点―」ギャラリートーク	工芸の五月スタッフ、大場芳郎氏・谷進一郎氏・前田純一氏	令和 7 年 4 月 29 日 (祝)、5 月 17 日 (土)
木のおもちゃづくり講座	松本市地球温暖化防止市民ネットワーク	令和 7 年 5 月 11 日 (祝)
金継ぎ実演	櫛谷明日香氏	令和 7 年 5 月 24 日 (土)
講演会「松本城下町と十王堂」	元松本城管理事務所研究専門員 後藤芳孝氏	令和 7 年 7 月 19 日 (土)
講演会「近世の宗教美術―十王像と地獄絵を中心に―」	跡見学園女子大学 教授 矢島新氏	令和 7 年 8 月 23 日 (土)
ミュージアムガイドウォーク 「博物館からはじめる松本探訪―松本城下の十王堂を訪ねる」	市民ガイド、担当学芸員	令和 7 年 7 月 20 日 (日)、7 月 21 日 (祝)
お盆の夜に十王まいり～夜間特別開館～		令和 7 年 8 月 9 日 (土)～8 月 17 日 (日)
特別展「地獄の入り口―十王のいるところ―」ギャラリートーク	担当学芸員	令和 7 年 7 月 12 日 (土)、8 月 9 日 (土)
講演会「日本刀の魅力」	刀剣博物館上席専門研究員 石井彰氏	令和 7 年 10 月 4 日 (土)
講演会「日本刀を作る～古作の再現～」	刀匠 宮入法廣氏	令和 7 年 10 月 25 日 (土)
日本刀手入れ実演	日本美術刀剣保存協会南支部会員	令和 7 年 10 月 12 日 (日)、26 日 (日)、11 月 9 日 (日)
研ぎの実演	日本美術刀剣保存協会無鑑査研師 熊井徹氏	令和 7 年 11 月 1 日 (土)
夢想神伝流居合道演舞	信州大学居合道サークル	令和 7 年 10 月 13 日 (祝)
刀剣乱舞ゆるキャラ「こんのすけ」撮影会		令和 7 年 10 月 5 日 (日)

エ 市民学芸員の会

平成 24 年度に発足した市民学芸員の会を平成 30 年度に再発足しました。会員は、松本市立博物館・松本市立考古博物館・松本市歴史の里で博物館事業に参加しました。またテーマ毎の学習グループを多数発足し、現地学習を行いました。

オ 博物館実習

受入大学 8 大学 受入人数 18 人

カ 職員の派遣

依頼に応じて、大学・公民館・各種研究会主催学習へ職員を講師として派遣しました。

(6) 松本まると博物館構想

市民の学習機会の充実と文化財のさらなる活用を推進するため、新たな博物館像を目指して、平成 12 年に松本まると博物館構想を策定しました。

この構想は、博物館が収蔵資料に限らず、市域に点在する歴史・文化遺産、自然環境も貴重な宝として捉える視点を示したものです。以後、市域全体を活動範囲として、「屋根のない博物館」をキャッチフレーズに事業を展開しています。

また、構想に基づいて友の会設立や市民学芸員制度導入を行い、市民ガイド養成など、博物館の枠を越えて地域で活動する人材を養成し、市民協働を進めてきました。

(7) 松本市基幹博物館整備事業

平成 28 年 6 月 市議会議員協議会で、松本市大手門駐車場敷地を基幹博物館の建設予定地とし、施設規模（延床面積）を 7,000 m²～8,000 m²とすることが了承される。

平成 29 年 3 月 松本市基幹博物館施設構想及び建設計画を策定。

平成 29 年 7 月 公募型プロポーザル方式により建築・展示設計者を選定し設計に着手。

平成 30 年 2 月 基幹博物館建設特別委員会で建設予定地の拡張が了承される。

平成 30 年度 実施設計を進めるとともに、建設予定地の既存施設解体や、地歴調査、周辺地域の地下水影響調査等の各種調査を実施するなど、建設に向けて具体的な取組みを行う。

平成 31 年 4 月 概ね 1 年をかけて建設地の埋蔵文化財調査を実施

令和元年度 実施設計が完了。総合評価落札方式により施工者を選定。議会議決を経て 3 月に工事着手

令和 2 年 9 月 展示製作業務について議会議決を経て業務着手

令和 4 年度 7 月に建築工事竣工。11 月に展示製作業務が完了。12 月に議会議決を経て指定管理者を指定

令和 5 年度 10 月 7 日松本市基幹博物館開館。新たに設置したアソシエイトプロデューサーと連携しながら、博物館事業や人づくり等の仕掛けを進めた

令和 6 年度 周辺建物に対して建設時の工損補償を実施

(8) 観覧者数 令和 5 年度 68,673 人 令和 6 年度 81,093 人 令和 7 年度 79,385 人
(令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 10 月 6 日 移転新築に伴い休館)

(9) 観覧料 個人 一般 500 円 大学生 250 円
団体 一般 400 円 大学生 200 円

(団体扱いは 20 人以上、高校生以下及び 70 歳以上の松本市民は無料)

(10) 分館

ア 国宝旧開智学校校舎

(ア) 所在地 〒390-0876 松本市開智 2-4-12

(イ) 構造・規模 木造 2 階建 檼瓦葺（寄棟大壁造、中央部八角塔屋附）管理事務所
延床面積 1,283.58 m²

◇国宝に指定された物件（令和元年 9 月 30 日指定）

旧開智学校校舎 1 棟

◇附（ついたり）指定

建築関係文書 56 冊 図面 7 葉

- (ウ) 収 蔵 資 料 江戸末期から現代までの教育資料、建築資料等約 11 万点
(エ) 常 設 展 教育関係資料及び建築関係資料約 120 点を展示しています。
(オ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 — 令和 6 年度 36,520 人 令和 7 年度 119,930 人
(令和 3 年 6 月 1 日～令和 6 年 11 月 8 日 耐震対策工事・防災設備整備工事のため休館)
(カ) 観 覧 料 個人 一般 電子 600 円、紙 700 円 小・中学生 300 円
団体 一般 540 円 小・中学生 270 円
(団体扱いは 20 人以上、未就学児及び 70 歳以上の松本市民は無料)

イ 松本民芸館

- (ア) 所 在 地 〒390-0221 松本市里山辺 1313-1
(イ) 構造・規模 木造 2 階建瓦葺モルタル塗り 土蔵造 2 棟 収蔵庫 延床面積 432.82 m²
(ウ) 収 蔵 資 料 人々の生活の中で生まれた民芸品約 6,800 点
(エ) 常 設 展 約 1,000 点を展示しています
(オ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 10,557 人 令和 6 年度 9,827 人 令和 7 年度 9,850 人
(カ) 観 覧 料 個人 一般 500 円
団体 一般 450 円
(団体扱いは 20 人以上、中学生以下及び 70 歳以上の松本市民は無料)

ウ 旧山辺学校校舎

- (ア) 所 在 地 〒390-0221 松本市里山辺 2932-3
(イ) 構造・規模 木造 2 階建 延床面積 619.39 m²
◇県宝に指定された物件（昭和 60 年 11 月 21 日指定）
旧山辺学校校舎 1 棟
(ウ) 収 蔵 資 料 昔の教科書、農具、民具など約 4,000 点
(エ) 常 設 展 学校関係の資料や地域に関する資料約 100 点を展示しています。
(オ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 4,539 人 令和 6 年度 4,984 人 令和 7 年度 5,594 人
(カ) 観 覧 料 令和 7 年度から無料

エ 松本市立考古博物館

- (ア) 所 在 地 〒390-0823 松本市中山 3738-1
(イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,036.58 m²
(ウ) 収 蔵 資 料 埋蔵文化財発掘調査によって出土した考古資料約 37,000 点
(エ) 常 設 展 縄文から平安時代の考古資料約 1,800 点を展示しています。
(オ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 4,023 人 令和 6 年度 4,120 人 令和 7 年度 3,934 人
(カ) 観 覧 料 令和 7 年度から無料
(キ) そ の 他 令和 8 年度から文化財課による管理・運営に変更

オ 松本市はかり資料館

- (ア) 所 在 地 〒390-0811 松本市中央 3-4-21

- (イ) 構造・規模 木造 2 階建瓦葺 3 棟 土蔵造 延床面積 330.80 m²
 ◇市登録文化財に登録された物件（令和 6 年 3 月 25 日登録）
 旧竹内度量衡店店舗兼主屋西棟 1 棟
 旧竹内度量衡店店舗兼主屋東棟 1 棟
 旧竹内度量衡店蔵座敷 1 棟
- (ウ) 収 蔵 資 料 近世から現代に至るはかりの資料約 1,300 点
- (エ) 常 設 展 「測る」「計る」「量る」道具と、その関連資料を約 120 点展示しています。
- (オ) 主 催 展 企画展「工芸の五月」／「季節展示 松本の七夕」／企画展「今昔はかり展」／
 「季節展示 押絵雛」
- (カ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 9,601 人 令和 6 年度 8,605 人 令和 7 年度 29,109 人
- (キ) 観 覧 料 令和 7 年度から無料
- カ 松本市旧司祭館
- (ア) 所 在 地 〒390-0876 松本市開智 2-6-24
- (イ) 構造・規模 木造 2 階建 延床面積 202.73 m²
 ◇県宝に指定された物件（平成 17 年 3 月 28 日指定）
 松本市旧司祭館 1 棟
- (ウ) 観 覧 料 無料
- キ 旧制高等学校記念館
- (ア) 所 在 地 〒390-0812 松本市県 3-1-1
- (イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 1,190.48 m²
- (ウ) 収 蔵 資 料 全国の旧制高等学校及び松本高等学校の資料、図書を含め約 18,000 点
- (エ) 常 設 展 約 1,100 点を展示しています。
- (オ) 主 催 展 企画展「柚木沙弥郎と松本高等学校」／企画展「第 62 回あがた美術会作品展」
 ／企画展「旧制高校とともに生きた 2 人教授－松高・蛭川教授と六高・山岡教授－」／特別展「信州大学附属図書館・大学史資料センター特別展」／企画展
 「成城高等学校開学 100 年展」
- (カ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 9,854 人、令和 6 年度 9,502 人、令和 7 年度 11,154 人
- (キ) 観 覧 料 令和 7 年度から無料
- ク 窪田空穂記念館
- (ア) 所 在 地 〒390-1242 松本市和田 1715-1
- (イ) 構造・規模 木造の一部 2 階建 空穂生家 生家離れ 収蔵庫 記念館 延床面積 752.94 m²
- (ウ) 収 蔵 資 料 窪田空穂の著書、原稿など約 5,000 点
- (エ) 常 設 展 窪田空穂の作品や遺愛品、短歌に関する資料約 300 点を展示しています。
- (オ) 主 催 展 「まつもとの七夕・2025」／企画展「近代と文藝－空穂が見た明治の文学運動」
 と「最新収蔵資料公開展・2025」／作品展「松本の子どもの短歌・2025」
- (カ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 1,954 人、令和 6 年度 1,573 人、令和 7 年度 1,527 人
- (キ) 観 覧 料 令和 7 年度から無料
- ケ 重要文化財馬場家住宅
- (ア) 所 在 地 〒399-0023 松本市内田 357-6
- (イ) 構造・規模 ◇延床面積 739.59 m² (526.79 m²・松本市所有分、212.80 m²・個人所有分)

◇土地面積 12,297.24 m² (5,050.47 m²・松本市所有分、7,246.77 m²・個人所有分)

◇重要文化財に指定された物件 (平成8年12月10日指定)

建造物 6 棟

(松本市所有 4 棟)

主屋 310.30 m²

表門及び左右長屋 72.94 m²

中門 4.52 m²

文庫蔵 70.03 m²

(個人所有 2 棟)

隠居屋 97.20 m²

奥蔵 115.60 m²

・土地 12,297.24 m² (祝殿、土塁、竹垣、井戸を含む)

◇附 (ついたり) 指定

茶室・旧小屋部材 1 点・銘札 1 枚・祈祷札 2 枚

◇市重要文化財に指定された物件 (平成6年3月31日指定)

・建造物 1 棟 (松本市所有)

灰部屋 (旧うまや) 20.00 m²

◇指定外の建造物

・建造物 1 棟 (松本市所有)

旧ひきや (管理事務所) 49.00 m²

(ウ) 収 蔵 資 料 建築資料・生活資料・養蚕資料・農耕資料など約 170 点

(エ) 常 設 展 重要文化財指定に関わる建築資料のほか、生活資料など約 100 点を展示しています。

(オ) 主 催 展 季節展示「端午の節句」／季節展示「七夕人形が揺れる縁側」／季節展示「坪庭の秋」／季節展示「ひなまつり」

(カ) 観 覧 者 数 令和5年度 3,495 人 令和6年度 3,577 人 令和7年度 4,313 人

(キ) 観 覧 料 令和7年度から無料

コ 松本市歴史の里

(ア) 所 在 地 〒390-0852 松本市島立 2196-1

(イ) 構造・規模 重要文化財 旧松本区裁判所庁舎 715.47 m² (以下延床面積)

松本市重要文化財 工女宿宝来屋 263.69 m²

登録有形文化財 旧昭和興業製糸場 175.55 m² (ボイラー建屋を除く)

木下尚江生家 124.21 m²

旧松本少年刑務所独居舎 207.02 m²

展示・休憩棟 395.10 m²

管理・トイレ棟 223.8 m²

◇重要文化財に指定された物件 (平成29年11月28日指定)

旧松本区裁判所庁舎 1 棟

◇附 (ついたり) 指定

- 正門、松本裁判所建築日記簿及び松本裁判所建築明細簿
 ◇市重要文化財に指定された物件（平成 21 年 12 月 22 日指定）
 工女宿宝来屋 1 棟
 ◇登録有形文化財に登録された物件（令和元年 9 月 10 日登録）
 旧昭和興業製糸場 1 棟
- (ウ) 収 蔵 資 料 司法関係資料など約 13,000 点
 (エ) 常 設 展 生活用具や家具などにより、歴史的な建物内部の情景を再現しています。
 (オ) 主 催 展 建築講座パネル展「松本のたてもの 2025～学び舎を学ぶ～」／「普通選挙法成立 100 年 歴史の里収蔵資料展」
- (カ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 8,966 人 令和 6 年度 9,899 人 令和 7 年度 12,264 人
 (キ) 観 覧 料 令和 7 年度から無料
- サ 松本市時計博物館
- (ア) 所 在 地 〒390-0811 松本市中央 1-21-15
 (イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 4 階建 延床面積 1,046.37 m²
 (ウ) 収 蔵 資 料 16 世紀から 20 世紀初頭の古時計約 800 点、時計関係資料約 250 点、その他蓄音機、SP レコード盤
 (エ) 常 設 展 本田コレクションを中心とした古時計を動態展示しています。
 (オ) 主 催 展 夏期特別展「昭和 100 年記念 昭和を刻んだ時計たち」
 (カ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 26,185 人 令和 6 年度 31,890 人 令和 7 年度 27,198 人
 (キ) 観 覧 料 個人 一般 500 円 小・中学生 200 円
 団体 一般 450 円 小・中学生 180 円
 (団体扱いは 20 人以上、未就学児及び 70 歳以上の松本市民は無料)
- シ 松本市山と自然博物館
- (ア) 所 在 地 〒390-0861 松本市蟻ヶ崎 2455-1
 (イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート 2 階建塔屋 5 階地下 1 階
 延床面積 2,175.41 m² (市 993.01 m²、国 743.81 m²、供用 438.59 m²)
 (ウ) 収 蔵 資 料 自然及び登山関係資料約 30,000 点
 (エ) 常 設 展 身近な自然資料、登山関係資料約 850 点を展示しています。
 (オ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 33,184 人 令和 6 年度 32,960 人 令和 7 年度 38,785 人
 ※上記の観覧者数は、展望台及び 2 階無料展示エリアの観覧者数を含みます。
 (カ) 観 覧 料 令和 7 年度から無料
- ス 松本市高橋家住宅
- (ア) 所 在 地 〒390-0876 松本市開智 2-9-10
 (イ) 構造・規模 木造平屋
 延床面積 118.56 m²
 ◇市重要文化財に指定された物件（昭和 44 年 7 月 4 日指定）
 高橋家住宅 1 棟
- (ウ) 主 催 展 企画展「松本の武家住宅の七夕」／企画展「武家住宅でひな祭り」
 (エ) 観 覧 者 数 令和 5 年度 2,204 人 令和 6 年度 2,372 人 令和 7 年度 3,023 人
 (オ) 観 覧 料 無料

セ 松本市四賀化石館

(ア) 所在地 〒399-7416 松本市七嵐 85-1

(イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 759.57 m²

(ウ) 収蔵資料 ◇県天然記念物に指定された物件

反町のマッコウクジラ全身骨格化石（シガマッコウクジラ）（平成 17 年 3 月 28 日指定）

シナノトド化石（アロデスムス）（昭和 60 年 11 月 21 日指定）

◇松本市特別天然記念物に指定された物件

大型鰭脚類の陰茎骨化石、アロデスムス頭骨の化石（平成 28 年 3 月 23 日指定）

シガウスバハギの化石（令和 3 年 12 月 27 日指定）

他約 1,000 点

(エ) 常設展 1 階はシガマッコウクジラ・シナノトドの化石ほか四賀地区中心に新生代の化石と地層を展示。2 階は、古生代・中生代の化石と鉱物標本、希少動物の剥製を展示しています。

(オ) 観覧者数 令和 5 年度 8,067 人 令和 6 年度 7,811 人 令和 7 年度 11,424 人

(カ) 観覧料 令和 7 年度から無料

ソ 松本市安曇資料館

令和 7 年 11 月 30 日閉館

(ア) 所在地 〒390-1520 松本市安曇 3480-2

(イ) 構造・規模 鉄骨造 2 階建（地上 2 階、地下 1 階） 延床面積 591.48 m²

(ウ) 常設展 安曇地区に関係の深い歴史、民俗資料を中心に展示しています。

(エ) 観覧者数 令和 5 年度 957 人 令和 6 年度 934 人 令和 7 年度 1,027 人

(オ) 観覧料 無料

27 松本城の管理・活用

(1) 概要

松本城は築城されてから 430 年余りの年月を、日本アルプスの山々を背景に当時の姿のまま佇んでいます。現存する国宝 5 城の一つとして、松本市民の誇りであると同時に、日本を代表する文化財、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市・松本の中核を担う文化観光施設として、高い関心を集めています。

(2) 松本城の管理・運営

国宝松本城天守と本丸庭園を有料区域として、また、周辺の松本城公園（二の丸）及び中部警備救助松本城北市営パークを関連施設として管理・運営しています。

松本城天守は、平成 26 年から 28 年に実施した天守耐震診断において、おおむね震度 6 強から 7 の大地震動時の耐震性能が不足していることが判明し、乾小天守の入場制限及び天守への入場者制限のため、警備、避難誘導員の配置等を実施しています。

(3) 年間観覧者数（有料及び無料観覧者・行事参加者等の合計）

5 年度 897,422 人 6 年度 984,549 人 7 年度 900,529 人

(4) 観覧料

(令和7年4月1日改定)

観 覧 料	区 分	一 般	小中学生	備 考
個 人	電子チケット	1,200 円	400 円	・ 団体扱いは 20 人以上 ・ 未就学児は無料 ・ 電子チケットは日時指定券 (購入後の変更及びキャンセル はできません)
	紙券 (当日券)	1,300 円	400 円	
団 体	電子チケット	1,080 円	360 円	
	紙券 (当日券)			
松本市民	70 歳以上の松本市民は無料で入場できます。 69 歳以下の松本市民は本丸庭園内は無料、天守入場には観覧料が必要です。			

※公開期間：年中無休(12月29日から31日を除く)

※開場時間：午前8時30分から午後5時まで(春季及び夏季時間延長あり)

(5) 観光宣伝事業

観光客向けの観覧案内パンフレットを作成し、券売所で配布しています。日本語の他に8か国語(英語、フランス語、スペイン語、中国簡体字、中国繁体字、タイ語、韓国語、ロシア語)を用意しています。また、記憶に残る体験を観覧者へ提供することを目的に、本丸庭園内に歴史衣装を着用した「国宝松本城おもてなし隊」を配置し、記念撮影や観光案内等のおもてなし事業を実施しています。

平成26年には、専用の松本城ホームページを開設し、観覧案内やイベント情報、松本城に関する様々な情報を掲載しています。天守への入場が混雑した場合は入場の目安時間、運営する中部警備救助松本城北市営パーキングの混雑状況、桜の時期には開花情報をリアルタイムに発信しています。

令和3年6月に開設した公式インスタグラムは、フォロワー数が4万9千人(令和8年6月現在)を超え国内城郭公式アカウントでは最多となっていて、日々の情報を発信するツールとして松本城の認知度を高めています。また、本丸庭園と黒門脇にライブカメラを設置して、国内外にお城の魅力や現在の混雑状況をリアルタイムに発信しています。

令和8年4月には、フランス共和国シャンボール城と姉妹城提携に関する覚書に調印し、令和12年までの間で友好関係の強化及び観光の活性化、クロスプロモーションの推進、保存のノウハウの共有、現代美術の共同プロジェクトや両城のサービス向上と人材育成に取り組めます。

(6) 松本城の活用

松本城公園を中心に、市民、観光客が集うエリアとして、様々なイベントに活用しています。また、観光誘客宣伝のテレビや映画のロケ、プロカメラマンによる写真撮影など、多くの撮影が行われています。

ア 令和8年度 主要事業及び関連事業等(一部予定)

時 期	事 業 内 容	会 場
4/2(木)~9(木)	国宝松本城夜桜会	本丸庭園
5/1(金)	松本市市制施行記念日(市民無料開放)	本丸庭園・天守
5/10(日)	国宝松本城松本藩古流砲術演武	二の丸御殿跡
7/25(土)~26(日)	国宝松本城太鼓まつり	松本城公園

8/8(土)	国宝松本城薪能（宝生流）	二の丸御殿跡
11/3(火)～10(火)	国宝松本城Week	本丸庭園他
12/1(火)～13(日)	冬囲い、門松飾り、すす払い、しめ縄飾り	松本城内等
冬季	国宝松本城プロジェクトマッピング 国宝松本城氷彫フェスティバル 国宝松本城天守ナイトツアー	松本城公園 松本城天守
1/1(金)～3(日)	国宝松本城新春祝賀特別公開	本丸庭園
1/26(火)	第73回文化財防火デー 国宝松本城消防総合訓練	本丸庭園

イ 行為許可申請に基づく撮影許可件数

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
観光誘客宣伝の撮影（テレビ・映画ロケ）	95	79	64
プロカメラマンによる撮影（婚礼・七五三等）	33	42	78

28 松本城の整備

(1) 沿革

松本城天守は今から430年余り前、石川数正・康長父子によって築城され、小笠原、戸田、松平、堀田、水野、戸田（再）の6家23代の城主を経て明治維新に至りました。明治4年の廃藩後、主要建造物が破却され、墨塀の大部分を失いましたが、天守は解体されずに残り、博覧会会場として利用されるなどしました。

明治36年から大正2年にかけて天守の大修理が行われ、さらに昭和25年から昭和30年には国の直轄事業として天守の解体復元が行われました。その後の整備は、昭和35年に黒門（一の門）の復興再建、昭和60年には6年の歳月を経て二の丸御殿跡の平面復元を行い、史跡公園として整備しました。

平成元年11月に黒門枳形二の門（高麗門）と袖塀を復元し、さらに平成2年から太鼓門枳形の復元に着手し、平成11年3月に完成しました。平成18年からは西総堀土塁の整備に着手し、平成22年3月に竣工しました。また、平成24年度以降継続して南・西外堀の史跡松本城への追加指定に取り組み、平成29年度に事業用地のうち民有地部分の史跡追加指定が完了しました。

(2) 指定

区分	国	宝	史	跡
指定対象	天 守 乾小天守 渡 櫓 辰巳附櫓 月見櫓	五重六階本瓦葺木造 三重四階本瓦葺木造 二重二階（一部地階） 本瓦葺木造 二重二階本瓦葺木造 一重一階（一部地階） 本瓦葺木造	本丸跡地 二の丸跡地 堀跡地 堀跡地 堀跡地	園地 園地（含松本城公園） 内堀、外堀 総堀 総堀、土塁

指定 年月日	(国宝保存法) 昭和 11.4.20	文化財保護法 昭和 27.3.29	(史跡名勝天然紀念物保存法) 文化財保護法 昭和 5.11.19
			昭和 25. 8.29 (以下、追加指定) 昭和 45. 1.17 平成 19. 2. 6 平成 25. 3.27 平成 26. 3.18 平成 27. 3.10 平成 28. 3. 1 平成 29.10.13

(3) 松本城の整備

史跡松本城の整備は昭和 52 年に策定した 16 項目からなる「松本城中央公園整備計画」を基に進められ、困難な 4 項目を残し終了となりました。

その後、平成 11 年 9 月「史跡松本城整備研究会」の調査研究と指導・助言を仰ぎ、18 項目に厳選した「松本城およびその周辺整備計画」を策定しました。

そして、史跡松本城の今後の整備に関する方向性や手順を明確にするため、史跡松本城保存活用計画等の内容を反映した、「史跡松本城整備基本計画（第 1 期）」を令和 6 年 3 月に策定しました。

今後、この計画に基づき史跡松本城の整備を計画的に進めます。

ア 南・西外堀復元事業

(ア) 事業概要

松本城南・西外堀の復元は、幕末期の姿に基づいた南・西外堀の復元を進めるものです。

平成 29 年度に実施した土壤汚染調査の結果では、事業用地の一部に自然由来と推定される土壤汚染が確認され、平成 30 年度に事業方針を堀復元から平面整備へと変更しましたが、平成 31 年 4 月の土壤汚染対策法改正を踏まえ、水をたたえた堀の復元に向けた取り組みを進めます。

(イ) 経過

昭和 51 年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定

平成 11 年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定

平成 18 年度 南外堀の発掘を実施

平成 19 年度 西外堀の発掘を実施

平成 20 年度 関係地権者に個別意向調査を実施

平成 21 年度 史跡範囲を決めるための測量調査を実施

平成 22 年度 地元説明会を 5 回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示

平成 23 年度 権利関係者等に対して権利調査及び意向調査を実施
歴史的風致維持向上計画策定（大臣認定）

「松本城南・西外堀復元に係る事業計画」を策定

平成 24 年度 都市計画公園区域変更

南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定

平成 25 年度 事業用地取得を開始（令和 6 年度末 用地取得率 100%）

平成 29 年度 史跡松本城の追加指定について民地部分が 100%史跡指定となる

平成 28 年度 史跡松本城保存活用計画を策定

平成 30 年度 事業方針を堀復元から平面整備へと変更
 令和 2 年度 市議会 6 月定例会において、堀復元のための調査、研究を進める考えを表明
 令和 3 年度 南外堀の発掘調査を開始
 令和 4 年度 文化庁に「水をたたえた堀」に復元整備することを協議し、了承
 令和 5 年度 史跡松本城整備基本計画を策定
 基礎資料を得るための発掘調査を継続し、往時の堀形状を確認
 令和 6 年度 発掘調査等により、往時の堀範囲及び堀形状を概ね確認
 令和 7 年度 事業用地取得の完了。南外堀復元工事の基本設計に着手

(ウ) 今後の取組み

令和 10 年度以降の復元工事着手に向け、基本設計及び実施設計を進めるとともに、設計に必要なとなる客観的な情報を集めるため、発掘調査を継続実施します。

イ 国宝松本城天守耐震対策事業

(ア) 事業概要

国宝松本城天守の地震時の安全性を確保するため、国の「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づき、平成 26～28 年度の 3 か年で実施した松本城天守（5 棟）の耐震診断結果を基に、耐震構造補強内容を検討のうえ、耐震対策工事基本計画を策定し、耐震補強工事を実施するものです。

(イ) 経過

平成 26 年度～28 年度 国宝松本城天守耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
 平成 29 年度～ 国宝松本城天守耐震対策基本計画策定に着手し、当面の安全対策として天守内への入場制限や警備員を配置
 令和元年度～ 耐震に係る石垣の取扱いは、国の指針を待たず、松本市独自の調査方法による検討に着手
 令和 2 年度～3 年度 天守の耐震補強内容検討に必要な基礎データを取得するための天守台内部地盤及び石垣等の調査及び調査結果の解析・集約
 令和 4 年度 石垣の耐震対策補強案を検討
 令和 5 年度 耐震補強の史跡への影響について、有識者会議、及び文化庁との協議を実施
 令和 6 年度 耐震補強（案）検討のため、天守台等発掘調査を実施
 令和 7 年度 耐震対策工事の基本設計に着手

(ウ) 今後の取組み

これまでの取組成果を基に、天守と石垣の一体的な耐震補強案の作成を進め、国宝松本城天守耐震対策専門員会及び史跡松本城整備委員会で検討を行い、耐震対策基本設計を進めます。耐震工事を新しい学びと観光の場の創出として捉え、工事期間中の工事見学の機会確保、見学施設の設置等について検討します。

(エ) 工事に関する理解と周知を深めるため、早い段階からの広報及びプロモーションを行います。

ウ 黒門・太鼓門耐震対策事業

(ア) 事業概要

地震時の来場者の安全確保を目的に、平成 30 年度に実施した耐震診断結果を基に、文化庁や有識者と相談・協議を行い、耐震対策を行うものです。

なお、大地震動時の被害が大きいということで先行して着手した太鼓門の耐震補強工事は完了したことから、今後、黒門の耐震対策を進めます。

(イ) 経過

平成 30 年度 松本城黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明

令和 2 年度 黒門・太鼓門耐震対策基本計画を策定

令和 3 年度 太鼓門耐震対策の実施設計を実施

令和 4 年度 太鼓門の一の門、二の門の耐震補強工事を実施

令和 5 年度～6 年度 太鼓門の袖壁の耐震補強、漆喰補修工事を実施

令和 7 年度 太鼓門耐震対策工事が完了、報告書を刊行しました。

(ウ) 今後の取組み

黒門の耐震対策工事に向け、令和 8 年度から石垣の調査に着手するとともに、天守耐震対策工事とも調整を図りながら取組みを進めます。

エ 堀浄化対策事業

(ア) 事業概要

松本城の堀（内堀、外堀、総堀）の堆積物除去（浚渫）や水質の浄化により、歴史的な景観及び快適な公園環境の維持向上を図るものです。

(イ) 経過

平成 25 年度 松本城天守南西側の内堀の浚渫工事

平成 30 年度～令和 2 年度 堀の堆積物、水量、水質等の基礎データを取得するための松本城堀総合調査の実施

令和 2 年度 松本城の堀に適した浚渫工法確認のための実証実験（3 工法・約 900 m³）を実施

令和 3 年度 令和 2 年度に実施した実証実験の結果等を基に、松本城の堀に適した堆積物除去（浚渫）の工法を選定

令和 4 年度 全面的な堀浚渫のための実施設計

令和 5 年度 内堀東部の 3,480 m³を浚渫

令和 6 年度～令和 7 年度 内堀南西部の 8,242 m³を浚渫

(ウ) 今後の取組み

令和 11 年度の堀浚渫事業の完了を目標に、令和 8 年度及び 9 年度は、外堀東部の太鼓門土橋北側と南側の浚渫を実施していきます。

オ 歴史資料保存事業・学びと研究事業

(ア) 事業概要

松本城を後世に残し伝えるために必要な資料を収集したうえで、調査・研究・保存と周知を進めます。また、それらの成果を活用しながら、松本城を身近に感じてもらうために「松本城の歴史・子ども勉強会」「松本城講座 城と火縄銃」「学校・企業への出前講座」などの学びの機会を提供します。

(イ) 経過と現状

古文書や絵図、聞き取り等による調査を実施し、松本城や城下町等の研究を行い、その調査研究の成果を紹介する場として、市民等を対象とした講座を開催しました。

(ウ) 今後の取組み

これまでの調査研究等の成果を、小学生の副読本として活用している「わたしたちの松本城」に反映させ、全面改訂を行います。

カ サイン・動線計画策定事業

(ア) 事業概要

史跡松本城の回遊性の向上を図り、松本城のさらなる魅力や価値を知ってもらうため、史跡松本城整備基本計画に基づき、サイン・動線計画を策定します。

(イ) 経過と現状

令和7年度に、サイン・動線計画の策定に着手しました。

(ウ) 今後の取組み

令和8年度中のサイン・動線計画の策定完了を目指します。策定後に実施する史跡内の整備にあたっては、計画に沿ったサイン等の設置を進めます。

キ 石垣カルテ作成事業

(ア) 事業概要

地震等災害発生時に石垣の崩落箇所の復旧に必要な詳細記録として、破損箇所の把握、修理履歴等の詳細調査（石垣カルテの作成）を実施します。

(イ) 経過と現状

松本城の石垣は、石の抜けや孕み出しが見られます。しかし、石垣全体の現状記録（測量）や破損箇所の把握は未実施です。

(ウ) 今後の取組み

黒門の耐震対策との調整を図りながら、令和8年度より石垣カルテの作成に着手するとともに、隔年で実施していた定点観測を、令和8年度以降も実施します。あわせて、全国城跡等石垣整備研究会等に参加し、石垣に関する情報収集に努めます。

29 松本市内の指定・登録等文化財状況

○令和 8 年 5 月 1 日現在

(単位：件)

種別		指定別	国	県	市	合 計
有 形 文 化 財	建 造 物	11	5	26	42	
	絵画・彫刻・工芸品	7	11	52	70	
	書跡・典籍・古文書	2	0	14	16	
	考 古 資 料	0	3	11	14	
	歴 史 資 料	0	1	33	34	
無 形 文 化 財		0	0	0	0	
民 俗 文 化 財	有形民俗文化財	3	0	5	8	
	無形民俗文化財	0	1	25	26	
記 念 物	史 跡	3	4	19	26	
	名 勝	1	2	10	13	
	天然記念物	2	9	40	51	
小 計		29	36	235	300	
登 録 有 形 文 化 財		79	—	7	86	
選択無形民俗文化財		2	1	—	3	
合 計		110	37	242	389	

※ 重要美術品 2 件を国の有形文化財に含めています。

※ 件数は、同一の物件につき、2 つの区分に重複して指定が行われている場合（例えば、史跡及び天然記念物という指定の場合など）、それぞれの種別につき 1 件として数えたものです。

13 スポーツ

1 社会体育

(1) 社会体育の方針

市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形で、参画することを通して「豊かさ」と「幸せ」を実感できるまちを目指します。

(2) スポーツ教室等の開催

ア 松本市主催

(ア) シニア健康教室（定員 70 人）年 2 期、各期 10 回

(イ) 親子体操教室（定員 50 組）年 2 期、各期 10 回

イ 松本市スポーツ協会主催

競技別スポーツ教室（卓球、弓道、なぎなた、ソフトテニス、テニス、社交ダンス、スキー、ゴルフ、エアロビクス・ヨガ、ダンススポーツ、スポーツ吹矢）

ウ 各地区スポーツ（体育）協会・スポーツ協会自主事業

各地区の実情に応じた各種スポーツ大会を開催

(3) パラスポーツ普及啓発事業

ア 教室型事業

(ア) パラ☆スポくらぶ（月 1 回程度）

（協力：中信教育事務所、松本市スポーツ推進委員協議会、長野県理学療法士会）

(イ) ファミリースポーツカーニバルブース（年 1 回）（協力：各種団体等）

イ 松本市パラスポーツ人材バンク（協力：長野県障がい者スポーツ指導者中信地区協議会）

ウ パラスポーツ研修会（年 1 回）

エ パラスポーツ用具貸出の実施

オ 障がい者スポーツ活動補助金の交付

カ パラスポーツ指導員資格取得補助金の交付

(4) スポーツ大会等の開催 R7 実績 ※以下、中止は競技人口の減少や会場の都合等によるもの

ア 第 68 回市民スポーツ大会

春 27 種目（1 種目中止）、夏 1 種目、秋 30 種目（1 種目中止）、冬 1 種目（1 種目中止）

イ 第 15 回金沢市・松本市スポーツ交流大会（バレーボール 7 月）

ウ 令和 7 年度鹿児島市・松本市スポーツ交流事業（剣道 12 月）

エ 松本山雅フェスティバル 2025（7～8 月）県外チームも対象に U-11, U-13 で実施

オ 2025 ファミリースポーツカーニバル（10 月）

カ 第 42 回市長杯争奪球技大会（軟式野球、ママさんバレーボール、卓球、ゲートボール、マレットゴルフ、ソフトバレーボール 11 月）

キ 第 43 回姫路市・松本市姉妹都市親善スポーツ交歓大会（ソフトバレーボール 11 月）

ク 第 23 回松本クロスカントリー大会（12 月）

(5) スポーツ大会への助成 R7 実績

全国大会 1 件、ブロック大会 8 件、交流事業 1 件

ア 日本スポーツマスターズ 2025 サッカー競技北信越予選会（6 月）

- イ 第 61 回北信越高等学校サッカー選手権大会（6 月）
- ウ 第 8 回全日本社会 040_050 バスケットボール選手権大会北信越予選（9 月）
- エ 全日本大学女子サッカー選手権大会北信越大会（10 月）
- オ 第 17 回北信越 0-45 カップサッカー大会（10 月）
- カ 第 39 回北信越高等学校空手道新人大会（11 月）
- キ 第 54 回藤沢市・松本市定期交歓サッカー大会（12 月）
- ク 第 8 回全日本社会人バスケットボール選手権大会北信越予選（12 月）
- ケ 第 54 回全国高等学校選抜バドミントン大会北信越予選会（1 月）
- コ JOC ジュニアオリンピックカップ第 45 回全国高等学校空手道選抜大会（3 月）

(6) 学校体育施設開放事業

ア 開放校 小学校 25 校 中学校 16 校 計 41 校

イ 登録団体人員 344 団体 5,280 人（R7.4.1 現在）

学校体育施設の開放に関する規則を定め、各開放校に管理指導員（利用団体の代表者）を置いて使用調整を行っています。

ウ 設備改修

学校屋外運動場の照明設備をはじめ、老朽化した学校体育設備を計画的に改修し、利便性の向上に努めています。

令和 4 年度 山辺中学校外トイレ改修工事

令和 5 年度 梓川小学校グラウンド照明取替・制御盤復旧工事

令和 6 年度 清水・筑摩野・菅野・旭町中学校グラウンド照明不点灯改修工事

令和 7 年度 筑摩野・山辺・鎌田・中学校及び本郷小学校グラウンド照明不点灯改修工事
菅野中学校グラウンド照明分電盤修繕工事

(7) 育成指導・支援

- ア 市スポーツ推進委員 82 名
 - イ 市スポーツ協会（78 団体）
 - ウ 地区公民館体育事業の推進協力
 - エ ラジオ体操推進
 - オ スポーツ少年団育成
 - カ スポーツ団体育成補助
 - キ 全国大会等出場者祝金交付事業
 - ク 事業の共催・後援
 - ケ パラスポーツ研修会※再掲
- } 等の有効的活用を図り各種スポーツ教室の開催、クラブ育成を推進

(8) 松本マラソン

ア 松本マラソン 2025 の中止

不正な会計処理が行われていたことから、不正発生の経過や原因の検証を実施するため中止

イ 松本マラソンの継続可否の検討

ランナーが求めるコース設定が難しいため、エントリー数の減少による参加料収入の確保が難しいなどの理由により、松本マラソンは終了することとしました。

(9) 女子野球タウン推進事業

（一社）全日本女子野球連盟と連携し、女子野球を普及発展するための環境整備と地域振興につながる事業を展開し、全国から注目される女子野球タウンを目指します。

ア 令和 7 年度

(ア) 第 23 回松本ローズカップ 2024

- a 開催日時 令和 7 年 9 月 27 日（土）、28 日（日）
- b 会 場 信州グリーンローズスタジアム四賀
- c 出 場 校 高校女子硬式野球全国 7 地域リーグより代表 1 チーム及び地元枠 1 チーム
- d 参 加 者 200 人

(イ) 女子野球教室・野球体験会（6 月）

(ウ) 女子野球 PR イベント

(エ) 女子野球のコラボ商品開発

(オ) ビーナスリーグの誘致

(10) 市民スポーツ振興基金

市民スポーツ振興基金を活用し、市民スポーツの振興を図ります。

(11) プロスポーツの振興

プロスポーツと連携した事業を行い、市民のスポーツへの関心喚起・観戦機会の充実、にぎわい創出及び地域経済の活性化につなげ、活力あるまちを目指します。

ア プロスポーツ支援

(ア) 松本山雅 F C

- a ㈱松本山雅へ 1,000 万円を出資（平成 23 年 3 月）
- b ㈱松本山雅へ 1,000 万円を増資（平成 24 年 3 月）
- c J リーグクラブライセンス制度対応支援
- d 練習会場の確保（かりがねサッカー場の優先使用）

(イ) V C 長野トライデント

- a ホームタウンパートナー協定締結（令和 3 年 10 月）
- b 試合会場の確保（エア・ウォーターアリーナ松本（松本市総合体育館）の優先使用）

(ウ) 信濃グランセローズ

試合会場の確保（セキスイハイム松本スタジアム及び信州グリーンローズスタジアム四賀の優先使用）

(エ) 信州ブレイブウォリアーズ

試合会場の確保（エア・ウォーターアリーナ松本（松本市総合体育館）の優先使用）

イ 賑わい創出及び地域活性化

(ア) 松本山雅 F C 「ホームタウンデー」の実施

(イ) 松本山雅 F C 「松本市・鹿児島市 文化・観光交流都市デー」の実施

(ウ) V C 長野トライデント「松本市民デー」の実施

(12) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備

第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会が 2028 年に長野県で開催されます。松本市では国民スポーツ大会の総合開・閉会式の他 9 競技、全国障害者スポーツ大会 4 競技の開催が予定されているため、大会開催に向けた準備を進めます。

H29 2027 年の第 82 回国民体育大会開催地に長野県が内々定

長野県知事へ主会場誘致等の要望（松本広域 3 市 5 村、3 市体協）

30 総合開・閉会式会場が松本平広域公園の陸上競技場に決定

競技会場第 1 次選定決定（陸上競技）

R 元 競技会場第 2 次選定決定（サッカー他 5 競技）

長野県が松本平広域公園陸上競技場の整備方針（現地建替え）を決定

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により鹿児島県での開催が延期され、長野県での開催も1年延期の2028年（令和10年）開催に変更
- 3 競技会場第6次選定決定
- 4 各競技会場の中央競技団体視察
- 5 公開競技会場第2次選定決定（ゲートボール・エアロビック）
- 6 松本市準備委員会設立
- 7 松本市準備委員会を松本市実行委員会へ改組
オープン競技第1次選定決定（電動車椅子サッカー）
総合閉会式会場を松本平広域公園の陸上競技場からキッセイ文化ホールに変更

(13) 中学部活動地域展開

令和7年度末までに休日部活動を、令和8年度末までに平日部活動を地域へ展開することを目標とし、その実現に向けて地域クラブの創設や生徒の参加促進、指導者の確保と資質・能力の向上などに積極的に取り組みます。これらの取り組みを通じて、スポーツ環境の整備を推進し、子どもたちが主体的に活動を選択できる環境を整えるとともに、地域社会の中で多様なスポーツ活動に触れる機会の創出に努めます。

- R4 地域移行プロジェクトチーム（部活動設置種目9団体から委員選出）の立上げ、5回開催
- R5 プロジェクトチーム会議4回開催、モデル事業の実施、公認スポーツ指導者資格取得補助事業の実施、「中学生が参加できるスポーツ団体一覧」の公表
- R6 プロジェクトチーム会議4回開催、公認スポーツ指導者資格取得補助事業、地域クラブ創設支援補助事業、プロスポーツ連携事業（派遣コーチング、指導者研修）
- R7 プロジェクトチーム会議3回開催、公認スポーツ指導者資格取得補助事業、地域クラブ創設支援補助事業、プロスポーツ連携事業（派遣コーチング、指導者研修）、スポーツ医学に基づいた研修

(14) ドミニカ共和国スポーツ交流事業

ア 趣旨

令和6年6月に駐日ドミニカ共和国大使館と締結した「ドミニカ共和国との交流に関する意向確認書」に基づき、スポーツ分野の交流を実施しました。

イ 概要

(ア) 種 目 硬式野球

(イ) 実施日 令和8年1月22日（木）～1月28日（水）6泊7日

(ウ) 場 所 ドミニカ共和国（サントドミンゴ市、ラ・ロマーナ市）

(エ) 訪問者 24名（中学生12名、野球関係者6名、医師1名、職員5名）

(オ) 内 容 ドミニカ共和国外務省表敬、ラ・ロマーナ市長表敬、交流試合、ドミニカウィンターリーグ観戦、メジャーリーグアカデミー施設見学、中古野球道具贈呈

2 社会体育施設

(1) 社会体育施設の整備

第2次松本市スポーツ推進計画の基本目標「スポーツを楽しむ環境の充実」に基づき、スポーツ施設をより効率的かつ効果的に維持管理・運営していくため、各施設の利用実態や老朽化の状況などを踏まえ、改修工事を計画的に実施するとともに、市民ニーズを踏まえた安全で利便性の高いスポーツ施設の整備を推進します。

ア 社会体育館大規模改修事業（平成19年度～継続中）

24施設の床面改修工事や耐震補強等工事、屋根雨漏り改修工事（屋内体育施設耐震化事業と一体的に実施）

イ 波田扇子田運動公園移設整備事業（令和元年度～令和7年度）

用地測量・基本設計・倉庫解体工事・整備計画の基本設計・地質調査・実施設計、公園用地として整備する土地の取得、国との公共補償の協議を行い、移設整備を完了

ウ 波田中央運動広場の移転事業（令和4年度～継続中）

市立病院の移転建設地が波田中央運動広場に決定したことを受け、波田保健福祉センター南側の隣接地を用地取得、造成工事等に着手

エ 国民スポーツ大会関係施設改修事業（令和5年度～継続中）

令和10年に予定されている、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のうち、本市開催種目における市有スポーツ施設の改修

開催種目：陸上、サッカー、バレーボール、なぎなた、自転車、軟式野球、テニス他

競技会場：松本市サッカー場他2施設、エア・ウォーターアリーナ松本、スカイロードサイクリングスタジアム松本、オムニコート浅間温泉テニスパーク他1施設、セキスイハイム松本スタジアム他1施設

オ アーバンスポーツ施設検討事業（令和8年度～）

近年関心が高まっているアーバンスポーツについて、既存施設を活用した整備に向け、建物劣化度調査、選定種目のニーズ調査を実施

(2) 社会体育施設の種類

施設名	所在地	規模	開場年月
市民プール	今井	50メートルプール 8コース 25メートルプール 8コース	S50.6
市民変形プール	今井	変形プール 320㎡ スライダー 15m×2連	S54.6
沢村市民プール	沢村 2丁目	25メートルプール 8コース 幼児プール 280㎡	S60.9
庄内屋内プール	出川 1丁目	25メートルプール 5コース リハビリプール 25㎡、ジャグジー	H18.4
四賀 B&G 海洋センター	穴沢	25メートルプール 6コース 幼児プール 88㎡	H6.6
波田 B&G 海洋センター	波田	25メートルプール 6コース 幼児プール 50㎡、ジャグジー	H8.6

施 設 名	所在地	規 模	開場年月
エア・ウォーター アリーナ松本（総 合体育館）	美須々	敷地面積約 55,000 m ² 延床面積 12,630.38 m ² 鉄筋コンクリート造・地上 3 階（一部鉄骨造） ・メインアリーナ 広さ 65m×39m（競技有効面積） 競技種目 バスケットボール・バレーボール・テニス各 3 面、ハンドボール 2 面、卓球 36 台、バドミントン 12 面、体操男女 1 式、柔道 6 面、フットサル 2 面、空手 4 面 ・サブアリーナ 広さ 37m×30m（競技有効面積） 競技種目 バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、 テニス 1 面、卓球 10 台、バドミントン 4 面、体操 ・第 1 トレーニング室 広さ 272 m ² 機器 トレーニング機器、21 種 41 台 ・第 2 トレーニング室 広さ 188 m ²	H3.8
芳川体育館	野溝東 2 丁目	延床面積 971.298 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、卓球 2F2 台	H8.4
島内体育館	島内	延床面積 1,146.9 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、フットサル 1 面	H14.4
庄内体育館	出川 1 丁目	延床面積 976.46 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 1 面、バドミントン 3 面、フットサル 1 面、テニス 1 面、 卓球 3 台	H18.4
芝沢体育館	和田	延床面積 1,102.57 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、卓球 2F2 台、フットサル 1 面	S55.5
神林体育館	神林	延床面積 997.21 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、卓球 2F1 台	S59.4
里山辺体育館	里山辺	延床面積 1,204.22 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、卓球 2F2 台	S60.4
鎌田体育館	両島	延床面積 940.41 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、卓球 2F2 台	S61.1
今井体育館	今井	延床面積 504.13 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 1 面、バドミントン 3 面	S63.2
島立体育館	島立	延床面積 940.39 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 6 面、テニス 1 面、卓球 1F4 台 2 F1 台	H2.4
寿体育館	寿豊丘	延床面積 960.62 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 3 面、テニス 1 面、卓球 2F2 台	H3.4
南部体育館	芳野	延床面積 2,245.42 m ² バスケットボール 2 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 6 面、テニス 2 面、卓球 20 台	H1.4
寿台体育館	寿台 6 丁目	延床面積 1,231.47 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 3 面、テニス 1 面、卓球 2F2 台	S57.9
松本臨空工業団地 体育館	和田	延床面積 929.76 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面	H3.10
岡田体育館	岡田町	延床面積 960.13 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、卓球 2F2 台	H5.4
本郷体育館	浅間温泉 1 丁目	延床面積 960.04 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、卓球 2F2 台	H9.4
中央体育館	中央 1 丁目	延床面積 965.228 m ² バスケットボール 1 面、バレーボ ール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、卓球 6 台	H11.4

施 設 名	所在地	規 模	開場年月
内田体育館	内田	延床面積 960.6 m ² バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 4 面、テニス 1 面、卓球 2 台	H12.3
四賀体育館	会田	延床面積 1,665.61 m ² バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面、テニス 1 面	S56.3
安曇体育館	安曇	延床面積 1,165 m ² バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球 5 台	S47.11
乗鞍体育館	安曇	延床面積 1,288 m ² バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球 6 台	S55.6
奈川木曾路原体育館	奈川	延床面積 1,426.43 m ² バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面	S62.3
奈川寄合渡体育館	奈川	延床面積 675.97 m ² バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 2 面	S51.12
梓川体育館	梓川梓	延床面積 2,557.05 m ² バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面、テニス 1 面、卓球 1F18 台 2F3 台、柔道 2F1 面、剣道 2F1 面	S52.11
波田体育館	波田	延床面積 3,803.45 m ² バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面、剣道場、柔道室、卓球室 4 台、身障者老人体育室	S52.4
あがた運動公園芝生広場	県 1 丁目	芝生面積 15,511 m ² ウォーキングコース 370m	H24.4
あがた運動公園多目的広場	県 1 丁目	面積 20,452 m ² サッカー 1 面、少年サッカー 2 面 フットサル 2 面、野球 1 面、ソフトボール 1 面	H25.4
並柳運動広場	並柳 4 丁目	敷地面積 9,073 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面	S50.4
内田運動広場	内田	敷地面積 18,472 m ² 野球 1 面、ソフトボール 2 面、夜間照明設備	S51.4
横田運動広場	横田	敷地面積 8,930 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面	S51.4
入山辺運動広場	入山辺	敷地面積 4,428 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面、夜間照明設備	S56.4
芝沢運動広場	和田	敷地面積 6,128 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面、少年サッカー 1 面	S57.4
寿運動広場	寿北 6 丁目	敷地面積 12,782 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面	S63.11
笹賀運動広場	笹賀	敷地面積 10,507 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面	H5.4
今井運動広場	今井	敷地面積 11,043 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面、サッカー 1 面	H6.8
岡田運動広場	岡田町	敷地面積 14,500 m ² 野球（軟・大人）2 面（硬・中学生）1 面、ソフトボール 2 面、サッカー 1 面	H6.8
和田運動広場	和田	敷地面積 11,258 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面、サッカー 1 面	H6.8
山辺運動広場	里山辺	敷地面積 13,550 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面、サッカー 1 面、	H14.10
島立運動広場	島立	敷地面積 17,912 m ² 野球（軟・大人）2 面（硬・中学生）1 面、ソフトボール 2 面、サッカー 1 面	H15.4

施 設 名	所在地	規 模	開場年月
錦部運動広場	七嵐	敷地面積 8,276 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面	H25.4
奈川木曽路原運動広場	奈川	敷地面積 10,700 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面、サッカー 1 面	S57.10
番所運動広場	安曇	敷地面積 9,228 m ² ソフトボール 1 面	S53.11
波田下島運動広場	波田	敷地面積 11,823 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面	S55.10
波田中央運動広場	波田	敷地面積 9,076 m ² 野球（軟・小学生）2 面（軟・大人）1 面、ソフトボール 2 面、サッカー 1 面	S58.10
タカサワ通商 S E N S U D A P a r k（波田扇子田運動公園）	波田	敷地面積 61,667 m ² サッカー（少年）1 面、テニスコート（屋外）5 面、3on3 コート 2 面、アリーナ（テニスコート 2 面、フットサル 1 面、ゲートボール 2 面）	H11.3
新村運動広場	新村	敷地面積 約 9,200 m ² 野球 1 面 ソフトボール 1 面 サッカー 1 面	S57.4
神林運動広場	神林	敷地面積 約 9,000 m ² 野球 1 面 ソフトボール 1 面	S58.4
稲倉運動広場	三才山	敷地面積 約 5,800 m ² 野球 1 面 ソフトボール（中学生まで）1 面 サッカー 1 面	H9.4
セキスイハイム松本スタジアム（野 球 場）	浅間温泉 1 丁目	敷地面積 約 42,000 m ² グラウンド面積 13,694 m ² 内野：クレー 左右翼線 98.0m 外野：芝生 中堅線 122.0m 本塁後方 19.4m 内野スタンド 建築面積 7,793 m ² 、延床面積 8,989 m ² メインスタンド 指定席 2,279 席、特別席 22 席 一般内野席長椅子 指定席 11,942 席 身障者席 12 席（左右各 6 席） 外野スタンド 面積 4,550 m ² （うち観客席 3,300） 芝 生 席 自由席 10,000 席 夜間照明設備 照 明 灯 6 基、1 基 69 灯、多段階制御 照明（全点灯時）バッテリー間 2,500LUX 内野 1,500LUX、外野 750LUX ウォーキングコース 670m	H3.7
信州グリーンローズスタジアム四賀（四賀球場）	会田	敷地面積 30,465 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面（ゲートボール・グラウンドゴルフ可）	R2.4
松本市サッカー場	今井	敷地面積 17,199 m ² サッカーコート 105m×68m 1 面 人工芝	H5.4
信州グリーンフィールドかりがね（かりがねサッカー場）	惣社	敷地面積 約 36,000 m ² サッカーコート 105m×68m 1 面（天然芝） サッカーコート 105m×68m 1 面（人工芝・夜間照明設備） 多目的広場	H27.4

施 設 名	所在地	規 模	開場年月
沢村庭球場	沢村 2 丁目	敷地面積 5,762 m ² 砂入り人工芝 4 面	S54.5
開智公園運動場	開智 2 丁目	敷地面積 3,167.83 m ² クレーコート 4 面	S42.4
新村庭球場	新村	敷地面積 2,000 m ² クレーコート 2 面	S59.4
オムニコート浅間温泉テニスパーク (浅間温泉庭球公園)	浅間温泉 1 丁目	敷地面積 10,754 m ² 砂入り人工芝 20 面 夜間照明設備 6 面	S63.4
松本臨空工業団地庭球場	和田	敷地面積 5,353 m ² 全天候型 4 面	H2.4
乗鞍テニスコート	安曇	敷地面積 2,361 m ² 全天候型 4 面	S57.6
奈川木曽路原庭球場	奈川	敷地面積 3,788 m ² 全天候型 6 面	S56.4
美須々屋内運動場	美須々	敷地面積 4,476.80 m ² (砂入り人工芝) テニス 4 面	H1.12
南部屋内運動場	野溝東 2 丁目	敷地面積 5,695.485 m ² (砂入り人工芝) テニス 4 面	H11.2
陸上競技練習場	岡田松岡	敷地面積 12,186 m ² トラック 400m× 6 レーン (クレー：4 レーン、全天候：2 レーン) 投てき 槍投・砲丸投・円盤投・ハンマー投 跳 躍 走幅跳・走高跳・棒高跳・三段跳	H6.7
テスコム・エレコム武道場 (柔剣道場)	中央 4 丁目	敷地面積 5,883 m ² 、延床面積 2,029.81 m ² 鉄筋コンクリート 3 階建 1 階 トレーニング室 2 階 柔道場 (正式競技 2 面) 3 階 剣道場 (正式競技 2 面)	S51.4
弓 道 場	中央 4 丁目	建築面積 1,957 m ² 、延床面積 2,140.01 m ² 近的 (28m 12 人立)、遠的 (60m 5 人立)	H20.4
スカイロードサイクリングスタジアム松本 (美鈴湖自転車競技場)	三才山	敷地面積 33,142 m ² 競争路 1 周 333.333m 最大斜度 36 度	H27.7
庄内トレーニングルーム	出川 1 丁目	延床 130,78 m ² 機器 トレーニング機器 14 種 25 台 フリーウエイト	H18.4
馬術競技場	今井	敷地面積 18,472 m ² 馬場馬術場 (70m×30m)、覆馬場 (906 m ²)、夜間照明設備、 障害馬術場 (100m×70m)、厩舎 (馬房 22 頭 延 900 m ²)	H5.4
四賀屋内ゲートボール場	会田	敷地面積 2,030 m ² ゲートボール 4 面	H16.7
波田屋内ゲートボール場	波田	敷地面積 942 m ² ゲートボール 1 面	H3.4
波田上川原マレットゴルフ場	梓川上野	敷地面積 11,756 m ² ホール数 18 ホール	H6.3

施 設 名	所在地	規 模	開場年月
波田リバーパーク	波田	面積 22,058 m ² マレットゴルフ 18 ホール、キャンプサイト 10 面	H3.3

14 交 通

1 信州まつもと空港

(1) 趣 旨

信州まつもと空港の利用しやすいダイヤ編成、既存路線の充実や国内・国際線の新規路線の開設について、国や県等に積極的に要望するとともに、就航先都市における誘客活動や地元利用促進に地元市として積極的に取り組みます。また、地元4地区（和田、神林、笹賀、今井）の空港周辺の環境の整備等を推進し、県の主体的かつ自発的な対応を、地元と協調しながら要請していきます。

(2) 施設概要

種類・等級	第3種・C級	滑走路	2,000m×45m
位 置	松本市大字空港東	エプロン	小型ジェット機用3バース、小型機用11バース
面 積	約60ha	駐車場	正面駐車場約300台 第2駐車場約220台
着地帯	2,120m×150m	対象機種	ERJ170・175型旅客機等

(3) 主な経過

平成6年7月26日	ジェット化開港
22年6月1日	JAL撤退後、FDAが札幌新千歳線、福岡線を就航
23年7月15日	FDAネーミングライツお披露目。4号機観光大使任命
10月1日	FDAスポンサー支援事業開始
24年6月30日	エアポートシャトルバス運行開始
25年10月1日	JAL大阪線の運航を1カ月限定で再開
27年3月29日	FDA福岡便が複便化（記念セレモニー開催）
28年6月10日	長野県が、信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針を発表
29年4月19日	約2年ぶりとなる国際チャーター便の運航（韓国便）
12月24日	ネーミングライツ事業としてFDA11号機へ愛称を命名
30年8月8日	FDAが札幌丘珠線を就航（8月31日までの限定運航）
令和元年10月27日	FDAが神戸線を通年運航にて新規就航
3年7月2日	信州まつもと空港の運用時間を延長する条例案が県議会にて可決
8月27日	FDAが神戸線を複便化
4年3月27日	FDAが札幌丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤで通期運航化
12月2日	信州まつもと空港ジェット化開港利用者400万人達成
5年10月29日	FDAが札幌新千歳線の冬ダイヤを一部期間増便
6年9月12日	開港30周年記念として国際チャーター便が4年8か月ぶりに就航
7年12月24日	地元協定に基づく離着陸回数を20回に変更することについて合意

(4) 利用者の推移

利用状況（チャーター便含む。）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
利用者	130,056人	228,537人	259,436人	257,562人	248,963人

利用率	46.7%	66.2%	72.6%	71.3%	75.5%
就航率	98.8%	98.1%	98.4%	98.9%	99.4%

(5) 今後の取組み

- ア 県を主体とした、全県的かつ具体的な利用促進策の実施
- イ 定期便の維持・拡充に向けた航空会社への働きかけ
- ウ 離発着回数の増加に伴う騒音対策、地元地区の地域振興に向けた取組み
- エ 県に対し、空港利用者の利便性を向上する施設整備・二次交通の推進について働きかけ

2 自転車の利用促進

(1) 趣旨

自動車から自転車への転換を促し環境負荷の少ないまちづくりを目指し、シェアサイクルの普及促進やサイクルツーリズムの推進による県内外からのサイクリストの誘客、市民の自転車利用の推進を図るものです。

(2) 主な事業

ア シェアサイクル事業

平成31年3月に導入したシェアサイクル事業は、令和7年度に利用箇所を1か所閉鎖し、36か所になりました。令和7年度の利用回数は、前年度比約6%減の67,187回となりました。

また、新たにスポーツタイプの電動アシスト付き自転車e-BIKEの専用ステーションを1か所開設し、5月1日から11月30日までの運用期間に234回の利用がありました。

イ 幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業

子育て世帯の経済的負担の軽減と環境にやさしい電動アシスト付自転車の安全な利用普及の促進を目的として、幼児同乗用電動アシスト付自転車の購入費の一部を補助しています。

年度	申請数	補助額
R5	37件	1,110,000円
R6	46件	1,380,000円
R7	40件	1,197,000円

ウ 松本駅サイクルステーション整備事業

主に輪行※するサイクリストを対象に、自転車の組立や解体・着替え等ができる施設を、松本駅お城口駅前広場に設置しました。令和7年度は、4月17日から11月30日までの設置期間に837名の利用がありました。

※ 自転車を分解して専用の袋に入れ、公共交通機関を利用して移動すること。

エ 松本市サイクリストに優しい宿認定事業

サイクリストが安心して快適に宿泊できる環境を整備した宿泊施設を、松本市サイクリストに優しい宿として認定する制度を開始し、令和7年度は、2件の施設を認定し合計21件となりました。

オ 松本市サイクリングオアシス認定事業

サイクリストが気軽に休憩等で立ち寄れる環境を整備した店舗・施設を、松本市サイクリングオアシスとして認定する制度を開始し、令和7年度は19件の店舗・施設を認定しました。

カ サイクルツーリズムプロモーション事業

国内外からサイクリストを誘客するため、プロモーション動画、チラシ、ポスターを制作しました。

プロモーション動画は、Y o u T u b e の動画広告として配信し、令和7年度末までに、国内向け動画は18万回、海外向け動画は71万回視聴されました。

また、サイクルショップにチラシ及びポスターの掲示を依頼し、周知を図りました。

(3) 今後の取組み

シェアサイクルステーションの拡充や幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業を通じて、市民の自転車利用を推進するとともに、サイクリング環境の整備及び情報発信により、国内外からサイクリストや観光客の誘客を図ります。

3 交通安全対策

(1) 市民運動の推進

松本市交通安全対策委員会を中心に、県松本地域振興局・警察署・交通安全協会と連携し、市民総ぐるみによる交通安全運動を進めています。

(2) 交通安全教育の推進

松本市交通安全指導員を配置し、幼稚園・保育園及び地域高齢者クラブ等を対象に交通安全教室を開催しています。

(3) 主な事業

ア 交通安全教室実施状況

年 度	R5	R6	R7
回 数	218 回	229 回	217 回
子供向け	12,271 人	10,503 人	10,331 人
高齢者向け	1,802 人	2,091 人	1,842 人
その他	168 人	260 人	207 人
合 計	14,241 人	12,854 人	12,380 人

イ 事故防止安全用品の配布

新入学児童交通安全ランドセルカバー、保育園等への啓発物品の配布

ウ 自転車運転免許証交付事業

市内小学校4年生を対象に、自転車運転免許証を交付し、安全意識の向上を図っています。

年 度	R5	R6	R7
実施校	26 校	28 校	25 校
交付数	1,853 人	1,904 人	1,705 人

エ スケアードストレイト交通安全教室（高校生対象）

交通事故現場を再現して恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる交通安全教育を市内高校の協力をいただき、生徒を対象に実施しています。

R5		R6		R7
松本第一高校		松本国際高校		松本筑摩高校
梓川高校		美須々ヶ丘高校		松本深志高校
合 同 開 催	松商学園高校 ※雨天のため一 校開催	合 同 開 催	松商学園高校 エクセラン高校 松本工業	松本蟻ヶ崎高校

オ 交通マナー向上対策の推進

(ア) 主な対策内容

広報活動としては、「広報まつもと」や市ホームページへ交通安全記事掲載の他、機会を捉え、リーフレット等の配布を行っています。また、季別交通安全運動に関係機関・団体と協力し、啓発活動を行う他、日常的に街頭啓発活動を行い、自動車運転者や自転車利用者の交通マナー向上を呼びかけています。

(イ) 今後の課題

交通マナーの向上については、市民一人ひとりへの交通安全意識を高める粘り強い取組みが必要であり、今後、さらに関係機関・団体と連携をとり、事業を継続していきます。

カ 第11次松本市交通安全計画

交通安全対策基本法及び松本市交通安全基本条例に基づき、令和3年度から令和7年度までの第11次松本市交通安全計画を定め、交通実態に即した効果的な交通安全施策を進めてきました。

キ 自転車ヘルメット等着用促進事業

令和5年4月に施行された改正道路交通法により、全年齢で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車に関係する交通事故の大多数を占める高校生のヘルメット着用を促進するため、高校生に対して自転車ヘルメット購入の一部を補助しています。

令和6年度は、自転車事故のうち死者・重傷者数が多い高齢者に対しても自転車ヘルメット購入の一部を補助しました。

年度	項目	申請数	補助数	補助額
R5	市内の高校に通う生徒（市外在住者含）	13校	2,262人	6,786,000円
	市外の高校に通う生徒（市内在住者のみ）	20人		55,600円
R6	市内の高校に通う生徒（市外在住者含）	14校	1,158人	3,474,000円
	市外の高校に通う生徒（市内在住者のみ）	18人		48,300円
	市内在住高齢者（65歳以上）	1,114人	962人	2,770,800円
R7	市内の高校に通う生徒（市外在住者含）	13校	1,120人	3,360,000円
	市外の高校に通う生徒（市内在住者のみ）	19人		50,800円

(4) 今後の取組み

交通事故ゼロを目指し、警察署や交通安全協会など関係機関と連携して、街頭啓発活動等を行います。

交通安全指導員を中心に、幼稚園・保育園及び地域高齢者クラブ等を対象に、交通安全教室を開催して、交通ルール・マナーの向上を図ります。

4 自転車の安全利用対策

(1) 自転車駐車場の整備・管理運営

ア 趣旨

自転車をより効率的に活用するため、秩序ある適正な自転車駐車場を整備し、自転車による市街地の回遊を促し、交通渋滞の解消や市街地の賑わい創出を図ります。

イ 経過

平成 15 年度 松本駅周辺の放置自転車対策の一環として、860 台収容可能な松本駅北自転車駐車場（北棟）を増設

16 年度 長期間使用料（3 カ月・6 カ月・1 年）の割引制度を導入

18 年度 指定管理者による管理運営開始

19 年度 JR 平田駅の開業に伴い、平田駅前広場無料自転車駐車場を設置

21 年度 松本駅アルプス口自転車駐車場を供用開始

24 年度 松本駅お城口広場整備事業に伴い再整備したお城口広場自転車駐車場を設置

令和 3 年度 中条自転車駐車場整備工事を実施

7 年度 村井駅周辺地区整備事業に伴い再整備した村井駅東口自転車駐車場を設置

自転車駐車場利用状況（令和 7 年度）

自転車駐車場		区分	種別	収容台数	年間平均利用率
有料	松本駅お城口広場	一時	自転車	209 台	98.53%
			原付	10 台	98.08%
	松本駅北	定期	自転車	1,752 台	81.93%
			原付	24 台	28.13%
	松本駅アルプス口	定期	自転車	303 台	66.61%
			原付	15 台	22.78%
		一時	自転車	105 台	58.99%
			原付	10 台	26.42%
無料	村井駅（東口）			350 台	80.91%
	中条		自転車	313 台	57.13%
			原付	36 台	25.99%
	南松本駅			250 台	97.44%
	北松本駅前広場			390 台	56.89%
	島内駅			108 台	45.53%
	島高松駅			54 台	84.24%
	平田駅前広場			390 台	57.74%

(2) 小規模自転車駐車場整備事業

市街地へ気軽に来街できるよう、まちなかの駐輪環境の向上を図るため、令和 7 年度から小規模分散型自転車駐車場（ちょこっとパーキング）の整備を行っています。

ア 設置場所及び駐車可能台数

(ア) 伊勢町通り（Mウイング前）8 台

(イ) 神明町通り（サークルベンチ付近）8 台

(3) 放置自転車対策

ア 趣旨

放置自転車等の指導・警告・撤去により、安全で快適なまちづくりを目指します。

イ 経過

昭和 56 年 2 月 「松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例」
を制定

平成 13 年頃～ 松本駅周辺に放置自転車が増加傾向

17 年度 関係条例を改正し、放置自転車対策を強化

18 年度 「放置自転車整理区域」を拡大

ウ 現状

松本駅周辺放置整理区域内及び市営自転車駐車場内の放置自転車等について、適正な駐車啓発活動を継続的に実施したことで、放置自転車等の撤去台数が減少しています。

エ 放置自転車の撤去、返還、処分

放置整理区域等の放置自転車の撤去、返還を行い、保管期限の過ぎた自転車は処分等を行っています。

放置自転車整理状況

(単位：台)

年度	撤去			返還	処分等
	放置整理区域	市営自転車駐車場	合計		
R5	95	309	404	199	254
R6	116	244	360	142	201
R7	145	275	420	179	270
対前年増減数	29	31	60	37	69
増減率	25.0%	12.7%	16.7%	26.1%	34.3%

(4) 自転車通行空間整備事業

ア 趣旨

自転車利用促進に向けて、自転車通行空間の整備が望まれる一方で、自転車レーンの整備は約 6 kmに留まっており、ネットワーク化が不十分な状況でした。また自転車関連事故は、中心市街地やその周辺地区で多く発生しています。

この様な状況を受け、令和 3 年度に自転車通行空間のネットワーク路線を選定し、自転車が連続的に通行可能となるように整備することとしました。

イ 経過

平成 18 年度～ 自転車通行空間を自転車レーンにより整備

令和 3 年度 自転車通行空間のネットワーク路線を選定

4 年度～ 自転車通行空間を矢羽根マークにより整備

※ 矢羽根マークは、自転車が通行すべき位置と方向を示したもので、自転

車を車道左側へ誘導すること・歩行者との事故を減らすこと・自動車ドライバーへの注意喚起の3つを目的としています。

ウ 整備状況

令和6年度までに29.7kmを整備し、令和7年度には6.2kmを整備し、全体計画48.3kmのうち令和7年度までに74%整備しました。

エ 今後の進め方

自転車空間のネットワーク計画に基づき、整備を行っていきます。

(5) 今後の取組み

松本駅北駐車場の改修工事や、まちなかの駐輪環境の整備のほか、自転車の通行空間の整備を計画的に実施し、自転車を安全に利用できる環境づくりを進めます。

5 交通安全施設の整備

(1) 交通安全施設整備事業

交通事故防止のため、市内の市道における交通安全施設（道路反射鏡、ガードレール、区画線、注意看板）について、町会や個人等の要望を受け整備を行っています。

年度	区画線	防護柵	反射鏡
R5	37,292m	133m	40カ所
R6	56,626m	124m	62カ所
R7	32,615m	332m	82カ所

(2) 今後の取組み

引き続き、交通事故防止のため、交通安全施設の整備を行います。

6 都市計画道路の見直し

(1) 都市計画道路の見直し

ア 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

イ 経過

平成 22年度 松本市総合都市交通計画（第1回松本都市計画道路見直し方針）を策定

31年度 城山新井線の一部、松本朝日線の一部を廃止

令和 2年度 出川浅間線の一部、末広線の全部を廃止

4年度 大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部、逢初鎌田線的全線を廃止

博労町栄町線（本庄1丁目）を都市計画決定

5年度 松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会を設置し、合計2回開催

6年度 都市計画道路見直し部会にて、2回目の見直し方針について協議

7年度 第66回松本市都市計画審議会へ報告し、第2回松本都市計画道路見直し方針を策定

ウ 今後の進め方

2 回目の見直し方針に基づき、地元及び関係機関協議を実施し、現道を含めた都市計画道路の整備の方向性を整理し、必要な都市計画変更手続きを実施します。

(2) 都市計画道路の整備率

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
計画延長(m)	114,960	108,330	108,330	108,330	108,330
整備延長(m)	49,760	50,010	50,010	50,010	50,268
整備率(%)	43.3	46.2	46.2	46.2	46.4

7 松本市総合交通戦略の推進

(1) 概 要

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

(2) 主な経過

平成 27 年 10 月	松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）を策定
令和 3 年 9 月	松本市総合交通戦略を改定、松本地域公共交通計画及び自転車活用推進計画を策定
4 年 3 月	国が松本市総合交通戦略を都市・地域総合交通戦略要綱に基づき認定
令和 5 年度	路線バスにおける交通キャッシュレス決済の本格運用を開始 地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施 （中町通り 9 回、公園通り等 13 回）
令和 6 年度	松本地域における地域連携 I C カード利用に関する基本合意締結 地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施 （中町通り 8 回、公園通り等 14 回、鷹匠町 2 回） 総合交通戦略策定に係る公募型プロポーザルを実施
令和 7 年度	次期総合交通戦略策定に着手。基礎調査の実施及び松本市交通政策検討会議を 2 回開催 地域連携 I C カードシステムの導入 地元主体による、通過交通を抑制する取組みの実施 （中町通り 9 回、公園通り等 4 回、鷹匠町 2 回）

(3) 今後の取組み

ア 交通実態調査の結果を分析し、現総合交通戦略の評価検証を行いながら、目標及び指標の設定と施策を整理して、新たな総合交通戦略を策定します。

イ 子育て支援や利便性の向上を目的とした運賃政策、交通キャッシュレス利用の推進及び市が推進するエコ通勤等を通じて、更なる公共交通の利用促進に取り組みます。

ウ 中心市街地の通過交通を抑制し、歩行者や公共交通を優先した交通によるにぎわい創出のため、補助制度により広く実施団体を募り、事業の面的な拡大を図ります。

- エ 自転車に安全・快適に利用できるよう、まちなかの自転車通行空間や駐輪環境を整備し、自動車から自転車利用への転換を推進します。
- オ シェアサイクルが公共的な交通手段の1つとして利用されるよう、設置場所の更なる充実に取り組めます。

8 公共交通

(1) 概 要

地域公共交通を地域インフラと位置づけ、交通不便者の生活に必要な移動を確保するとともに、効率的で利便性の高い地域公共交通の実現に向け、市が主体的に取り組むものです。

(2) 主な経過

- 平成 19 年度 地域新交通システム検討委員会を設置（計 4 回開催）、検討委員会が「松本市地域新交通システムへの提言」を市長へ提出
- 20 年度 松本市西部地域公共交通協議会及び松本市四賀地域公共交通協議会を設置、松本市西部地域公共交通総合連携計画を策定
- 27 年度 松本市地域公共交通網形成計画を策定
- 28 年度 バス事業者から路線廃止の申入れを受け、地域主導型公共交通事業により、代替交通として、ほしみ線、中山線の運行を開始
- 29 年度 地域主導型公共交通事業により、入山辺線の運行を開始
市が実施主体となる松本周遊バス「タウンスニーカー」運行開始
- 30 年度 地域主導型公共交通事業により、浅間・大村線の運行を開始
- 令和元 年度 長野県公式アプリ「信州ナビ」にバスロケーションシステムを追加
- 2 年度 市営バス四賀線と四賀地域バスを統合
地域主導型公共交通事業により、島内川東乗合タクシーの運行を開始
- 3 年度 官民連携による路線バス運行制度及び交通ネットワークの設計を開始
- 4 年度 官民連携への移行に向けて、具体的な運行ルートや運行水準の設定及び交通事業者とダイヤ等を調整し路線等を再編
- 5 年度 官民連携による新しい運行制度・事業スキームとなる公設民営バス「ぐるっとまつもと」（以下「ぐるっとまつもと」）へ移行
アルピコ交通㈱と 5 年間のエリア一括長期運行協定を締結
A I デマンドバス「のるーと松本」の実証運行を開始
- 6 年度 「ぐるっとまつもと」に係る運賃政策等の検討を開始
村井駅待合・学習スペース（及び図書館サービスポイント）を開設
ボランティア輸送等補助事業を開始
交通空白地有償運送事業補助金交付要綱を策定
- 7 年度 A I デマンドバス「のるーと松本」の本格運行を開始
「ぐるっとまつもと」に係る運賃政策（基本運賃改定、運賃政策及び路線・ダイヤ改正）を実施

(3) 今後の取組み

- ア 「ぐるっとまつもと」については、利用実績データによる利用状況把握、地域の要望及び評価検証結果等を踏まえ、更なる効率的な運行と利便性の向上に取り組めます。
- イ 地域公共交通活性化再生法の改正を受け、令和３年度に策定した松本市・山形村・朝日村を計画区域とする松本地域公共交通計画に基づき、地域の持続可能性を担保し、１市２村が目指すまちの実現に寄与する地域公共交通のリ・デザインの実現を目指します。
- ウ 上高地線の大規模改修は、事業費が多額であること、年次計画に従って実施する必要があることから、予算の確保など、国・県等による補助制度の適正かつ計画的な運用について、市として積極的に要望を行います。
- エ 公共交通を安定的に維持・確保するため、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を十分に理解し、更なる利用促進等に取り組めます。

9 渋滞対策事業

(1) 概 要

松本市総合交通戦略を推進し、幹線道路、都市計画道路、交差点改良（右折レーンの設置等）について計画的に整備を進め、モビリティ・マネジメントによる自動車の総量抑制を図るなど、関係機関と連携し、ソフト・ハード両面による渋滞対策を進めます。

(2) 主な経過

中心市街地の幹線道路及び国道 19 号を中心に渋滞が発生している状況

令和 2 年 8 月～9 月 渋滞アンケート調査を実施

3 年 1 月～2 月 渋滞箇所現地調査を実施

6 月 渋滞調査結果を公表

3～7 年度 時差出勤やテレワークによる通勤時間帯の交通量ピークを分散する取り組みを市内企業と実施

(3) 今後の取組み

- ア 渋滞箇所の道路整備事業について、国・県等関係機関と連携し、早期事業着手・完了を図ります。
- イ 渋滞交差点の信号サイクルの調整や信号機の運用等について、警察と連携し対応を検討します。
- ウ 市民に対し、時差出勤やテレワーク（在宅勤務）等の通勤時間帯の交通量のピーク分散が渋滞緩和につながることを幅広く周知し、実施を促します。
- エ 案内標識により車両誘導を行うなど、中心市街地への車両流入抑制を図ります。

10 松本駅周辺交通ターミナル機能強化事業

(1) 概 要

松本駅における鉄道、バス及び自転車の乗換えの円滑化や、まちとのつながりを強化したウォークアブルな駅まち空間の実現に向け、松本駅周辺の機能強化を目指した政策に取り組めます。

(2) 主な経過

令和 3 年度 JR 東日本、アルピコ交通及び松本市の三者トップ協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続

4 年度 松本地域公共交通協議会とバス乗り場の再配置について協議。また、各関係団体との協議を継続

5 年度 松本駅お城口広場のバス乗り場を再配置し、運行を開始

6 年度 松本市中心市街地再設計検討会議からの提言

7 年度 「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想策定業務」の着手
「駅まち空間デザイン検討会議」及びプロジェクトチームを設置

(3) 今後の取組み

ア 中心市街地における松本駅の位置付け及び関連施策の方向性を合わせた、松本駅周辺交通ターミナル機能強化に係る構想、基本計画の検討を進めます。

イ プロジェクトチームにて検討を重ねるとともに、観光や商業など、交通分野以外の多様な関係者を含めた検討会議で合意形成を図り、令和 8 年度中に松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想を策定します。

15 建 設

1 市道の状況

本市には高速道路 1 路線、国道 5 路線、県道 36 路線、市道 6970 路線があります。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

年 月 日	市道実延長	改 良 済		舗 装 延 長		
		延 長	改 良 率	単 年 度	累 計	舗 装 率
30.4.1	2,317,236m	1,617,690m	69.8%	5,105m	2,172,043m	93.7%
31.4.1	2,321,373	1,623,880	70.0	4,493	2,176,536	93.7
2.4.1	2,324,414	1,630,901	70.2	3,239	2,179,775	93.8
3.4.1	2,326,215	1,635,042	70.3	1,841	2,181,616	93.8
4.4.1	2,328,025	1,638,596	70.4	2,032	2,183,648	93.8
5.4.1	2,328,523	1,641,303	70.5	842	2,184,490	93.8
6.4.1	2,328,933	1,643,918	70.6	611	2,185,101	93.8
7.4.1	2,331,936	1,648,735	70.7	3,519	2,188,620	93.8
8.4.1	2,331,408	1,650,414	70.8	▲203	2,188,417	93.9

2 市道認定等取扱路線数

区分	3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度		7 年 度	
	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長
認定	21	2,309m	13	1,309m	17	1,186m	28	3,623m	11	806m
変更	1	145	0	0	0	0	8	4,633	1	756
廃止	0	0	0	0	1	43	1	80	2	561

3 私道舗装整備状況

年 度	件 数	延 長	面 積	金 額
30	6	311m	791 m ²	5,186 千円
元	3	94	319	3,000
2	3	123	411	2,980
3	1	98	402	2,970
4	3	166	518	2,990
5	2	199	512	2,769
6	3	174	424	2,805
7	3	137	325	2,882

4 市営住宅の概要

(1) 管理戸数及び応募状況

年 度	団 地 数	管 理 戸 数	応 募 状 況		
			申 込 数	入 居 数	倍 率
2	60	2,815	165	79	2.09
3	60	2,782	164	92	1.78
4	60	2,692	228	120	1.90
5	59	2,691	215	109	1.97
6	58	2,669	274	135	2.03
7	56	2,666	206	113	1.82

※管理戸数の減少については、耐久性能のない住居の撤去を行ったためです。

(2) 建設戸数（着工）

年 度	市 営 住 宅	
	公 営 住 宅	その他
27	21 戸	0 戸
28	15	0
29	27	0
30	48	0

(3) 建替等建設計画

公営住宅

令和 5 年度に締結した「県営住宅寿団地」の建替えに伴う協働事業に関する協定に基づいて、入居者の移転事業を開始し、42 世帯の移転を完了しました。

5 国道 19 号松本拡幅の整備促進

(1) 計画概要

ア 計画区間：塩尻市境～島内平瀬口交差点先までの間

イ 計画内容：4 車線、L=11.6 km、W=30.0m（一般部）、32.0m～46.0m（立体部）

ウ 事業費：約 180 億円 [ただし、事業化された渚 3 丁目～宮渚本村間(1.6 km)の事業費]

(2) 経過

平成 10 年 3 月 4 車線化の都市計画決定

10 年度 渚から宮渚本村間が事業化（L=1.6 km）

13 年度 事業化区間の設計協議及び用地測量を実施

～16 年度

17 年 6 月 事業化区間を 4 工区に分け、着手順の設定

17 年度～ 用地買収に着手

26 年 3 月 第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の工事が一部完成。上り車線の右折レーンが 2 車線化

28 年 3 月	第 1 工区、第 2 工区の渚 1 丁目交差点から田川小学校前までの歩車道、電線共同溝工事が完了し、暫定供用
28 年度～	国の用地国債制度により、松本市土地開発公社が用地先行取得を実施
30 年度	渚 2 丁目交差点周辺 歩道の暫定供用
令和 4 年度～	落合橋橋梁工事着手 落合橋橋台及び橋脚工事、道路拡幅工事の実施
令和 5 年度	歩道橋上部工に着手
令和 7 年度	落合橋西側歩道橋供用開始（歩道橋長 62.3m）
令和 7 年度末	事業化区間用地取得率 約 67%

(3) 今後の取組み

- ア 区間の用地買収と事業の促進、調整を行います。
- イ 事業の進捗を図るため、予算確保を国へ要望していきます。
- ウ 令和 8 年度は、落合橋下部工事、第 4 工区用地測量等を実施します。
- エ 国との調整により、事業区間の残用地の用地交渉を図り、事業の早期完了を目指します。

6 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の整備促進

(1) 計画概要等

- ア 中部縦貫自動車道（松本波田道路）
 - ・事業区間：島立（松本 JCT（仮称））～波田（波田 IC（仮称））間
 - ・事業内容：L=5.3km 盛土区間 W=20.5m 橋梁区間 W=19.5m
- イ 中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）
 - ・計画区間：波田～中ノ湯間
 - ・事業内容：L=約 27km
- ウ 追加インターチェンジ
 - ・（仮）和田 IC① 接続位置：一般県道新田松本線に接続（和田地区和田町地籍）
事業内容：進入路部分 L=約 240m W=14.5m
 - ・（仮）新村 IC② 接続位置：主要地方道松本環状高家線に接続（和田地区蘇我地籍）
事業内容：進入路部分 L=約 150m W=14.5m
新設道路部分 L=約 750m W=13.0m
- エ 国道 158 号奈川渡改良
 - ・事業区間：奈川（奈川渡ダム）～安曇（小白川）間 L=2.2km W=10.5m
- オ 国道 158 号狸平バイパス
 - ・事業区間：安曇（三本松トンネルから稲核間） L=1.5km W=9.0m
- カ 波田渋滞対策道路
 - ・事業区間：島々～三溝新田間 L=4.6km W=16.0m

(2) 経過

昭和 62 年度	中部縦貫自動車道が高規格幹線道路に位置付け（第四次全国総合開発計画）
平成 3 年度	中部縦貫自動車道（松本市～波田町）の基本計画決定
平成 11 年 3 月	松本波田道路及び波田渋滞対策道路の都市計画決定
13 年度	松本波田道路事業及び波田渋滞対策道路事業が中断

23 年 8 月	国が国道 158 号奈川渡改良を権限代行として事業着手
24 年度	県が波田渋滞対策道路の工事説明会を開催し工事に着手
26 年 9 月	国が国道 158 号奈川渡改良の工事説明会を奈川、安曇地区で開催し、工事用道路から工事に着手
11 月～	国が松本波田道路の「幅杭設置測量、用地測量に着手
28 年 3 月	国道 158 号奈川渡改良の大白川トンネル工事に着手
29 年 4 月	県が国道 158 号狸平バイパスに事業着手
30 年 4 月	市が、松本波田道路の「追加インターチェンジ 2 か所設置」に向け、今後、関係機関協議を進める方針を決定
31 年 3 月～	国が松本波田道路の個別用地交渉を開始
2 年 3 月	国道 158 号奈川渡改良の大白川大橋工事に着手
令和 2 年度	市が追加インターチェンジの土質調査・詳細設計を実施
2 年 7 月	国、県、市で第 1 回中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）整備検討会を開催
3 年 1 月	国が松本波田道路の本線一部工事に着手
3 月	国道 158 号奈川渡改良の大白川トンネル本体完成
令和 3 年度	市が追加インターチェンジの地質調査・用地測量を実施
3 年 7 月	県が狸平トンネル工事に着手
4 年 3 月	松本波田道路の扇子田高架橋（仮称）橋台下部工事が完成
令和 4 年度	市が追加インターチェンジの用地測量・補償算定調査・費用便益分析等調査を実施
4 年 6 月	国、県、市で第 2 回中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）整備検討会を開催
5 年 5 月	国道 158 号奈川渡改良の大白川大橋架設完了
8 月	松本波田道路の扇子田高架橋（仮称）が架設完了
6 年 6 月	松本波田道路の新村高架橋（仮称）橋台が完成
8 月	狸平バイパスの狸平トンネル貫通
11 月	国が和田地区にて松本波田道路の水路付替え工事に着手
7 年 3 月	国道 158 号奈川渡改良の新入山トンネル工事に着手
7 年 6 月	新村高架橋（仮称）路体盛土工事、擁壁工事、農業用水路の付替え工事着手
8 年 1 月	松本波田道路の扇子田運動公園東側ボックスカルバート 1 基工事 12 号函渠の工事着手
7 年度末	松本波田道路 用地取得率 約 96% 波田渋滞対策道路 完成区間 L＝約 3.9 km

(3) 今後の取組み

ア 松本波田道路は、事業進捗に向け関係機関と協力し、予算拡充に向け国等への要望活動を実施します。また、用地買収及び本線工事が円滑に進むよう、引き続き国と連携し地元調整等を行います。

イ 中部縦貫自動車道波田～中ノ湯間（先線計画）は、国・県と協力して先線ルートの計画段階評価への早期移行を目指します。

- ウ 追加インターチェンジは、本線への連結許可申請手続等を進めます。
- エ 新入山トンネルの工事にあたっては、地元及び観光事業者等と調整の上、観光繁忙期等に配慮した交通規制や渋滞対策の実施により工事を進めます。
- オ 国道 158 号狸平バイパスの早期完成について、国、県へ要望します。
- カ 波田渋滞対策道路の早期完成について、県へ要望します。

7 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

(1) 計画概要

松本糸魚川連絡道路は、長野県松本市から新潟県糸魚川市に至る延長約 100 k m の地域高規格道路です。松本糸魚川連絡道路の整備により、長野県内の圏域間及び県外からの交通や物流を円滑にし、災害時には、広域的な避難路や緊急輸送路として、地域の防災性を高める道路網を構築します。

(2) 経過

平成 10 年 6 月	計画路線に指定
20 年 10 月	県が（仮称）「豊科北 IC」を起点とする「豊科北ルート」を最適案として公表
23 年度	県が小谷村雨中地区（2 k m）を事業化
29 年 4 月	県が白馬村白馬北工区を事業化
11 月	新潟県が新潟県内の一部区間（小滝～糸魚川 IC）のルート帯を決定
31 年 2 月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
4 月	糸魚川市山本一上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
2 年 2 月	県が大町市街地区間の最適ルート帯として西ルート帯を選定（1～2 k m 幅）
3 年 6 月	県が安曇野市新設区間の A ルート帯について、これまでの 50 m 幅から 9.5 m 幅まで絞り込んだルート線案を提示
9 月	安曇野道路が都市計画決定
4 年 4 月	安曇野道路が新規事業化
6 年 1 月	県が大町市街地区間の最適ルート帯として C ルート帯を選定（100 m 幅）
7 年 11 月	小谷村雨中・月岡バイパスが開通

(3) 今後の取組み

- ア 大町市街地区間の最適ルート帯について地元合意形成と事業化が図られるよう県に働きかけます。
- イ 未指定区間における調査区間指定と調査区間における整備計画への早期格上げを要望します。

8 歩行空間あんしん事業

(1) 目標

快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、波打ち歩道の改修などを中心に、市民生活に直結した道路環境の整備を進めます。

(2) 主な事業概要

ア 波打ち歩道の改修

イ 側溝の蓋掛けなどによる路肩整備

(3) 現状の分析と今後の課題

波打ち歩道改修は、平成 19 年から事業を行い、令和 6 年度末までに、計画延長 14.2 k mのうち、10,620m（74.8％）の改修が終了しています。

地域住民と一体となって、問題点や要望等を検討しながら道路環境整備を進めます。

9 幹線道路の整備推進

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 経過及び現状

第 7 次道路整備五箇年計画（R5～R9）に基づき、道路網の効果的な整備を計画的に進めています。

ア まちなか幹線道路網の整備

内環状北線（白板～大手）は平成 16 年度に完成し、松本城南・西外堀復元事業と一体的に整備を進めていた、外堀大通り（大手 2 丁目～松本城交差点）も令和 5 年度に完成し、対面通行化しました。また、県施行の内環状南線（中条）は、令和 3 年度に完成し、現在、東先線となる博労町栄町線の整備を進めています。

中条白板線は松本駅アルプス口周辺に加え、巾上工区が令和 5 年度に完成し、現在、白板工区（白板橋）の整備を進めています。

イ 中環状線の整備

市道 7003 号線（島立）は、令和 5 年度に供用となり、現在、市道 7553 号線（月見橋）の整備を進めています。

宮渚新橋北小松線（城西）は、事業化の検討を進めています。

ウ 外環状線の整備

出川浅間線は、並柳から薄川までと惣社の一部区間が完成しています。現在、薄川から惣社までの区間を北小松工区、小松町工区に分けて整備を進めています。

エ 東西・南北幹線の整備

環状線とともに道路網を形成する幹線道路整備を進めています。現在、市道 5005 号線（島立橋から月見橋間）、小池平田線（逢初）の整備を進めています。その後、駅前大通りまでの小池平田線（深志）の事業化を予定しています。

オ 拠点に関連した道路整備

長野県施行の南松本駅南側踏切立体交差化事業に関連した南松本駅石芝線西工区（芳野）、芳野双葉線南工区（芳野）、市道 5295 号線などが完成しています。残る南松本駅石芝線東工区は、県事業の進捗に合わせ事業化を検討します。

(3) 今後の進め方

着実な整備を推進し、幹線道路網の効果発現を図ります。

10 奈良井川流域河川整備

(1) 事業主体 長野県

(2) 経過及び現状

県は、奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、危険度が高い田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700m）を早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備をしており、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図っています。

(3) 今後の取組み

県は、新たな松本圏域河川整備計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定された奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と、堆積土砂撤去や立木等の伐採など「第 1 次国土強靱化実施中期計画」の集中的な取組みを国・県に要望します。

11 土地利用

(1) 松本市都市計画マスタープラン

ア 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会の進展などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望に立ち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

イ 経過

平成 11 年 5 月 松本市都市計画基本方針を策定

22 年 3 月 松本市都市計画マスタープランを策定

25 年 3 月 松本市都市計画マスタープランを改定

全体構想への波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正

29 年 3 月 松本市立地適正化計画を策定

31 年 3 月 松本市立地適正化計画を改定（居住誘導区域等を追加）

令和 4 年 3 月 松本市都市計画マスタープランを改定（地域社会維持・産業集積の方針を追加）

8 年 3 月 松本市立地適正化計画を改定（防災指針の追加）

ウ 今後の取組み

松本市都市計画マスタープランで各拠点に設定した都市機能の維持・形成・誘導を図るため、関係課との協議を行い、手法の検討を進めます。

松本市立地適正化計画は、おおむね 5 年ごとに評価分析を行い、必要に応じて見直しを実施します。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

ア 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階

的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

イ 経過

昭和46年 5月	新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示（市街化区域 2,262ha、市街化調整区域 24,168ha）
55年 3月	第1回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha増の変更
平成2年 8月	第2回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha増の変更
8年 8月	第3回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha増の変更
12年 8月	第4回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha増の変更
16年 5月	第5回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
22年 11月	第6回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha増の変更
26年 2月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5ha増の変更
11月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和4年 5月	第7回区域区分定期見直しにより市街化区域 25.8ha増の変更
7年 10月	和田地区の一部を市街化区域に編入し、市街化区域 6.1ha増の変更

都市計画区域の状況

単位：ヘクタール（令和8年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松本	30,191 (30.86%)	4,040 (4.13%)	26,151 (26.73%)	67,656 (69.14%)

ウ 今後の取組み

将来人口のすう勢から、今後、人口フレームによる市街化区域の拡大は見込めません。一方で、工業フレームによる市街化区域の拡大は見込めるため、工業ビジョンや松本波田道路追加インターチェンジ整備計画等を踏まえ、松本市都市計画マスタープランと整合がとれた適正な土地利用ができるよう、計画的に検討を進めます。

(3) 用途地域

ア 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定し、規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

イ 経過

昭和13年 3月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48年10月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8種類の用途地域に変更
平成8年 4月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12種類の用途地域に変更
17年 3月	波田都市計画区域の用途地域指定
25年度まで	市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を28回変更
26年度	波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域を見直し
28年 9月	村井駅周辺の一部について用途地域を変更

- 31 年 3 月 惣社地区の一部用途地域を変更
- 令和 元年11 月 都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
- 4 年 5 月 大字島内、大字和田、波田、村井町南 4 丁目の一部区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
- 6 月 都市計画道路の見直しに伴い、里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更
- 7 年 10 月 区域区分の見直しに伴い、和田地区の一部に用途地域を指定

松本都市計画区域の用途地域

単位：ヘクタール（令和8年4月1日現在）

第1種低層住居 専用地域		第2種低層住居 専用地域		第1種中高層 住居専用地域		第2種中高層 住居専用地域		第1種住居地域		第2種住居地域		
505 (12.5%)		31 (0.8%)		681 (16.9%)		229 (5.7%)		900 (22.3%)		401 (9.9%)		
準住居地域		近隣商業地域		商業地域		準工業地域		工業地域		工業専用地域		計
30 (0.7%)		114 (2.8%)		167 (4.1%)		576 (14.3%)		163 (4.0%)		243 (6.0%)		4,040 (100.0%)

※構成比（％）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100％にならない

ウ 今後の取組み

松本市都市計画マスタープランや松本市立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

12 緑の基本計画

(1) 目的

ゼロカーボンの推進、治水等の防災、まちなかの回遊性向上につながる「みどり（緑・水・土など）」を、様々な主体が連携して保全・整備し、持続可能なまちを実現します。また、管理・活用を通して「みどり」を身近に感じる豊かな暮らしを実現することで、ウェルビーイングの向上を図ります。

(2) 経過

- 平成 5 年度 緑のデザインマニュアル策定
- 9 年度 松本市緑の基本計画策定（基準年平成 7 年度・目標年平成 26 年度）
- 26 年度 松本市緑の基本計画改定（基準年平成 27 年度・目標年令和 16 年度）
- 27 年度 緑のデザインマニュアル改定
- 29 年度 緑化の割合を盛り込んだ景観事前協議制度開始
- 令和 3 年度 信州まちなかみどり宣言
- 5 年度 緑被率調査実施

(3) 今後の取組み

「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知します。誰もが賛同でき

る緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

13 グリーンインフラ推進事業

(1) 目的

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるため、松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象として、「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」に基づき、具体的なグリーンインフラの活用に向けた取り組みを進めます。

(2) 経過

令和 3 年 4 月	県が「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を公表
7 月	県、松本市、長野市、上田市及び飯田市の 4 市がグリーンインフラ推進の「信州まちなかみどり宣言」を共同宣言
5 年 3 月	市が「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」を策定
6 年 10 月	くつろぎ空間創出を目的として、外堀大通りと松本駅お城口広場にベンチを設置
7 年 3 月	あがたの森通りの再整備に向け、長野県と連携し、住民参加のワークショップ開催（8 年 2 月まで）
7 年 12 月	くつろぎ空間創出を目的として、中町駐車場の藤棚を改修し、ベンチを設置
8 年 3 月	くつろぎ空間創出を目的として、外堀大通りと松本駅お城口広場、女鳥羽川左岸（中の橋付近）に中木を植栽したプランターを設置し、ベンチの増設

(3) 今後の取り組み

ア グリーンインフラの積極的な活用による魅力あるまちづくりを進めるため、アクションプランの施策を実施し、その取り組みを市民へ発信していきます。

イ あがたの森通りは、県・市が連携し、地元関係者が参加するワークショップを通して、街路樹を含む歩行空間のデザイン検討を進めます。

14 空き家対策

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、庁内関係課と連携しながら、管理不全な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、市民の生活環境の保全及びまちの活性化を図ります。

(2) 経過

平成 24 年度	第 1 回空き家対策庁内課長会議の開催 空き家・空き地調査の実施
26 年度	「空き家リスト」作成のための資料収集及びアンケート調査 松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例施行（環境保全課）

27年度	「空き家リスト」作成のための資料収集（合併地区）
29年度	空き家対策の強化を図るため、10月から都市政策課に総合相談窓口を設置
30年度	松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画の策定
令和元年度	松本市空き家バンクの開設（都市政策課）
2年度	空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に1件認定
3年度	空き家対策事業、空き家バンクに関する業務及び空き家の総合相談窓口を住宅課へ移管 「松本市空き家バンクに基づく空き家等の媒介に関する協定」締結、略式代執行により特定空家等1件を除却
4年度	空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管 松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）
5年度	松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱策定 特定空家等に1件を認定し、法に基づく勧告及び命令を実施
6年度	相続人のいない空家等1件に所有者不明土地・建物管理命令の申立
7年度	特定空家等に3件を認定し、相続人のいない空家等1件に所有者不明土地・建物管理命令の申立 空き家バンクに関する業務を住宅課へ移管

(3) 管理不全の空き家・空き地相談件数

（単位：件）

年度	元	2	3	4	5	6	7
相談件数	138	128	142	150	151	156	282

(4) 今後の進め方

空き家の発生を未然に防ぎ、有効な活用の推進を通じた魅力あるまちづくりを実現するため、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、地域住民等で構成した空家等対策協議会で協議を行い、空家等対策計画に基づき空家等対策を進めます。さらに、管理が不十分な空き家・空き地に対しては、所有者等に適切な管理を促します。

また、空き家の利活用を促進するため、空き家所有者に対し空き家バンクへの登録を促すことで、市内の空き家数の抑制に資するとともに、移住・定住の促進を後押しします。

15 住まいのゼロカーボン推進事業

(1) 目的

住宅への創エネ、蓄エネ、省エネ設備の設置に要する経費に対して補助金を交付し、住まいのゼロカーボンを推進します。

(2) 経過

平成13年4月 松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を創設

29年6月 松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金を創設

30年4月 松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を松本市住宅用温暖化対策設備設

置補助金に統合

令和 3 年 4 月 受付・交付事務が環境・地域エネルギー課から住宅課へ移管

6 年 4 月 全ての事務が環境・地域エネルギー課から住宅課へ移管

7 年 4 月 太陽光発電設備、定置型蓄電池等の補助額を倍増し、新築住宅を補助対象に拡充
補助金名称を「住まいのゼロカーボン推進補助金」に変更

(3) 補助金交付実績（令和 7 年度）

住まいのゼロカーボン推進補助金 2,282 件 232,007 千円

16 都市公園

(1) 目標

市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における一時集合場所等としての役割を果たすために、都市の景観や地域の特性、住民の要望を配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な整備を図ります。

(2) 都市公園の状況

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分	都市計画公園		条例公園（注）		合計		備考
	公園数 （カ所）	面 積 （h a）	公園数 （カ所）	面 積 （h a）	公園数 （カ所）	面 積 （h a）	
街区公園	27	6.57	61	10.49	88	17.06	市民 1 人当たり 公園面積 14.67 m ²
近隣公園	7	12.50	4	4.27	11	16.77	
地区公園	3	16.10	1	18.80	4	34.90	
総合公園	2	81.61	—	—	2	81.61	
広域公園	1	100.90	—	0.40	1	101.30	
特殊公園	1	47.00	1	6.80	2	53.80	
都市緑地	8	25.32	46	15.50	54	40.82	
合 計	49	290.00	113	56.26	162	346.26	

（注）都市計画決定していない条例公園

17 市街地整備事業

(1) 新市街地の整備

ア 目標

新市街地において、地域の特性を活かしながら、良好な都市環境を備えた市街地形成を進めます。

イ 現状

平成 29 年に「松本市土地区画整理事業助成要綱」を一部改正し、技術援助項目を縮小するとともに、今後新たに設立する組合への補助金は廃止しました。

組合設立の認可を受けて事業化した 42 地区（233.7 h a）全ての事業が令和 3 年度に完了しました。

ウ 今後の取組み

松本市立地適正化計画の居住誘導区域との整合を図り、良好な戸建て住宅の形成を進めます。

(2) 地区計画の推進

ア 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

イ 現状

これまでに松本都市計画地区計画（松本市決定）の決定がされた地区は、41 地区約 333.3 h a です。

ウ 今後の取組み

集団的な住宅開発地等において、関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。また、市街化調整区域では、令和8年4月に運用を開始した「松本市の市街化調整区域における都市的土地利用の基本指針」、「松本市市街化調整区域の地区計画活用方針」に基づき、地域コミュニティの維持、計画的な産業集積等に向けた地区計画の策定に取り組めます。

18 景観形成事業

(1) 景観計画及び景観条例

ア 目的

松本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした良好な景観形成を図り、快適でより美しいまちづくりを目指します。

イ 経過

昭和 63 年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成 4 年度	松本市都市景観条例を施行
12 年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
19 年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を松本市景観条例へ全部改正
20 年度	松本市景観条例を施行
21 年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
29 年度	景観事前協議制度を導入
令和 4 年度	松本市景観計画を改定、松本市景観計画デザインマニュアルを松本市景観計画デザインガイドラインに名称変更し、改定
6 年度	松本市景観計画見直しに着手（重点地区の指定等）
7 年度	えきまえエリアビジョン（策定中）の実現に向けデザインコードの策定に着手

ウ 今後の取組み

松本市景観計画やデザインガイドラインに基づき、景観届出制度を運用し、松本にふさわしい景

観の保全・形成を図ります。松本駅東側及び旧開智学校周辺のエリアの景観計画における景観重点地区指定に向け、松本市景観計画の改定に取り組みます。併せて、えきまえエリアビジョンを実現するため、市民や事業者へまちの将来像を共有し、まちづくりのデザイン調整に用いるデザインコードの策定を進めます。

(2) 屋外広告物条例

ア 目的

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観計画の地域特性に応じた屋外広告物の表示、設置にルールを定め、良好な景観への誘導を図ります。

イ 経過

平成 21 年 2 月	松本市屋外広告物条例施行
4 月	松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱施行
25 年 4 月	既存不適格屋外広告物に関する経過措置を見直し、条例を一部改正
27 年 4 月	適用区域に波田地区を追加
30 年 1 月	松本市屋外広告物条例を一部改正（屋外広告物の安全点検義務付）
令和 3 年度	中核市移行に伴い、屋外広告業の登録に関して県から権限移譲 （松本市屋外広告物条例の全部改正）

ウ 今後の取組み

良好な景観の保全と形成に寄与するため、屋外広告物条例の一層の周知を図り、許可申請を促すとともに、違反広告物について、引き続き是正を求めます。

(3) 景観賞

ア 目的

松本の風土と歴史的環境に調和した景観の形成に寄与し、又は景観を向上させる創造的な諸施設及び景観形成の向上に貢献している団体又は個人を表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚を図るものです。

イ 経過

平成元年度から実施し、令和 7 年度までに 314 件を表彰しています。

ウ 今後の取組み

SNS を活用し、景観賞の取組み、景観形成に関する研究・啓発・周知を推進します。

19 建築確認

(1) 建築確認申請等状況 (単位：件)

年 度	建築物	工作物	昇降機	計画通知	変更確認	計
5 年度	30	1	2	25	5	63
6 年度	21	1	1	28	3	54
7 年度	18	0	1	16	3	38

年 度	中間検査	完了検査	指定確認検査機関 報告書審査 (計画変更含む。)
5 年度	3	41	1,125
6 年度	9	45	1,197
7 年度	4	24	1,132

(2) 建築許可申請状況 (単位：件)

年 度	法第 43 条	法第 85 条	その他	計
5 年度	58	10	0	68
6 年度	68	10	1	79
7 年度	49	10	0	59

(注) 「法」とは建築基準法のことです。

(3) 承認、指定申請状況 (単位：件)

年 度	仮使用承認	道路位置指定
5 年度	10	5
6 年度	8	4
7 年度	4	6

(4) 違反建築物の状況 (単位：件)

年 度	手続違反・確認前着工	その他	計
5 年度	3	0	3
6 年度	4	4	8
7 年度	1	6	7

20 都市計画法に基づく開発許可件数

(単位：件)

年 度	法第 29 条	法第 43 条	規則第 60 条証明	完了検査	その他
5 年度	45	157	65	48	21
6 年度	39	163	71	43	20
7 年度	43	142	63	46	23

(注) 「法」とは都市計画法、「規則」とは都市計画法施行規則のことです。

21 道路構造物定期点検事業

(1) 目標

橋梁等の大型道路構造物について、点検要領に基づいた5年に1回の定期点検を実施し、道路交通安全を確保するとともに、修繕等の必要な措置を適切に判断するための記録として活用します。

(2) 対象構造物

ア 橋梁	994 橋
イ 道路トンネル	1 か所
ウ 大型カルバート	2 か所
エ 横断歩道橋	6 か所

(3) 今後の取組み

新技術の活用や点検技術者の育成により、効果的なメンテナンス体制の構築を進めます。

22 道路構造物長寿命化修繕事業

(1) 目標

道路構造物定期点検の結果を反映した長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の修繕と計画的な更新により、将来的な財政負担の軽減を図りながら、道路交通安全を確保します。

(2) 経過

ア 修繕計画

平成 24 年度	橋梁長寿命化修繕計画策定
30 年度	大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画策定
30 年度	橋梁長寿命化修繕計画更新
令和 4 年度	大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画更新
令和 5 年度	橋梁長寿命化修繕計画更新

イ 実施状況

令和 5 年度	工事	開智橋歩道橋外 15 橋	並柳横断歩道橋
	設計	深志橋外 11 橋	
6 年度	工事	沢渡橋外 6 橋	
	設計	正沢大橋外 5 橋	島内横断歩道橋
7 年度	工事	竜安橋外 14 橋	筑摩横断歩道橋 北松本架道橋 雪見ヶ原トンネル
	設計	ハバタ橋外 6 橋	筑摩横断歩道橋外 1 橋

(3) 今後の取組み

老朽化する道路構造物の増加に対応するため、予防保全型の修繕と計画的な更新を進めるとともに、新技術の導入によるコスト縮減を検討します。

23 村井駅周辺整備事業

(1) 目標

村井駅は、南部地域の交通拠点として、東西自由通路の新設に併せて老朽化した駅施設を改修するほか、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。

(2) 経過

平成 19 年度 基礎調査（駅総点検・実態調査）

21 年度 地元関係町会等による村井駅周辺整備準備会を設立

27 年度 関係市議会議員による勉強会の発足

28 年度 地元検討組織（東口、西口部会）を設置

29 年度 村井駅整備基本計画策定

30 年度 村井駅整備推進協議会を発足、J R 東日本と基本協定締結

令和元年度 アンケート調査により駅舎デザインを決定

2 年度 J R 東日本と東西自由通路及び駅舎整備工事の施行協定締結

3 年度 駅施設ほか交通広場等の事業用地取得、東西自由通路及び駅舎整備工事に着手

6 年度 東西自由通路新設及び駅舎改築、東口交通広場の一部が完成

7 年度 東口自転車駐車場、西口交通広場の一部が完成

(3) 今後の取組み

交通広場やアクセス道路等周辺施設の事業用地を取得し、整備を進めます。

24 波田駅周辺整備事業

(1) 目的

波田駅周辺は、病院・支所・学校・商業施設等、地域の生活を支える施設が集積し、西部地域の重要な交通結節点となっているため、一体的な整備によりその機能強化を図るとともに、利便性や安全性の向上を目指します。

(2) 経過

令和 3 年 9 月 市議会市立病院建設特別委員会において、市立病院の波田中央運動広場への移転に伴い、周辺道路対策、波田駅周辺の再整備等について検討することを協議し、了承

5 年 3 月 「波田駅周辺整備基本計画」を策定

7 年 3 月 都市再生整備計画（波田駅周辺地区）を策定

(3) 今後の取組み

市立病院建設計画と整合を図り、波田駅周辺整備を推進します。

25 林道整備事業

(1) 目的

豊かな観光資源や森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）、林道奈川安曇線の整備を進めます。

(2) 経過及び現状

ア 林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）

令和5年度から、地方創生道整備推進交付金を取り込み、路肩施設の局部改良を進めています。

また、「松本市美ヶ原再生計画」に基づき、美鈴湖から武石峠までの区間で舗装補修も進めています。

イ 林道奈川安曇線

令和5年度から、地方創生道整備推進交付金を取り込み、法面改良等の整備を進めています。

また、県単林道事業として、路肩施設の局部改良も進めています。

(3) 今後の進め方

「松本市美ヶ原再生計画」に基づき、令和9年度までに林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）の路肩施設の局部改良と舗装補修を進めます。

「松本市森林整備計画」に基づき、計画的に林道整備を進めます。

16 上下水道

水道

1 水道事業の沿革

大正 9 年 12 月に近代水道創設認可を受け、大正 10 年 12 月、島内青島の湧水を水源とする計画給水人口 6 万人の水道布設工事に着手し、大正 12 年 9 月に一部給水を開始しました。

その後、昭和 29 年の近隣 13 か村合併による簡易水道の統合を経て、人口増加や市民生活向上による水需要急増に対処するため、拡張事業を繰り返し進めてきました。昭和 48 年には、一日最大給水量が計画水量を上回る状況がみられたことから、新たな安定水源を確保するため、昭和 49 年 2 月に、長野県企業局と松塩水道用水供給事業協定を締結しました。松本地区では、昭和 57 年度から松塩水道用水の受水を開始し、7 か所の自己水源と合わせ、効率的な水運用を行っています。

平成 10 年 4 月からは、下水道事業の公営企業化に伴い、水道・下水道事業の組織を統合し「上下水道局」として新たにスタートしました。

平成 17 年 4 月には、四賀村、梓川村、安曇村及び奈川村、平成 22 年 3 月には波田町と合併し、松本市の水道事業は、松本地区、四賀地区、梓川地区及び波田地区の 4 事業となりました。

平成 25 年 4 月から、松本地区において耐震化事業に着手し、災害対応病院及び医療救護所への給水ルートを含めた主要水道施設の耐震化を進めています。

さらに、平成 27 年 4 月には、安曇・奈川地区等の簡易水道事業を統合しました。

平成 29 年 3 月、将来にわたってサービスの提供を安定的に維持することが可能となるよう、経営の基本計画として松本市水道事業経営戦略を策定、平成 30 年 3 月には、長期的な経営視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体に渡って効率的かつ効果的に維持管理をするため、松本市水道事業アセットマネジメント（資産管理計画）を策定しました。

また、今後の厳しい経営見通しを踏まえ、専門家や使用者の意見等を経営に反映し、さらなる効率化と見える化を図るため、平成 31 年 3 月に松本市上下水道事業経営審議会を設置しました。

そして、省エネルギー化や水道施設の再生可能エネルギーを有効活用するため、令和元年には、松塩水道用水の本山浄水場からの高低差を利用した小水力発電設備を寿配水地に設置し、発電を開始しています。

令和 3 年 3 月、SDGs の推進と水道DXを新たな視点に加えた第 2 期松本市水道ビジョンを策定し、ドローンやウェアラブルカメラの導入による技術基盤の強化、また、キャッシュレス決済やWEB 照会システムを導入し、ICT 活用による水道サービスの向上に取り組んでいます。

令和 5 年 9 月、給水開始から 100 年を迎え、まつもと水道 100 周年記念式典等の記念事業を開催しました。

近年の人口減少と節水型機器の普及に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人手不足等の課題に対応するため、改正水道法では、広域連携による基盤強化を図ることとされたことから、令和 6 年 3 月、県企業局と水道用水受水事業者（松本市、塩尻市、山形村）で松塩地域水道事業広域化研究会を設置し、広域連携の可能性について研究を進めています。

2 事業の概要

(令和7年度末現在)

	松本地区	四賀地区	梓川地区	波田地区	合 計
行政区域内人口	198,778人	3,699人	13,583人	14,986人	231,046人
現在給水人口	198,151人	3,667人	13,475人	14,882人	230,175人
年間総配水量	24,735,569m ³	588,235m ³	1,763,561m ³	1,530,594m ³	28,617,959m ³
1日平均配水量	67,769m ³	1,612m ³	4,831m ³	4,193m ³	78,405m ³
年間有収水量	21,653,763m ³	356,191m ³	1,336,339m ³	1,432,045m ³	24,778,338m ³
計画取水量 (認可値)	松塩水道用水 63,000m ³ /日 自己水源 7か所 19,057m ³ /日 計 82,057m ³ /日	水源 6か所 (2,360m ³ /日)	水源 21か所 (7,844m ³ /日)	水源 5か所 (8,911m ³ /日)	水源 39か所 (101,172m ³ /日)

※行政区域内人口の合計は、松本市人口統計の合計と一致しない。

3 取水状況

(各年度末現在) (単位：m³・%)

区 分		5 年度		6 年度		7 年度		
		年間取水量	構成比率	年間取水量	構成比率	年間取水量	構成比率	対前年比
合 計		28,932,727	100.0	28,746,041	100.0	28,617,959	100.0	99.6
松塩水道用水		22,880,164	79.1	22,896,535	79.7	22,958,685	80.2	100.3
自己 水源	深井戸	2,365,037	8.2	2,374,467	8.3	2,267,150	7.9	95.5
	浅井戸	812,488	2.8	587,285	2.0	495,688	1.8	84.4
	その他	2,875,038	9.9	2,887,754	10.0	2,896,436	10.1	100.3

※その他（表流水、伏流水、湧水、ダム水）

4 有収水量及び原価等

	5 年度	6 年度	7 年度
給 水 収 益 (A) (千円)	3,547,382	3,901,125	3,882,813
販 売 原 価 (B) (千円)	4,394,251	4,375,404	4,476,849
年間有収水量 (C) (m ³)	25,001,290	24,915,876	24,778,338
1 m ³ 当たり供給単価 A/C (円)	141.89	156.57	156.70
1 m ³ 当たり給水原価 B/C (円)	175.76	175.61	180.68

※水道料金負担軽減事業（令和5年10月から令和6年3月まで、令和7年2月から同年3月まで、令和8年2月から同年3月まで）を実施しています。

5 水道事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
1 営 業 収 益	3,820,746	4,167,294	4,171,635
2 営 業 費 用	4,793,640	4,797,990	4,893,599
営 業 利 益	△972,894	△630,696	△721,964
3 附帯事業収益	19,903	20,064	19,876
4 附帯事業費用	10,778	16,230	10,561
5 営 業 外 収 益	1,152,216	741,151	744,431
6 営 業 外 費 用	145,836	107,854	107,109
経 常 利 益	42,611	6,435	△75,327
7 特 別 利 益	10,459	6,542	710
8 特 別 損 失	2,310	2,137	2,287
当 年 度 純 利 益	50,760	10,840	△76,904
前年度繰越利益剰余金	363,632	344,393	355,233
その他未処分利益剰余金変動額	20,899	0	0
当年度未処分利益剰余金	435,291	355,233	278,329

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

※水道料金負担軽減事業（令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月まで、令和 7 年 2 月から同年 3 月まで、令和 8 年 2 月から同年 3 月まで）を実施しています。

6 水道料金及び分担金

(1) 水道料金

準備（基本）料金		水 量 料 金				
口径	1 か月につき	種別・用途別			水量区分	1 m ³ につき
13 mm	1,320 円	専 用 給 水 装 置	一般用	口径 25 mm 以下	10 m ³ 以下の部分	71.5 円
20 mm	3,212 円				10 m ³ を超え 20 m ³ 以下の部分	115.5 円
25 mm	5,918 円				20 m ³ を超える部分	176 円
30 mm	12,683 円					
40 mm	21,967 円		口径 30 mm 以上		176 円	
50 mm	33,781 円					
75 mm	81,081 円		浴場営業用		55 円	
100 mm	138,512 円		臨時給水		440 円	
150 mm	304,040 円	共用給水装置			71.5 円	

(2) 分担金

令和元年 10 月 1 日改定

水道メーター口径	松本地区	四賀地区	梓川地区	波田地区	安曇地区
13 mm	31,400 円	110,000 円	110,000 円	123,200 円	110,000 円
20 mm	83,800 円	165,000 円	176,000 円	246,400 円	165,000 円
25 mm	167,600 円	275,000 円	330,000 円	491,500 円	286,000 円
30 mm	293,300 円	385,000 円	429,000 円	814,600 円	440,000 円
40 mm	565,700 円	660,000 円	638,000 円	1,630,500 円	704,000 円
50 mm	838,100 円	1,100,000 円	1,067,000 円	2,364,700 円	990,000 円
75 mm	2,095,200 円	2,200,000 円	2,145,000 円	4,730,600 円	1,870,000 円
100 mm	4,190,500 円		4,290,000 円		2,750,000 円

7 松本地区水道施設耐震化事業

(1) 経過と現状

松本市周辺には、マグニチュード 7.6 程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、大規模地震が発生した場合でも、水道施設への被害を最小限に抑えけるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、主要な水道施設について耐震化整備を行います。

(2) 事業の概要

ア 事業年度 平成 25 年度から令和 21 年度

イ 事業内容 配水地及び減圧槽 15 か所、水源地 2 か所、基幹管路及び重要給水施設配水管
約 23 km

8 マイクロ水力発電事業

(1) 経過と現状

令和元年度から、上水道施設の高低差を利用した水力発電施設「寿配水地小水力発電所」が稼働しています。

この取組みに続き、未利用の再生可能エネルギーの更なる活用に向けて、新たな水力発電施設の設置を進めています。このような取組みを推進することで、温室効果ガスの一つである CO₂ の削減を図り、低炭素社会の実現を目指します。

(2) 事業の概要

ア 事業年度 令和 2 年度から令和 8 年度

イ 事業内容 令和 3 年度 上水道施設の発電可能性調査を実施
令和 4 年度 基本設計、事業方針決定（岡田第 2 配水地に決定）
令和 5～8 年度 設計施工一括発注方式により契約締結
実施設計、機器製作、現場施工
令和 8 年度～ 発電開始（予定）

下 水 道

9 下水道事業の沿革

松本市の下水道は、昭和 25 年 11 月に宮渕処理区の事業認可(144ha)を受け、松本城周辺の市街地を中心に公共下水道事業に着手、昭和 29 年 5 月に排水を開始し、昭和 34 年 8 月には宮渕浄化センターで汚水処理を開始しました。さらに、南部地区の市街化区域内における下水道整備区域の拡大を図るため、昭和 57 年 5 月に両島処理区の事業認可(258ha)を受け、昭和 59 年 6 月管渠工事に着手し、昭和 63 年 10 月両島浄化センターで汚水処理を開始しました。以来、処理区の拡大に合わせ浄化センターの整備を進めてきました。

市街化調整区域の下水道整備は、昭和 61 年 11 月に特定環境保全公共下水道の事業認可(26ha)を受け、昭和 62 年 1 月管渠工事に着手し、順次整備区域の拡大を図ってきました。

このような下水道の整備の進展とともに、事業の効率的運用と施設の適正な管理を目指し、平成 10 年 4 月から地方公営企業法を適用し、水道事業と組織統合しました。

松本地区における事業区域内の整備は平成 12 年度末に概成し、平成 17 年 4 月に周辺 4 村と、平成 22 年 3 月に波田町と合併したことにより、本市の下水道事業区域は、松本・四賀・安曇（上高地）・梓川及び波田の 5 地区、6,161ha となりました。

現在は施設の長寿命化及び耐震化に重点を置き進めております。

また、ゼロカーボン推進に向け、再生可能エネルギーの有効利用として、汚泥消化過程で発生する消化ガスを燃料とした発電施設整備を進めてきました。

宮渕浄化センターでは平成 28 年度末に消化ガス発電施設の増設工事が完了して、現在 4 基の発電機が稼働して場内利用をしています。

両島浄化センターでは平成 27 年 2 月から消化ガス発電を始め、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電をしています。

さらに、宮渕浄化センターでは令和 2 年度及び令和 6 年度に、新たに太陽光発電設備を設置し、発電した電気を場内利用することで、地球温暖化防止対策に効果を発現しています。

今後も引き続き、浄化センター施設の消化ガス発電および太陽光発電による再生可能エネルギーの活用を推進し、長期展望のもと経営効率化に努めていきます。

10 事業の概要

(令和7年度末現在)

	松本地区	波田地区	四賀地区	安曇地区	梓川地区	合 計
行政区域内人口	198,778人	14,986人	3,699人	1,233人	11,809人	231,046人
排水可能人口	197,528人	14,707人	910人	22人	11,763人	224,930人
年間総処理水量	32,565,165 m ³	1,294,102 m ³	86,216 m ³	167,311 m ³	1,014,607 m ³	35,127,401 m ³
1日平均処理水量	89,220 m ³	3,545 m ³	236 m ³	734 m ³	2,780 m ³	96,516 m ³
年間有収水量	23,621,831m ³	1,298,794m ³	77,292m ³	140,334m ³	1,021,306m ³	26,159,557m ³
処理場・処理能力	宮沢浄化センター 82,200 m ³ /日 両島浄化センター 32,850 m ³ /日 (計) 115,050 m ³ /日	波田浄化センター 5,400 m ³ /日	四賀浄化センター 630 m ³ /日	上高地浄化 センター 1,400 m ³ /日 稼働日数228日	犀川安曇野 流域下水道安曇野 終末処理場 (松本市 ・安曇野市)	

※ 行政区域内人口の合計には、奈川地区の541人を含む。

11 下水道事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
1 営 業 収 益	4,301,167	4,906,995	4,870,959
2 営 業 費 用	5,980,002	5,863,160	5,999,072
営 業 利 益	△1,678,835	△956,165	△1,128,113
3 附帯事業収益	76,378	70,201	68,097
4 附帯事業費用	43,322	29,682	74,052
5 営 業 外 収 益	2,621,901	2,062,955	2,212,370
6 営 業 外 費 用	367,532	278,828	259,995
経 常 利 益	608,590	868,481	818,307
7 特 別 利 益	130	12,094	8,038
8 特 別 損 失	3,740	8,402	2,391
当 年 度 純 利 益	604,980	872,173	823,954
前年度繰越利益剰余金	461,344	396,324	398,497
その他未処分利益剰余金変動額	288,317	90,791	33,721
当年度未処分利益剰余金	1,354,641	1,359,288	1,256,172

※下水道使用料負担軽減事業（令和5年10月から令和6年3月まで、令和7年2月から同年3月まで、令和8年2月から同年3月まで）を実施しています。

12 水洗化状況

(令和7年度末現在)

処理区域内人口 (A)	水洗化人口 (B)	水洗化率 (B)／(A)
224,930 人	222,574 人	99.0%

13 下水道受益者負担金及び受益者分担金

(1) 下水道受益者負担金

・負担区における単位負担金及び負担区設定年度

負 担 区	単位負担金	負担区設定年度	公告年月日・公告番号
中 央 負 担 区	130 円	昭 和 46 年度	昭和 46 年 6 月 30 日・第 69 号
浅 間 ・ 白 板 負 担 区	130 円	昭 和 54 年度	昭和 54 年 7 月 11 日・第 126 号
北 部 負 担 区	230 円	昭 和 54 年度	昭和 54 年 7 月 11 日・第 127 号
北 部 第 2 負 担 区	340 円	昭 和 61 年度	昭和 61 年 8 月 20 日・第 196 号
南 部 負 担 区	360 円	昭 和 63 年度	昭和 63 年 9 月 8 日・第 330 号
南 栗 負 担 区	460 円	昭 和 63 年度	昭和 63 年 9 月 8 日・第 330 号
西 部 負 担 区	360 円	平 成 3 年度	平成 4 年 2 月 28 日・第 110 号
南 部 第 2 負 担 区	360 円	平 成 3 年度	平成 4 年 2 月 28 日・第 110 号
西 南 負 担 区	460 円	平 成 3 年度	平成 4 年 2 月 28 日・第 110 号
西 部 第 2 負 担 区	380 円	平 成 5 年度	平成 6 年 2 月 22 日・第 72 号
東 西 負 担 区	490 円	平 成 5 年度	平成 6 年 2 月 22 日・第 72 号

・負 担 率 事業費の 5 分の 1

・納付期間 年 4 回で 5 年間(延べ 20 回)

・徴収開始 昭和 46 年度

波田処理区

負 担 区	面 積 割	均 等 割	条 例 制 定 日
第 1 ～ 4 負 担 区	340 円	200,000 円	平 成 6 年 9 月 21 日

・納付期間 年 4 回で 5 年間(延べ 20 回)

・徴収開始 平成 6 年度

(2) 下水道受益者分担金

処 理 区	面 積 割	均 等 割	条 例 制 定 日
四 賀 処 理 区	—	370,000 円	平 成 10 年 12 月 22 日
梓 川 処 理 区	270 円	420,000 円	平 成 10 年 12 月 21 日

・納付期間 四賀地区 接続時に納入

梓川地区 年 4 回で 5 年間(延べ 20 回)

・徴収開始 四賀地区 平成 11 年度

梓川地区 平成 11 年度

14 水洗便所等築造資金融資あっせん事業

- (1) 水洗便所の早期普及を促進し、環境衛生の向上を図るため、昭和 39 年度から水洗便所等築造資金貸付基金を制定し、その基金の運用により市が直接水洗便所築造資金の貸付を行ってきました。
- (2) 平成 3 年 6 月にこの制度を廃止し、新たに水洗便所等築造資金融資あっせん制度を制定し、金

融機関による融資あっせん制度に改め、平成 8 年 7 月から融資額の引上げを行いました。

(3) 平成 17 年 4 月から四賀処理区においても本制度を適用し、梓川処理区、波田処理区においては、別条例で同様の融資あっせんを行ってきました。

(4) 平成 23 年 4 月からは、融資金額及び償還回数を見直し、関係要綱の統合を行いました。

- ・融 資 限 度 額 80 万円
- ・利 子 全額利子補給
- ・返 済 期 間 60 か月以内
- ・返 済 方 法 元金均等月賦償還
- ・取扱金融機関
（松本市内） 長野県信用組合、松本信用金庫、松本ハイランド農業協同組合

15 下水道使用料

(1) 松本地区

種別		料金		超過料金 (1m ³ につき)	摘要
		基本料金	金額		
一 般	水道水給水及び井戸水給水の場合	10m ³ 以下	1,452円	11m ³ ～30m ³ 169.4円	井戸水給水の場合は動力揚水によるもので認定
				31m ³ ～50m ³ 198円	
				51m ³ ～100m ³ 214.5円	
				101m ³ ～300m ³ 231円	
				301m ³ 以上 248.6円	
	井戸水給水の場合	家族等4人まで	3,146円	1人につき 781円	家事専用で動力によらないもの
	公 衆 浴 場	1m ³ につき	20.9円	—	井戸揚水の場合は認定

(2) 四賀地区

種別	料金	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
		汚水排水量	金額	
一般汚水		10m ³ 以下	3,564円	136.4円

(3) 安曇（上高地）地区

区分	基本料金		汚水等量料金 (1㎡につき)	
	排水人口	金額	汚水等量	金額
排除使用者等	1人	5,236円	3,000㎡まで 3,000㎡超	240.9円 419.1円
	2人以上5人未満	10,472円		
	5人以上10人未満	20,944円		
	10人以上13人未満	26,180円		
	13人以上40人未満	68,090円		
	40人以上80人未満	94,281円		
	80人以上100人未満	125,708円		
	100人以上110人未満	188,562円		
	110人以上120人未満	199,045円		
	120人以上	225,236円		
投入使用者等	1人	2,090円	1㎡につき	15,714.6円
	2人以上5人未満	5,236円		
	5人以上20人未満	15,708円		
	20人以上40人未満	20,944円		
	40人以上	26,180円		

(4) 梓川地区

料金 種別	基本料金		超過料金 (1㎡につき)	
	汚水排水量	金額		
一般汚水	10㎡以下	1,760円	11㎡～30㎡	220円
			31㎡～50㎡	231円
			51㎡～100㎡	242円
			101㎡～300㎡	253円
			301㎡以上	264円
一時使用			1㎡につき	264円

(5) 波田地区

種別	料金	基本料金		超過料金 (1㎡につき)	
		汚水排水量	金額		
一般用	10㎡以下	2,057円	11㎡～20㎡	178.2円	
			21㎡～30㎡	184.8円	
			31㎡～40㎡	202.4円	
			41㎡以上	220円	
一時使用			1㎡につき	220円	

16 浄化センター

(令和7年度末現在)

区 分	宮渕 浄化センター	両島 浄化センター	四賀 浄化センター	上高地 浄化センター	波田 浄化センター
処理能力(事業計画) (日最大・m ³ /日)	82,200	43,800	630	1,400	5,400
現在処理能力 (日最大・m ³ /日)	82,200	32,850	630	1,400	5,400
進 捗 率 (%)	100	75	100	100	100
処 理 方 式	標準活性汚泥法		オキシデーショ ンディッチ法	回 分 式 活性汚泥法	オキシデーショ ンディッチ法

17 農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業の概要

安曇地区の農業集落におけるし尿、家庭雑排水等処理する施設を整備し、農村の生活環境を改善して快適な生活と公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業を実施しています。

供用開始後20年以上が経過しているため、島々地区農業集落排水処理施設は令和2年度から令和3年度、大野田地区農業集落排水処理施設は令和4年度から令和5年度に機能強化工事を実施しました。令和6年度から令和7年度は、稲核地区農業集落排水処理施設の機能強化工事を実施しました。

また、令和6年度から地方公営企業会計に移行し、事務の所管が上下水道局となりました。

施設概要

(令和7年度末現在)

区 分	農業集落排水処理施設			小規模集合 排水処理施設
	大野田	島々	稲核	野沢
供用開始年月	H10年4月	H8年4月	H12年11月	H12年4月
計画人口	590人	810人	520人	70人
処理人口	198人	213人	147人	8人
年間総処理水量	17,461 m ³	20,515 m ³	13,630 m ³	669 m ³
年間有収水量	51,606 m ³			669 m ³
管路施設	2,257m	3,104m	2,018m	85m
中継ポンプ		3基	2基	1基
処理能力	160 m ³ /日	219 m ³ /日	141 m ³ /日	19 m ³ /日

18 農業集落排水事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
1 営 業 収 益		10,365	10,080
2 営 業 費 用		64,383	65,688
営 業 利 益		△54,018	△55,608
5 営 業 外 収 益		55,371	54,506
6 営 業 外 費 用		4,000	3,894
経 常 利 益		△2,647	△4,996
7 特 別 利 益		4,160	350
8 特 別 損 失		300	9
当 年 度 純 利 益		1,213	0
当 年 度 純 損 失		0	4,655
前年度繰越利益剰余金		0	1,213
その他未処分利益剰余金変動額		0	0
当年度未処分利益剰余金		1,213	0
当年度未処理欠損金		0	3,442

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

※令和 6 年度から地方公営企業法を全部適用しています。令和 5 年度以前は会計制度の相違により、損益計算書を作成しておりません。

※令和 6 年度及び令和 7 年度は、農業集落排水使用料負担軽減事業（令和 7 年 2 月から同年 3 月まで、令和 8 年 2 月から同年 3 月まで）を実施しています。

19 施設使用料

基本料金	1月当たり	1,650円
排水量による料金	1m ³ ～25m ³	1 m ³ につき 110円
	26m ³ ～	1 m ³ につき 88円

17 病 院

1 病院管理運営

病院局が運営する松本市立病院と四賀の里クリニックは、それぞれ地域性や特色を活かしながら、住民の健康管理及び地域医療の充実を図っています。

(1) 松本市立病院の概要

ア 病院運営方針

(ア) 病院の理念

地域の皆様から信頼され、全職員が患者さんとともに歩み、患者さん中心の、「満足と安心」・「権利と安全」に配慮した医療を実践します。

(イ) 病院の基本方針

- a 松本西部地域の医療機関として、急性期から包括期、在宅医療までの「ライフサイクル全体」にわたる医療を総合的に提供します。
- b 全人的包括医療を実践するとともに、「地域型病院」として幅広く地域の皆さんを支えます。
- c へき地医療支援や感染症対策、災害救急医療、予防医療等の政策医療を担う自治体病院として、保健や福祉と連携し、地域の皆さんの健康を守ります。

(ウ) 経営強化プランの策定

令和6年2月に「松本市立病院経営強化プラン」を策定し、新病院開院に向けて、経営基盤の強化に取り組んでいます。

イ 概 要

区 分	内 容
開設年月日	昭和23年10月1日
診 療 科 目	内科、小児科、外科、整形外科、産科、婦人科、脳神経外科、泌尿器科、麻酔科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科、循環器内科、消化器内科、人工透析内科、糖尿病内科、内分泌内科、呼吸器内科、乳腺外科、肛門外科、消化器外科、形成外科、ペインクリニック整形外科、救急科（救急総合診療科）、歯科口腔外科
病 床 数	199床（一般病床193床・感染症病床6床）
診療日・時間	平日診療 午前8時30分～午後5時15分
職 員 体 制	医師、薬剤師、看護師、助産師、保健師、介護福祉士、看護補助者、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、事務員、診療情報管理士、社会福祉士

ウ 7年度利用者数

区 分	利 用 者 数	1 日平均数	診 療 日 数
入 院	62,323 人	170.7 人	365 日
外 来	80,903 人	334.3 人	242 日
救急搬送受入	1,246 人	3.4 人	365 日
分 娩 数	54 件	0.1 件	365 日
ドック・健診	6,662 人	27.5 人	242 日

エ 病院建設について

昭和60年に建築され、老朽化・狭あい化が課題となっている市立病院の移転建替に向けた取組みを行うため、令和4年3月に「松本市立病院建設基本計画」を策定しました。

同年8月から着手した松本市立病院建設基本設計は令和5年11月に完了し、令和6年9月からは松本市立病院建設工事実施設計業務を進めていました。

しかし、産科分娩機能の廃止や医療を取り巻く情勢の変化を受け、実施設計業務の休止および基本計画の見直しが必要となりました。

令和7年12月に「松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会」を設置し、有識者による検討を重ね、令和8年3月に答申を受けました。検討委員会からの答申の内容を最大限尊重し、新病院の一日でも早い開院に向けて基本計画の修正作業を進めてまいります。

オ 新興・再興感染症対策

第二種感染症指定医療機関として、引き続き感染症対策に取り組めます。

- (ア) 県、市保健所、市医師会、市内医療機関等の関係機関と連携し、フェーズに合わせた感染症病床を確保
- (イ) 感染管理の認定医師による後遺症症状のある患者への対応を継続

(2) 松本市四賀の里クリニックの概要

ア 運営方針

四賀地区住民のための地域医療提供の場として、また、市内の病院、介護施設等と連携し、患者ごとの必要なニーズに対応します。施設更新を控え、今後さらに地域に信頼され、親しまれる医療施設を目指します。

イ 概 要

区 分	内 容
設 置 年 月 日	平成30年4月1日
診 療 科 目	内科・外科
診療日・時間	平日診療 午前8時30分～午後5時15分
職 員 体 制	医師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、薬剤助手、運転手、事務員

ウ 7年度利用者数

区 分	利 用 者 数	1 日平均数	診 療 日 数
外 来	8,666 人	36.3 人	239 日

(3) 病院事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
1 病院医業収益	4,542,440	4,751,372	4,569,889
2 訪問看護事業営業収益	46,215	49,896	60,744
3 診療所医業収益	154,303	141,030	130,353
4 病院医業費用	4,761,105	4,893,608	4,997,913
5 訪問看護事業営業費用	54,588	57,323	63,270
6 診療所医業費用	210,846	206,487	210,175
医業利益（△医業損失）	△283,582	△215,121	△510,373
7 病院医業外収益	770,986	383,053	422,358
8 訪問看護事業営業外収益	62	76	49
9 診療所医業外収益	71,298	79,829	87,618
10 病院医業外費用	171,902	179,857	192,228
11 診療所医業外費用	7,242	6,747	7,796
経常利益（△経常損失）	379,621	61,233	△200,372
12 特別利益	0	0	0
13 特別損失	0	0	0
当年度純利益（△純損失）	379,621	61,233	△200,372
前年度繰越利益剰余金	742,574	1,122,195	1,183,428
その他未処分利益剰余金変動額	0	0	0
当年度未処分利益剰余金	1,122,195	1,183,428	983,056

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

18 教 育

「学都松本」

「学都松本」の推進について

教育委員会は、平成19年の市制施行100周年を機に、先人が築いてきた思いや財産を大切に引き継いでいくため、新たな世紀の目標として「学都松本」の実現を掲げました。令和3・4年度には、新たに「教育大綱」・「第3次教育振興基本計画」を策定し、子どもを主人公に、子どもも大人も生涯を通じて学び続け、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現するため、各種事業を推進しています。

「学都松本」のシンカ

「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

学 校 教 育

1 市立学校

(令和8年5月1日現在)

区 分	校 数	在 籍 者 数
小 学 校	28校(30校)	10,583人(10,586人)
中 学 校	19校(22校)	5,486人(5,513人)
組 合 立 中 学 校	1校	357人

(注) ()は、分校を含む

2 市立以外の学校

(令和8年5月1日現在)

区 分	校 数	在 籍 者 数
小 学 校	国 立	1校
	私 立	2校
中 学 校	国 立	1校
	私 立	2校
中 等 教 育 学 校	私 立	1校
盲 学 校	県 立	1校
ろ う 学 校	県 立	1校
松 本 支 援 学 校	県 立	1校
寿 台 支 援 学 校	県 立	1校
高 等 学 校	県 立	7校(1)〔1〕
	私 立	5校〔3〕
短 期 大 学	私 立	2校
大 学	国 立	1校
	私 立	2校

(注) ()内は定時制
〔 〕内は通信制

3 児童・生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区分 年度	小 学 校			中 学 校		
	校 数	児童数	教員数	校 数	生徒数	教員数
R6	28(30)	11,162 (11,172)	784 (787)	19(22)	5,628 (5,645)	484 (497)
R7	28(30)	10,930 (10,936)	780 (782)	19(22)	5,525 (5,546)	484 (497)
R8	28(30)	10,583 (10,586)	768 (775)	19(22)	5,486 (5,513)	484 (497)

(注) ()は、分校を含む

4 特色ある学校づくり

(1) 小規模特認校

ア 事業目的

豊かな自然環境と小規模であることを活かした特色ある教育を推進する学校を、小規模特認校に指定し、通学区域に関係なく市内のどこからでも区域外就学を認める制度です。児童生徒の選択肢を豊かにするとともに、小規模校の学校規模を維持し、多人数での活動や多様な意見に触れられる機会の創出を図ります。

イ 令和7年度実績

- (ア) 小規模特認校制度による就学者数 31名
- (イ) 通学支援利用者 延べ210名(安曇小学校、安曇中学校で実施)

(2) 松本デュアルスクール

ア 事業目的

松本市の自然豊かな環境や都会とは異なる文化の中で、多様な考え方を持つ仲間とともに学ぶことで、転入・受入双方の児童生徒の学びを一層深めます。さらに、都会で暮らす子育て世代が一時的な移住や二拠点生活を通して、本市の自然豊かな暮らしや文化を体験することにより、移住促進に繋がります。

イ 令和7年度実績

- (ア) 問い合わせ数 40件
- (イ) 見学者数 15世帯(20名の児童生徒)
- (ウ) 制度利用者 13世帯(18名の児童生徒)

(3) 教職員研修

ア 事業概要

令和3年度の中核市への移行により、市独自の教職員研修を実施することが可能になったことから、令和4年度に教育研修センターを設置して教職員研修計画を策定し、令和5年度から独自の研修を実施しています。

イ 令和 7 年度実績

(ア) 研修実施回数 延べ 76 回

(イ) 研修参加人数 3,590 人

(4) リーディングスクール Matsumoto サポート事業

ア 事業概要

多様性・創造性・主体性ある教育活動の実現に向け、学びの改革にチャレンジする意欲あふれる小中学校（リーディングスクール）を支援するため、市独自に、令和 5 年度からアドバイザーの派遣のほか、人的支援（加配教員の配置）や財政支援（研修・視察費の計上）を実施しています。

イ 令和 7 年度実績

リーディングスクール実践校 8 校

旭町小学校、中山小学校、岡田小学校、開明小学校、並柳小学校、梓川小学校、旭町中学校、菅野中学校

(5) 山間地校の新たな学び支援事業

ア 事業概要

安曇小中、大野川小中及び奈川小中の山間地校 6 校が連携し、児童生徒及び教職員が混ざり合いながら、主体的・協働的な学びに取り組む学校づくりを進めます。

イ 令和 7 年度実績

(ア) 令和 6 年 8 月に学校及び行政関係者による「山間地校の新たな学びプロジェクト会議」を立ち上げ、3 地区 6 校が連携してつくる魅力ある学校のあり方について協議

(イ) 県教育委員会の進めるウェルビーイング実践校 TOCO-TON 事業に応募し、採択

(ウ) 3 地区 6 校の職員が一堂に会し、願う学校の連携の在り方を検討

(エ) 3 地区 6 校の子どもたちが一堂に会し、共に活動・対話する機会を開催

(オ) 令和 7 年 4 月から 6 校で授業日課を統一

5 学都松本寺子屋事業

(1) 事業目的

学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。

(2) 主な事業内容

ア 学都松本寺子屋事業交付金

子どもたちに学習支援や体験学習等を行う団体に交付金を交付します。

イ 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録制度

教員 OB や学生、地域の大人など、子どもたちを応援したい大人を募集し、面談等を行ったうえで先生又はサポーターとして登録された方を必要な団体へ繋げます。

(3) 令和 7 年度実績

ア 実施団体 14 団体

イ 延べ実施回数 516 回

ウ 延べ参加者数 4,381 人

エ 延べ支援者数 2,294 人

6 中学校部活動地域展開推進事業

(1) 事業目的

中学校の部活動を地域のスポーツ・文化芸術活動へと展開するため、文化観光部、スポーツ部及び教育委員会が連携して推進体制を整備し、地域クラブの創設・運営支援、指導者の確保・育成、活動場所の確保などを一体的に進めます。これにより、少子化が進む中でも、生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、部活動の教育的意義を継承しながら、新たな価値の創出を図ります。

(2) 主な事業内容

ア 地域クラブ創設支援補助金

要件を満たした地域クラブに対し、活動開始時に必要となる諸経費を支援するため、補助金を交付しています。

※ 令和7年度から予算及び執行はスポーツ部及び文化観光部に移管しました。

イ 地域クラブマネジメント支援

地域クラブの自立的かつ持続可能な運営に向けて、サポートデスクを設置し、地域クラブの運営団体・指導者・生徒に対して伴走型の支援を行っています。

ウ 地域クラブ活動参加費補助金

就学援助受給世帯を対象に、国のガイドラインに準拠した活動を行う地域クラブへ参加する生徒の参加費の一部を補助します。

エ 教育的意義に関する研修

学校支援室指導主事が講師となり、中学生との関わり方や安全管理に関する研修を実施しました。後日、研修動画として指導者にも活用します。

(3) 令和7年度実績

ア 受給団体	19 団体
イ 地域クラブ創設	66 団体
ウ 受給生徒数	56 人
エ 実施回数	3 回

7 学校施設整備事業

(1) 事業目的

児童生徒がより良い環境の中で、学校生活をおくることができるよう、老朽化した学校施設を改修し安全安心な教育環境の整備充実を進めます。

国の「インフラ長寿命化計画」の策定を受け、学校施設についても大規模改造から延命事業へ転換し、築40年経過した建物を今後30年から40年使用するため構造体の延命化とインフラ設備の更新を行う「松本市学校施設個別施設計画」を令和3年3月に策定しました。

(2) 主な事業内容

ア 長寿命化改良事業（改築事業を含む）

単位：千円

学 校 名	事 業 内 容	事 業 費	着工予定年月	竣工予定年月
波田小学校	実施設計（3期）	41,250	R8年2月	R8年12月
源池小学校	基本・実施設計（特別支援学校含む）	104,170	R8年2月	R9年3月
丸ノ内中学校	実施設計	39,780	R8年5月	R10年1月
高綱中学校	第2期工事	2,550,660	R7年11月	R9年2月
波田小学校	第2期工事		R7年9月	R9年3月

イ 学校施設整備事業

単位：千円

学 校 名	事 業 内 容	事 業 費	着工予定年月	竣工予定年月
芳川小学校	給水管更新工事	19,580	R8年6月	R8年10月
菅野中学校	体育館屋根改修実施設計	4,680	R8年4月	R9年3月
小中学校43校	屋内運動場 気化熱冷風機導入	130,160	R8年5月	R8年8月

ウ 学校施設LED化事業

単位：千円

学 校 名	事 業 内 容	事 業 費	着工予定年月	竣工予定年月
大野川小中学校	LED化工事	62,700	R8年5月	R9年1月
小学校8校	校舎照明のLED化	241,560	R8年6月	R15年3月

*準備期間を含めた7年間の債務負担

8 松本市美ヶ原少年自然の家

- (1) 位置 松本市入山辺 8,961 番地 1,358
- (2) 構造・規模 鉄骨造平屋建〔研修棟 766.29 m²・炊飯棟 80 m²〕
- (3) 収容人員 139 名
- (4) 開所 平成9年6月1日
- (5) 総事業費 213,450 千円
- (6) 竣工 平成9年3月31日
- (7) 利用期間 4月25日～10月31日
- (8) 使用料 大人（高校生以上）の宿泊に限り 730 円/1 人
- (9) 利用状況 令和7年度利用人数 1,218 名

9 特別支援学級

(令和7年5月1日現在)

区分	知的障害			自閉症・情緒障害			病 虚 弱			難 聴 他		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	25	45	271	25	93	624	1	1	3	2	2	4
中学校	17	28	166	17	47	300	2	2	3	1	1	2
計	42	73	437	42	140	924	3	3	6	3	3	6

10 私立学校補助

(1) 私立高等学校等運営費補助金

- ・定 額 補 助 松本市内設置校（6校）1校当たり年額 100万円
- ・生徒数割補助 松本市に住所を有する生徒1人当たり 3,900円
(令和8年度予算額 15,040千円 対象8校)

(2) 私立学校校舎等建築事業補助金

ア 学校の種類

高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（学校法人が設置したものに限る。）

イ 対象経費

校舎及び体育館の新築、増改築事業又は、改修事業に要する経費のうち、土地買収費、教材購入費等を除外した経費。ただし、建築費は100万円以上とします。

ウ 補助額

(ア) 国庫補助ありの場合（国の建築単価×建築面積－国・県等補助金）×10％以内

(イ) 国庫補助なしの場合（事業費－その他特定財源[寄付金除く]）×1/3

(ウ) 限度額

補助金の交付を受ける年度を含め過去5年度間に補助金交付を受けていない場合1,000万円。
過去5年度間に補助金交付を受けている場合は、2,000万円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額。ただし、1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。

(3) 私立高等学校等教育用設備整備事業補助金

ア 学校の種類

高等学校、中等教育学校（後期課程）

イ 対象経費

直接教育の用に供する設備の購入に要する経費で、国の補助事業の対象となるもの。ただし、当該経費の総額が100万円以上のものとします。

ウ 補助額

対象経費から国庫補助金相当額を控除した額の4分の1以内の額。ただし、1校当たり年額200万円を限度とします。

11 不登校児童生徒支援事業

(1) 事業目的

長期欠席（不登校）の児童生徒やその保護者及び学校に対して、学習指導や教育相談等を通して、児童生徒の一人ひとりの自立への援助を行います。

(2) 事業内容

ア 山辺教育支援センター、鎌田教育支援センター、波田教育支援センター、寿教育支援センター、オンライン教育支援センター（令和 6 年 10 月開所）を設置。計 17 名の指導員体制で支援

イ 学校教育課学校支援室に不登校支援アドバイザー 2 名を配置し、学校訪問等を通して、教職員や保護者に対する助言・指導や相談支援を行います。

ウ 児童生徒への日常的支援に加え、市の福祉関係機関や関係する N P O との連携を図るとともに、保護者・学校(教師)に対して研修会や懇談会を実施します。

エ 令和 7 年度教育支援センター利用実績

	山辺教育支援センター	鎌田教育支援センター	波田教育支援センター	寿教育支援センター	オンライン教育支援センター	計
小学生	34	12	28	26	37	137
中学生	19	30	20	16	35	120
計	53	42	48	42	72	257

※ オンライン教育支援センターは令和 6 年 10 月 28 日開所

12 「自立支援教員・学力向上推進教員」配置事業

(1) 事業目的

長期欠席（不登校）やいじめ、学習・学級不適応などの児童生徒に、生活習慣指導や学習習慣指導を行うことを通して、将来の社会的自立に向けた援助や、学力向上のためのきめ細やかな指導を行い、児童生徒一人ひとりの伸びる力をさらに伸ばしていけるように基礎・基本の定着を図ります。

(2) 事業内容

ア 「自立支援教員」計 42 名

小学校 24 校に 25 名、中学校 16 校に 17 名を配置し、長期欠席（不登校）等の児童生徒の多様な居場所づくりや新たな不登校を生まない取組み、ひきこもり防止にかかわる指導・援助活動を行います。

イ 「学力向上推進教員」

市立中学校 16 校に「学力向上推進教員」を 16 名配置

・「学力向上推進教員」配置教科（人数）・配置校

・山間小規模中学校 1 校に「山間小規模校中学校学力向上推進教員」を 1 名配置

- (3) 総事業費（令和 8 年度予算額）
228,331 千円

13 特別支援教育支援員配置事業

- (1) 目的
障がいがある児童生徒について、個々の状況に応じた支援を行うとともに、安定した学級運営の維持を目的に、特別支援教育支援員を配置します。
- (2) 事業内容
身体に障がいがあり医療的ケア・介護的ケア・安全確保を要する児童生徒へのケアなど、学習・生活支援を行います。
- (3) 総事業費（令和 8 年度予算額）
63,906 千円

14 A L T (英語指導助手) 配置事業

英語を母国語とする英語指導助手（A L T）を各小中学校に配置しています。

小学校中学年は外国音声に慣れ親しませながら、言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養います。小学校中・高学年では、身近なことについての基本的な表現によって「聞く」「話す」に加え、積極的に「読む」「書く」の態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養います。

中学校では文法訳読に偏ることなく、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を主に、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養います。

- (1) A L T の主な職務内容
- ア 英語又は外国語活動の授業に関する指導業務及び授業の企画補助及び提案
 - イ 授業で使用する教材の作成補助及び提供
 - ウ 学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導及び児童生徒との交流
 - エ 教諭等に対する研修の援助及び研究活動に対する助言等
- (2) A L T の人数と受け持ち学校数
- ア 人 数 18 名（小学校 10 名、中学校 8 名[小中併設校含む]）
 - イ 学校数 28 小学校・20 中学校（鉢盛中学校を含む）
- (3) 総事業費（令和 8 年度予算額）
76,040 千円

15 トライやるエコスクール事業

- (1) 目的
特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史、文化、自然など特色ある素材の活用を図りながら、活力ある学校の創出を目指すとともに、学校教育における環境教育の充実を図ります。

(2) 事業内容

- ア 農作物の栽培、動物の飼育、交流学习、読書指導などそれぞれの学校の特色ある取組みを支援します。
- イ 地域の方を指導者として招き、歴史、文化、伝統工芸、福祉、スポーツなどを児童生徒に学習、体験させることにより、豊かな人間性を培うとともに変化に富んだ教育活動の創造を図ります。
- ウ 「小中学校環境教育支援事業」を活用し、環境に関する体験活動や知識・情報の習得などの実践を行います。

(3) 総事業費（令和 8 年度予算額）

小学校 7,300 千円 中学校 8,679 千円

16 学校教育情報化推進事業

子どもたちの情報活用能力の育成、教科指導における I C T の活用及び校務の情報化を図るため、国の G I G A スクール構想に基づき整備した学習用の 1 人 1 台端末や校内の無線 L A N 環境の運用をはじめ、授業現場で必要な I C T 環境の整備を進めています。

特に、学習用 1 人 1 台端末は、令和 8 年 2 月末で機器リース期限が到来することを踏まえ、国補助金を活用した県市町村共同調達による端末更新を進めています。

(1) I C T 機器の整備状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

名 称 等	1 校当たりの設置状況	
	小学校	中学校
学習用端末 (タブレット端末) 計 18,879 台	1 台／児童 1 人	1 台／生徒 1 人
遠隔学習配信用機器 ・ W e b カメラ 計 220 台	1 セット／学年	1 セット／学年
・ マイクスピーカー 計 773 台	1 セット／学級	1 セット／学級
モバイル W i - F i ルーター 計 700 台	学習用端末利用に際し、インターネット通信環境がない家庭の利用等に配備	学習用端末利用に際し、インターネット通信環境がない家庭の利用等に配備
大型提示装置 (電子黒板 等) 計 1,042 台	1 台／普通教室、 特別支援学級 5 台／特別教室	1 台／普通教室、 特別支援学級 6 台／特別教室
図書館端末 計 116 台	2 台	2 台
校務用端末 計 1,710 台	1 台／教職員 1 人	1 台／教職員 1 人

・その他 I C T 機器

学習等で用いる周辺機器類（書画カメラ、デジタルカメラ、学習素材投影装置等）を全小中学校に配備しています。

(2) I C T 支援員の配置状況

令和 2 年度まで 1 名

3 年度から 計 11 名（4 校当たり 1 名を配置）

7 年 4 月現在 計 13 名

(3) 校務の情報化

ア 統合型校務支援システム（令和3年度から全小中学校で運用）

県市町村の共同調達により、教職員が「連絡掲示板」や「学籍管理（児童生徒名簿、出席簿、成績処理等）」や「帳簿作成（通知表、指導要録等）」等の機能を活用しています。

イ 学校と保護者とのコミュニケーションシステム（令和4年度から全小中校で運用）

保護者に対する「お便り配信」、学校に対する「欠席連絡」等、学校と保護者との双方向の情報伝達に係る I C T 化を実施しています。また、オンライン配信が可能な文書等（給食の献立表、教育関連行事、アンケート等）は、教育委員会の一斉配信に移行するなど、校務の効率化や負担軽減を引き続き進めています。

(4) 上記(1)から(3)までのほか、市立学校における「新しい時代の学び」や「未来思考の新たな学び」を研究、実践する D X 推進モデル校の I C T 環境整備や情報活用に向けた検討を進めています。

(5) 総事業費（令和 7 年度予算額）

小学校 527,610 千円 中学校 336,030 千円

17 市立特別支援学校設置事業

(1) 概要

インクルーシブ教育の推進のため、障がいのある児童生徒が身近な地域で学べることを目指し、源池小学校に特別支援学校小学部、清水中学校に同中学部を併置する形で学校設立を進めています。

(2) 取組状況

ア 令和 5 年度の知事と市長の意見交換以降、市立特別支援学校の設置検討を開始しました。

イ 令和 7 年度には、教育委員会に特別支援学校設置準備室を設置し、有識者や市民の意見聴取を行い、学校の設置方針や設置場所を決定しました。

ウ 令和 8 年 2 月に、特別支援学校（小学部）及び源池小学校の施設整備の基本設計に着手しています。

エ 令和 9 年 4 月の県寿台支援学校小学部源池分教室の設置準備を進めるとともに、学校関係者と児童の教育活動に関する検討を行っています。

(3) 総事業費（令和 8 年度予算額）

110,830 千円

18 学校給食

松本市の学校給食は、5 か所の学校給食センター（西部、東部、梓川、波田、四賀）と、安曇、大野川、奈川小中学校の給食施設により、学校給食法に基づき安全安心で質の高い給食を児童・生徒に提供しています。また、老朽化した施設・設備について早急に解消できるよう、学校給食センターの再整備に向けた取組みを進めています。

(1) 学校給食センター再整備事業

ア 経緯

波田（昭和 46 年開設）及び梓川（昭和 63 年開設）学校給食センターは老朽化が著しく建替えるの必要があり、また西部学校給食センターは建設から 24 年が経過し、大規模な修繕が必要となっています。

イ 再整備基本方針（令和 4 年 11 月策定）

令和 3 年度から学校給食センター全体の再整備に向けて複数のプランについて検討を重ね、同年 6 月からの「再整備の基本的な考え方」についての住民説明会（7 回開催）を経て、同年 11 月に「松本市学校給食センター再整備基本方針」を策定しました。

【再整備基本方針】

(ア) センター方式での再整備

- a 最大調理能力 6,000 食の高機能中規模センターを適地に 2 施設建設（将来的に西部・梓川・波田は廃止）
- b 東部学校給食センターの大規模改修（新学校給食センターと同等機能）
- c 高機能調理機を導入し効率的な調理を実施

(イ) 質の高い学校給食の実現

- a 現在の梓川・波田センターと同様のきめ細かい給食提供を行うため 1,500 食 4 ラインによる調理
- b 調理時間の短縮により、手作り作業時間を増やし、メニューを多様化
- c 1 ラインの調理食数を 1,500 食にすることで地場産品の使用増
- d 栄養士増員による、食育の充実及びアレルギー対応食の早期提供

(ウ) 直営による運営

安全・安心な給食の提供を継続（公設・公営）

ウ 再整備基本計画（令和 6 年 5 月策定）

基本方針に基づき、再整備基本計画を策定しました。

(ア) 基本性能

- a 令和 10 年度の児童・生徒数の推計から、18,000 食の提供食数が必要と想定
- b 効率的な調理動線や手作りを補助する高機能調理機器の導入等により、学校給食摂取基準を満たしたバラエティーに富んだ献立の実現
- c 温室効果ガス排出量削減のための環境負荷低減機能や、ICT による食育ができる施設機能を検討
- d 炊飯施設を設置し、主食の献立の多様化や手作り調理の充実

エ 事業スケジュール等

(ア) 第1新学校給食センター

令和10年4月の稼働を目指し、令和7年度は用地購入の契約及び実施設計等を行いました。

令和8年度から令和9年度にかけて建設工事を行います。

(イ) 第2新学校給食センター

令和12年度以降の稼働を目指し、建設を行います。

(ウ) 東部学校給食センター

令和13年度以降の稼働を目指し、既存給食センターの大規模改修を行います。

(2) アレルギー対応食提供事業

平成11年1月から、児童・生徒の原因食品に合わせたアレルギー対応食を提供しています。

「松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」及び「松本市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、安全なアレルギー対応食を提供するとともに、個々の児童・生徒の症状等の状況を情報共有し、食物アレルギーに対する正しい理解を深めるため、保護者との個別懇談会を毎年行っています。

対応食提供者数

(令和8年3月1日現在)

センター名	西部	東部	梓川	波田	四賀
提供人数	65人	51人	11人	11人	5人

(3) 給食の状況

ア センター給食

(令和8年5月1日現在)

センター名	場所	敷地面積	延床面積	建物構造	対象校	給食数	給食費
西部 (H13.4)	野溝西 3-6-1	6,969.21 m ²	4,010.23 m ²	鉄骨造 2階建	小学校 11校 中学校 6校	7,546 食	小学校 346 円/食 (うち保護者 負担額 0 円)
東部 (H21.8)	原 7-1	7,705.90 m ²	4,062.46 m ²	鉄骨造 2階建	小学校 11校 中学校 7校	7,436 食	
梓川 (S63.12)	梓川梓 755	1,140.55 m ²	820.55 m ²	鉄骨造 平屋建	小学校 1校 中学校 1校	1,025 食	
波田 (S46.4)	波田 10286-1	波田小学校 敷地内	546.35 m ²	鉄骨造 平屋建	小学校 1校 中学校 1校	1,309 食	中学校 417 円/食 (うち保護者 負担額 330 円)
四賀 (H25.4)	会田 1113	四賀小学校 敷地内	393.00 m ²	鉄骨造 平屋建	小学校 2校 (うち私立 1校) 中学校 1校	301 食 (うち私立 95 食)	

イ 安曇・大野川・奈川小中学校

(令和8年5月1日現在)

施設	場所	建物面積	築年	給食数	給食費
安曇小・中学校	松本市安曇 964	150 m ²	S43	91 食	小学校 346 円/食 (うち保護者負担額 0 円)
大野川小・中学校	松本市安曇 3886-1	196 m ²	H6	51 食	
奈川小・中学校	松本市奈川 2281	65 m ²	S44	35 食	中学校 417 円/食 (うち保護者負担額 330 円)

給食費：パン・米飯・牛乳・給食原材料費分

給食費は公費補助を行っています。(公費補助額：小学校 346 円/日(※)、中学校 87 円/日)

※ 国 147 円、県 147 円、市 52 円

市立小学校については令和8年4月1日から完全無償化を実施しています。ただし、私立学校は公費補助の対象外です。

社 会 教 育

19 社会教育関連施設

(令和7年4月1日現在)

区分	施 設 名		所 在 地	電話番号	F A X番号
博 物 館	分 <				

	// 今井公民館	今井 2231 番地 1	59-2001	59-1004
	// 内田公民館	内田 2203 番地 1	58-2494	85-1071
	// 本郷公民館	浅間温泉 2 丁目 9 番 1 号	46-1500	45-1014
	// 松原地区公民館	松原 39 番地 1	57-2322	85-3103
	// 四賀公民館	会田 1001 番地 1	64-3112	64-2933
	// 安曇公民館	安曇 2741 番地 1	94-2301	94-2918
	// 奈川公民館	奈川 3301 番地	79-2121	79-2903
	// 梓川公民館	梓川梓 2285 番地 1	78-3000	78-3942
	// 波田公民館	波田 4417 番地 1	92-2268	92-7111
図書館施設	中央図書館	蟻ヶ崎 2 丁目 4 番 40 号	32-0099	37-1148
	南部図書館	芳野 4 番 1 号	26-1083	25-5337
	あがたの森図書館	県 3 丁目 1 番 1 号	32-1761	33-9986
	鎌田図書館	両島 5 番 50 号	26-0341	27-2957
	寿台図書館	寿豊丘 649 番地 1	58-7167	86-7964
	本郷図書館	浅間温泉 2 丁目 9 番 1 号	46-1262	45-1014
	中山文庫	中山 3533 番地 1	58-5666	58-5671
	島内図書館	島内 4970 番地 1	48-2711	48-2712
	空港図書館	今井 4237 番地 1	86-8460	86-8461
	梓川図書館	梓川倭 562-1	76-2070	76-2071
	波田図書館	波田 10106 番地 1	92-7503	92-7505
	村井駅サービスポイント	村井町南 1 丁目 36-14	32-0099	37-1148
	四賀公民館図書室サービスポイント	会田 1001 番地 1	(中央図書館)	(中央図書館)
社会教育文化施設等	あがたの森文化会館	県 3 丁目 1 番 1 号	32-1812	33-9986
	教育文化センター	里山辺 2930 番地 1	32-7600	32-7604
	池上竹亭	丸の内 10 番 31 号	32-0141	32-0141
	青少年ホーム	芳野 4 番 1 号	26-1083	25-5337
	ふれあいパーク乗鞍	安曇 4855 番地 100	93-1122	93-1122
	奈川文化センター夢の森	奈川 3301 番地	79-2121	79-2903
	Mウイング文化センター	中央 1 丁目 18 番 1 号	32-1132	37-1153

20 教育文化センター

- (1) 位置 松本市里山辺 2930 番地 1
- (2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 3 階建（一部地下 1 階、塔屋 2 階）延床面積 4,135.45 m²
- (3) 建設費 1,338,700 千円
- (4) 竣工 昭和 58 年 6 月 30 日
- (5) 開館 昭和 58 年 10 月 1 日
- (6) 利用状況

年度	総利用者数	左 の 内 訳		使用料	観覧料
		会議室等利用者数	観覧者数		
5	20,370	11,164	9,206	1,313 (千円)	886 (千円)
6	19,540	11,502	8,038	390 (千円)	1,073 (千円)
7	20,671	10,883	9,788	709 (千円)	1,274 (千円)

※1 教育文化センター主催事業関連の利用者数・観覧者数は除く。また、科学展示室は無料開放

のため、観覧者数から除く。

※2 教育文化センター再整備事業工事に伴い、センターは、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで長期休館し、休館期間中は、情報創造館庁舎へ仮設

(7) 施設内容

ア 科学博物館

自然科学を主に扱う博物館（科学展示室、プラネタリウム、天体観測室）

(ア) 科学展示室

科学の原理等をテーマにした展示

(イ) プラネタリウム

光学及びデジタル式を具備する機器を用いたプラネタリウム設備

(ウ) 天体観測室

星空や太陽観測に対応する天体望遠鏡を備えた観測設備

イ 視聴覚センター

I C T機器設備、プログラミング教材貸出

※ 教育文化センター再整備事業工事に伴い、科学展示室、プラネタリウム及び天体観測室は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで長期休館、講座等主要事業は同期間休止

ウ 教育支援センター

(ア) 山辺教育支援センター

不登校児童生徒の相談や支援

(イ) オンライン教育支援センター（令和6年10月～）

オンラインを活用して居場所や社会とのつながりを提供

※ 教育文化センター再整備事業工事の実施に伴い、長期休館期間中、山辺教育支援センターは旧里山辺地区福祉ひろばへ、オンライン教育支援センターは浅間荘（教職員住宅）へ仮設

エ 松本市教育会

松本市内教育団体の活動に会議室を提供

(8) 主催事業・講座

ア 市民向け講座

大人から子どもまで参加し、身近に科学を体験することのできる実践講座

イ 探究支援パック

学校や公民館等の要望に基づき、探究的な学びをサポートするもの。授業づくりの支援や講座の受け入れ、プログラミング関連等の各種教材の貸出しを実施

ウ その他

信大連携サイエンスカレッジ、ラボメンバーズ企画等

※ 主催事業・講座については、教育文化センター再整備事業工事の期間中、内容の見直し等を行い、令和11年4月のリニューアルオープンにあわせて再開。一部の市民向け講座、探究支援パック等については、工事期間中も代替施設の使用等により、規模や回数を縮小して実施

(9) 教育文化センター再整備事業

令和7年度は、空調更新関連を主とした、工事の工程・工法等具体的な内容について検討し、実施設設計を完了しました。令和8年度は、本体工事に着工します。

(10) セイコーエプソン株式会社との連携事業

セイコーエプソン株式会社と教育分野において連携し、プロジェクターによる映像の投影等が学習にもたらす効果について実践検証を進め、教育の質の向上を図るものです。教育文化センターの各種事業等で映像を活用します。

21 生涯学習推進事業

本市では、地区公民館、町内公民館、地区福祉ひろばなどをはじめとするコミュニティ施設で、その役割や機能に応じた学習活動が展開されています。社会環境の変化に対応した生涯学習を推進するため、令和4年6月に改訂した松本市教育振興基本計画「生涯を通じた学びを保障する学都松本」を生涯学習の指針として、コミュニティ活動施設、関係機関等と十分に連携をとりながら事業を進めています。

さらに、子どもたちを地域全体で見守り育てる「地域とともにある学校づくり」を目指し、地区の特性を生かしながら、学校、家庭、地域の連携・協働によるコミュニティ・スクール事業を展開しています。

(1) 松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」の実施

市民と市職員がパートナーとなり、市民が主役となる街づくりを進めるため、平成16年12月から市の政策や業務など市民生活に密着したテーマに関する出前講座を実施し、市民の要望に応じて担当職員が地域へ出向いています。また、講座のメニューには、市や公共的機関が行っている業務や政策など、150の講座を用意しています。

(2) 地区公民館の整備

中央公民館のほか35地区の地区公民館について、個別施設計画に基づく中間補修及び大規模改修等による施設の長寿命化等の整備を進めます。

本年度の主な整備事業

施設名	事業内容	本年度事業費	着手年月	完了予定年月
Mウイング (中央公民館)	電気設備(第4期)工事	58,100千円	R7年8月	R8年7月
島立公民館	建築主体工事(改修)	50,589千円	R8年8月	R9年1月
	電気設備工事(改修)	13,200千円	R8年8月	R9年1月
	機械設備工事(改修)	27,940千円	R8年8月	R9年1月
奈川公民館	公民館解体工事	13,626千円	R7年11月	R8年8月

※ Mウイング(中央公民館)は、第1期から第4期まで4か年で実施。

(3) 生涯学習情報の提供、啓発等

ア 生涯学習情報誌「学びの森いんふおめーしょん」の発行(年3回)

イ 地域の指導者・団体に係る情報を登録した「生涯学習ファイル」の充実

(4) コミュニティ・スクール事業の展開

ア 公民館が学校と地域を結ぶコーディネーター役となり、地域全体で子どもを育てる意識向上を図ります。

イ 身近な地域で大人に見守られ、安心して豊かな感性や感受性を育み、地域の特性を生かした様々な体験を積み重ねることで、変化が激しく予測がしにくいこれからの時代をたくましく生き抜い

ていく子どもたちを育成し、将来の担い手育成につなげます。

ウ 学校の負担軽減や、地域・保護者・子ども・学校関係者のニーズにあった連携・活動を加速させるため、令和5年度から大野川小・中学校、令和7年度から四賀小・会田中学校、筑摩小学校をそれぞれモデル校として、国制度のコミュニティ・スクール事業（学校運営協議会・地域学校協働本部・地域学校協働活動推進員の設置）の取組みを行っています。

(5) 地区公民館フリースペース開放事業の実施

ア 地区公民館に学習・活動をするためのフリースペースを開設し、学生が集い学ぶ場として令和6年8月から7地区(庄内・第三・城東・白板・島内・芳川・寿)で事業を開始しました。

イ 公民館をフリースペースとして開放することを切り口に、若者と公民館の接点を生み出し、放課後や休日の学生の居場所を創出するだけでなく、地域住民・団体との交流や若者の積極的な公民館利用へつなげ、「多世代が交流する公民館」への変革を進めます。

ウ 令和7年度は、総数5,186人の利用がありました。

22 あがたの森文化会館

(1) 位置 松本市県3丁目1番1号

(2) 構造・規模 木造2階建本館及び講堂2棟 延床面積 3,611.11㎡
竣工 本館大正9年8月、講堂大正11年8月

(3) 施設内容 ・ホール(300人) 大会議室4室 中会議室8室 小会議室5室
・開館時間 午前9時～午後10時(日曜日は午前9時～午後5時)
・休館日 月曜日、国民の祝日(祝日が日曜日、月曜日に当たる時は月・火曜
日休館)、12月29日～翌1月3日

(4) 開館 昭和54年10月1日(あがたの森文化会館)

(5) 重要文化財指定 平成19年6月18日 名称：旧松本高等学校 本館、講堂

(6) 利用状況

年度	総利用件数	総利用者数	減免利用件数	使用料
5	3,335件	29,237人	2,741件	2,540千円
6	4,477件	38,865人	3,666件	3,636千円
7	4,914件	42,487人	3,997件	4,272千円

※ 令和5年度は耐震補強工事に伴い、本館北棟と南棟一部に貸館の制限があり、また、外壁塗装工事に伴い、8月～2月に講堂に貸館の制限がありました。

(7) 重要文化財旧松本高等学校校舎整備事業

平成22年度に実施した耐震予備診断の結果において、基準値を満たさない項目があったため、文化庁が定めた「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に沿い、耐震補強工事を進めました。平成26・27年度に耐震基礎診断を実施。平成28年度は壁の耐力度試験を行い、データに基づいた補強案を作成しました。

また、重要文化財旧松本高等学校保存活用計画策定委員会を設置し、建物の保護と活用の方針を検討し、防災計画を含めた保存活用計画を策定(平成28年度)しました。平成29年度は文化庁指導のもと、「糸魚川-静岡構造線断層帯」を起因とする地震動を考慮した追加の耐震基礎診断を実施し、その結果を踏まえた耐震補強工事の実施設計を行いました。

平成 30 年度から 6 か年の計画で耐震補強工事（講堂Ⅰ～Ⅲ期、本館Ⅰ～Ⅳ期）に着手し、工区毎に部分休館をしながら工事を進め令和 5 年度に工事を完了し、令和 6 年度に耐震補強工事報告書を作成・刊行し耐震対策事業を完了しました。併せて令和 3 年度から外壁塗装工事を開始し、令和 5 年度に本館北棟・講堂を実施し、外壁塗装改修事業を完了しました。

また、令和 3 年度耐震補強工事において、床下の蒸気配管保温材からアスベストが検出されたため、利用者等の安全性を考慮し、4 年度までに蒸気配管（保温材を含む。）をすべて撤去しました。

令和 7 年度は、防災対策事業や保存修理工事などの整備事業を実施するために、保存活用計画の見直しを行い、第Ⅱ期計画を策定しました。

令和 8 年度は、防災対策事業として重要文化財建造物に近接する危険木伐採事業を実施し、令和 9 年度以降に冷暖房設備の整備や消防用設備改修等、施設の保存活用のための事業に順次着手します。

23 池上百竹亭

- (1) 位置 松本市丸の内 10 番 31 号
- (2) 概要 池上喜作氏の遺族から建物の寄贈を受けたことを契機に、住居、茶室、庭園等を整備し、生涯学習施設・文化施設として広く施設の提供を行うことにより、教育文化活動振興の場として活用されています。
- 今後は、松本城近傍の立地条件を活かし、観光施設としての活用に向け検討を進めてまいります。
- (3) 構造・規模
- ・敷地面積 1,038.74 m²
 - ・整備内容

建物	居宅	木造平屋建	122.60 m ²
	茶室	木造平屋建	16.52 m ²
庭園	茶庭として整備		95.75 m ²
	日本庭園として整備		216.00 m ²
- (4) 施設内容
- ・和室 3 室、茶室、勝手場、事務室、庭園
 - ・開館時間 午前 9 時～午後 9 時
 - ・休館日 月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、当該日以後の休日に当たらない最初の日）
12 月 29 日～翌 1 月 3 日
- (5) 建設費 49,330 千円
- (6) 竣工 平成 8 年 1 月 31 日
- (7) 開館 平成 8 年 7 月 1 日
- (8) 利用状況

年度	開館 日数	利用 日数	利 用 内 訳				使用料
			公的団体等	文化団体	そ の 他	総 数	
	日	日	件	件	件	件	円
5	309	213	23	149	103	275	286,480
6	309	233	22	135	96	253	151,720
7	308	236	13	187	117	317	405,540

- (9) 管理運営 平成 19 年度から指定管理者制度を導入
- ・平成 19～22 年度 (社) 松本地域シルバー人材センター
 - ・平成 23～28 年度 (一社) 梓川ふるさと振興公社
 - ・平成 29 年度～令和 6 年 12 月 (公社) 松本地域シルバー人材センター
 - ・令和 7 年 1 月～ 直営による管理

24 ふれあいパーク乗鞍

- (1) 位置 松本市安曇 4855 番地 100
- (2) 概要 旧安曇村時代に一般廃棄物最終処分場を当地に建設するにあたり、その影響を少しでも緩和し、地域のコミュニティ形成の一助とする目的で建設されました。
- (3) 構造・規模
- ・敷地面積 11,997 m²
 - ・整備内容 建物 鉄骨造平屋建 979.15 m²
- (4) 設備内容
- ・多目的ホール、カルチャー教室、調理室、和室、事務室、団らんホール、屋根付広場、自転車置場、駐車場
 - ・開館時間 午前 9 時～午後 9 時
 - ・休館日 12 月 29 日～翌 1 月 3 日
- (5) 建設費 318,627 千円
- (6) 竣工 平成 15 年 3 月 31 日
- (7) 開館 平成 15 年 4 月 1 日
- (8) 利用状況

年度	利用件数			利用者数			使用料
	有料	無料	総数	有料	無料	総数	
	件	件	件	人	人	人	円
5	14	203	217	172	2,596	2,768	18,720
6	13	241	254	168	2,563	2,731	22,880
7	6	230	236	52	2,049	2,101	10,400

- (9) 管理運営 平成 20 年度から指定管理者制度を導入
指定管理者 ふれあいパーク乗鞍管理委員会

25 公民館

- (1) 中央公民館 (Mウイング文化センター)
- ア 構造・規模 鉄骨造、地上 7 階、延面積 8002.90 m² (第一地区公民館・ジェンダー平等センター・多文化共生プラザ・中央保健センター・第一地区福祉ひろばを含む。)
- イ 竣工期日 平成 11 年 4 月 12 日
- ウ 施設内容 ホール (360 人) レクリエーション室 大会議室 中会議室 5 室 中視聴覚室 小視聴覚室 2 室 特別室 4 室 (工作室、保育室、料理実習室、和室)、図書室・談

話室・展示コーナー・学習スペース

(2) 地区公民館（35 館）

「社会教育 17 社会教育関連施設一表」のとおり

(3) 中央公民館及び地区公民館の事業（令和 5 年度）

- ア 世代別学習活動・・・青少年・成人・高齢者対象講座
- イ 人権平和学習・・・日本語講座、人権教育講座、人権教育指導者養成講座、平和問題学習
- ウ 男女共同参画学習・・・男女共同参画学習講座、家庭教育講座、子育て講座
- エ 健康事業・・・体育・レクリエーション活動、健康学習、食育講座
- オ 地域・人づくり学習・・・コミュニティスクール事業、地域づくり講座・懇談会
- カ 福祉学習・・・福祉ひろばとの連携講座、地域福祉学習講座
- キ 文化活動・・・歴史文化講座、芸術文化祭、文化活動グループの作品展
- ク 広報活動・・・公民館報、公民館だよりの発行、学習情報の提供
- ケ 町内公民館への支援等・・・町内公民館長研修会、振興業務委託、整備補助金
- コ その他・・・学習相談及び学習グループ等の育成、公民館研究集会

(4) 利用状況

年 度	名 称	利 用 件 数（件）	利 用 人 数（人）
5	中央公民館（Mウイング文化センター）	4,818	112,538
	地 区 公 民 館	50,410	538,689
	計	55,228	651,227
6	中央公民館（Mウイング文化センター）	4,865	157,108
	地 区 公 民 館	54,975	568,662
	計	59,840	725,770
7	中央公民館（Mウイング文化センター）	5,335	134,012
	地 区 公 民 館	56,845	578,224
	計	62,180	712,236

26 町内公民館支援

(1) 町内公民館の活動

町内公民館は、各町会の自主的活動の場として、規模・施設内容とも多様ですが、それぞれ地域性を生かした学習、文化、スポーツ活動を実施しています。

その自主性を尊重しながら、より効果的な充実等をはかるため、町内公民館長の研修会等を通じて活動の支援を進めています。

(2) 市内 484 町会のうち 426 町会に町内公民館施設があります。

(3) 整備補助金

- ア 一般建設費

区 分			補 助 内 容			備 考		
			補助対象経費 の算出	補助率	限度額			
建 物	新 築	単独町 会等	実際の整備費	2／3	万円 1,000	未設置町会等が新築する場合	限 度 額 ま で 交 付 を 受 け た 場 合、新築 及 び 改 築 に つ い て は 10 年、 そ の 他 の 区 分 に つ い て は 5 年 を 経 過 し な け れ ば 次 の 補 助 対 象 と な ら ない。	
				1／2	1,000	既設置町会等が既存の公民館を廃止 して新築する場合		
		複数町 会等		2／3	1,000 × 当 該 町会等の数	複数の未設置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合（未設置町会等 と既設置町会等が新築し、共有の公民 館を設置する場合の未設置町会等を 含む。）		
				1／2	1,000 × 当 該 町会等の数	複数の既設置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合（未設置町会等 と既設置町会等が新築し、共有の公民 館を設置する場合の既設置町会等を 含む。）		
		改 築		単独町 会等 複数町 会等	同上	1,000		
						1,000 × 当 該 町会等の数		未設置町会等と既設置町会等が改築 し、共有の公民館を設置する場合
	増 築	単独町 会等 複数町 会等		同上	600	新、改築時に補助金の交付を受けてい る場合の限度額は、400 万円とする。		
					600 × 当 該 町 会等の数	未設置町会等と既設置町会等が増築 し、共有の公民館を設置する場合		
	改修			2／3	500			
	既 設 建 物 取 得	単独町 会等		2／3	1,000	未設置町会等が既設建物を取得する 場合		
				1／2	800	既設置町会等が買い増しにより既設 建物を取得する場合で、既に補助金の 交付を受けているときの限度額は、 400 万円とする。		
		複数町 会等		2／3	1,000 × 当 該 町会等の数	複数の未設置町会等が既存建物を取 得し、共有の公民館を設置する場合 （未設置町会等と既設置町会等が取 得し、共有の公民館を設置する場合の 未設置町会等を含む。）		
			1／2	800 × 当 該 町 会等の数	複数の既設置町会等が既存建物を取 得し、共有の公民館を設置する場合 （未設置町会等と既設置町会等が取 得し、共有の公民館を設置する場合の 既設置町会等を含む。）			
土 地	敷 地 取 得	単独町 会等	（適正な敷地 面積又は取得 面積のいずれ か 小 さ い 面 積） × （取得 価格又は基準 価格のいずれ か低い額	2／3	1,000	1 館につき、1 回のみの申請とする。		
		複数町 会等			1,000 × 当 該 町会等の数	複数の未設置町会等が共有の公民館 を設置する場合で、共有の敷地を取得 するとき		

限度額
まで交
付を受
けた場
合、新
築及び
改築に
ついて
は 10 年、
その他
の区分
につい
ては 5 年
を経過
しなけ
れば次
の補助
対象と
ならな
い。

※ 既設置町会等の 2 館目以後の町内公民館に係る限度額は、定められた限度額に 0.8 を乗じて得た額とします。

イ 単独福祉関連・耐震補強整備費

補 助 内 容				備 考
補助対象となる工事	補助対象経費の算出	補助率	限 度 額	
1 福祉関連整備 (1) 玄関 スロープ設置工事 (2) トイレ 洋式化工事、洗面台の設置工事、車いすスペース確保のための改修工事 (3) 台所 厨房機器の改修工事 (4) 階段 エレベーターの設置工事、階段の改修工事 (5) その他 長野県福祉のまちづくり条例（平成7年長野県条例第13号）第10条第1項に規定する特定施設整備基準を満たす工事で、建物の主体に係るもの 2 耐震補強整備 耐震診断に基づく耐震補強工事	実際の整備費	2/3	万円 500 500×当該町会等の数 （複数の町会等が共有する公民館の整備を行う場合）	限度額まで交付を受けた場合、5年を経過しなければ、次の補助対象とならない。

ウ 借上料

区 分		補 助 内 容		
		補助対象経費の算出	補助率	限度額
借地	平成7年4月1日以降の借地契約により新規に公民館を設置するもの	近傍路線価×借地面積×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額	契約年度を含む3ヵ年10/10 上記以降1/2	万円／年 5
	上記以外のもの		1/2	
借家	平成7年4月1日以降の借家契約により新規に公民館を設置するもの	（建物評価額＋近傍路線価×建築基準法上必要な面積）×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額	契約年度を含む3ヵ年10/10 上記以降1/2	5
	上記以外のもの		1/2	

（備考）複数の町会等が借地又は借家する場合の補助金の限度額は、1年間に付き5万円×当該町会等の数とします。

エ 解体除却費

補 助 内 容				備 考
補助対象となる工事	補助対象経費の算出	補助率	限 度 額	
既存建物等の取壊しに要する工事費	実際の整備費	1/2	万円 200	限度額まで交付を受けた場合、5年を経過しなければ、次の補助対象とならない。
			200×当該町会等の数 （複数の町会等が共有する公民館の整備を行う場合）	

(4) 振興業務委託の実績

公民館活動の振興を図るため市内35地区内の各町内公民館に業務委託をしました。

年度	件数	委託料（千円）
7	479	14,611

27 中央図書館

明治 24 年 5 月に開智書籍館の名称で創設され、大正 10 年 2 月、松本市立図書館として発足しました。平成 3 年 10 月新中央図書館としてオープン、南部、あがたの森、鎌田、寿台、本郷、中山文庫、島内、空港、梓川、波田の 10 分館を設置しています。

(1) 中央図書館の規模

建築面積 1,932.25 m² 延床面積 4,831.64 m²

構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建

竣 工 平成 3 年 9 月 25 日

総事業費 1,956,000 千円

(2) 令和 8 年度予算額（人件費を除く）

図書館費 331,860 千円

うち資料整備事業費 84,820 千円

(3) 中央図書館及び各分館の概要

（令和 7 年度末現在）

館 名	住 所	開設年月	蔵書数 (冊)	年間貸出 (冊)	調査件数 (件)
中 央 図 書 館	蟻ヶ崎 2-4-40	大正 10 年 2 月	683,614	601,042※	3,148
南 部 図 書 館	芳野 4-1	平成 2 年 5 月	75,655	224,445	737
あがたの森図書館	県 3-1-1	昭和 54 年 10 月	25,129	81,523	874
鎌 田 図 書 館	両島 5-50	平成 2 年 4 月	33,822	76,158	616
寿 台 図 書 館	寿豊丘 649-1	平成 5 年 4 月	30,436	75,434	551
本 郷 図 書 館	浅間温泉 2-9-1	平成 11 年 4 月	32,236	100,113	1,954
中 山 文 庫	中山 3533-1	平成 13 年 4 月	168,967	41,112	518
島 内 図 書 館	島内 4970-1	平成 13 年 5 月	36,220	84,318	960
空 港 図 書 館	今井 4237-1	平成 14 年 4 月	44,911	86,570	203
梓 川 図 書 館	梓川倭 562-1	平成 24 年 5 月	57,174	73,378	329
波 田 図 書 館	波田 10106-1	平成 7 年 4 月	101,134	88,703	307
計			1,289,298	1,532,796	10,197

・ I C 機器設置工事のため、令和 8 年 2 月 23 日から 2 月 27 日まで全館休館

※ 村井駅・四賀公民館図書室サービスポイントでの貸出冊数を含む

(4) 団体貸出

団 体 名	年間貸出冊数（冊）	施設・団体数（団体）
読 書 会	435	1
高 齢 者 施 設	2,145	6
児 童 施 設	12,577	21
学 校	1,367	7
地 区 公 民 館	11,270	13
市 施 設 等	2,177	4
計	29,971	52
障 害 者 等 家 庭 配 本	3,264	42 人

(5) 子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・団体・学校・施設等の連携体制づくりを進めています。

(6) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進

令和4年10月に策定した松本市図書館未来プランに位置付けられた施策の柱及び具体的な取組みに沿って事業を推進し、基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するための取組みを推進します。

(7) 図書館からの情報発信

市民に図書館をより身近に感じていただき、図書館の利用促進を図るため、図書館からの情報発信を行っています。

平成24年12月 図書館ホームページの開設

平成25年4月 「図書館だより」を月1回発行

平成26年4月 FMまつもとの「まつもと日和」に月1回出演（第2木曜日）

平成28年4月 Facebook ページ「松本市図書館～アルプスの山々に囲まれた～」を開設

令和5年4月 X（旧 Twitter）アカウントを開設

令和7年8月 LINE アカウントを開設

(8) 図書館利用者サービスの充実

ア 中央図書館では、夏期期間の土・日曜日及び休日の開館時間の延長を実施しているほか、平成30年4月から中央図書館の休日の翌日振替休館を廃止して利用者サービスの充実を図りました。

イ 平成30年度に図書館ホームページをリニューアルし、松本市図書館、松本市美術館コレクション、まつもとの文化財、松本まると博物館収蔵品、全国遺跡報告総覧（松本市が発行した資料）、松本市文書館収蔵目録検索等を横断検索できる外部サイト『松本市の地域資料検索「まつサーチ」』を開設しました。

ウ 令和4年8月から県と市町村による協働電子図書館「デジとしょ信州」へ参加し、令和5年10月から、視覚に障がいがある方のためのアクセシブルライブラリーの利用登録を開始しました。令和6年3月から図書館利用者カード新規登録、再発行、更新（有効期間の更新、登録内容の変更）、デジとしょ信州の利用登録について電子申請で受付を開始しました。

エ 令和6年10月から村井駅2階待合・学習スペース及びサービスポイントを開設、令和6年11月から四賀公民館図書室にサービスポイントを開設し、予約資料の受け取りと返却を可能としました。

オ 令和7年8月から公式LINE アカウントを開設。図書館システムと連携することで、スマートフォン等からの検索・予約を可能としました。

カ 令和8年3月からICT機器を導入。全館にセルフ貸出機、返却機（中央・南部）、セルフ予約棚（中央・南部）、入口ゲート（あがたの森・本郷除く）を設置し、利用者の利便性向上を図りました。

19 広域消防

1 消防の概要

高速交通網の発達や都市化の進展などに伴い、災害が複雑・多様化する中で、平成5年4月1日、当時の松本地域19市町村（現在8市村）を一体化した松本広域消防局が発足し、常備消防体制と非常備消防体制との連携による、安全・安心な地域社会の実現に向けた消防施策を推進してきました。

社会情勢や住民ニーズの変化に対応した消防・救急・救助体制の充実や住民の安心で安全な暮らしを確保するために必要な予防体制の強化を進めるとともに、大規模災害や特殊災害時における危機管理体制の整備に努めています。

消防署の現有勢力（松本広域消防局中松本市管内分）

消防団の現有勢力

（令和8年4月1日現在）

（令和8年4月2日現在）

区 分	消 防 署							消 防 団					
	職 員 数	は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	消 防 ポ ンプ 車	救 急 車 (ドクターカー兼)	そ の 他 の 車 両	分 団 数	団 員 数	消 防 ポ ンプ 車	積 載 車	小 型 動 力 ポ ンプ	指 揮 広 報 車
総数	人 280	台 2	台 1	台 1	台 17	台 10	台 55	分団 39	人 1,665	台 28	台 92	台 92	台 2
消防局 (嘱託を除く)	46	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-
丸の内消防署	26	1	-	-	2	1	5	-	-	-	-	-	-
〃 庄内出張所	15	-	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-
芳川消防署	25	-	-	-	2	1	6	-	-	-	-	-	-
〃 神林出張所	13	-	1	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
渚消防署	37	1	-	1	3	2	5	-	-	-	-	-	-
本郷消防署	23	-	-	-	2	1	5	-	-	-	-	-	-
〃 山辺出張所	13	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-
梓川消防署	23	-	-	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-
〃 安曇出張所	13	-	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-
明科消防署	23	-	-	-	1	1	4	-	-	-	-	-	-
山形消防署	23	-	-	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-

2 火災の概要

令和7年中の松本市における火災の概況は、出火件数は71件で前年に比較して15件増加、死者は4人で6人減少、損害見積額は67,236千円で109,264千円(61.9%)減少となっています。

年	火災 件数	罹災世帯			焼損面積		死傷者		損害見積額(千円)
		全損	半損	小損	建物㎡	林野a	死者人	傷者人	
4	62	9	3	28	2,026	11	2	11	170,943
5	55	7	2	15	1,174	360	3	5	53,674
6	56	12	2	20	2,636	810	10	11	176,500
7	71	7	0	16	1,876	176	4	10	67,236

3 救急活動状況

令和7年中の松本市における救急活動状況は、救急出動件数が12,604件、搬送人員が11,674人と前年に比較して、件数で112件(0.9%)減少、搬送人員で115人(1.0%)減少しています。

なお、1日に34件の割合で救急隊が出動し、市民の19人に1人が救急車により病院に搬送されたことになります。

年	総 数	火 災	交 通	労 働 災 害	一 般 負 傷	急 病	そ の 他	搬送人数			不 搬 送 (件)
								計(人)	男(人)	女(人)	
4	11,818	43	700	70	1,734	8,032	1,239	11,045	5,603	5,442	845
5	12,263	44	685	83	1,777	8,424	1,250	11,395	5,761	5,634	950
6	12,716	50	668	85	1,898	8,713	1,302	11,789	6,013	5,776	995
7	12,604	43	668	71	1,960	8,620	1,242	11,674	5,816	5,858	1003

4 ドクターカー運用状況

救急現場で医療処置を行うことにより、傷病者の救命を図ることを目的として、昭和57年6月から運用を開始し、24時間体制で信州大学医学部附属病院高度救命救急センターと相澤病院救命救急センターの医師が搭乗し、運用しています。

また、松本広域圏の医療機関、県の関係機関及び市町村で構成する「松本広域圏救急・災害医療協議会」に「ドクターカー等管理運営委員会」を置き、円滑な運用を図っています。

令和7年中のドクターカー運用状況は、出動件数が34件、搬送人員が16人と前年に比較して、件

数で 16 件(32.0%)減少、搬送人員で 14 人(46.6%)減少となっています。

年	総 数	火 災	交 通	労 働 災 害	一 般 負 傷	急 病	そ の 他	搬送人数			不 搬 送 (件)
								計(人)	男(人)	女(人)	
4	27	1	7	2	4	3	10	19	9	10	8
5	45	－	6	3	2	9	25	22	16	6	23
6	50	－	6	－	7	12	25	30	21	9	15
7	34	1	7	1	－	4	21	16	13	3	18

5 危険物施設数

消防法別表に定める指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う製造所等の許可施設は 874 施設です。

総 数	製造所	貯蔵所							取扱所			
	製 造 所	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般
874	1	69	78	19	251	－	194	7	132	1	3	119

6 防火対象物数・消防同意数

消防法第 7 条による消防同意件数は 275 件、また消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象数は 11,672 対象物です。

区 分	丸の内 消防署	庄 内 出張所	芳 川 消防署	神 林 出張所	渚 消防署	本 郷 消防署	山 辺 出張所	梓 川 消防署	安 曇 出張所	明 科 消防署	山 形 消防署	合 計
防火対 象物数	1,872	1,089	1,949	1,125	2,703	842	789	359	413	161	370	11,672
消 防 同意数	57	35	37	16	64	16	19	10	1	3	17	275

7 消防水利の状況

国の消防水利の基準に基づき、消防水利を必要に応じて整備しています。

合計	消火栓		防火水槽		その他指定水利等
	公設	私設	公設	私設	
8,285	6,862	60	1,324 (※)	92	152

※ 20 トン以上の防火水槽数

8 中高層建築物状況

都市環境の整備、空間有効利用等から本市においても都市化が進み、建築物の中高層化が進展し、その使用形態も複雑化している現況から、これら中高層建築物の火災に対応できる装備の充実を図るとともに訓練強化に努めています。

階別	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
総数	1,562	325	166	93	44	24	13	24	6	3	3	6	10	2,279